

各支部の事業計画について

平成26年度 事業計画（北海道支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 （１）健康保険制度・事業等の周知に係る取組強化 ・支部評議会の開催（年６回）と会議体の更なる活性化（企画総務Ｇ） ・データヘルス計画の作成（企画総務Ｇ）（保健Ｇ） ・健診・レセプトデータを活用した支部職員による事業所等訪問の実施（企画総務Ｇ） （２）行政（北海道）等との連携・発信強化 ・北海道の関係部署との情報交換等連携強化（企画総務Ｇ） ・札幌市との「健康づくり包括協定」の締結と効果的な運用（企画総務Ｇ） ・保険者間の連携、取り組みの強化（保険者協議会機能他）【医療費適正化総合的対策】（企画総務Ｇ） ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 （１）北海道支部医療費適正化総合対策の実施（詳細は項目毎に記載）（該当Ｇ） ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 （１）加入者及び事業主等への周知広報の更なる強化（軽減額通知の実効性向上）【医療費適正化総合的対策】（企画総務Ｇ） （２）北海道薬剤師会等との協力連携の強化 ○調査研究の推進等 （１）特定健康診査・特定保健指導結果分析（企画総務Ｇ）（保健Ｇ） （２）市町村別健康度診断シートの作成（企画総務Ｇ） （３）事業所別健康度診断シートの作成（企画総務Ｇ） ○広報の推進 （１）定期広報物の更なる充実（定期広報物、ＨＰ、メルマガ他）（企画総務Ｇ） （２）新たな広報手法の模索（企画総務Ｇ） ・協会広報デザインコンペティションの開催（企画総務Ｇ） （３）適正受診の啓発勧奨に係る広報強化【医療費適正化総合的対策】（企画総務Ｇ） ・乳幼児層（保護者）を対象とした医療費適正化に関する啓発漫画の作成・配付（企画総務Ｇ） （４）デンタルケアに関する事業所に対する啓発（パンフレット等の作成・配布）（企画総務Ｇ）

2. 健康保険給付等

○サービス向上のための取組

- (1) 健康保険給付（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料）のサービススタンダードを申請の受付から給付金の振込みまでの期間を10営業日以内（書類不備による返戻等・担当医師への照会が必要な場合等を除く）と設定し、着実に実施（業1G）
- (2) サービススタンダード以外の健康保険給付及び資格関係届等に関する早期処理の実施（業1G）（業2G）
- (3) 任意継続被保険者用しおりの作成（周知と加入者サービス向上を目的に作成する）（業革G）
- (4) 新任事務担当者に対する健康保険給付等実務講習会の開催（半期1回）（業革G）
- (5) お客様満足度の向上（お客様満足度調査等の結果を踏まえた窓口サービス等の向上を図る）（業革G）

○高額療養費制度等の周知

- (1) 高額療養費及び出産育児一時金の未申請者に対する申請勧奨の実施（業1G）（業2G）

○窓口サービスの展開

- (1) 加入者等の利便性維持及び向上（業革G）

○被扶養者資格の再確認

- (1) 被扶養者資格再確認業務の的確な実施（業1G）

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- (1) 柔道整復施術療養費の施術内容等に係る審査強化（業2G）
- (2) 柔道整復施術療養費の適正化（負傷原因照会を通じた適正受診の周知）【医療費適正化総合的対策】（業革G）
- (3) はり・きゅう・あんま・マッサージ療養費の適正化（医師照会・患者調査の実施）【医療費適正化総合的対策】（業2G）

○傷病手当金・出産手当金等の不正請求の防止

- (1) 効果的な審査・調査の実施および審査担当職員の定期的な研修実施【医療費適正化総合的対策】（業1G）
- (2) 「保険給付適正化プロジェクトチーム」による疑義案件に対する事業主への立入検査も視野に入れた厳格な対処（調査及び審査）【医療費適正化総合的対策】（業1G）
- (3) 適正申請のための定期広報を通じた加入者及び事業主等への周知【医療費適正化総合的対策】（業1G）
- (4) 海外療養費支給申請における重点審査（業2G）

2. 健康保険給付等

○効果的なレセプト点検の推進【医療費適正化総合的対策】（レセプトG）

- （1）医療給付の審査（レセプト内容点検）強化
 - ・被保険者1人当たり内容点検効果額（年間目標） 前年度効果額を上回る
 - ・被保険者1人当たり診療内容等査定効果額（年間目標） 前年度効果額を上回る
- （2）自動点検や汎用任意抽出を活用した効率的かつ効果的な内容点検業務の実施
- （3）各種研修会等の実施による職員の資質向上、情報共有化による点検スキルの標準化
- （4）他保険者および支払基金との連携強化による再審査請求の適正化
- （5）北海道厚生局との連携強化による疑義事例等の適正化
- （6）医療費通知の実施
- （7）資格点検における効果的なレセプト返戻および返還事務の実施
- （8）外傷性レセプト点検における効率的かつ的確な求償・返還事務の実施

○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化【医療費適正化総合的対策】

- （1）資格喪失後受診防止のための資格喪失済被保険者証の回収強化および未返納者リストデータ分析による事業所指導等の実施（業1G）
- （2）任意継続被保険者の無資格受診防止のため制度周知および事業所指導（業1G）
- （3）被保険者証の適正利用に関する啓発（業1G）

○積極的な債権管理回収業務の推進【医療費適正化総合的対策】（レセプトG）

- （1）資格および外傷点検と連動した債権発生抑制の実施
- （2）発生した債権の早期回収および未納者に対する効果的な納入督促の実施
 - ・債権回収率（年間目標） 前年度回収率を上回る

○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- （1）健康保険委員研修会の開催（全道16か所・年2回以上）（業革G）
- （2）健康保険委員のモニター制度を活用したアンケートの実施（年1回・支部事業運営への反映・サービス向上）（業革G）
- （3）健康保険委員表彰の実施（研修会等の活用）（業革G）
- （4）健康保険委員に対する情報提供（広報紙「協会けんぽほっかいどう」の毎月発行・「健康保険相談の手引き～平成26年度版～」等の配付）（業革G）
- （5）健康保険委員の拡大（平成25年度末健康保険委員人数を上回る）（業革G）

3. 保健事業

○保健事業の総合的かつ効果的な推進

(1) 支部健康づくり推進協議会の開催（年2回）と会議体の更なる活性化（保健G）

○特定健康診査及び特定保健指導の推進

(1) 健診

①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：602, 541人）

・生活習慣病予防健診 実施率：46.6%（実施見込者数：280, 800人）

・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：29, 850人）

②被扶養者（受診対象者数：237, 986人）

・特定健康診査 実施率：12.8%（実施見込者数：30, 500人）

(2) 保健指導

①被保険者（実施対象者数：55, 607人）

・特定保健指導 実施率：8.0%（実施見込者数：4, 448人）

（内訳） 協会保健師実施分 6.1%（実施見込者数：3, 392人）

アウトソーシング分 1.9%（実施見込者数：1, 056人）

②被扶養者（実施対象者数：2, 715人）

・特定保健指導 実施率：3.5%（実施見込者数：95人）

○各種業務の展開

(1) 受診勧奨対策（保健G）

①生活習慣病予防健診実施機関による受診勧奨

②特定健診未受診者への再勧奨

③特定健診と市町村の集団検診の同時実施

④事業者健診データ取得促進（医療機関及び公的機関等に対する提出勧奨）

⑤新規適用事業所に対する健診の受診勧奨

⑥任意継続被保険者に対する健診の受診勧奨

⑦市町村と共同の健診受診勧奨と保健指導の展開

(2) その他の保健事業

①健康増進月間の展開（健康づくり講演会の開催、健康関連イベントへの出展・参画、協会広報デザインコンペティションの開催）（企画総務G）（保健G）

②糖尿病を主体とした重症化予防の実施（保健G）

③禁煙・減煙に係る周知活動の実施（保健G）

④ITを活用した特定保健指導の推進（保健G）

⑤出前健康づくり講座・健康相談会の実施（保健G）（業革G）

⑥ウォーキングコンテストの継続実施及び普及促進（業革G）

⑦ラジオ体操の普及促進（業革G）

4. 組織運営及び業務改革	○業務・システムの刷新 (1) 事務処理体制の整備、各種研修等の実施による新しい業務・システムの早期定着の推進（全グループ） ○組織の適切な運営 (1) 業務実施状況の確認に係る自主点検の実施（年2回） (2) 各種委員会（コンプライアンス・リスク管理等）によるリスク管理等の強化 ○人材育成の推進 (1) 階層別・業務別研修（制度改正等）等の実施（企画総務G）（業革G） ○業務改革の推進 (1) 『お客様の声』・『事務処理誤り』等の事例共有、再発防止とサービス改善、支部内業務改善意識の更なる醸成（業革G） (2) 業務改善委員会の開催による業務改革推進強化（四半期1回）（業革G） ○経費の節減等の推進 (1) 一般事務経費及び運営経費等の管理・検証とコスト意識の醸成（企画総務G） (2) 業務効率の向上による時間管理の厳格化（超過勤務時間の縮減）（企画総務G）
---------------	--

平成26年度 事業計画（青森支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ① 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、青森県の医療費、健診データ、加入者・事業主の考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。 - ア 医療に関する情報の収集と分析 - イ 医療に関する情報の加入者・事業主への提供 - ウ 県など関係方面への積極的な発信 - エ 他の保険者との連携や共同事業の実施 - オ 保健事業の効果的な推進 - カ ジェネリック医薬品の使用促進 【取組みの具体例】 ● 県教育庁との連携による小・中学校における「健康教室」の開催 ➢ メディア以外に市町村に対しても積極的な情報提供を行い、市町村広報誌等への記事掲載を図るとともに、今後の市町村との協力関係を構築する足がかりとする。 ● 五所川原労働基準監督署との連携による保健指導の勧奨 ➢ 協会けんぽから事業所へ送付する保健指導の案内に、事前に五所川原労働基準監督署から提供いただいた署長名での勧奨文を同封することにより、保健指導実施率の向上と加入者の健康増進を図る。 ● 五所川原労働基準監督署（労働局）、五所川原市、五所川原保健所（県）との4者連携による「健康管理特別指導モデル事業」の実施 ➢ 行政からモデル事業場として指定された事業所の保健指導対象者を受け入れ、保健指導実施率の向上と加入者の健康増進を図る。 ● 被扶養者を対象としたショッピングセンターでの「まちかど健診」の実施 ➢ 青森市、八戸市に加え、弘前市でも実施予定。市が行うがん検診の受診勧奨等も実施する。 ● 八戸市の保健推進員を活用した健診等の広報 ➢ 協会けんぽの健診等に関するパンフレットを作成し、保健推進員に配布することで、理解を深めていただき、各地区での受診勧奨に役立てていただく。

- ② 協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改正に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するため、引き続き、メディア・関係団体へ積極的に意見発信を行うとともに、各種広報や研修会等を通じ、加入者や事業主の理解を得るための情報発信を行う。
- ③ 県や市町村等の医療政策・介護政策の立案に関わる各種協議会に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。また、県と締結した健康づくり推進に向けた包括的連携に関する覚書に基づき、県との更なる連携推進を図る。

(2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ① 本部主導のもと、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを継続して実施するとともに、加入者への適切な広報を実施する。
- ② 健康保険委員研修会等において、ジェネリック医薬品について参加者に詳しく説明するとともに、使用についての意思表示を容易にする希望シールを必要に応じて配布することで、加入者への広報と使用促進の協力依頼を行う。また、新規適用事業所等に対しても使用促進チラシと希望シールを送付し、同様に使用促進を図る。
- ③ 「青森県後発医薬品安心使用促進協議会」に積極的に参加し、青森県におけるジェネリック医薬品の使用促進に当たっての課題を整理し、必要な方策等を検討することにより、ジェネリック医薬品を患者及び医療関係者が安心して使用できる環境整備等を図る。

【目標】ジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）：25年度を上回る

(3) 広報の推進

- ① 定期的な広報誌やホームページ、メールマガジンを活用し、加入者及び事業主に対する広報を積極的に行う。また、県、市町村、関係団体との連携による広報やメディアへの情報提供を積極的に行う。

【目標】メールマガジンの配信件数：1,250件

- ② モニター制度や対話集会、アンケートをはじめ、加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。
- ③ 救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう広報に努める。
- ④ 青森県保険者協議会等への提案を行いながら、資格喪失後受診防止ポスターを作成し、医療機関・調剤薬局へ送付・掲示依頼を行うことで、被保険者証の正しい使用について患者へ周知するとともに、資格喪失後受診による返納金債権の発生を抑制する環境整備を図る。

(4) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員を対象とした研修等の開催により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業所における広報、相談、各種事業の推進等にご協力をいただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、年金事務所との協力・連携や公募、新規適用事業所や未選任事業所に対する勧奨等により、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大を図る。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組み

加入者等からお寄せいただいたご意見を基に、更なるサービスの改善に取り組む。
また、傷病手当金等の現金給付については、申請書の受付から給付金の振込までの期間を 10 営業日以内（サービススタンダード）と定め、その状況を適切に管理し、着実に支給する。

【目標】健康保険給付申請書の受付から振込までの目標日数（10 営業日以内）の達成率：100%

(2) 高額療養費制度の周知

平成26年度に改正が見込まれる高額療養費制度については、事業所や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。
また、高額療養費の未申請者に対しては、ターンアラウンド方式による申請勧奨を行う。

(3) 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ年金事務所へ職員を配置し、効率的かつ効果的にサービスを提供する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認については、医療費の適正化や高齢者医療制度に対する拠出金等の適正化を目的に、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請や長期受療者（6か月以上）の申請について加入者に対する文書照会を行い、回答の結果、請求内容が疑わしいものについては、必要に応じて施術者に照会する。また、加入者への照会時にはパンフレットを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

不適切な申請事例へ厳格に対処することを目的に支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、支部全体で対応するとともに、年金機構等の関係機関と連携し、調査及び審査に取り組む。
さらに、本部から提供される支払済データ（資格取得日または月額変更日から近い請求によるもの）を基に調査・点検を行い、必要に応じて年金機構と合同で対象事業所への立入検査等を実施する。
また、不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査や加入者照会を行うなど、支給申請書の審査を強化する。

	(8) 効果的なレセプト点検の推進 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した点検の徹底に努めるとともに、点検員のスキルアップを図るために機能的な点検体制を確立し、支部独自研修・医科検討会、査定事例の収集・共有化を強化する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。さらに、内容点検業務の外注委託については、競争性を確保すること並びに点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げる。 【目標】加入者1人当たり診療内容等査定効果額（10割）：25年度を上回る (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 債権の発生を防止するため、加入資格を喪失した者の被保険者証の回収について、次のとおり強化する。 ① 一般加入者については、日本年金機構が行う催告状による一次催告のほか、協会けんぽでは文書による二次催告等を行う。 ② 任意継続加入者については、資格喪失した時点はもちろんのこと、資格取得時にも返却について案内し、確実な返却を促すとともに、未返却者に対しては催告状の送付のほか、電話による催告も行う。 また、事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて注意喚起を行う。 (10) 積極的な債権管理回収業務の推進 発生した返納金等の債権については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 また、本部が開催する担当者研修会等を通じ、回収業務のノウハウや効果的な回収方法を取得する。
3. 保健事業	(1) 健診 ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：146,056人） ・生活習慣病予防健診 実施率：55.0%（実施見込者数：80,300人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：14,600人） ○ 被扶養者（受診対象者数：51,604人） ・特定健康診査 実施率：25.0%（実施見込者数：12,900人）

	(2) 保健指導 ○ 被保険者（実施対象者数：19,074 人） ・ 特定保健指導 実施率：20.0%（実施見込者数：3,814 人） （内訳） 協会保健師実施分 14.4%（実施見込者数：2,744 人） アウトソーシング分 5.6%（実施見込者数：1,070 人） ○ 被扶養者（実施対象者数：1,220 人） ・ 特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：122 人） (3) その他の保健事業 ・ 小・中学生を対象とした健康づくり事業（青森県教育庁との連携により対象校の紹介） (4) 受診勧奨対策 ・ まちかど健診の実施 ・ 労働局等との連携による事業者健診データ取得及び保健指導の勧奨 ・ 支部長及び職員訪問による保健事業の促進（健診受診勧奨・事業者健診取得・保健指導の勧奨含む） ・ IT を活用した特定保健指導
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システムの刷新 ① 新システム稼働に向けた移行・テスト等の確実な実施 データ移行に伴う各種テストを確実にを行い、新システムへのスムーズな移行を実施する。 ② 新しい業務・システムの早期定着の推進 本部と連携して、新しい業務処理を踏まえた新たな業務マニュアルを作成する。 併せて、本部主催の集合研修や支部研修を通じ、新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。 また、業務の移行、新しい機器の設置などに対応するとともに、申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員等にお知らせするため、支部長をプロジェクトマネージャーとする「業務・システム刷新プロジェクトチーム」を設置し、移行に向けた準備を推進する。 (2) 組織や人事制度の適切な運営 ① 組織運営体制の強化 本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ② 実績や能力本位の人事の推進 目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。

③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催などにより、リスク管理体制を整備する。

(3) 人材育成の推進

職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

(4) 業務改革の推進

① より良いサービスの標準化を目指し、具体的な改善を実現していくため、ブロック単位で開催される業務改革会議等に提案するとともに、支部に新設した業務改善委員会で議論し、創意工夫を取り入れていく。

② 入力業務等の定型的な業務については、アウトソーシングや契約職員を活用するとともに、業務プロセスや職員の配置等の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

(5) 経費の節減等の推進

① 引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

② システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、経費削減の観点からもどのような方策が可能か検討を加えていく。

③ 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成26年度 事業計画（岩手支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○地域の実情に応じた事業運営の推進 ・評議会の定期的な開催と、意見・提言を踏まえた事業運営の展開 ・協会けんぽの財政状況を政府及び地元国会議員、メディア、関係団体等へ広く発信 ・医療費、健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信と関係団体との連携強化 ・県とのより一層の連携・協力の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・岩手県保健福祉部および岩手県がん対策推進協議会等への情報・意見発信 ・データヘルス計画の策定 ○医療費適正化の総合的対策の実施 ※詳細については、各事業項目を参照 ・効果的なレセプト点検の推進 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・被扶養者資格の再確認 ・傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 ・療養費（柔道整復施術療養費等）の照会業務の強化 ・債権発生の防止・積極的な債権管理回収業務の推進 ・保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 ・幼年期医療の理解、適正化に向けた情報誌の送付 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進【医療費適正化】 ・薬剤師会と連携した県内薬局への使用促進の依頼 ・県及び医師会への情報提供と使用促進に向けた協力関係の構築 ・被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証発行時における加入者への広報 ○広報の推進 ・日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ） ・「社会保険いわて」への記事提供 ・メールマガジンの定期発行および登録者拡大

	○健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 ・健康保険委員専門広報紙およびメールによるサポートの実施 ・社会保険委員会及び日本年金機構と連携した研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼 ・健康保険委員表彰の実施 ・納入告知書同封チラシ等を活用した定期的な委嘱勧奨 ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進【医療費適正化】 ・地方自治体、関係団体と連携し、セミナー（メンタルヘルス・禁煙）などの共同事業の実施
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取組・窓口サービスの展開 ・幼年期医療の理解、適正化に向けた情報誌の送付【医療費適正化】 ・サービススタンダードの管理を徹底し、10 営業日以内の着実な支払いを実施 ・高額療養費、出産育児一時金の未申請者に対する支給申請の案内の実施（ターンアラウンド） ・任意継続保険料の還付金未請求者に対する還付金請求の案内の実施（ターンアラウンド） ・被保険者証発行時における制度周知と適正受診の啓発 ○被扶養者資格の再確認【医療費適正化】 ○傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止【医療費適正化】 ・疑義のある申請等には、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、支部全体で対応する。また、年金機構等の関係団体と連携し、調査及び審査を実施 ・資格取得日から近い請求の審査強化、資格疑義申請書の返戻、役員の給付請求に関する報酬確認の実施 ・年金受給額等にかかる年金事務所への照会の実施 ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化【医療費適正化】 ・柔道整復療養受診者及び柔道整復師への負傷原因照会を実施 ・はりきゅう、あんまマッサージの療養費にかかる医師への照会 ○効果的なレセプト点検の推進【医療費適正化】 ・システムを活用した効果的な点検業務の推進（自動点検機能の活用促進） ・点検体制の見直し（歯科レセ点検強化） ・診療報酬改定への対応（改定内容を踏まえた点検強化）

	○資格喪失後受診等による債権発生防止のための被保険者証の回収強化【医療費適正化】 ・年金機構との連携強化による失効被保険者証の早期回収 ・資格喪失後受診防止に係る広報の拡大 ○積極的な債権管理回収業務の推進【医療費適正化】 ・債権担当者会議を開催し、支部内の債権状況を把握するとともに、効果的な回収を行う。 ・文書や電話による納付勧奨により早期回収に努めるとともに、法的措置を取り入れ、的確な回収を行う。 ・返納金等の各種債権について、新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：145,225人） ・生活習慣病予防健診 実施率：40.6%（実施見込者数：59,000人） ・事業者健診データ 取得率：20.7%（取得見込者数：30,000人） ○被扶養者（受診対象者数：47,448人） ・特定健康診査 実施率：21.1%（実施見込者数：10,000人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：21,004人） ・特定保健指導 実施率：12.6%（実施見込者数：2,657人） （内訳） 協会保健師実施分 10.9%（実施見込者数：2,297人） アウトソーシング分 1.7%（実施見込者数：360人） ○被扶養者（実施対象者数：1,290人） ・特定保健指導 実施率：3.9%（実施見込者数：50人） (3) その他の保健事業 ・業種・業態の特性に合わせた職場の健康づくり支援（【Happiness プラス1】事業） ・歯科医師会と連携した、歯科健診及び歯科健診結果と生活習慣病との関連性の調査分析 ・県や三師会と連携した、ポスターや広報誌等を通じた脳卒中対策 (4) 受診勧奨対策 ・加入事業所に対する翌年度の健診受診勧奨の推進 ➤健診申込書及び受診券の送付の際、健診案内や実施機関一覧表等を作成し、同封する。

	・被扶養者の特定健診の受診勧奨の推進 ➢ 支払基金からの請求データ等から、未受診者を特定し勧奨対象者を絞り込み、ダイレクトメールによる個別勧奨を実施する。（対象地域：6市2郡） ・特定保健指導の受診勧奨の推進 ➢ 特定保健指導該当事業所用パンフレット、健診受診者用階層化通知、初回面談者用パンフレットを通じ、特定保健指導の制度や内容について、周知及び事業内容の理解度を向上させ、保健指導等の受入れ事業所を拡大し、実施率の向上を図る。 ・被扶養者の特定保健指導の受診勧奨の推進 ➢ 対象者に利用券を発行し、また、分かりやすいパンフレット、実施機関一覧表を作成し、同封する。
4. 組織運営及び業務改革	○組織や人事制度の適切な運営と改革 ・ マネージャー会議、支部全体研修による情報の共有と協力連携体制の強化 ・ 支部全体会議によるコンプライアンス・個人情報保護の遵守徹底 ○人材育成の推進 ・ 本部研修への職員への派遣と伝達研修 ・ 事務処理内容、待遇等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修を実施 ○業務改革の推進 ・ 現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上の推進 ・ サービス向上委員会を開催し、支部のCS向上を図る ○経費の節減等の推進 ・ 調達の実行における見積競争・企画競争入札等の推進 ・ 空調、照明管理の徹底等による電熱費の節減 ・ 事務経費削減計画に基づく職員のコスト管理意識の啓発

平成26年度 事業計画（宮城支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ①「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費や健診データを分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」（医療保険者によるレセプト、健診情報等のデータ分析に基づく保健事業の推進計画）を作成し、宮城支部の実情に応じて、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みの更なる充実・強化を図る。 ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・宮城県など関係方面への積極的な発信 ・他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 (2) 宮城支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ①レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 ②資格喪失後受診の抑制のため、医療機関における資格確認を継続して実施する。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ①ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、きめ細かな方策を進める。 ・加入者の立場に立った適切な広報の推進と拡大 ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額軽減通知の年2回の実施 ・宮城県後発医薬品安心使用促進協議会での使用促進に向けた意見具申 ・保険者協議会、国保運営協議会等の関係機関への協会けんぽの取組みについての情報提供 ・宮城県、市町村、関係団体と連携した医療費適正化啓発イベントやセミナーの共同開催 ②被保険者証送付時にジェネリック医薬品希望シールを同封し、加入者に対して使用促進を図る。 (4) 宮城県をはじめ関係方面への積極的な発信 ①医療費適正化のための総合的な対策を、宮城県保険者協議会を通じて他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施する。 ②宮城県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。併せて、宮城県、市町村と協会けんぽとの間で、事業連携協定、覚書の締結も視野に入れた医療情報の分析や保健事業等の連携推進を図る。

- ③三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）へ協会活動の情報を発信する。
- ④経済団体・社会保険労務士会等を通じて、定期的な協会活動の広報を実施する。

(5) 調査研究の推進等

- ①保険者機能強化アクションプラン（第2期）に沿って、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者等に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。

(6) 広報の推進

①保険料率等に関する広報の実施

- ・保険料率凍結終了後の27年度に向けた協会けんぽの財政基盤の強化、安定化、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等、また、宮城支部の東日本大震災の影響による医療費増加に係る保険料算定について等、加入者・事業主の理解が得られるような広報活動を進める。

②継続的な広報の実施

- ・加入者・事業主に対して理解を得られるよう、ホームページのほか、納入告知書同封チラシ等の定期的なお知らせを実施するとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、宮城県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌等メディアへの発信力を強化する。

③保険者機能を発揮した協会の取組みについての広報の実施

- 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

④地方自治体等とのセミナー等の共同開催

- 地方自治体や関係団体等と健康セミナー等を積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

⑤利用者の意見の反映

- ・各種研修会やアンケート等により、加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

⑥適正受診の啓発

- ・救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう広報を推進することで、医療費の適正化を図る。特に、病気になりやすく、医師不足でもある乳幼児から小児に対する時間外等受診の適正化のため、出産育児一時金の支給決定時等を活用し、夜間安心コールやこどもの救急ホームページの周知広報を実施する。

⑦疾病予防の広報

- ・インフルエンザ等その時期にあった疾病予防について、ホームページやメールマガジン等の定期的なお知らせを通じ、加入者に対して正しい対処法を周知する。

(7) 健康保険委員の活動強化と委嘱拡大

①健康保険委員（健康保険サポーター）については、事業主、加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていることから、多方面にわたるご意見を頂戴して支部活動に反映させる一方、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大を図る。

(8) 的確な財政運営

①評議会及び各方面からの意見を反映して、支部の自主性を発揮し、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが、適切に働くような財政運営を行う。

②持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（案）において、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会がもつめる次期制度改革に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。

③被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために、喫緊に講じなければならない方策の検討を、政府等へ働きかける。

2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ①お客様満足度調査の実施 ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 ②サービススタンダードの遵守 ・「申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内」とするサービススタンダードの状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 ③接遇の向上 ・教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。 ④申請の郵送化の促進 ・現金給付の申請については、各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。 ⑤利用者の利便性の向上 ・インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については、口座振替や前納の利用促進を図る。 (2) 高額療養費制度の周知 ①改正が見込まれる高額療養費制度については、事業所や加入者に対し改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを行う。 (3) 窓口サービスの展開 ①支部及び石巻年金事務所窓口を継続して開設し、健診等の広報を行うなど、窓口機能を最大限有効に活かしサービスの向上に努める。 (4) 被扶養者資格の再確認 ①被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。 (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ①多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請、及び任意に抽出した申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。 ②適正受診のためのパンフレットを作成し、照会時に同封することや、各種講習会や研修会等で配布することで、柔道整復

施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

③施術者に対する支給決定時等を活用し、適正な保険請求の周知に努める。

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

①不正請求の疑いのある申請等があった場合、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立入調査を日本年金機構と連携し実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。

②事業主が、資格取得届または月額変更届の提出後、直ちに被保険者から傷病手当金、出産手当金が申請されるケースについては、本部からの支払済データを活用し、これらの事業所に対して、日本年金機構と連携し調査を実施するなど、審査を強化する。

③傷病手当金の長期受給者については、必要に応じて、本人及び事業主に対して定期的に照会を行う。また、傷病手当金と障害年金の調整について初回の受給者に周知するとともに、資格喪失後の年金受給について確実に確認、周知することにより適正化を図る。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査など、支給申請の審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

①点検効果向上計画を策定・実施するとともに、毎月点検効果向上会議を開催し、進捗状況の管理を徹底することにより、点検効果額の向上を目指す。

②内容点検においては、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務実績に応じた評価を行う。

③点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げる。

④被保険者一人あたりの目標点検効果額

・内容点検効果額 2,100 円以上

・診療内容等査定効果額 350 円以上

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

①資格を喪失した加入者の被保険者証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問による三次催告を積極的に行い、被保険者証の回収を強化する。また、被保険者証回収業務の外部委託の実施を検討する。

②事業主や加入者に対しては、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、被保険者証の送付時を活用した周知の他、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

③被保険者証未回収の多い事業所に対しては、文書、電話や訪問により協力要請を行うほか、社会保険労務士会や業界団体を通じて協力依頼を行い、回収強化を図る。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ①資格喪失後受診等により発生する返納金債権については、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに顧問弁護士を積極的に活用し早期回収に努める。また、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。
- ②交通事故等が原因による損害賠償債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ③債権回収会議を毎月開催し、全職員への周知・共有を図るとともに効果的な回収に努める。
- ④6月・9月・12月・3月を債権回収強化月間とし、支部全体で電話催告を実施するなど、債権回収強化に取り組む。
- ⑤資格喪失後受診等により発生する返納金債権のうち、市町村国保に療養費として請求できる納付困難者に対する返納金債権について、市町村との間で清算する方法を検討する。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ① 健診結果やレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、宮城県が定めた「第2次みやぎ21健康プラン」の推進における協会けんぽの役割も担い、加入者の疾病予防や健康づくりを推進する。
 - ・ 特定健康診査及び特定保健指導を受けやすい環境づくりを進め最大限に実施する。
 - ・ 健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ医療費適正化及びQOLの維持を図る。
 - ・ 健康づくり推進協議会などの意見を聞きながら、宮城支部独自の取り組みを強化する。

(2) 健診

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：217,539人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率：63.1%（実施見込者数：137,308人）
- ・ 事業者健診データ 取得率：9.2%（取得見込者数：20,000人）

○被扶養者（受診対象者数：78,222人）

- ・ 特定健康診査 実施率：30.0%（実施見込者数：23,466人）

① 生活習慣病予防健診の受診率の向上

- ・ 健診実施機関のない地域の受診環境を向上させるために、この地域を優先に契約医療機関であり検診車を保有する健診実施機関へ集団健診の実施を依頼する。すでに継続受診として定着している受診者に対する対応に加え、さらに地域の未受診者の受診拡大を狙って実施地域・実施回数・検査項目等の追加と拡大を目指す。
- ・ 契約医療機関のない地域や健診受診率の低位な地域を調査・分析し、新たな契約医療機関を拡充する。また、これまでの交渉で未契約の医療機関に対しては、継続的に交渉を実施する。

② 事業主健診データの取得促進

- ・ 労働局との連携により、「健診結果データ提供の徹底を図るための行政通知」を最大限活用し、該当事業所に対する適切な広報、事業所訪問により意識啓発を図り同意書の取得拡大を目指す。
- ・ 健診機関や業界団体との連携により同意書の取得拡大を目指す。

③ 特定健康診査の受診率の向上

- ・ 25年度に引き続き、受診券の自宅直接送付方式により、本人へ効果的な広報物を提供する。広報物は自治体と連携し、特定健診実施（個別健診・集団健診）一覧表、市町村が行うがん検診のデータを整備し作成する。
- ・ 未受診者の対策として、大型ショッピングセンター（実施機関募集方式）での特定健康診査（集団健診）を実施する。
- ・ 現状での特定健康診査の健診項目にプラスした健診メニュー「特定健診プラス」を希望する受診者に提供するため、実施可能な医療機関を整備する。
- ・ 個別契約により、健診自己負担額が無料の医療機関拡大を図る。

(3) 保健指導

○被保険者（実施対象者数：36,494人）

- ・ 特定保健指導実施率：14.8%（実施見込者数：5,383人）
（内訳）協会保健師等実施分 11.2%（実施見込者数：4,083人）
アウトソーシング分 3.6%（実施見込者数：1,300人）

○被扶養者（実施対象者数：2,652人）

- ・ 特定保健指導実施率：2.6%（実施見込者数：68人）

① 特定保健指導のアウトソーシングの推進

- ・ 健診当日に保健指導の階層化が実施可能な契約医療機関、及び保健指導者が在籍する事業所と業務委託契約を結ぶことにより、保健指導の実施率の向上を図る。

② 保健指導訪問先拡大のため、「事業所健康度診断」を作成して持参のうえ、トップセールスによる事業所訪問を行い、特定保健指導の勧奨を行うことで、二次予防につなげる。

③ 支部における保健指導の効率的な実施

- ・ 初回面接と継続支援の担当者を分けるリレー制による保健指導の実施。
- ・ 特定保健指導 IT ツールの活用による継続支援の実施

(4) その他の保健事業

① 『職場のこころの健康づくりセミナー』の開催

② カウンセリング等による職場内における心の健康づくり対策

③ 個別相談、集団学習の実施

④ 「宮城県」と連携した受動喫煙防止対策（事業所向け）

⑤ 自治体と連携した健康づくりイベントへの参加

⑥ からだとこころの健康づくりに関する事業所への情報提供

(5) 受診勧奨対策

① 生活習慣病予防健診

- ・ 健診機関と業務委託契約により、未受診事業所への受診勧奨や事業者健診データの取得を実施する。
- ・ 新規適用事業所に対し、タイムリーに健診申込書を送付案内する。

② 特定健康診査

- ・ 健診内容の充実を図り、特定健診項目にプラスした健診メニューを提供し、受診者に選択の幅を広げる。
- ・ 未受診者への受診勧奨として、大型ショッピングセンターや公共施設を利用した集団健診による特定健康診査を実施する。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、統合データベースを構築し、事務処理のペーパーレス化・自動化やデータ入力・印刷発送業務の集約化等に対応するため、24年度から準備を進めてきたアプリケーション設計・開発のほか、26年度は、データ移行、ネットワークシステム、LAN・端末機器の設計・構築・導入等を実施する。

①新システム稼働に向けた関係者への周知、広報

- ・申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員、関係者等に的確にお知らせし、更なるサービス向上に努める。

②新しい業務・システムの早期定着の推進

- ・「支部プロジェクトチーム」を設置し、業務の移行、新しい機器の設置などに対応する。
- ・東北・北海道ブロック支部プロモーター連絡会を設置し、業務・システム刷新に向けた進捗状況及び先行事例の共有を図る。

③新システム稼働に向けた移行・テスト等の確実な実施

- ・本部・支部が連携して作成をする新しい業務処理を踏まえた新たな業務マニュアルの習熟度を段階的に高めていくために本部主催の集合研修を活用するとともに支部独自の研修を行う。
- ・新システムへのスムーズな移行を実施するとともに支部作成の各種データ移行についても適切に実施する。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

①組織運営体制の強化

- ・本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。
- ・衛生委員会をはじめ、各種委員会やプロジェクトチームを整備し、内部統制環境強化や職場環境の充実化を図る。

②実績や能力本位の人事の推進

- ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、発信力・営業力・訴求力が発揮されているかといった創造的な実績の評価や能力本位の人事を推進する。

③協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着

- ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底を図る。

(3) 人材育成の推進

- ①職員一人一人のキャリアプランに基づく自立型人材育成のため、多様な研修機会や通信教育講座活用による自己啓発の手段などを整備し、自学自習風土を醸成する。

- ②健康保険委員研修、制度改正、業務・システム刷新等を踏まえた業務別研修及び外部講師による専門性、多様性を高めることを目的とした支部独自の研修を実施する。

(4) 業務改革の推進

①業務精度の向上

- ・ よりよいサービスの標準化を目指し、複数の支部単位で設置された業務改革会議等への参加により、創意工夫を提案・検討し、具体的な改善を実現していく。
- ・ 業務処理の基準に沿った活動の適正状況を定期的に確認し、業務精度の向上を目指す。

②業務の効率化

- ・ 入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務・システム刷新に向けて業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、要員の適正化を図る。

(5) 経費の節減等の推進

①サービス水準の確保に留意した業務の実施方法の見直しの検討を行うとともに、競争入札の実施、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。また、プロジェクトチームによりシステム刷新に伴う業務プロセスの見直しによる経費削減の検討を行う。

②調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成26年度 事業計画（秋田支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 協会の財政基盤強化に向けた国・県等関係方面への積極的な発信 ○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（案）において、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改革に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するとともに、国、関係機関への働きかけ等を進める。 (2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○<u>秋田支部における医療費や健診結果の現状（全体像）を把握し、地域や職域の特性などを分析することによって医療費適正化対策の優先順位を明確化し、重点的に取り組む事項の絞り込みを行う。また、医療費分析による実態や課題を提示することによって、関係方面に対して説得力のある説明を行うとともに、広報等を通じて加入者への意識づけを図る。</u> ○政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、秋田県の実情に応じて、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みを総合的に推進していく。 ○<u>秋田県医療審議会の委員の立場から県の政策関係部局に提言を行うとともに、県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。また、秋田県や秋田市、秋田県医師会・秋田県歯科医師会・秋田県薬剤師会（三師会）との間に締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、新規事業を展開する。</u> ○<u>全国組織である強みを活かし、他支部の事業について情報を収集し、秋田支部において参考となる取組みは積極的に取り入れていく。また、秋田支部の取組みについても積極的に情報発信していく。</u> (3) 加入者・事業主に響く広報の推進 ○協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、

定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点に立ったわかりやすい支部独自の広報を実施し、加入者や事業主との距離を縮め、協会けんぽの認知度を高める。また、県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・新聞・情報雑誌など各種メディアによる情報発信を強化する。

○加入者から直接意見を聞く取組みを進め、健康保険委員の協力の下、アンケートの実施及び対話集会を実施する。また、その意見を踏まえ、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

○各種団体や社内研修会等において、支部職員や保健師による講演を行うなど、加入者・事業主に直接響く広報を実施する。

○関係団体と連携して、各種行事やライフイベントなどの場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行うなど、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチをさらに進めるなど効果的な啓発活動を実施する。

○地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体（三師会等）が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感や取組みを示す。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

○秋田県・東北厚生局等の行政機関や三師会と協力連携し、医療機関・薬局への働きかけやセミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進する。また、保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会への参画やマスコミへのプレスリリースも積極的に行っていく。

○ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスの対象範囲の拡大を図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内２回実施を継続する。また、秋田県全体として使用割合の底上げを図るため、市町村国保や後期高齢者医療広域連合などの他保険者に対して、希望シールなどの配布や軽減額通知の実施を拡大するよう、全市に出席している国保運営協議会等の場を通じて引き続き要請していく。

○ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた環境づくりを進めるため、加入者を対象としたジェネリック医薬品に関するアンケート調査の実施を検討する。また、アンケート調査や調剤レセプトを活用した情報については、関係機関へ情報提供を行っていく。

	○加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、正しい医薬品の使い方等の知識の普及を通じて、加入者の視点から<u>広報の推進を図る。</u> ○秋田県薬剤師会との共同により、各種イベントや広報、研修会の講師派遣等において相互に協力連携していく。具体的には、<u>薬剤師会主催イベントへの健康相談ブースの設置、広報物への連名記載や広報誌への寄稿等の広報活動など、さまざまな分野で幅広く事業を展開していく。</u>
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ○さらなるサービスの改善に結びつけるため、「お客様の声」対応票により加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックするとともに、創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。 ○傷病手当金等の支給申請の受付から給付金振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日以内）を定め、その状況を適切に管理し、不正が疑われ厳格な審査が必要な請求等の返戻・照会分を除き、着実な支給を行う。 ○現金給付の支給申請書については、加入者がわかりやすく記載しやすいものに改善する。また、現金給付の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。 ○各種申請書等の受付や相談等の窓口サービスについては、<u>契約職員を含む担当職員の研修を実施し、接遇マナーや説明スキルのレベルアップにより、特に電話応対に対するお客様満足度の向上に注力しながら、窓口を含む総合満足度の向上を図る。</u>また、地域の実情を踏まえ、年金事務所等への職員の配備、健康保険委員による相談等、効率的かつ効果的にサービスを提供する。 ○<u>健康保険給付をはじめとする事務処理ミスを発生させないために、複数のチェックによる正確な事務処理と進捗管理等を徹底して行う。</u> (2) 高額療養費制度の周知 ○高額療養費制度については平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。加入者から請求漏れがないように該当者に請求の督促を行い、同時に制度周知のためパンフレットを送付する。

(3) 被扶養者資格の再確認

○高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

○柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）、かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(5) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

○保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。

(6) 海外療養費支給申請における重点審査

○海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

○診療報酬が正しく請求されているか確認を行なうとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には自動点検マスタ等システムを活用することにより疑義レセプトを効率よく抽出し、審査・再審査請求を行うなど効果的な点検を行い、内容点検の効果額向上を図る。

○自動点検マスタのメンテナンスへの取り組みの強化を図り、精度の高いマスタ内容を構築する。

○レセプト点検効果向上のため、査定事例の共有化、研修の充実、内容点検疑義事例に対する勉強会の開催等により職員または点検員における点検業務に関するスキルアップを図り、社会保険診療報酬支払基金と意見交換・協議を行いながら審査の適正

	化を推進していく。また、他支部との積極的な情報交換として、効果的な取組みを行っている他支部への視察を実施し、職員または点検員における情報交換や事例共有を図り、自支部における施策へ活用し効果額の向上に努める。 ○外傷点検による負傷原因照会により労災が疑われるレセプトに関しては、業務グループとの連携を密にし、さらなる情報共有を図る。また、加入者や事業所に対しては厳正に調査確認を行い、健康保険による給付の適正化に努める。 (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止及び被保険者証の早期回収 ○資格喪失後受診による返納金債権の発生を防止するため、喪失後の被保険者証の早期回収を計画的に行う。また、<u>喪失後受診者、被保険者証の未返納者が多い事業所に対し、発生防止の勧奨を行う。</u> ○三師会や社会保険診療報酬支払基金秋田支部との連名による啓発ポスターの作製及び受診機関内への掲示、全事業所への啓発チラシの配布、健康保険委員研修会等での周知など広報の強化を図る。 ○傷病手当金と障害年金との調整により、返納金が生じる可能性がある傷病手当金受給者に対し、事前案内を的確に行う。 ○発生した債権は、文書や電話による返納督促に加え、法的措置を取り入れ、的確な回収を行う。 (9) 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 ○健康保険委員（健康保険サポーター）は、事業主と加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主、加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。 また、協会が勧奨する健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主と加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱数のさらなる拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ○各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、

「データヘルス計画（仮称）」を作成し、秋田支部の実情に応じて効果的な保健事業を進める。

○データに基づく重症化予防として、高血圧症や胃がんの発症要因の一つとなっている塩分の過剰摂取に着目し、秋田県などの関係団体との共同による減塩運動の事業展開を図る。具体的には、協会けんぽ加入飲食店とコラボした減塩事業、幼少期からの健康教育及び子どもを介した親世代の意識向上と啓発活動の実施、健康保険委員研修会や各種講演の場における塩分チェック体験、保健師による声かけ運動の展開など総合的に減塩運動を推進していく。

○加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとの基本的方向性に沿って、「健康づくり推進協議会」における委員からの提言を活かしながら、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

○事業所との距離をさらに縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行う。さらに、加入事業所に「一社一健康宣言」を求め、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。

○特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけや適切な広報等の実施とともに、受診者の利便性の向上を図るため市町村が行うがん検診との連携や、利用機会の拡大を図るため保健指導の外部委託を活用するなどして、健診受診率の向上や保健指導終了者の増加を図る。また、確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。

○PDCA サイクルにより保健指導の体制を強化し、研修会・勉強会等を充実させる。また、保健師との情報共有を強化し、支援の進捗管理の徹底による中断者の減少を図る。

○行政と連携した地域密着型保健事業として県内市町村に展開している「ピンピンアクティブ Happy Life」の更なる拡大を図る。さらに、秋田市をはじめとした市町村と協力連携し、広報やイベントなどの事業への積極的な参加を展開していく。

○支部職員や保健師による各種団体や社内研修会等における講演や事業所に対する適切な広報等により、生活習慣病予防健診や特定健康診査の必要性を引き続き訴えていくとともに、事業者健診については、事業者健診データの提供を根拠法律に基づき

要請していく。さらに、講演後のフォローを積極的に取り組むことで、講演と一体化したデータ取得を展開していく。また、講演出席事業所以外に対しても、関係機関からの協力を得ながら、大規模事業所を中心に事業所訪問を実施し、データ取得を促進していく。

○事業者健診データの取得については、事業主への勧奨効果が大きと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成 24 年 5 月厚生労働省より発出）を最大限活用し、労働局等と連携の強化を図る。また、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により、健康診断の受診やその後の健康相談の必要性を認識していただき、データ提供後の保健指導の重要性について意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

○保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進める。また、保健指導や生活習慣の改善が継続されるよう、対象者のニーズに合わせた事業の実施方法を工夫する。

【健診】

- 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：122,376 人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率：43.3%（実施見込者数：53,000 人）
 - ・事業者健診データ 取得率：11.8%（取得見込者数：14,500 人）
- 被扶養者（受診対象者数：45,536 人）
 - ・特定健康診査 実施率：18.7%（実施見込者数：8,500 人）

【保健指導】

- 被保険者（実施対象者数：11,500 人）
 - ・特定保健指導 実施率：30.0%（実施見込者数：3,450 人）
 - （内訳） 協会保健師実施分 28.7%（実施見込者数：3,300 人）
 - アウトソーシング分 1.3%（実施見込者数：150 人）
- 被扶養者（実施対象者数：700 人）
 - ・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：70 人）

(3) 各種事業の展開

○保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。

○協会けんぽ加入飲食店や幼稚園・保育園への働き掛けを通じて、たばこの害と禁煙・分煙・防煙に関する正しい知識を提供し、

健康で快適な環境を構築するために、行政など関連団体と一体となって受動喫煙防止事業の啓発活動を展開する。このほか、無関心層へのアプローチとして、各種団体との共同企画によるイベントやフォーラム等を開催し、秋田県全体として健康に関する意識を高めていく。

○重症化予防へのアプローチとして、要精密検査の方に医療機関への受診勧奨を積極的に行っていくとともに、「健康便り」の発行や各年齢層をターゲットとした啓発活動により、加入者に広く知識を普及させる。

○「第二期健康日本 21」にも盛り込まれている歯と口腔の健康づくりに関しては、秋田県歯科医師会と共同で事業を展開していく。また、訪問先の事業所で保健師などによる積極的な予防活動の推進を図り、糖尿病との関連疾患であることなど広報の強化や関連団体と一体となったイベントなどの啓発活動を展開する。

○県がん対策室が設置する「秋田県がん検診推進協議会」に委員として参画し、県・市町村・関係機関と連携を進めながら、県民総ぐるみ運動「県民こぞってがん検診運動」を展開し、がん検診の受診率向上を図る。

○関係団体（秋田県・秋田県医師会・秋田県歯科医師会・秋田県薬剤師会・労働局・秋田県栄養士会・秋田市保健所・秋田大学・秋田県健康環境センター・市町村など）と共同事業を積極的に展開し加入者の健康度を高める。

○国の施策との連携のもと、肝炎やエイズなどの感染症やメンタルヘルス関連に対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。特にメンタルヘルス対策としては、事業所における集団学習の実施、広報による正しい知識の普及、保健師による声かけ運動を展開する。

○特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図るため、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者と連携強化を図る。

(4) 受診勧奨対策

○被扶養者を対象に特定健診未受診者へ特定健診受診の重要性を啓発するためのDMを送付し、受診率の向上を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 支部事務室移転と業務・システム刷新の準備

○支部賃借事務室の建物老朽化や耐震性の問題などの理由から、26年度中の支部事務室移転を目指してスムーズな移転に向けた綿密な移転計画を策定し、着実に実行に移していく。また、事務室移転に伴い経常経費の根本的な見直しも併せて実施していく。

○「協会けんぽホームページ活用」、「郵送による申請手続」に関するチラシをあらゆる機会を通じて各方面へ配布し、移転・廃止前に郵送率の引き上げを図る。

○支部移転やサテライト廃止の検討にともない、お客様が協会けんぽ支部の窓口へ迷うことなく来所できるよう、広報を漏れなく行う。

○本部・支部が連携して新しい業務処理を踏まえた新たな業務マニュアルを作成する。あわせて、支部内研修を行い、サービスインに向け新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。

○業務の移行、新しい機器の設置などに対応するとともに、申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員等にお知らせするため、「支部プロジェクトチーム」を設置し、本部との連絡を密にしながら、検討・準備を推進する。

○入力業務や出力業務のアウトソース化に伴う事前準備作業を漏れや遅延なく進め、支部の事務処理体制を整備し、新業務・システムの早期の定着を図る。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

①組織運営体制の強化

・毎週定例の幹部会議の実施のほか、リーダー以上参加の連絡会議を実施し、支部内の部門間連携を強化する。また、グループ内においても定例的にミーティングを実施し、担当者間の協力連携を密にしながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の適切な運営を推進する。

②実績や能力本位の人事の推進

・目標管理制度による人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進するため積極的に担当替えを行う。

③協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

- ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーションの強化、研修の充実を図る。

④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を行い、徹底を図る。また、自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。

⑤コントロールセルフアセスメントによるリスク管理の強化

- ・リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスク防止対策を立案・実施し、検証を行う。

(3) 人材育成の推進

○職員のスキル向上や知識の習得のため、外部講師等による支部内研修の充実を図る。また、計画的な支部内研修を行い、職員個々に研修受講カルテを作成し、支部の研修計画策定の参考にする。

○業務の適正な進捗管理を行い、担当業務の見直しや計画的なジョブローテーションを実施するとともに、各グループの好事例の共有化により職員の育成を図る。

(4) 業務改革の推進

○お客様サービス第一主義の基本方針のもと、秋田支部の職員全員が業務改善に向けた新しい発想や創意工夫等について、日常的に高い意識を持ちながら自ら考え積極的に行動し、グループ内ミーティングや会議などのあらゆる機会を通じて、スピード感をもって業務改善に取り組んでいく。

【4 S（サービス・創造性・積極性・スピード）の向上】

○北海道・東北ブロック業務改革会議等により、各支部の創意工夫の提案・検討により具体的な改善を実現していく。

	(5) 経費の節減等の推進 ○意識改革を図るとともに、<u>超過勤務時間の削減及び光熱費などの事務所管理費を節減する。</u> ○調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	---

※下線部分は支部独自事業

平成26年度 事業計画（山形支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した事項について更なる充実、強化を図る ・地域の医療費や健診データの収集・分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・山形県健康長寿推進協議会、保険者協議会、地域保健・職域保健連携協議会など関係方面への積極的な発信 ・県や他の保険者、三師会をはじめ関係機関との連携協力 等 ○データヘルス計画の作成 ○山形県との「健康づくり推進に向けた包括的連携に関する覚書」に基づき、県民の健康寿命の延伸に寄与するため、連携協力を進める ○「健康経営」の概念を事業所に普及拡大し、事業主の健康管理への意識改革を促す ・健康保険委員の委嘱を図るとともに、職場の健康づくり推進と連動させ、保健事業と連携して実施する (2) 財政基盤の強化 ○国庫補助率の引き上げを含めた医療制度改革について各方面へ提言 ○協会けんぽの取り組み・厳しい財政状況を情報発信 (3) 医療費適正化の総合的対策 ○レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化、返納金等の医療費適正化対策の更なる推進 (4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ○希望シール・カード及び周知ポスターの配布 ○ジェネリック医薬品軽減額等の通知 ○その他関係機関との連携強化 ○山形県後発医薬品安心使用促進協議会での意見発信 (5) 調査研究の推進等 ○本部より提供される各種リストを活用し、データ分析を行う (6) 加入者に響く広報の推進 ○ホームページ、メールマガジン、広報誌の充実 ○メールを活用した情報提供・アンケートの実施 ○テレビ・新聞等マスメディアへ積極的な情報発信

2. 健康保険給付等

- (1) サービス向上のための取り組み
 - 加入者等の意見や苦情等を把握し、加入者本位でのサービスの改善や向上を図る
 - サービススタンダードの管理と着実な実施
 - 申請書等の改善、手続きの簡素化
 - 郵送による申請の一層の推進
 - 医療費情報提供サービスや任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進
- (2) 高額療養費制度の周知
 - 制度改正の内容を十分に加入者に周知するなど円滑な施行に向けた準備を進める。
 - 医療機関の協力のもと、外来診療における高額療養費の現物給付化を含めた限度額認定証の周知を図る
 - 高額療養費未申請に対する申請勧奨を行う
- (3) お客様サービスの展開
 - 効率的効果的な窓口サービスの推進
 - 迅速・丁寧な電話対応の推進
- (4) 被扶養者資格の再確認
 - 日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に行う
- (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
 - 患者照会の際、適正受診の促進を図る
 - 審査会の指摘事項等について患者照会を行う
- (6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止
 - 担当医師、審査医師への照会を実施し適正な審査を行う
 - 調査を必要とする案件を、機構と連携し立入調査および事業所に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。
 - 「現金給付適正化プロジェクトチーム」を活用した効果的な審査・調査の実施
- (7) 効果的なレセプト点検業務推進
 - 点検効果向上に向けた行動計画を策定・実施するとともに、レセプト点検システムによりレセプトの点検範囲や項目を拡充し、点検業務の充実、強化を図る
 - レセプト点検効果向上のため点検員のスキルアップと審査データの活用を行い点検効果額の引き上げを図る
- (8) 積極的な債権管理回収業務の推進
 - 毎月1回の債権回収検討会議を開催し、支部内の債権状況を把握するとともに、効果的な回収を検討する
 - 債権の早期回収に努め、文書や電話、訪問等による督促を行う。
 - 高額な債権および悪質な債務者に対し法的措置を積極的に実施する
 - 現金給付について傷病手当金と年金の併給調整を周知し、債権の発生抑制および発生後の早期回収につなげる
- (9) 無資格受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化
 - 被保険者督促及び事業主へも回収督促を行い被保険者証の早期回収を図る
 - 資格喪失後の被保険者証を使った受診の抑制（被保険者証の適正使用推進）

3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：136,585 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：64.1%（実施見込者数：87,500 人） ・事業者健診データ 取得率：10.3%（取得見込者数：14,000 人） ○被扶養者（受診対象者数：41,581 人） ・特定健康診査 実施率：34.9%（実施見込者数：14,500 人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：18,371 人） ・特定保健指導 実施率：20.7%（実施見込者数：3,800 人） （内訳） 協会保健師実施分 17.4%（実施見込者数：3,200 人） - アウトソーシング分 3.3%（実施見込者数：600 人） ○被扶養者（実施対象者数：1,260 人） ・特定保健指導 実施率：8.0%（実施見込者数：101 人） （内訳） 協会保健師実施分 0.8%（実施見込者数：10 人） - アウトソーシング分 7.2%（実施見込者数：91 人） (3) その他の保健事業 ○（継続）職場における健康づくり推進事業（マイマイプラン） ○（継続）健康出前セミナーの実施（保健所との連携） ○イベントへ参画し、加入者からの直接の声や協会けんぽの認知度アップ並びに、健康意識の啓発 (4) 受診勧奨対策 ①健診 ○被保険者 - ア（継続）健診機関拡充及び集団バス健診による受診機会の拡大 - イ（継続）労働安全衛生法による定期健康診査検査結果データ取得の推進 ○被扶養者 - ア（継続）受診券の自宅への直接送付 - イ（継続）協会けんぽ独自健診の実施 ②特定保健指導 ○被保険者 - ア（継続）特定保健指導（被保険者）に関するパンフレット等の配布 ○被扶養者 - ア（継続）被扶養者の特定保健指導の利用勧奨 ③重症化予防 ○未治療者に対する受診勧奨の実施
---------	--

4. 組織運営及び業務改革

- (1) 業務・システムの刷新
 - 支部プロジェクトチームを設置し、本部と連携してシステム刷新を進めるとともに、職員の意識改革を図る。
- (2) 組織や人事制度の適切な運営と改革
 - 組織運営体制の強化
 - ・支部内の部門間連携強化
 - ・調査分析、企画機能の充実化
 - 目標管理制度を活用した人事評価制度の適切な実施
 - 協会の理念を実践できる組織風土・文化の定着
 - ・加入者本位、主体性と実行性の重視
 - ・自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の定着
 - コンプライアンス・個人情報保護等の徹底
 - ・研修等でチェックシートを活用し、コンプライアンス・個人情報保護の徹底を図る
 - リスク管理
- (3) 人材育成の推進
 - ・業務に必要な能力および、職員のモチベーションを高めるための研修を実施
- (4) 業務改革の推進
 - 業務改革会議等による具体的な改善
 - 定型業務のアウトソーシング化、職員のコア業務や企画業務への重点化
- (5) 経費の削減等の推進
 - 職員一人一人のコスト意識を高めるとともに、適切な在庫管理の徹底等により事務経費削減に努める
 - 節電に係る取組みを実施
 - ・空調・照明管理の徹底による光熱費の削減
 - 調達や執行については、調達審査委員会のもと適切に管理するとともに、ホームページへ調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める

平成26年度 事業計画（福島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」の具体化に向けた取組みの充実・強化を図る ① 医療に関する情報の収集と分析 ・ 地域の医療費や健診データの収集・分析・事業企画への反映 ・ 調査研究の推進 ・ 支部の実情に応じた「データヘルス計画（仮称）」の作成 ② 主要政党県連、県内選出国會議員、都道府県など関係方面への積極的な発信【医療費適正化対策】 ・ 主要政党県連、県内選出国會議員への積極的な働きかけ ・ 各種協議会等への参加及び積極的な意見発信 ③ 関係機関との連携や協働事業の実施 ・ 地方自治体等との協働施策立案・実施 ④ 加入者との距離を縮める取組み ・ 事業所訪問による事業主等との連携強化 ⑤ ジェネリック医薬品の更なる使用促進【医療費適正化対策】 ・ 加入者への啓発・広報 ・ 関係機関との連携強化及び協働事業実施 (2) 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 ① 健康保険委員の活動強化 ・ 健康保険委員活動の充実を図る ・ 健康保険委員表彰の実施 ② 健康保険委員の委嘱者数拡大 ・ 未選任事業所への勧奨 (3) 広報の推進 ① 効果的な広報の強化 ・ 分かりやすい情報を、迅速・幅広く広報 ・ 発信力の強化

	②適正受診の啓発・勧奨 【医療費適正化対策】 ・医療費適正化の周知・広報・推進（適正受診・健診勧奨・ジェネリック医薬品使用促進等） ※ 伊達市と連携した健康保険事業の推進については、平成 26 年度も継続して取り組む
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ①加入者等のご意見・苦情等に対応し、サービスの改善に活用していく。 ②サービススタンダードの達成と適切な管理に努める。 ③事務処理の適正化・効率化 ④任継保険料の口座振替の推進 ⑤申請の郵送化を促進する。 ⑥事故防止 ⑦職員の能力・待遇レベルの向上 (2) 高額療養費制度の周知 ・限度額適用認定証並びに高額療養費の制度説明に努める。 (3) 窓口サービスの展開 ・支部の実情に合わせた効率且つ効果的なサービスを提供する。 (4) 被扶養者資格の再確認 ・本部の指示のものと的確な確認を行う。 (5) 現金給付の審査強化及び適正な給付の推進 【医療費適正化対策】 ①審査医師の活用、被保険者調査による適正な審査を実施する。 ②療養費（海外療養費・柔整等）に対する照会を実施し、適正な申請が行われているか調査を実施する。 ③現金給付の審査体制強化により、不正受給を防止する。不正受給等の疑義があるものに対しては事業所立入検査等を実施し、適正な給付に努める。 (6) 債権の発生抑制及び早期回収 【医療費適正化対策】 ①加入資格を喪失した方からの被保険者証回収強化

	②債権回収計画の策定による催告状送付、電話、個別訪問督促及び訴訟等法的手続きの積極的な実施により債権回収を強化する。また、状況に応じて顧問弁護士からの催告を実施し、回収体制の強化を図る。 (7)わかりやすい広報の実施 ①事業所説明会等の機に、わかりやすい広報、制度の周知に努める。 ②時機に応じた各種広報用チラシを作成し、わかりやすい広報、制度の周知に努める。 ③窓口来訪者及び資料請求者に対し、申請の手引き書を作成し配布することで、制度に対する理解を高めるとともに加入者サービスの向上に努める。 (8)医療費適正化対策(レセプト点検)の総合的な推進 【医療費適正化対策】 ①資格点検の的確な実施 ②外傷点検の的確な実施 ③内容点検の効果的な実施 ④医療費通知の実施 ⑤広報の実施 ⑥事故防止 (9)震災関連業務 ①健康保険一部負担金等免除証明書発行 ②健康保険一部負担金等還付 (10)業務システム刷新 ・平成27年1月にサービスイン予定である業務システム刷新について、現システムの業務から新システムによる業務へと遅滞なく移行をおこない、加入者サービスの低下を招かないように努める。
3. 保健事業	(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進 ①「健康づくり推進協議会」で決定した中長期的保健事業のグランドデザインを基に、健診結果の分析や健康課題に応じた保健事業を明確にする。 ②健診・保健指導のデータを活用し、福島支部の実態に応じた年代別の保健事業を展開する。 ③特定健診・特定保健指導を多くの加入者に実施するため、自治体や関係団体と積極的に連携をする。

	(2) 健診 ①被保険者（４０歳以上）（受診対象者数：２０９，２６３人） ・生活習慣病予防健診 実施率：５５．０％（実施見込者数：１１５，０００人） ・事業者健診データ 取得率：７．５％（取得見込者数：１５，６９４人） ②被扶養者（受診対象者数：６８，３５９人） ・特定健康診査 実施率：２０．９％（実施見込者数：１４，２８７人） (3) 保健指導 ①被保険者（実施対象者数：２７，７０７人） ・特定保健指導 実施率：１４．６％（実施見込者数：４，０３６人） （内訳） 協会保健師実施分（直営） １３．７％（実施見込者数：３，７８６人） - アウトソーシング分（外部委託） ０．９％（実施見込者数：２５０人） ②被扶養者（実施対象者数：１，４００人） ・特定保健指導 実施率：２．８％（実施見込者数：３９人） (4) その他の保健事業 ①高血圧予防対策 ②事業所の健康づくり ③小学校における「健康教室」の開催 ④重症化予防対策 (5) 自治体や関係団体との連携強化 ①地方自治体と協働した保健事業の推進 (6) 受診勧奨対策 ①特定健診受診勧奨 ②電子申請促進 ③特定保健指導の普及 ④保健指導ツール
４．組織運営及び業務改革	(1) 業務・システム刷新の推進 ・２７年１月のサービスインに向けて業務・システム刷新の準備作業を行い、早期定着を図る。 (2) 組織や人事制度の適切な運営 ・支部内の組織や人事制度の適切な運営、運用を図る。

	(3) 人材育成の推進 ・ 職員研修やＯＪＴによる人材育成 ・ 事業所訪問による人材育成 (4) 業務改革の推進 ・ 業務課題の改善及びサービスの標準化を行う。 (5) 経費節減等の推進 ・ 職員のコスト意識啓発による経費節減及び調達における透明性の確保
--	--

平成26年度 事業計画（茨城支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、<u>地域の医療費、健診データ、疾病動向等を収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画（仮称）」を作成する。また、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進</u>するため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。 ○ 医療に関する情報の収集と分析 ○ 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ○ 茨城県など関係方面への積極的な発信 ○ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ○ 保健事業の効果的な推進 ○ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 等 (2) 茨城支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 医療費適正化をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に、<u>現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し</u>、審査の強化を図る。 また、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、医療費適正化のための<u>総合的な対策を県や他の保険者と連携</u>しつつ、主体的に取り組んでいく。 【具体的な取り組み】 ○ 県主催等の各種委員会（茨城県医療費適正化計画策定委員会、茨城県保険者協議会、茨城県地域・職域連携推進協議会）に積極的に参画し、情報発信を行う。 ○ 茨城県の医療費適正化や健康づくり事業等について、<u>保険者の枠を超えて連携</u>を図る。 ○ 県医師会主催の生活習慣病予防に関する<u>健康フォーラムに参画</u>し、参加団体（三師会、看護協会、栄養士会等）との連携を強化し、県民に対する健康意識の醸成を図る。 ○ 25年度に締結した<u>茨城県との覚書に基づき、データ分析や健康づくり等の面で県と連携</u>し、効率的な保健事業を推進する。 ○ その他、日本年金機構、労働局、厚生局、支払基金、各保険者等との連携を強化し効率的・効果的な事業運営を推進する。 (3) 広報の推進 加入者の視点に立った広報を行うため、広報内容を支部全体で協議し発信に努める。 また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

	【具体的な取り組み】 ○納入告知書同封チラシ、リーフレット、ポスター等を活用した広報の強化 ○各種広報誌への広告記事掲載 ○<u>ラジオCMを活用</u>した広報 ○<u>健康イベントへの参画</u>による協会事業のPR ○ホームページ、メルマガの活用による幅広い層への情報発信 (4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品の使用促進（数量ベースの引上げ）により、医療費の適正化を図る。 《数値目標》 使用割合（数量ベース） 25年度を上回る 平成25年9月分 （茨城支部 29.0%） （全国計 30.9%） 【具体的な取り組み】 ○医療機関や保険薬局等にジェネリック医薬品の使用促進ポスターを配布し、周知を図る。 ○お薬手帳や被保険者証に貼れる希望シールを新規発行の被保険者証に同封することにより、加入者が意思表示しやすい環境整備に努める。 ○ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知するサービスを円滑に実施するとともに、その効果を分析し、関係各方面に周知する。 ○茨城県後発医薬品の安心使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、ジェネリックの使用促進を図る。 ○<u>地域毎や薬効毎の使用割合を分析し、関係団体へ意見発信するなど、効率的な使用促進を働きかける。</u> ○引き続き様々な機会を捉えて積極的にPRを展開し、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。 (5) 的確な財政運営 協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、<u>協会が求める次期制度改正に向けた提言を行う</u>など、協会の主張を強力に発信するため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 また、協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等についての情報発信を強化し、<u>事業主及び加入者のみならず、県民からのより一層の理解が得られるよう活動</u>する。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取り組み ○加入者の声及びお客様満足度調査の結果を基に、迅速に改善策を実施することでサービス向上を図る。 ○健康保険給付を正確・迅速に処理し、サービススタンダード達成率100%を年間通じて維持する。 ○加入者の利便性を高めるため、郵送による申請手続きを促進する広報を強化する。 (2) 高額療養費制度の周知 ○医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証の利用により高額療養費が現物化されることなど、高額療養費制度について周知を図る。

- (3) 窓口サービスの展開
○各年金事務所協会窓口の利用状況を随時把握するとともに、郵送化の進捗状況を踏まえ、支部並びに年金事務所窓口の体制の見直しを検討する。
- (4) 被扶養者資格の再確認
○高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
- (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
○柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者に対し文書照会を実施するとともに、回答の結果、**請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会**する。また加入者調査の際、適正受診のための広報を実施する。
- (6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止
○保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、**必要に応じて事業主への立入検査を実施**するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。
- (7) **海外療養費支給申請における重点審査**
○海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。
- (8) 効果的なレセプト点検の推進
診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に**内容点検の強化により点検効果額を引き上げ**、医療給付の適正化を図る。
- ≪数値目標≫ 加入者1人当たり診療内容等査定効果額（10割） 25年度を上回る
- 【具体的な取り組み】**
以下の取り組みを強化することで点検員の意欲を高め、点検効果額の更なる向上を目指す。
○支払基金との会議を毎月定例化し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。
○毎月、再審査結果の確認会を開催（点検員全員出席）のうえ情報共有を徹底し、点検員のスキルアップに努める。
○内容点検員の業績（点検件数、再審査件数、容認件数、容認額、容認率等）を本人に通知し、点検技術の向上に対する意欲を高める。
○レセプト点検員を対象とした研修会を開催し、点検員の人材育成（スキルの向上）を目指す。
○**自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底**する。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証を早期に回収し、資格喪失後受診の削減を図る。

【具体的な取り組み】

- 資格喪失後の被保険者証回収率を向上させ債権発生を抑制するため、年金事務所と連携し督促チラシ等を送付するほか、催告状の再送付、電話督促等を強力に推進する。
- 被保険者証の未回収者が多い事業所に対して、注意喚起文を送付し、回収率の向上を図る。
- 資格喪失後は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を図る。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、債権回収の強化を図る。

【具体的な取り組み】

- 時効の中断措置及び償却処理を的確に行うとともに、債権回収に係る法的手続きを実施する。
- 毎月、支部長をトップとする債権回収対策会議を開催し、メンバー間の現況認識の共有化を図るとともに、遅れが見られる場合は対応策を協議する。
- 返納金等の各種債権について、引き続き新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。
- 債権回収率を向上させるため、催告状の送付（定期的に再送付）及び、夜間の電話による納付勧奨を徹底実施する。
- 資格喪失後受診と判明した高額レセプトに対し、医療機関に働きかけ、受診時加入の保険者へ再請求するよう依頼することによって返納金の発生抑制を図る。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

研修等の開催によって健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

【具体的な取り組み】

- 健康保険委員の資質向上のため、年金委員との合同研修会を年2回開催する。なお、研修会開催にあたり、アンケート結果をもとに、内容の充実を図る。
- 各事業所に対し、委嘱勧奨文書送付及び電話勧奨を徹底する。
(新規適用事業所・年金委員のみ委嘱されている事業所等ターゲットを絞ってアプローチ)

3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：201,392 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：55.0%（実施見込者数：110,766 人） ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：10,070 人） ○被扶養者（受診対象者数：66,052 人） ・特定健康診査 実施率：25.0%（実施見込者数：16,513 人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：27,188 人） ・特定保健指導 実施率：16.0%（実施見込者数：4,350 人） （内訳） 協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：3,807 人） - アウトソーシング分 2.0%（実施見込者数：543 人） ○被扶養者（実施対象者数：1,932 人） ・特定保健指導 実施率：20.0%（実施見込者数：386 人） (3) その他の保健事業 ○ウオーキング推進事業 ・茨城県立健康プラザと連携したウオーキング推進 ○禁煙推進事業 ・茨城県「茨城県禁煙認証制度」の連携事業。事業所建物内・敷地内禁煙の促進。 (4) 受診勧奨対策 ○生活習慣病予防健診受診率向上施策 ・事業所への受診勧奨（<u>事業所規模別にアプローチ方法を調整</u>） ・委託健診機関との意見交換、連携強化（委託健診機関との情報共有、実地調査などの指導強化、新規委託契約先の拡大） ・新規適用事業所への保健事業案内送付（毎月約 100 社に健診案内パンフレット等を送付） ○事業者健診データ取得率向上施策 ・前年度にデータ提供のあった事業所への継続協力依頼 ・新規のデータ提供事業所獲得（県／労働局、県医師会、<u>茨城県トラック協会との連携</u>） ○特定健診受診率向上施策 ・県広報誌への掲載や、保険者協議会との連携で県内各所に特定健診受診勧奨ポスターを設置 ・受診券直接送付時に<u>市町村集団健診スケジュール等を同封</u> ・市町村での<u>漏れ者健診への参加</u>（未受診者に勧奨ハガキを送付） ○特定保健指導の実施率向上施策 ・被保険者への施策（保健指導成功者のインタビュー記事配布、外部委託先健診機関の活性化、県／労働局／県医師会との連携による勧奨、<u>IT ツール活用</u>、保健師／管理栄養士のスキルアップ等） ・被扶養者の保健指導未利用者への勧奨（勧奨ハガキ等で対象者を招集し保健指導を実施） ・被扶養者の集団保健指導の実施可否検討（他支部の事例を参考に市町村等との調整を検討） ○未治療者に対する受診勧奨 ・<u>高血圧、糖尿病の重症化予防対策として本部で行う 1 次勧奨に加え、支部にて 2 次勧奨を実施</u>
---------	--

	○関係方面との連携 ・保険者協議会の活性化（<u>保健事業の推進に向け部会員として積極的に活動</u>） ・県／保健所／市町村との連携（健康まつり等への参画により積極的に連携を強化）
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システムの刷新 ○平成27年1月の新システムサービスインに向けて、本部と一体になって事務処理体制の整備や各種研修等を実施し、新しい業務・システムの早期定着を推進する。 (2) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ○本部及び各支部との連携強化や、支部内におけるコミュニケーション力強化を図る。 ○<u>コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理について定期的に研修等を実施し、職員意識の徹底</u>を図る。 (3) 人材育成の推進 ○階層別・業務別研修に積極的に参加するとともに、通信教育講座等の活用により自己啓発に努める。 (4) 業務改革の推進 ○業務改善提案活動の拡充により、業務効率の改善を図り、お客様サービスの向上を目指す。 (5) 経費の節減等の推進 ○年間を通して光熱費削減策に取り組む。 ○事務経費削減計画を踏まえ、競争入札を推進するとともに適切な在庫管理を行うことで、経費の節減に努める。

平成26年度 事業計画（栃木支部）

項 目	実 施 内 容 等
事業運営の基本方針	協会けんぽの事業運営基本方針を踏まえ、「栃木県医療費適正化計画（第Ⅱ期）」に基づき、「とちぎ健康21プラン（第2期）」との調和を図りながら、「健康長寿とちぎづくり推進条例」の趣旨に沿って、積極的に地域の保険者としての役割を実践する。
保険者機能の発揮による 総合的な取組みの推進	「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」のさらなる充実・強化を図り、地域の医療費、レセプトデータ、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進のため、以下のような取組みを総合的に推進する。 ○医療に関する情報の収集と分析 ○医療に関する情報の加入者・事業主等への提供 ○関係方面への積極的な情報発信 ○関係者との連携や共同事業の実施 ○保健事業の効果的な推進 ○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○「データヘルス計画」の作成
1. 保険運営の企画	1. 医療に関する情報の収集・分析及び加入者等への提供 ◆事業所へ、従業員のレセプト・健診データ等の活用のほか、事業所における健康づくりの取り組み状況等を評価した事業所の健康度を示す「健康経営バランスシート（仮称）」を提供し、健康格付（仮称）を行い地域経済団体等との連携した事業を実施する。 ◆協会が保有するレセプトデータ及び加入者の健診データ・保健指導データを最大限に活用し、医療費分析等を行う。 ◆行政機関や大学等の教育機関等と協力し、健康に関するセミナーの実施を検討する。 ◆研修会などの機会を通じ加入者・事業主の医療制度等に関する意識・意見等を収集する。 ◆柔整、あんま・マッサージ等の施術に関わる療養費の支給について適切な利用が図られるよう、啓発を図る。 2. 関係方面への積極的な発信 ◆制度改正に向けた関係方面への積極的な発信 ○社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置を受けて、政府は平成27年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するとともに、引き続き、地元選出の国会議員、メディア、関係団体へ積極的に意見を発信していく。 ○協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を積極的に行う。 ◆県や市と協会けんぽとの間で医療費情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、連携強化を図る。 ◆保険者間の連携のもと、医療費や健診データの分析結果を活かし、栃木県保険者協議会をはじめ関係方面に対して、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。 ○「栃木県保険者協議会」等関係団体及び各種学会での発表など発信の強化 3. ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進 ◆ジェネリック医薬品については、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、ジェネリ

	ック医薬品の使用に関する患者の意思表示を容易にする、「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を行う。さらに、生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。 ○「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」及び「栃木県保険者協議会」「栃木県薬剤師会」等関係団体と連携を図り、加入者が安心して使用できるようジェネリック医薬品に関する広報を実施するとともに、セミナー等を開催するなど地域における積極的な啓発活動を行う。 4. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ◆レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化施策をさらに推進する。 ◆現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主への調査権を有効活用し、年金事務所と連携を図り実施する。 ◆医療費適正化のための総合的な取組みを県・市町や他の保険者と連携し、積極的に実施していく。 ◆政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画(仮称)」を作成し、積極的に対応する。 5. 広報の推進 ◆保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。 ○ホームページのほか、メールマガジンやモバイルサイトを活用し、定期的なお知らせを実施するとともに、加入者の視点から積極的な情報の発信 ○支部独自の広報ツールの内容充実及び封筒裏面を活用した広報の実施 ◆県、市町、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。 ○関係団体発行の機関誌への広報記事掲載の促進 ◆健康保険委員研修会等、加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者に響く広報を実施していく。 ○対話集会の開催及びアンケートの実施により加入者の意見を反映した広報活動の実施 ○関係団体等の開催する説明会等への参画によるタイムリーな広報活動の実施を推進する。 ◆救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、県、医療関係者等とともに広報に努める。 6. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ◆健康保険委員（健康保険サポーター）には、事業主、加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。 ◆健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、協会と事業主、加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。
2. 健康保険給付等	1. システム刷新にかかる準備対応 ◆平成 27 年 1 月にサービスインのシステム刷新が 6 帳票(傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金(本人、家族)、埋葬料(費)(本人、家族))よりスタートすることから、研修等の準備対応を確実に行う。また、その間のサービス低下をさせない。 2. サービス向上のための取組み ◆更なるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で共有化するとともに、お客様満足度調査や窓口アンケートの結果から、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善に取り組む。 ◆厳格な審査に基づき、サービススタンダード 100%を厳守する。

- ◆教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。
 - 外部実践研修等への職員派遣の実施
- ◆申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を継続推進。
 - 支部独自で作成、配布した「申請書記入例集」、「健康保険の事務手続き」を適宜改定
- ◆郵送による申請や電子申請の促進のために、わかりやすい記載要領の作成及び健康保険委員によるサポート等の環境整備を進める。
 - 申請書類設置場所の担当者への研修の実施
 - 申請書類設置場所に係る現況調査の実施
- ◆年金機構に関わる各種届は、原則、栃木事務センターに直接送付することの各事業所への周知については、全面的に協力することで、支部の申請書郵送化率の向上を相乗的に図る。（ＨＰ、リーフレット等）
- ◆健康保険委員の研修会を通じて、制度改正、保険給付手続き等の周知を図る。
- ◆インターネットを使用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進を図る。
 - インターネットを使用した医療費情報照会サービスの普及に向けての広報の実施
- ◆事務処理誤りの防止
 - 発生原因や再発防止策について職員が深く理解し同様の事務処理誤りを発生させないように努める。
- 3. 高額療養費制度の周知**
 - ◆高額療養費制度については平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を、健康保険委員研修会等各種広報手段を活用して周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。
 - ◆高額療養費の未申請者に対する支給手続きの勧奨について、勧奨時期の短縮を図るなど更なるサービスを推進する。
- 4. 窓口サービスの展開**
 - ◆各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を生かして、効率的かつ効果的にサービスを提供する。
 - ◆年金事務所内出張窓口のさらなる統合・縮小の必要性は、窓口サービスの低下とならないよう慎重に検討する。
 - ◆届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、引き続き年金事務所内出張窓口のあり方について検討する。
- 5. 被扶養者資格の再確認**
 - ◆高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
 - ◆被扶養者資格再確認について、保険料負担の軽減につながる大変重要な事務であることを、研修会や各種広報を活用し加入者及び事業主に周知を図る。
- 6. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化**
 - ◆柔道整復施術療養費等の適正化のため、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月に 15 日以上）等の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し、柔道施術についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
 - ◆回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者等へ照会するとともに、呼出し等により調査を実施する。
 - ◆支部に設置している給付適正化プロジェクトチーム会議が主体となって、照会業務の進捗管理、強化計画及び対応について

協議検討を行い、具体策の指示をする。

7. 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

- ◆保険給付適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、支部に設置している保険給付適正化プロジェクトチーム会議が主体となって、対応について協議検討を行い、具体策の指示をする。
- ◆本部から提供される支払済データに基づき、不正請求が疑われる事案については支部全体で対応するとともに、平成 25 年度に事業主に対する立入調査等を行う権限が協会に付与されたことから、日本年金機構と連携し、調査及び審査に取り組む。また、必要に応じて厚生局に情報提供する。
- ◆加入者に対し適正な申請の促進を図るための周知を行う。

8. 海外療養費支給申請における重点審査

- ◆海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、必要に応じ療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

9. 効果的なレセプト点検の推進

<共通項目>

- ◆効果的な点検を実施するため、小町システムにより点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、点検業務を充実強化する。
- ◆レセプト点検推進会議の機能強化を図り、点検効果向上化計画を引き続き策定実施し、職員、点検員全員が数値目標を共有し、スケジュール管理、進捗管理を行いながら、継続した点検を実施する。

<資格点検>

- ◆資格点検エラーレセプトについて、医療機関照会実施後、返戻・返納決議等事務処理の早期処理を目指す。

<外傷点検>

- ◆関係機関との連携を強化するとともに、負傷者に自主的に負傷原因届を提出してもらえる様に引続き加入者の啓蒙を行う。
- ◆医療機関に配布した啓蒙ポスターの効果や第三者行為届の利用状況等も確認しながら、更なる環境整備を図る。
- ◆事案管理表から、求償可能な事案の明確化を図り、効果的な回収及び長期事案の進捗管理・回収を実施する。

<内容点検>

- ◆システムを活用した点検を徹底（自動点検機能の効果的活用、汎用任意抽出機能のテンプレート管理）するとともに、査定事例の集約、共有化、研修の実施、研修受講後の伝達等により、点検員のスキルアップを図るとともに、再審査結果の分析を強化し、診療内容等査定効果額を更に引き上げる。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。
- ◆レセプト内容点検業務の一部外注化
レセプト内容点検業務の一部外注化（平成 26 年 1 月から 12 月までの 12 ヶ月間）については、競争性を十分意識し点検業者のノウハウを取得し吸収することにより、点検業務の質の向上を図り、点検効果額の引き上げに努める。

10. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

- ◆資格喪失後受診等の返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行之、被保険者証の回収を強化する。
なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
- ◆日本年金機構との事務連絡協議会で、現状の確認や回収率向上の依頼を引き続き行っていく。
- ◆社会保険労務士会へ被保険者証の早期回収依頼を引き続き行っていく。

11. 積極的な債権管理回収業務の推進

	◆不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 また、債権管理の統括責任者会議や担当者研修会に参加し、債権回収業務のノウハウの取得や、それに伴う債権回収業務の効率化を図るほか、効果的な回収に努める。 ◆債権管理回収会議を毎月定期的に継続し、債権管理回収業務体制の更なる強化を図る。
3. 保健事業	1. 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ◆保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」の意見に基づき、地域の実情に応じた支部独自の取り組みを強化していく。 ○加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進する。 ○健診の結果、要治療域と判断されながら治療していない加入者に対して、確実に治療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取り組みを進める。 ○国が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、支部としての「データヘルス計画」を作成し、支部の実情に応じて積極的に保健事業に反映していく。 ○他支部で実施したパイロット事業の成果や好事例を参考に保健事業を展開していく。 2. 特定健康診査及び特定保健指導の推進 ◆特定健康診査及び特定保健指導を通して、事業所への積極的な働きかけにより、事業所との距離を縮めることで協会けんぽがより身近な健康支援の存在となるように働きかけていく。そこから、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、健診受診機会の拡大や保健指導活用方法の利便性を図っていく。 ◆特定健康診査については、市町が行うがん検診との連携を図り、確実に情報が届くように受診券の自宅への直接送付をする際の広報を充実させる。 ◆特定保健指導については、外部委託・リレー方式・ITの活用、被保険者への利用証送付等の事業などをより一層推進していく。 ◆データヘルス計画に基づき、健診データや医療費データ等の分析結果を活用して保健指導の利用拡大に繋げ、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取り組みを進める。 ◆事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るため、栃木県や労働局との連携を図り、行政通知を最大限活用し、事業所に対する効果的な広報を実施する。さらに健診アドバイザーを始めとした積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。 ◆特定健康診査等基本指針で示された協会けんぽの実施率目標ならびに栃木支部5カ年計画の実施計画を達成すべく具体的な取組みを進める。 ◆受診勧奨については、委託健診機関の拡大を図り、年度の早い段階から勧奨ができるようにする。任意継続健康保険加入者への健診勧奨通知の自宅送付や新規適用事業所への随時生活習慣病予防健診案内・申込書送付などを行い、受診率向上に努める。 (1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：161,666人） ・生活習慣病予防健診 実施率：53.0%（実施見込者数：85,583人）

	・事業者健診データ 取得率：8.0%（取得見込者数：12,930人） ○被扶養者（受診対象者数：53,939人） ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：10,788人） （２）保健指導 ○被保険者（実施対象者数：21,290人） ・特定保健指導 実施率：18.5%（実施見込者数：3,940人） （内訳） 協会保健師実施分 15.5%（実施見込者数：3,300人） アウトソーシング分 3.0%（実施見込者数：640人） ○被扶養者（実施対象者数：965人） ・特定保健指導 実施率：3.4%（実施見込者数：32人） （３）その他の保健事業 ○支部窓口による健康相談事業（被保険者ならびに被扶養者の特定保健指導を含む） ○モバイルサイトでの情報発信（栃の葉ヘルシーだより） ○事業所訪問による健康づくり事業（事業者健診結果取得拡大事業） ○健康づくり取組み優良事業所表彰事業（健康寿命を延ばそうアワード in 栃木） （４）受診勧奨対策 ○特定保健指導利用証送付事業 ○健診実施機関による受診勧奨事業 ○電子申請（オプティ）活用による健診申込促進事業 ○健診実施機関と連携した検診車による集団健診事業 （５）重症化予防事業 ○血圧・血糖検査の結果で要治療と判定されながら、病院受診していない者に対して本部が一次勧奨として文書にて勧奨を実施する。支部にて二次勧奨として、血圧・血糖値に血清クレアチニンをプラスし文書勧奨を実施する。 ３．他の保険者との連携や共同事業の実施 ○県、市町と連携した保健事業（健康セミナー等）の実施 ○出前健康相談（イベントを活用した健康意識向上への働きかけ） ○国保と連携し、特定健康診査のバス健診事業 ○関係団体（商工会、各種団体等）と連携した保健事業の実施 ４．各種事業の展開 ◆保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等に積極的に参画し、それらの場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫し、保健事業を推進する。 ◆国や県の施策を実施するため、県・市町との連携を強化し、加入者の疾病の予防や健康増進のための普及啓発を推進する。
４．組織運営及び業務改革	１．業務・システムの刷新 ◆平成27年1月の新システムのサービスインに向けて、支部に「業務システム刷新導入・定着プロジェクト」を設置し、新しい業務システムの早期定着を推進する。なお推進にあたっては、支部プロモーターを事務局とし、本部・支部間の情報伝達、支部内研修の企画と実施、支部の事務処理体制の整備等を行う。 ２．組織や人事制度の適切な運営

◆組織運営体制の強化

○支部と本部での適切な支援・協力関係、内部統制（ガバナンス）の確保、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

- ・経営会議を核とした内部統制の確保
- ・支部独自各種委員会の活性化

◆実績や能力本位の人事の推進

○目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事制度の更なる定着を図る。

◆協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

○加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向け協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

◆コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

○法令規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程・ルールの遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

- ・自主点検の厳正なる実施
- ・「コンプライアンスチェックシート」を使った自己点検の実施

◆リスク管理

○リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

3. 人材育成の推進

◆若年層の人材育成を始め、各階層に求められる能力や知識の習得に合わせ、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

- ◆外部講座など、職員の研修機会の確保を図る。
- ◆通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土の醸成。
- ◆プレゼンテーション能力、説明能力、文書作成能力のある人材の早期育成。
- ◆支部内人事ローテーションを実施。

4. 業務改革の推進

◆平成 27 年 1 月のシステム刷新を業務改革のベースにとらえ、効率化によってねん出した時間をより付加価値の高い創造的活動にするよう職員の意識改革を図る。

◆より良いサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえた、当支部が所属する第 2 ブロック業務改革会議を通して、具体的な改善を実現していく。

◆「業務効率化推進委員会」を中心としたお客様目線に立った業務改革の本格的な推進。

◆入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の普段の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務（医療費適正化のための総合的対策や「データヘルス計画」によるパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）への重点化を進める。

5. 経費の節減の推進

◆引き続き、職員のコスト意識を高め、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法の見直しを行うとともに、引き続き競争入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

○事務用品等の支部内リサイクルの推進（リサイクルコーナーの充実）

	◆調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	---

平成26年度 事業計画（群馬支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<u>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</u> ➤ 医療に関する情報の収集と分析、並びに事業主・加入者への情報提供 ➤ 地方自治体、関係団体との連携強化及び積極的な情報発信 ➤ 医療費適正化の総合対策の実施 ➤ 加入者・事業主の声に基づく事業運営 ➤ 事業所等への営業活動の強化 ➤ データヘルス計画（仮称）の作成 (1) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ 三師会及び群馬県（薬務課）等の関係団体への情報提供と協力要請を実施 ・ 保険者協議会における各保険者との情報共有 ・ 軽減額通知書の発行（本部一括） ・ 広報による周知活動の強化 ・ ジェネリック医薬品の使用促進独自広報 ○ 適正受診の啓発と勧奨 ○ 現金給付（傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等）の審査強化 ○ 医療給付の審査強化（レセプト点検） ○ 債権発生抑制と早期回収 ○ 保健事業の効果的な推進 ○ 関係方面への積極的な意見発信 ○ 携帯サイトを活用した健康促進（セルフチェックによるサービス提供） ○ データヘルス計画（仮称）の作成 (2) 調査研究の推進等 ○ 本部から提供されるデータ等を基に地域の医療動向を支部独自で分析し、ホームページを中心に加入者へ発信 ○ 地方自治体や保険者協議会等から地域の医療に係る情報を収集

	(3) 広報の推進 ○ 事業所向けの定期的な広報物「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」を利用した広報 ○ 事業所向けのリーフレットによる協会けんぽの事業周知 ○ 新規加入者向けの小冊子による制度周知 ○ ホームページ・メールマガジンを活用した加入者の役に立つ広報を推進 ○ 地域の特性と費用対効果を踏まえたマスメディア（FMぐんま等）広報 ○ 年金事務所等の申請書設置場所を活用した制度周知と広報 ○ 封筒の裏面を活用した広報 ○ 地方自治体及び関係団体との連携による広報（小児救急電話相談の周知事業等） ○ 健康保険委員を活用した更なる広報の推進及び事業所訪問等による新規委嘱数の拡大 ○ アンケートや各種研修会を利用した加入者・事業主の声の把握 ○ 関係団体等と共同で健康セミナー等を開催し、広く加入者及び関係者に協会の取組みを周知する (4) 的確な財政運営 ○ 協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等についての情報発信を強化し、事業主及び加入者のみならず、県民からのより一層の理解が得られるよう活動をする
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ○ 受付から振込までのサービススタンダードの適切な管理と達成率 100%の維持及び平均所要日数 6 日以内の実施 ○ お客様満足度調査等を実施し、創意工夫を活かしたサービス改善を図る (2) 高額療養費制度の周知 ○ 限度額適用認定証の利用促進に向けた周知広報 ○ 制度改正にかかる加入者等への周知広報 ○ 高額療養費未申請者に対する申請促進（ターンアラウンド） (3) 窓口サービスの展開 ○ 県内 5 年金事務所の協会窓口設置の継続と効率的かつ効果的な窓口体制について検討 ○ 窓口職員のスキルアップに努め、窓口マニュアルに基づく質の高いサービスの提供 ○ 外国人加入者を対象とした健康保険の制度周知 (4) 被扶養者資格の再確認 ○ 無資格受診の防止を図るため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 多部位（３部位）及び頻回（１５日以上）申請に係る、加入者等に対する文書照会及び適正受診の促進

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

- 不正請求が疑われる申請案件に対し、「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」を活用し、適切な対応について検討
- 調査が必要な申請案件について、年金事務所等の関係機関と連携のうえ立入検査の実施

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

- 不正請求防止のため、海外の医療機関等に対する文書照会等による審査強化の実施

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

- 被保険者証の使用方法を記載したカードを被保険者証発送時に同封することにより加入者の意識向上を図る
- 資格喪失時の被保険者証未回収者に対する催告状の発送及び電話による催告
- 資格喪失後受診者が多い事業所に対して、被保険者証を確実に返却していただくよう注意喚起を行うことにより被保険者証の早期回収を推進

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

- 新規発生債権の未返納者に対する、文書での催告や電話による納入督促の優先的取組みの実施
- 返納金等未返納者に対する、工夫した文面での催告や弁護士名による納付催告の実施
- 返納金等未返納者に対する、支払督促等による法的手続きの実施
- 支部内における債権回収体制の強化。

(10) 効果的なレセプト点検の推進

- 内容点検において点検効果向上化計画の策定・実施による点検効果額の向上
 - ・ 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底
 - ・ 点検員のスキルアップを図るための査定事例の集約及び共有化
 - ・ 点検員のスキルアップを図るための研修の実施
 - ・ 点検員の勤務成績に応じた評価
 - ・ 審査医師による点検員の指導充実
 - ・ 支払基金との再審査事務打合せ会の実施
- 資格点検の的確な実施
 - ・ 資格エラーレセプトの確実な点検の実施
 - ・ 支払基金との資格事務打合せ会の実施

	○ 求償事務の強化 ・ 健康保険委員研修会等を活用し、第三者行為関係の研修を実施 ・ 第三者行為届に関する届出用紙を医療機関、商工会等関連団体に設置 ○ 医療費通知の発送 ・ 医療費通知の対応 ・ 高額査定通知の発行
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ○ 健康づくり推進協議会の開催(年2回) ・ 地域の実情を踏まえて、保健事業を総合的かつ効果的に推進を図るため、健康づくり推進協議会を開催し、必要な提言や助言を支部の保健事業に反映させる。 ・ データヘルス計画(仮称)の作成 (2) 健診 ○ 被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 189,109人) ・ 生活習慣病予防健診 実施率: 53.8% (実施見込者数: 101,741人) ・ 事業者健診データ 取得率: 5.0% (取得見込者数: 9,455人) ○ 被扶養者(受診対象者数: 68,065人) ・ 特定健康診査 実施率: 18.6% (実施見込者数: 12,660人) (3) 保健指導 ○ 被保険者(実施対象者数: 22,017人) ・ 特定保健指導 実施率: 16.0% (実施見込者数: 3,523人) (内訳) 協会保健師実施分 11.0% (実施見込者数: 2,422人) アウトソーシング分 5.0% (実施見込者数: 1,101人) ○ 被扶養者(実施対象者数: 1,101人) ・ 特定保健指導 実施率: 5.0% (実施見込者数: 55人) (4) その他の保健事業 ○ 特定保健指導の継続率向上対策として支援ツールを配付 ○ 保健事業の表彰制度(保健指導の実施率の高い事業所に対して実施) ○ 携帯サイトを活用した健康促進(セルフチェックによるサービス提供とメタボチェック) ○ 地方のイベントを利用した健康づくり推進事業の実施 ○ 健診実施機関との協力連携(営業による健診機関及び特定保健指導委託機関の拡大、健診実施機関調査等) (5) 受診勧奨対策 ○ マスメディア広報による受診勧奨の実施 ○ 休日に特定保健指導を実施

	○ 事業所に対する受診勧奨のアウトソーシングを実施 ○ 市町村と連携した特定健診の受診勧奨を実施 ○ 検診車による集団健診の実施 ○ 未治療者に対する受診勧奨の実施
4. 組織運営及び業務改革	○ 業務・システムの刷新の実施 ○ 各種委員会および支部内研修等により法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティ、アクセス制限、パスワードの適切な管理等の徹底を図る ○ 本部で開催される階層別研修、業務別研修の「伝達研修」を確実に実施し、職員のスキルアップを図る ○ 消耗品等使用量削減、節電対策等により経費削減を図る

平成26年度 事業計画（埼玉支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) データヘルス計画の推進 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画」を作成し、支部の実情に応じて、医療費適正化のための対策を他の保険者等と連携し、実施する。 (2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ① ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、加入者への適切な広報を実施する。また、被保険者証の送付時等にジェネリック医薬品希望シールを同封し、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ② ジェネリック医薬品の使用促進に関するセミナーを開催し、地域における積極的な啓発活動を推進する。 (3) 各関係方面への積極的な発信 ① 県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体が開催する各種協議会に参加するなど、県や市区町村の医療政策などの立案に積極的に参加し、協会けんぽの意見を発信していく。また、県や市区町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報の共有及び連携の強化を図る。 ② 協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体に対し発信し、日本年金機構等を含め連携の強化を図る。 (4) 調査分析の推進 ① レセプト情報や健診データなどを活用し、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費などの現状を把握した上で調査分析に取り組みデータヘルス計画を作成する。 ② レセプト情報の分析等の調査研究や保健事業、医療費適正化に向けた取組みを他の保険者と共同して実施する。 ③ アンケートを実施し、加入者から直接意見を聞き、創意工夫を活かしたうえで事業を実施する。 (5) 広報の推進・充実について ① 加入者等に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジン等により、加入者の立場から分かりやすい各種情報を発信するほか、広報リーフレット「埼玉だより」等を定期的に発行する。 また、メールマガジンの登録者数の拡大を図る。 ※平成26年度末目標2,000件配信：H25.12現在1,500件配信）

	② 県・市区町村・関係団体との連携による広報、新聞やテレビ・ラジオなどのメディア等への発信力を強化する。また、保健事業や医療費適正化に対する取り組みについて、加入者・事業主や関係機関等に理解していただくための情報発信を行う。 (6) 加入者サービスの充実 健康増進や介護に関するサービスを提供する新しい活動の取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス（埼玉支部カフェテリアプラン）」の参加企業の更なる充実を図り、よりよいサービスを加入者等に提供する。 (7) 健康保険委員と連携した事業の推進 ① 日本年金機構と合同で健康保険委員研修会を実施する。 ② 従業員に周知いただく健康保険委員向けの情報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するほか、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくためのパンフレットを作成するなど、健康保険委員と連携していく。 ③ 事業所訪問の際に健康保険委員の委嘱勧奨を行うなど、健康保険委員の委嘱数の拡大に努める。 ※平成 26 年度末目標 1,800 名（H25.12 現在 1,481 名） ④ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取り組み ① サービススタンダード 100%の継続実施と適切な管理を行う。 ② 加入者の立場に立ったより理解しやすいパンフレット等を作成する。 ③ 医療費通知及びインターネットによる医療費情報提供サービスを新規加入事業所等へリーフレットを送付するなどの周知を図る。 ④ 高額査定通知を実施計画（毎月）に基づき実施する。 (2) 窓口業務の再構築 ① 窓口職員の業務遂行能力の向上を図り、効率的・効果的なサービスを提供する。 ② 郵送化の進捗状況や窓口利用状況を踏まえ、支部及び年金事務所窓口体制のあり方を検討する。 (3) 高額療養費制度の周知 ① 平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、加入者等に対しその改正内容をホームページ・各種広報紙、被保険者証同封リーフレットなどにより周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。 ② 高額療養費の未申請者に対する申請手続きの勧奨サービスを更に推進する。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拋出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確・迅速に行う。

(5) 適正な給付業務等の推進（現金給付の審査強化）

① 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

多部位（施術個所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化し、回答の結果、請求内容が疑わしきものについて必要に応じ施術者に照会を行う。また、照会時にパンフレットを同封し、受診についての正しい知識を普及させるための広報を行う。

② 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

- ・保険給付適正化プロジェクトチームの活用を強化する。
- ・事業主に対する立入検査等を行う権限を活用し、疑義のある保険給付請求に対しては調査を行い、保険給付の適正化に努める。

(6) 債権回収の促進

① 文書・電話・訪問勧奨を実施し、効果的・効率的な返納金債権の回収

- ・悪質返納拒否者に対し、訴訟等法的手続きも視野に入れた債権回収を実施する。
- ・強化月間を設定し、集中的な電話催告の取り組みを展開する。

② 無資格受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

- ・債権発生防止を目的とし、被保険者証の回収について、催告状の送付等により回収強化を図る。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

① 資格点検

- ・無資格受診による債権発生の防止のための広報を「埼玉だより」等を活用し重点的に行う。
- ・資格関係誤り等について、計画的に医療機関照会等を実施し、的確な返納処理を行う。

② 外傷点検

- ・効率的な抽出条件の設定等を行い、業務上及び第三者行為に該当するレセプトの点検を強化し、保険給付費の返還の向上を図る。

③ 内容点検

- ・レセプトシステムの自動点検を一層充実し、効率的・効果的なレセプト点検の強化を図る。

	・点検員全体のレベルアップ及びスキル向上を図ることを目的とし、定期的に点検員間の情報共有を行うとともに充実した研修を実施する。 ・点検結果の把握及び検証を行い、職員と点検員との個別面談を四半期ごとに実施し、点検内容についての的確な指導・助言を行う。 ・社会保険診療報酬支払基金との定例協議実施要領を見直し、懸案事項等の解消に向けた十分な協議をする。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ① 健診結果やレセプト情報の活用による健康課題や対象者を明確にした取り組みを実施する。 ② 支部の健康づくり推進協議会を定期的に開催し、協議会の意見の基に、地域の実情に応じた支部独自の取り組みを強化する。 ③ 保険者協議会等の場において積極的に意見発信し、県全体の事業に参画する。 (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進 ① 健診 ・地域・関係団体との連携強化及び広報事業の強化等による受診勧奨対策を確実に実施することにより目標の達成を図る。 ② 事業者健診データ ・労働局等の行政と連携し、連名での文書、リーフレット等を作成し、各種会議等の機会を活用して事業者健診データの取得を推進する。 ・事業所、大規模事業団体への訪問による健診結果データの提供依頼活動を継続的に実施する。 ・商工会議所等が取りまとめている労働安全衛生法による定期健診、人間ドック健診の「健診結果データの提供」の勧奨を引き続き行う(2市以上)。 【目標】 「被保険者」(40歳以上)(受診対象者数：361,966人) ・生活習慣病予防健診 実施率：42.1% (実施見込者数：152,526人) ・事業者健診データ 取得率：4.3% (取得見込者数：15,700人) 「被扶養者」(受診対象者数：124,264人) ・特定健康診査 実施率：20.7% (実施見込者数：25,725人) ③ 特定保健指導 ・外部委託の積極的な推進とITの活用により特定保健指導実施率の目標達成を図るとともに、健診データを活用し、特定保健指導の実施効果を分析する。 ・既契約外部委託機関についての実態調査による検証を行い、委託機関に対して、実施方法を指導し実施件数の増加を図る。 ・新規の外部委託機関の拡大を積極的に進め契約機関数の増加を図る。 ・特定保健指導のITツール「はらすまダイエット」の実施効果を引き続き検証し、より効果的な実施を進める。 ・特定保健指導のリレー制の効果的な実施を進め保健指導の効率化を目指す。 ・事業所との連携による特定保健指導を推進する。

	【目標】 「被保険者」(実施対象者数：35,832人) ・特定保健指導 実施率：7.5% (実施見込者数：2,694人) (内訳) 協会保健師実施分 6.4% (実施見込者数：2,294人) - 外部委託分 1.1% (実施見込者数：400人) 「被扶養者」(実施対象者数：2,263人) ・特定保健指導 実施率：7.8% (実施見込者数：176人)
	(3) その他の保健事業 ① 県や市区町村等の協力体制の強化 ・県、市区町村と連携した「大規模健康相談会・ミニ健診」等の協働イベントに参画し、保健事業の協力体制をより強化するとともに健診、レセプトデータ等の分析による協働事業にも着手していく。 ② 事業所や事業団体における健康意識の向上と、特定保健指導の促進を目的とした研修会の実施 ・事業所健康診断カルテ等による事業所特性の分析により外部委託も活用しながら研修会やセミナーを実施し健康意識の醸成を図る。 ③ 未治療者への受診勧奨、重症化対策の実施 ・平成25年度より実施している高血圧・糖尿病に着目した未治療者への受診勧奨事業を引き続き実施していく。
	(4) 受診勧奨対策 データを活用したエビデンスに基づく事業展開をし、加入者の特定健診と特定保健指導の実施率向上を図る。 ① 市区町村との連携 ・受診率や受診動向を市区町村と共有し合同健診、がん検診との同時受診等の共同事業を実施する。 ・市区町村広報誌等の活用による共同広報事業を実施する。 ・ピンクリボン運動に参画し、がん検診の普及と健診事業の広報を連携して実施する。 ② 加入者・事業主への積極的な働きかけ ・特定健康診査(被扶養者)受診券を平成25年度に引き続き自宅へ直接送付するとともに、メディアを活用した広報等の強化により健診実施率を確実に高める。 ③ 重点地域への勧奨活動 ・受診動向、受診率の地域特性を分析し重点地域を設定し集中した訪問、広報等の受診勧奨対策を実施する。 ④ 事業所特性を分析した取り組み ・事業所特性を分析し事業所健康診断カルテ等を活用した事業所及び事業団体への訪問による受診勧奨活動を通年で実施する。

	⑤ 新規適用全事業所への受診勧奨 ・ 全新規適用事業所への郵送等による受診勧奨を実施する他、原則 50 人以上の事業所に対しての訪問による勧奨を実施する。 ⑥ 受診勧奨業務の外部委託化の推進 ・ 生活習慣病予防健診契約機関に本人あての健診結果通知に被扶養者の特定健診の受診勧奨リーフレットの同封を依頼し、受診促進を図る。 ・ 契約健診機関による健診受診勧奨の委託業務の拡大を強化する。 ⑦ 広報 ・ テレビ、ラジオ、新聞等のメディアを使い、多方面からの広報を展開し、加入者に対するダイレクトな広報活動を実施する。 ・ オリジナルポスター等を作成し、契約健診機関、市区町村、県内の保健所等での掲示依頼を推進し加入者に対しての意識啓蒙を図る。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システム刷新への円滑な移行 平成 27 年 1 月の業務・システム刷新の円滑な移行に向け、「支部プロジェクトチーム」を設置し、職員への研修などにより新業務・システムの習熟度を高めていく。また、申請書様式の変更等について、関係団体等の協力を得ながら、加入者・事業主等に周知する。 (2) 組織運営体制の強化 ① 定期的にリーダー会議等を開催し、グループ間の連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。また、サービス向上を図るための電話体制を整備する。 ② 効率的な事務処理を行うため、必要に応じてレイアウトの見直しを検討し、職場環境の整備をする。 (3) 協会の理念を実践できる組織風土の定着 加入者の視点に立ったサービスの向上、リスク管理を意識した業務の遂行、基本に立脚した事務処理、創意工夫に富んだ組織風土を定着させる。 (4) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、コンプライアンス委員会を開催（年 2 回）するとともに、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、自主点検（年 2 回）を行い、各種規程の遵守を徹底する。 (5) リスク管理 リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のためにリスク管理委員会に

	において、リスク管理を徹底する。 (6) 人材育成の推進 ① 本部研修参加者による支部内伝達研修の実施をするとともに、支部研修計画を策定し、外部講師による研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。 ② 職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。 (7) 業務改革の推進 ① 業務改善検討委員会を開催（年6回）し、職員からの改善提案を検討する等、業務改革の推進を図る。 ② 全国ブロック単位で設置された業務改革会議においての改善案を具体的に実施する。 (8) 経費節減等の推進 ① 電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに超過勤務時間の削減及び光熱費などの事務所管理費を節減する。 ② 消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。
--	--

平成２６年度 事業計画(千葉支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第２期）」に基づき、千葉支部の医療費や健診データを分析し、千葉支部の実情を踏まえた上で、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、以下の取組みについて、更に強化・充実を図る。 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、千葉支部の実情に応じた積極的な対応を実施する。 ● 医療に関する情報の収集と分析 ● 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ● 県・市町村など関係方面への積極的な発言 ● 他の保険者等との連携や共同事業の実施 ● 保健事業の効果的な推進 ● ジェネリック医薬品の使用促進 等 また、県・市町村の医療政策関係部局の各種協議会に参加するなど、医療政策等の立案に積極的に参加し協会が収集・分析したデータの活用に努め、県・市町村との間で情報分析、保健事業等における連携に関する協定を締結する。 (2) 千葉支部評議会の一層の活性化 支部の事業運営や本部の動向について、毎月開催の評議会において定期的に報告させていただき、評議員の皆様のご意見を支部運営に反映させて、自主自律の運営を図る。 (3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付については、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、審査強化を図る。 また、支部で作成する「データヘルス計画（仮称）」に基づき、医療費適正化のための総合的対策を県・市町村及び他の保険者等と連携し、立案・実施する。 (4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担軽減効果額を通知するサービスによる効果を、さらに着実なものになるよう加入者等への適切な広報を実施する。 また、千葉支部の実情に応じて医療機関・調剤薬局等の関係機関への働きかけを実施し、加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるようにわかりやすい広報を推進するとともに、健康保険委員等への研修会等において、加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進に向けた啓発事業を行う。

	(5) 加入者・事業主に響く広報の推進 <u>① ホームページの充実</u> 最新の情報を加入者・事業主の方々へ提供して内容を充実させるとともに、加入者からの意見等をいただいた場合には、逐次、HPの修正等を検討実施し、加入者目線のホームページを構築していく。 <u>② メールマガジンの配信</u> 毎月初旬に定期的にメールマガジンを配信し、健康保険に関する疑問や保健師による健康づくり情報をお届けする。また、各種広報を通じてメルマガの登録者を増やして、より多くの加入者・事業主の方々にお届けする。 <u>③ 県・市町村や関係団体との連携による広報活動等の推進</u> 保険料率や保健事業の広報について、市町村や関係団体との連携を図り、記事掲載やポスター掲示にご協力いただくよう働きかけをし、より多くの加入者の方々に情報提供を実施する。 また、県・市町村等の開催するイベント等の参画し、協会けんぽの認知度を高める。 <u>④ 各種郵送物への広報チラシの同封</u> 納入告知書（日本年金機構で発送）に同封する広報チラシを活用しタイムリーに情報を提供する。 また、事業所に被保険者証を送付する際にも広報チラシを同封する。その他、生活習慣病予防健診のご案内や特定健診のご案内にも、加入者の受診動機付けにつながる広報チラシを同封して受診率の向上を図る。 <u>⑤ 健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』の発行</u> 年4回発行の健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』により、健康保険委員への情報提供を充実させる。 (6) 的確な財政運営 社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置を受けて、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するとともに、国、関係機関への働きかけ等を進める。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 <u>① 加入者のご意見の分析、お客様満足度調査の分析</u> 窓口や電話における加入者の方々のご意見については真摯に受け止め、分析を行い、支部内の創意工夫を活かしたサービス改善や向上を図る。また、お客様満足度調査の内容から、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、支部内の改善活動に結び付ける。 <u>② サービススタンダードの達成</u> 傷病手当金等の保険給付については、不正が疑われる案件等を除き、『申請書の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内』とするサービススタンダードを100%達成するため、事務処理の流れの透明化を図り、より効率的な事務処理体制を構築する。また、1件でも処理が遅れれば100%が達成できないことを肝に銘じ、職員間の意識を徹底する。 <u>③ 健康保険委員の委嘱の推進</u> 健康保険委員の委嘱を進めて、健康保険に関する広報・相談・各種事業の更なる推進を図る。

(2) 限度額適用認定証の利用促進、高額療養費制度の周知

① 限度額適用認定証の利用促進

納入告知書に同封する広報チラシ等を活用して、限度額適用認定証を広報して利用を促進する。また、高額療養費未請求者に対するお知らせ案内の中に、高額療養費パンフレットを同封して制度を周知させる。

② 高額療養費制度の周知

制度改正の内容を十分に加入者に周知するなど円滑な施行に向けた準備を進める。

(3) 窓口サービスの展開

① 加入者本位の理念に基づく窓口サービスの展開

窓口業務に携わる契約職員や委託社労士向けの受付フローチャートを作成配布して、正確で迅速な窓口サービスを展開する。また、加入者本位の理念をより一層徹底して、窓口対応における親切丁寧な接遇を推進する。

② 窓口体制の見直し

年金事務所窓口の来客数推移を分析して、窓口の開設日数等について再検討する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。提出率を向上させるために、当該事業の重要性をより分かり易く、様々な媒体を通して周知広報し、一定規模以上の未提出事業所に対する督促も行う。

(5) 傷病手当金・出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進

① 傷病手当金・出産手当金

- ・平成 23 年 10 月から職員を専任させる体制を構築。専任職員が不正請求の疑いがもたれる事案について、業務 G を指揮監督して、申請者宅への訪問等の必要な調査を実施し支給の可否を決定。プロジェクトチームの運営を主管し適切に進捗管理を行い、給付の適正化を図る。
- ・資格取得から傷病手当金請求までの期間が短い（3 か月以内）申請者については、雇用契約書や雇用保険被保険者証の写しを添付していただき、逆選択でないことを確認する。
- ・審査医師を活用し、担当医師照会、日常生活状況照会を通して審査の強化を行う。
- ・平成 25 年度に事業主に対する立入検査等を行なう権限が協会に付与された。疑義のある保険給付の請求（例えば、標準報酬が著しく高額に改定された後に、保険給付の請求がなされる等）に対しては徹底的に調査し、保険給付の適正化に努める。

② 柔道整復療養費等

- ・柔整審査委員会における審査委員に整形外科医を 2 名委嘱し審査委員会の審査強化を図り、適正な申請を促進する。
- ・柔道整復療養費（接骨院）について、多部位施術や施術日数が多い申請書等を抽出して、加入者へ照会を行い、明らかに不自然な請求については、柔整審査会や厚生局に情報提供する。加入者へ照会を行う際には、正しい柔道整復のかかり方のチラシを同封し、適正な受診への啓発を図る。
- ・はり・きゅう療養費やあんま・マッサージ療養費の支給決定通知書に正しい受診にかかるチラシを同封し、適正な受診への啓発を図る。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

レセプト点検効果向上計画に基づきレセプト点検を強力に推進し、効果額は前年度結果及び全国平均を踏まえ、全国平均を下回る場合は全国平均以上を、全国平均を上回る場合は前年度の効果額以上を目標とし、達成を目指す。

① 内容点検

- ・支払基金との会議を拡充して原審疑義事例等の解消を図るなど、効果的な点検に向けた取り組みの実施。
- ・毎月1回、支部内の点検会議の開催。
- ・査定上位100データの活用及び近隣支部との間で査定事例等を情報共有。
- ・レセプト保存・管理システム「レセプト小町」を有効に活用するため、職員及び点検員間における情報共有を強化し、自動点検マスタのメンテナンスを定期的に実施してシステムの更なる拡充を図る。
- ・点検効果向上計画を確実に実施し、点検を強化すべき診療区分や点検方法について職員・点検員で議論し、支部としての点検方針決定後、全職員が一体となった点検を図る。
- ・健保連等の関連団体と情報交換を図るため、働きかけを行う。

② 資格点検

- ・資格エラーとなった該当レセプトについて、漏れなく全数点検を行う。
- ・喪失後受診の対象者について、受診医療機関に「健康保険による診療の中止について」という文書を送付。当該被保険者証が使用できない旨、今後のレセ請求については返戻する旨を通知し、返納金債権発生抑制を図る。

③ 外傷点検

- ・1,800点以上のレセプトについて負傷原因の照会を行う。
- ・上記照会の未回答分にかかる督促は2回行う。(1回目は被保険者、2回目は事業主あて)
- ・エクセルによる外傷照会ツールを使用して、2重照会の防止、未回答分の電話督促等に活用。

(7) 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および被保険者証の回収強化

- ・納入告知書に同封する広報チラシ等により、被保険者証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。
- ・資格喪失後受診の防止を周知するポスターを作成して医療機関へ配布することにより、退職後は被保険者証を使用できないことについて啓発を図る。
- ・新規加入者の被保険者証交付時に冊子を作成、同封し、退職後は被保険者証を使用できないことについて周知徹底する。
- ・日本年金機構と連携して資格喪失者からの被保険者証回収を強化する。回収にあたっては、催告状送付・電話勧奨を実施し、早期回収に努める。

(8) 積極的な債権管理回収業務の推進

新規発生の返納金について、電話勧奨を全件実施し、訪問勧奨を行う。また、法的手続き(支払督促等)を推進する。

(9) 日本年金機構との連絡調整等

定期的に日本年金機構と連絡調整会議を開催し、日本年金機構との緊密な連携を図り、加入者・事業主の方々へのサービスを向上させる。

3. 保健事業

(1) 健診

① 被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 256, 173人)

- ・生活習慣病予防健診 実施率: 54.5% (実施見込者数: 139, 728人)
- ・事業者健診データ 取得率: 4.9% (取得見込者数: 12, 515人)

【受診率向上のための対策】

- ・健診機関の少ない地域をフォローするため、新規生活習慣病予防健診機関の募集を進め、また、効率的な検診車配車活動を推進する。
- ・生活習慣病予防健診機関との連絡調整を密にし、より効率的な健診実施を図る。
- ・被保険者30人以上の事業所について、事業者健診結果データ取得を業務委託し、事業者健診記録の取得件数・取得率を更に引き上げる。

② 被扶養者(40歳以上)(受診対象者数: 85, 211人)

- ・特定健康診査 実施率: 23.7% (実施見込者数: 20, 162人)

【受診率向上のための対策】

- ・受診券を被保険者の住所へ直接送付し、受診率の向上を図る。
- ・補助額の引上げを行い、ワンコイン(500円)で受診できるようにする。
- ・市町村が行うがん検診や市町村国保の特定健診との同時実施に向けて、市町村に積極的にアプローチしていく。
- ・集団健診の実施地区在住被扶養者あてに、集団健診のダイレクトメールを送付する。

(2) 保健指導

① 被保険者(40歳以上)(実施対象者数: 32, 427人)

- ・特定保健指導 実施率: 13.3% (実施見込者数: 4, 311人)
(内訳) 協会保健師実施分 8.3% (実施見込者数: 2, 691人)
アウトソーシング分 5.0% (実施見込者数: 1, 620人)

② 被扶養者(40歳以上)(実施対象者数: 1, 934人)

- ・特定保健指導 実施率: 2.2% (実施見込者数: 42人)

【実施率向上のための対策】

- ・保健指導の外部委託化や会場等での実施を推進し、保健指導実施率を向上させる。
- ・保健師研修を充実させて、保健指導の中断率の低下を図り実施率を向上させる。
- ・事業所に訪問して保健指導の受入等をお願いする際のツールとして、当該事業所の月平均医療費や生活習慣病リスク保有率を提示し、健康づくりや医療費に対する認識を深めていただき、保健指導の受入れをお願いしていく。

(3) その他の保健事業

① 禁煙プロジェクトの推進を図り、受動喫煙の防止や個人の禁煙について啓発する。

(地域イベント等への参加、事業所に訪問して呼気一酸化炭素濃度測定。)

② 『健康づくり推進協議会』を活性化して、支部の健康づくりを幅広く推進する。

③ 保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、健康づくりや生活習慣改善に向けた事業を展開する。

④ 健診結果で要治療域と判定されながら治療を受けていない者に対し、医療機関の受診勧奨を行い、重症化予防を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システム刷新

平成 27 年 1 月の新システムの稼働に向け、支部内プロジェクトチームを設置し、千葉支部の行程表を作成するとともに、事務処理体制の整備、研修及び移行処理を確実に実施する。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

- ① 部内の各グループの連携を密にするとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制を強化する。
- ② 人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。
- ③ 協会のミッションや目標を徹底し、職員全体で共有化していく。
- ④ 職員の意識改革を推進し、創意工夫に富んだ組織風土・文化を定着させる。

(3) 人材育成の推進

- ① 支部全体に関わる事業等については、随時、支部内研修を実施して一体感を持って事業運営に取り組む。
- ② レセプト点検・保健事業等のスキルを向上させるため、研修を充実させる。
- ③ 本部が実施する研修に積極的に参加し、研修後は支部内において伝達研修を実施し、研修内容の共有を図る。

(4) 業務改革の推進

定型的な業務や繁忙期業務についてはアウトソーシングを推進し、医療費適正化対策、企画立案業務等の重点化を進める。

(5) 経費の節減等の徹底

- ① 職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等を徹底して経費を節減する。
- ② 調達結果を公表し透明性を確保する。

(6) 事故防止の徹底

- ① コンプライアンスや個人情報保護を徹底させるために、職員全体を対象とした研修を実施する。
- ② 現金給付処理にかかるチェックリストを活用することにより、事務処理誤り防止を徹底する。

平成26年度 事業計画（東京支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	（１）協会の財政基盤強化に向けた積極的な発信 ① 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改革に向けた提言を行うなど、本部と連携して、国をはじめ関係各方面に訴えていく。 ② 協会の財政状況の厳しさや制度改革の必要性について広く国民の理解を得るため、情報を強力に発信していく。 （２）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者等の考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の取組みについて更なる充実・強化を図る。 ① 医療に関する情報の収集と分析 ア. レセプト情報及び健診データ・保健指導データの分析手法を確立し、分析結果を活用する調査研究 イ. 必要に応じ、外部機関・医療費関係有識者の参画を求め、データベース活用の研究 ② 医療に関する情報の加入者・事業主への提供 ア. ①の情報を健康増進、eGFR値を活用した受診勧奨などの重症化予防に活用するとともに、地域の医療費動向等の情報を発信し、医療費の適切な利用を働きかける。 イ. 医療費通知サービスを実施する。 ウ. 柔道整復師、あんま、マッサージ・指圧師及びはり灸師の施術に係る療養費の適切な利用を啓発する。 エ. ホームページ、メールマガジン、Webサイト等を活用した、ITによる広報を強化する。 オ. 連携・協働に関する覚書を取り交わしている世田谷区・葛飾区をはじめとする自治体等と協力し、医療費適正化の推進、健康に関するフォーラムの開催、健康づくりに関する共同事業の実施などを通じた広報を展開

開する。

③ 都道府県など関係方面への積極的な発信

ア. 加入者・事業主の保険料負担軽減のため、加入者・事業主と一体となった取組を推進する。

イ. 都の政策関係部局、区市町村、各種協議会など、都・区市町村の医療政策・介護政策に積極的に参加し、意見を発信する。

ウ. 医療費の分析結果、保健指導の研究成果を学会・論文で発表するなどの発信を強化する。

④ 他の保険者との連携や共同事業の実施

ア. 世田谷区・葛飾区以外の自治体等と医療情報の分析や保健事業の連携に関する協定を締結するなどの連携推進

イ. 健康保険組合、区市町村、後期高齢者医療広域連合等の他の保険者との連携

⑤ 保健事業の効果的な推進（後述）

⑥ ジェネリック医薬品の使用促進

ア. ホームページ・メールマガジン・ラジオ番組・Web サイト等を活用した積極的な広報を推進する。

イ. 患者の意思表示を容易にする、「希望カード」・「希望シール」等を継続配布する。

ウ. ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの年度内2回通知を継続実施する。

エ. 東京都薬剤師会への協力依頼を継続実施する。

オ. 新規学卒者採用に向けた大学訪問時におけるポスター等の掲示依頼を継続実施する。

（３）地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策の推進（後述）

① 正確で迅速な事務処理によるサービス向上の推進

② 効果的なレセプト点検の推進

③ 現金給付の審査強化

④ 債権の適正管理と早期回収

⑤ 債権発生抑制

⑥ 適正受診の啓発・勧奨

⑦ 被扶養者資格の再確認

(4) 積極的な債権管理回収業務の推進

① 各部で実施していた債権回収業務を集約し、以下の取り組みを一元的に実行し、債権回収の強化を図る。

- ア. 債権発生時における納付勧奨
- イ. 未納者に対する定期的な催告状の送付
- ウ. 電話や訪問による督促
- エ. 顧問弁護士を活用した督促及び回収の実施
- オ. 法的手続きの実施

② 損害賠償債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

(5) 債権発生抑制

日本年金機構との連携を強化し、資格喪失後受診等による債権の発生防止のための健康保険証の早期回収及び返却の催告を促進する。

(6) 適正受診の啓発・勧奨

- ① インターネットを通じた医療費通知サービスを推進する。
- ② 健康保険証送付時にメッセージカードを同封し、健康保険証の適正使用を周知する。

(7) 被扶養者資格の再確認

無資格受診の防止や、高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため日本年金機構との連携の下、的確かつ円滑に実施する。

(8) 加入者等への周知広報の充実

広報担当者会議を活用し、加入者の視点に立った広報内容と手段の充実を図る。

- ① 広報内容を充実する。
 - ア. 加入者にわかりやすい広報の推進
 - イ. 加入者・事業主への財政状況（都道府県単位保険料率）・健康づくりにかかる広報の充実
 - ウ. 高額療養費制度の周知

(7) 平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業所や加入者に対しその改正内容を周知する。

	(イ) 医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。 (ウ) 未申請者に対する支給申請手続き勧奨サービスを推進する。 エ. 資格喪失者の健康保険証の回収についての周知広報の強化 ② 広報手段を充実する。 ア. 健康保険委員の活動強化・拡大のための（委員）登録メールを利用した情報発信 イ. 日本年金機構をはじめ、関係団体との連携強化 ウ. ホームページでのコンテンツの充実 エ. ラジオ番組・Web サイトの充実 オ. メールマガジンの配信による双方向コミュニケーションの推進 カ. 様々なメディアを有効に活用した独自広報の推進 キ. 社会保険新報（財団法人東京社会保険協会発行）での情報提供の充実 ク. リーフレット、加入者・事業主に向けたお知らせ等の充実 ケ. 新規適用事業所向けに実務の手引き等の配付 コ. 年金委員研修会を活用した健康保険制度等の情報提供 サ. 新規学卒者採用に向けた大学における企業説明会への積極的参加
2. 健康保険給付等	（１）保険給付事務処理体制の強化 ① 正確で迅速な給付処理によりサービス向上を推進する。 ア. 正確な事務処理体制の推進 イ. サービス・スタンダード等による一定の給付処理期間の堅持 ウ. 業務処理マニュアルの整備・充実 エ. 人員の弾力的シフトによる柔軟な事務処理体制の強化 ② 保険給付の審査を強化し適正化を推進する。 ア. 傷病手当金、出産手当金等に係る不適切な申請事例に厳格に対応 （ア）支部現金給付適正化プロジェクトの充実 （イ）顧問弁護士の有効的な活用 （ウ）療養費の内容点検・患者調査等の強化 （エ）本部提供データの活用

(オ) 本部との連携強化

(カ) 日本年金機構等関係機関との連携強化

イ. 適正な申請の促進のための周知・広報

③ 柔道整復施術療養費の照会業務を強化する。

ア. 多部位・頻回等の申請について加入者に対する文書照会を外部委託等により強化するとともに、パンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

イ. 請求内容が疑わしいものについて、必要に応じて施術者に照会する。

④ 海外療養費支給申請の審査を強化する。

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や患者本人に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(2) お客様サービス向上

① 電話応答率と対応品質を向上する。

ア. いっそうの繋がりやすさと対応品質向上の実現

イ. 各種申請書類入手要望に対するホームページへの誘導並びに郵送化への誘導促進

ウ. コールセンター収集データのマーケティング応用

② サービス・スタンダード達成率 100%を維持する。

③ 窓口に対するタイムリーな情報を提供する。

④ お客様に対するCSを向上する。

ア. 「お客様の声」について本部と連携した分析評価

イ. 申請書等の様式や記載要領、パンフレット等の改善や手続きの簡素化の推進

ウ. お客様満足度調査、窓口・電話対応実態調査等の活用による改善

エ. 英語等案内拡充によるサービス性の向上

(3) 窓口体制の整備と効率化

① 「支部の顔」としての支部窓口対応品質、機能の維持向上

② 現在の開設サテライト（年金事務所内特設窓口）の利用状況分析とさらなる効率化検討

	③ 各種申請書の郵送化促進 (4) 効果的なレセプト点検の推進 【目標】 被保険者1人当たり点検効果額 内容点検：全国平均を上回る額（平成25年度目標 1,405円） 外傷点検：前年度実績を上回る額（平成25年度目標 270円） ① 自動点検システム等を効果的に活用したレセプト点検を推進する。 ② レセプト点検スキルアップ研修等へ積極的に参加する。 ③ レセプト点検員相互の知識・査定事例の共有化を更に推進するためミーティング等を充実する。 ④ 審査医師によるレセプト点検指導を充実する。 ⑤ 効率的な負傷原因照会を推進する。 ⑥ 第三者行為求償業務担当者研修を実施する。 ⑦ レセプト点検進捗会議による目標の進捗管理を行う。 ⑧ オンラインレセプトの請求前資格確認により、資格点検の早期化及び効率化を図る。 ⑨ 弾力的な人員配置を行い、効率的な点検体制を構築する。
3. 保健事業	(1) 保健事業の効果的な推進 保健事業については、データの活用を積極的に行い加入者の疾病の予防や健康の増進を目指すとともに、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を適宜活用することにより、生活習慣病予防健診未受診事業所、事業者健診データの未提供事業所、特定保健指導未実施事業所等への効果的なアプローチを行う。 また、関係者間で密接に連携を図りつつ、特定健康診査・特定保健指導を最大限に推進するとともに、「健康づくり推進諮問会議」に意見を求めるなどし、重症化予防等その他の保健事業を適切に組み合わせ、総合的かつ効果的に推進する。 更に、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画（仮称）」を作成し、地域の実情を踏まえ、積極的に対応する。 (2) 特定健康診査及び特定保健指導等の推進

- ① 被保険者の特定健康診査については、事業主等への適切な広報等を通じて、加入者への定着を進めるとともに、健診実施機関の拡充を推進し生活習慣病予防健診受診率の向上を図る。また、適宜「事業所カルテ」を活用し、未実施事業所等へ健診受診勧奨を行う。
- ② 被扶養者の特定健康診査については、受診券の自宅送付や出張集団健診の推進、適切な広報により受診率の向上を図る。
- ③ 事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知を踏まえ、DM・電話・訪問及び労働局との連携等による自治体、事業所に対する意識啓発、「事業所カルテ」等を通じ、事業者健診データの積極的な取得を図るとともに、特定保健指導に繋げる。
- ④ 特定保健指導については、以下の取り組みに注力する。
 - ア. 保健師・管理栄養士の人員の確保に努め、研修等を通して個々のスキルアップを図り、中断率の低下を図るとともに継続支援の外部委託を行い、初回支援者数を増やす。
 - イ. 健診当日保健指導を実施できる外部委託機関の拡大に努め実施率が低迷している健診機関への適切な指導を行う。
 - ウ. 保健指導該当者が就業する全事業所への通知を行い、来所相談の推進を図るほか、出張会場保健指導を実施し、より多くの対象者が保健指導を受ける機会を増やす。
 - エ. 特定保健指導対象事業所に対し、適宜「事業所カルテ」を活用し効果的な勧奨を行う。

【数値目標】

ア. 健診

(7) 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：1,244,317 人）

A. 生活習慣病予防健診 実施率：43.0% （実施見込者数：535,056 人）

B. 事業者健診データ 取得率：5.0% （取得見込者数：62,216 人）

(1) 被扶養者（受診対象者数：416,124 人）

A. 特定健康診査 実施率：19.0% （実施見込者数：79,064 人）

イ. 保健指導

(7) 被保険者（実施対象者数：138,567 人）

A. 特定保健指導 実施率：17.0% （実施見込者数：23,556 人）

（内訳）

《協会保健師実施分》 10.0% (実施見込者数： 13,856 人)

《アウトソーシング分》 7.0% (実施見込者数： 9,700 人)

(イ) 被扶養者 (実施対象者数： 6,325 人)

A. 特定保健指導 実施率： 4.3% (実施見込者数： 272 人)

【具体的な取組内容】

ア. 健診の推進

- (ア) 生活習慣病予防健診申込書の送付 (対象事業所数 185,000 件)
- (イ) 特定健康診査受診券の自宅送付 (対象者数 244,000 人)
- (ウ) 任意継続被保険者・その被扶養者への健診申込書の送付 (対象者数 11,000 人)
- (エ) 新規適用事業所への健診申込書の送付 (対象事業所数 10,000 件)
- (オ) 生活習慣病予防健診未受診事業所への訪問・電話による受診勧奨 (対象事業所数 9,000 件)
- (カ) 事業所への健診案内チラシによる受診勧奨 (納入告知書同封) (対象事業所数 185,000 件)
- (キ) 生活習慣病予防健診本人向け案内チラシによる受診勧奨 (対象事業所数 185,000 件)
- (ク) ラジオ番組・ラジオCM (スポット) による健診受診勧奨
- (ケ) 女性向けメディアを活用した特定健診受診勧奨
- (コ) 映像ソフトを活用した健診受診勧奨・特定保健指導
- (サ) 被扶養者の健診受診推進のためのポスター制作 (1,000 枚)
- (シ) 健診電話相談体制整備
- (ス) 島しょ部における生活習慣病予防健診の受診機会の確保
- (セ) 事業者健診データ取得推進 (DM送付・電話勧奨・健診機関による訪問勧奨及び労働局との連携)
- (リ) 健診申込ツール (オプティ) の周知、利用率向上に向けた取組

イ. 特定保健指導の推進

- (ア) 特定保健指導・健康相談案内リーフレットによる情報提供 (対象者数 650,000 人)
- (イ) 全特定保健指導該当者就業事業所への通知 (約 32,000 事業所) を行い来所相談や訪問指導の拡大
- (ウ) 健診当日階層化し、特定保健指導を実施できる外部委託機関の拡大と連携の推進
- (エ) 協会けんぽ担当者による初回面接数の増大を図るため、継続支援の外部委託
- (オ) 保健指導の質の向上のため、支部内研修の充実、及び学会等への参加

- (カ) 訪問事業所の獲得のため、勧奨業務の外部委託
- (キ) 全事業者健診データ取得事業所への特定保健指導実施の通知
- ウ. 健康づくり推進諮問会議の運営

(3) 各種事業の展開

- ① 保険者協議会や自治体・他の保険者と連携を推進するとともに、生活習慣改善に関する教育やラジオ・Webサイトを活用した健康・健康づくりの情報機会の提供、相談、普及啓発など、地域の実情に応じた保健事業を実施する。

また、医療費分析において、「健康づくり推進諮問会議」の意見や助言にもとづき、健診結果データとレセプトデータの突合、検証を実施し、重症化予防のための対策を検討する。

ア. メタボリックシンドロームの予防に関する情報の提供

イ. がん検診・がんに関する正しい理解の普及啓発によるがんの予防

ウ. 心の健康づくり

エ. むし歯・歯周病予防の普及啓発

オ. 地域の健康づくりイベントへの参加

カ. 連携・協働に関する覚書を取り交わしている世田谷区・葛飾区をはじめとする自治体等と連携した健康維持についての広報の推進

キ. 健康フォーラムの開催

ク. 重症化予防のための適切な受診勧奨及び生活習慣改善指導の実施

(ア) eGFR値を活用したCKD重症化予防をはじめとした、健診結果でハイリスクと認められた者への受診勧奨、生活習慣改善指導

(イ) 血圧、血糖値の高値の未受診者への一次受診勧奨通知及び重症度の高い者への二次受診勧奨通知(本部事業)

ケ. 喫煙問題を抱えた事業所への禁煙事業の展開

- ② データヘルス計画(仮称)の作成・実行

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、平成 27 年 1 月のサービスインに向け、統合データベース構築、事務処理のペーパレス化・自動化やデータ入力・印刷発送業務の集約化等に対応するため、本部と連携して、業務・システムの刷新を実施していく。

① 新しい業務・システムの早期定着の推進

- ア. 業務の移行、新しい機器の設置、申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員等へのお知らせなどに対応するため、「プロジェクトチーム」を設置し、検討・準備を推進する。
- イ. 本部と連携して、新しい業務処理を踏まえた新たな業務マニュアルを作成する。あわせて、研修を行い、新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。

(2) 組織運営体制の強化

① 事業主・加入者の意見に基づき適切に運営する。

- ア. 東京支部の組織運営について、東京支部評議会を基軸として、事業主・加入者の意見に基づき、PDCA サイクルを適切に機能させる。
- イ. 本部との連携をさらに密にし、内部統制（ガバナンス）の確保や部門間連携など組織運営体制を強化する。

② コンプライアンス・個人情報保護等を徹底する。

- ア. 法令等規律の遵守、個人情報保護・セキュリティ管理について、本部と連携した研修等を通じた徹底、点検の強化
- イ. コンプライアンス委員会の活用・通報制度の周知徹底
- ウ. 個人情報保護管理委員会の活用・制度の周知徹底

③ 労働安全衛生を徹底する。

- ア. 職員の健康管理の徹底（二次健診の受診促進など）
- イ. 衛生委員会の充実

④ 経費節減を推進する。

- ア. 効率的な執行による更なる経費の節減
- イ. 事務処理方法等の見直しによる業務経費の削減
- ウ. 調達委員会を活用した透明性の確保

- エ. 業務効率化による時間外（超過）勤務の縮減
- オ. 入居ビル管理会社と連携した節電対応
- カ. 消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理

（３）民間にふさわしい人事制度の運用

- ① 実績・能力本位の人事制度を運用する。
 - ア. 人事評価制度の適切な実施
 - イ. 期待像・評価の考え方の明示
 - ウ. 個々の職員の役割・目標の明確化と目標達成評価の実施
- ② 支部長権限に基づく人員を弾力的に配置する。

（４）人材育成の推進

- ① 民間にふさわしい組織風土・文化を形成する。
 - お客様本位の理念について職員への一層の徹底を図る。
 - ア. コミュニケーション強化、意識改革、自由闊達な気風と創意工夫
(特にお客様に対する接遇の向上、朝晩の挨拶、グループミーティングなどを徹底)
 - イ. 職員の部門間を越える情報共有、一体感の強化
 - ウ. 本部と連携した新規学卒者の採用活動の展開
 - エ. 本部と連携した各種研修の実施
 - オ. 支部独自の職員等のスキルアップ研修の実施
 - カ. 健康管理やお客様サービスの向上についての啓発の取組
 - キ. 「組織の活性化 7 つの秘訣」(携行カード)の実行
 - ク. 「コンプライアンス、リスクマネジメント、事務処理、安全の心得」(携行カード)の実践

（５）業務改革の推進

- ① 職員のコア業務・企画業務への重点化、及びアウトソーシング化を推進する。
- ② 現場の創意工夫を活かし改善を進める体制を整備する。
 - ア. 支部独自の改善提案制度の推進と活用

- イ. グループリーダー単位で業務改善を図る体制の構築
- ウ. ヒヤリ・ハット報告内容の検討と対策
- エ. 事務処理誤りゼロへ向けて、支部全体で共有できる抜本的防止策の策定実施

（６）リスク管理の強化

- ① 支部独自のリスク管理委員会を活用する。
 - ア. リスクの点検や分析
- ② 東京支部顧問弁護士を有効に活用する。
- ③ 災害時対策を推進する。
 - ア. お客様の安全確保対策
 - イ. 職員の安全確保対策
 - ウ. 業務継続計画（BCP）による災害時の給付・窓口要員等の確保
 - エ. 防火防災管理点検の徹底
 - オ. マニュアルの作成

（７）禁煙活動の定着

喫煙の健康に及ぼす影響を真摯に受け止め、自らの健康増進と職場環境の改善のため、保健事業推進体の従事者として率先して喫煙による健康被害を予防するため、及び窓口等のお客様サービスの向上を図るため、勤務時間中は禁煙とする。

平成26年度 事業計画（神奈川支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析し、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、支部全体の事業として、プロジェクトチームを編成し、神奈川支部における「データヘルス計画」を作成するとともに、神奈川支部の実情に応じて、保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した下記の事項について更なる充実・強化を図る。 ○ 医療に関する情報の収集と分析 ○ 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ○ 都道府県など関係方面への積極的な発信 ○ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ○ 保健事業の効果的な推進 ○ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 等 ①保険者協議会、県西地区地域・職域連携推進協議会、国保運営協議会等諸会議の場で、保険者間の連携のもと、加入者等の立場に立った協会けんぽとしての意見を発信する。 ②横浜市との健康づくり推進事業に係る覚書の締結に基づき連携して医療費分析・健康増進事業を推進し、加入者の更なる健康増進を図る。 ③神奈川県・横浜市以外の市町村に対しても健康づくり推進事業等の連携を引き続き強く働きかけていく。 同時に県市町村に対し、医療政策、介護政策の立案に参画できるよう働きかけを強化していく。 ④平成27年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すことから、本部と連携し、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向けて、国、関係団体への働きかけ等を進める。 ⑤サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化等は、引き続き着実に推進していく。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の推進 ①医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。 特に、現金給付の審査強化については、年金機構との共同のもと、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的

に活用し、審査の強化を図る。

- ②「データヘルス計画」を作成し、神奈川支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を積極的に立案・実施していくとともに、他の保険者と協同の可能性を検討し、連携を図る。
- ③医療費、健診データの分析結果についてホームページ等を通じて広報するとともに保健事業等に反映させる。
- ④医療費通知を年1回実施するとともに、インターネットを通じ医療費情報の提供を推進する。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者への適切な広報等を実施する。

- ①ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、リーフレットへの掲載、健康保険委員会研修会、関係団体での講習会を通じて周知広報を行い、更なる使用促進の推進を図る。
- ②自己負担額軽減通知の年2回送付を継続実施する。
- ③希望者シールを協会窓口等にて配布する。
- ④県主催のジェネリック医薬品推進協議会への参加要請の継続とそれまでの間、オブザーバーとしての参加を行う。
- ⑤事業所訪問時にジェネリック医薬品についての理解と使用促進の協力要請を行う。

(4) 調査研究の推進等

- ①地域の特色が発見できるような分析を目標とし、医療分析マニュアルや統計システムの活用、医療費や健診データ、レセプト情報等の調査・分析を行い関係機関への情報提供を行うとともに連携を模索していく。
作成した資料は評議会、健康づくり推進協議会等で報告し、事業主・加入者等に情報提供を行う。
- ②横浜市との健康づくり推進事業において、神奈川県の実態把握及び市民・加入者の健康増進を目的として協同で医療費分析を推進していく。

(5) 広報の推進

- ①ホームページについて加入者の立場から読みやすい広報に努める。
- ②メールマガジン登録者数の増加に努めると共に、内容の検討・充実を図りよりタイムリーな情報の提供に努める。
また、健康保険委員に対する情報の提供を強化する。
- ③社会保険協会の広報誌への記事の提供を通じ、事業所への周知を図っていく。
- ④日本年金機構の協力を得て、加入事業所への広報内容の充実を図る。
- ⑤横浜市との健康づくり推進事業において医療費分析・健康増進事業等の広報を連携して行う。
また、県や他の市町村、関係団体との連携による広報の働きかけを行う。

	⑥県、市町村、経済団体、関係団体等とセミナー等の協同開催に向け働きかけを行う。 (6) 的確な財政運営 ①支部として財政の状況を適切に把握、検証し支部の財政運営を行う。 ②平成 27 年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、本部と連携し、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向けて、引き続き、政府、メディア、関係団体へ積極的に意見発信していく。 ・神奈川県選出の国会議員への継続的な接触により、財政状況等協会けんぽの実情を理解してもらう。 ・財政状況について加入者、事業主にも理解を促す広報を行なう。 ③協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ①昨年度リニューアルしたお客様対応マニュアルの徹底を図るほか、電話照会対応の整備を行う。 また、お客様満足度調査結果に基づき、加入者のニーズを把握し、サービスの改善や向上に創意工夫を活かしていく。 ②「正確」「迅速」な給付決定に努め、状況を適切に管理し請求書受付から 10 営業日以内に支払うことを継続する。 ③協会理念である「加入者並びに事業主への質の高いサービスの提供」を徹底すると同時に、研修などにより接遇の向上を図る。 ④申請書類の郵送化促進、インターネットを活用した医療費情報提供サービスの実施を図る。 ⑤業務・システム刷新に伴い、現金給付の申請書の様式変更について早期に広くわかりやすい広報を行う。 (2) 高額医療費制度の周知 ①平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれる高額療養費制度については、事業所や加入者に対して周知を図る。 ②医療機関の協力を得て、上記の周知及び限度額適用認定制度の利用促進を図る。 ③高額療養費の未申請者に対する勧奨サービスを継続する。 (3) 窓口サービスの展開 支部及び 12 年金事務所の窓口体制を、窓口の利用状況や日本年金機構の意見等を踏まえ、サービスの低下とならない様に配慮しつつ、効率化の観点からも職員配置等の見直しを行う。 (4) 被扶養者資格の再確認 ①被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。 ②これまでの業務実績等を踏まえ、より効率的・効果的な再確認を実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ①多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻度（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。
- ②柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ③柔道整復施術療養費については、厚生局神奈川事務所と連携を密にし、適正な給付に努める。

(6) 傷病手当金、出産手当金等に係る適正な給付業務の推進

現金給付決定において疑義が生じた場合、医師及び本人照会を強化する。不適切な申請については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し支部全体で対応するとともに年金機構等の関係機関と連携し調査及び審査に取り組む。

傷病手当金、出産手当金については、事業主等が資格取得届または月額変更届の提出後、直ちに被保険者から申請されるケースが散見されるため、資格取得日または月額変更日から近い請求の場合に年金機構に情報を提供し、これらの事業所に対し、年金機構との連携により調査等を実施することを徹底する。

さらに、対応が困難な案件は、本部と連携しながら対応を検討する。

また、加入者に対し適正な申請の促進を図るための周知を行う。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

- ①資格・外傷・内容点検の各点検を実施し、内容点検においては、点検効果向上計画に基づき、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。

また、今年度は診療報酬改定年度であり、厚生局主催の説明会等に積極的に参加し、改定ポイントを把握し内容点検に活用する。

- ②被保険者1人当たり点検効果額目標を設定する。

資格点検	24年度及び25年度効果額を上回る
内容点検	24年度及び25年度全国平均値を上回る
外傷点検	24年度効果額を上回る

	(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 ①加入資格を喪失した加入者の被保険者証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を行う。 また、本部における被保険者証回収業務の外部委託の実施状況を見据えながら、更なる回収強化を図る。 ②事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。 (10) 積極的な債権管理回収業務の推進 ①資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。 なお、損害保険会社が介在する損害賠償金債権については、より確実な回収に努める。 ②顧問弁護士を活用した催告を推進する。 (11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ①事業主、加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただく健康保険委員（健康保険サポーター）に対し、制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただくため、研修等を開催する。 ②健康保険委員と連携し、支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。 ③健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。 ④研修会、情報誌の発行等を通して、健康保険事業の推進にご協力いただいている健康保険委員との結びつきを一層深めるとともに、事業主・加入者との結びつきをさらに強めるべく、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。 ⑤日本年金機構に連携を働きかけ、年金委員と健康保険委員との研修等の合同開催の実施を引き続き働きかける。
3. 保健事業	①加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組みを進める。 また、医療費や健診データ、レセプト情報等の調査・分析を踏まえ「データヘルス計画」を作成する。 ・未治療者への受診勧奨業務（文書・電話）実施 ・本部と連絡調整のうえ「データヘルス計画」を作成

②健康づくり推進協議会での意見を踏まえ保健事業の効果的推進を行う。

- ・ 神奈川支部健康づくり推進協議会の開催（年２回）

○特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけ、アウトソーシング等を活用し利用拡大の推進を図る。事業主健診データの取得についても事業所に対する適切な広報とともに、アウトソーシングや訪問等を組み合わせ、効果的な活動を行っていく。

また、健診委託機関等の連携により保健事業の効果を高めていく。

(1) 健診

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：434,204人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率：48.4%（実施見込者数：210,173人）
- ・ 事業者健診データ 取得率：3.5%（取得見込者数：15,000人）

○被扶養者（受診対象者数：142,734人）

- ・ 特定健康診査 実施率：15.4%（実施見込者数：22,011人）

(2) 保健指導

○被保険者（実施対象者数：45,817人）

- ・ 特定保健指導 実施率：6.8%（実施見込者数：3,099人）
 （内訳） 協会保健師実施分 6.0%（実施見込者数：2,744人）
 アウトソーシング分 0.8%（実施見込者数：355人）

○被扶養者（実施対象者数：1,738人）

- ・ 特定保健指導 実施率：6.0%（実施見込者数：105人）

【特定保健指導の促進】

- ・ 教室形式による特定保健指導など利用拡大を図る。
- ・ ITを活用（特定保健指導ツールソフト等）し、保健指導の効率化を進めるとともに、新しいツールを提供し実施率の向上を図る。
- ・ 定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な利用を呼びかける。
- ・ アウトソーシング先と連携を図り、保健指導の利用拡大を推進する。

(3) その他の保健事業

- ・ 特定保健指導 3 ヶ月修了者に対する「ステップアップ検査」を利用し、効果的な保健指導を展開する。
- ・ 自治体など他の団体が主催する地域におけるがん検診の受診啓発事業や健康づくり事業に協力参加し、特定健診・特定保健指導の啓発を含め加入者の健康保持増進の推進を図る。
- ・ 横浜市との健康づくり推進事業に係る覚書に基づく共同事業として、医療費・健康情報等の分析や健康講座を開催する。

【協力参加予定事業】

「ピンクリボンかながわ」との共催による乳がん撲滅の啓発事業を実施する。

(4) 受診勧奨対策

【生活習慣病予防健診】

- ・ 新規適用も含め対象事業所に生活習慣病予防健診の案内・申込書等を送付し文書勧奨する。
- ・ 任意継続被保険者への文書勧奨を実施する。
- ・ 定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な受診を呼びかける。
- ・ 健診の質を確保するため契約健診機関への監査の実施。
- ・ 受診勧奨業務を健診機関等への委託で実施する。

【事業者健診データ取得】

- ・ 定期広報紙、ホームページ、リーフレットや研修会等で事業者健診結果の提出を広く呼びかける。
- ・ 労働局や商工会議所など関係団体との連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。
- ・ 紙媒体による健診結果の受け入れおよび電子データ化を勧める。
- ・ 生活習慣病予防健診勧奨時に、データ提供の同意を得られた事業所に対してタイムリーにアプローチする。

【特定健康診査】

- ・ 被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。
- ・ フリーペーパー、定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な受診を呼びかける。
- ・ 各市町村に対し健診広報用リーフレットを送付するなど連携を図り、受診機会の増加に努める。
また、市町村が行うがん検診との連携強化を図る。連携が難しい地域については、協会主催の集団健診（会場健診）を計画する。
- ・ 任意継続被保険者への勧奨時に併せ、任意継続被扶養者に対する特定健康診査の勧奨文書等を同封する。
- ・ 健診機関の協力のもと、生活習慣病予防健診（一般健診）と同様の内容の健診を提供することにより受診拡大に結び付ける。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

- ①業務・システム刷新の移行年度であり、支部として新システムへのスムーズな移行のため本部と連携して作業スケジュールを遅滞なく実施する。
- ②本部開催の研修に職員を参加させるとともに、支部内伝達研修等を充実させ、新しい業務・システムの早期定着を図る。
- ③業務・システムの刷新にかかる業務変更・申請書の様式変更等、事業主・加入者にかかわる事案については、早期に広く確実に広報し周知を図る。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

①組織運営体制の強化

支部内の部門間連携を強化するとともに、業務刷新を視野に入れ必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

②実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。

③協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

他支部の見本となるよう、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。

④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じその遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

また、個人情報保護、整理整頓に係るチェックリストの遵守を徹底する。

⑤リスク管理

リスク管理については、定時的なリスクの点検や研修等の実施により対応を図る。

⑥5S（整理・整頓・清潔・清掃・習慣）の徹底

5Sは組織運営上最も基本的な事項であることを認識し、事務所環境を常に見直し、最適な状態の維持に努める。

毎週水曜日を整理整頓の日と位置付け、決められた作業を実施する。

⑦ルールの遵守

本部からの指示や支部で決められた事項が守られているか、絶えず目配りし守られていない事項や職員の不適切行動があった場合は指導を徹底する。

(3) 人材育成の推進

- ①本部研修へ参加できる体制を充実させ多くの職員を参加させる。
- ②支部の研修を充実させ、職員の能力の底上げを図る。

(4) 業務改革の推進

- ①業務改革会議での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。
- ②業務改善提案制度の活性化により、業務改善を推進する。
- ③定型的業務、繁忙期業務についてアウトソーシングを推進する。
- ④職員のコア業務や企画的業務への重点化を図る。

(5) 経費の節減等の推進

- ①調達委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページを活用し、調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。
- ②消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費節減に努める。
- ③電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。
- ④業務進捗管理、労務管理及び業務振り分け等を行い超過勤務時間の縮減を図る。
- ⑤事務所賃借料及び倉庫賃借料の軽減交渉の継続
- ⑥継続的なムダの発掘による経費削減。

平成26年度 事業計画（新潟支部）

項 目	実 施 内 容 等																																
1. 保険運営 の企画	<table><tr><th>番号</th><th>施策</th><th>実施項目</th><th>目標値・納期</th></tr><tr><td rowspan="2">(1)</td><td rowspan="2">地域実情に応じた医療費適正化の総合的対策</td><td>事業所健康度診断結果提供事業所</td><td>20 事業所以上</td></tr><tr><td>連携自治体</td><td>3 自治体以上</td></tr><tr><td>(2)</td><td>ジェネリック医薬品の使用促進</td><td>使用割合（数量ベース）</td><td>34%以上</td></tr><tr><td rowspan="4">(3)</td><td rowspan="4">加入者・事業主に響く広報の推進</td><td>支部ホームページ総アクセス数（年）</td><td>110,000 アクセス</td></tr><tr><td>メールマガジン登録者数</td><td>1,500 名以上</td></tr><tr><td>情報発信の機会</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>健康イベント開催回数</td><td>5 回以上</td></tr><tr><td rowspan="2">(4)</td><td rowspan="2">制度周知の取組み</td><td>各種研修会受講者数（延べ数）</td><td>6,500 名以上</td></tr><tr><td>支部外申請書設置場所</td><td>前年度実績を上回る設置数</td></tr></table>			番号	施策	実施項目	目標値・納期	(1)	地域実情に応じた医療費適正化の総合的対策	事業所健康度診断結果提供事業所	20 事業所以上	連携自治体	3 自治体以上	(2)	ジェネリック医薬品の使用促進	使用割合（数量ベース）	34%以上	(3)	加入者・事業主に響く広報の推進	支部ホームページ総アクセス数（年）	110,000 アクセス	メールマガジン登録者数	1,500 名以上	情報発信の機会	速やかに	健康イベント開催回数	5 回以上	(4)	制度周知の取組み	各種研修会受講者数（延べ数）	6,500 名以上	支部外申請書設置場所	前年度実績を上回る設置数
番号	施策	実施項目	目標値・納期																														
(1)	地域実情に応じた医療費適正化の総合的対策	事業所健康度診断結果提供事業所	20 事業所以上																														
		連携自治体	3 自治体以上																														
(2)	ジェネリック医薬品の使用促進	使用割合（数量ベース）	34%以上																														
(3)	加入者・事業主に響く広報の推進	支部ホームページ総アクセス数（年）	110,000 アクセス																														
		メールマガジン登録者数	1,500 名以上																														
		情報発信の機会	速やかに																														
		健康イベント開催回数	5 回以上																														
(4)	制度周知の取組み	各種研修会受講者数（延べ数）	6,500 名以上																														
		支部外申請書設置場所	前年度実績を上回る設置数																														
(1) 保険者機能発揮と地域実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ①医療データの調査・分析を行い、事業所や自治体に発信し、連携・関係強化を図る。 ②医療費適正化のための総合的な対策を自治体や他の保険者等と連携しつつ、立案・実施する。 ③「データヘルス計画(仮称)」を作成し、積極的に取り組んでいく。 (2) ジェネリック医薬品の使用促進 ①様々な広報媒体や希望シールを効率的に活用する。 ②ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの効果を分析し、関係各方面に対して積極的に情報を発信する。 ③自治体・他の保険者・関係団体との情報交換や連携により、使用割合等拡大に向けて協働事業を促進する。 (3) 加入者・事業主に響く広報の推進 ①ホームページ及びメールマガジンの「タイムリーに、わかりやすく、親しまれる」内容の情報を発信する。 ②定期発行物の「けんぽ通信」「社会保険にいがた」は読者のためになる紙面づくりを行い、充実した情報を発信する。 ③健康づくりに向けたイベント・セミナーを積極的に開催（主催・共催）する。 ・「こころの健康セミナー」の継続開催 ④メディアへの情報発信を行い、協会の財政状況、健康保険制度、支部の事業、医療費適正化の取組み等広報の推進を図る。 ⑤出産・育児の不安を解消するためのモバイル情報提供サービスを開始する。 (4) 制度周知の取組み ①各種講習会等における講演機会を積極的に取得する。 ②「医療費節約のポイント」を活用し、健康保険制度と医療費適正化の周知を推進する。 ③商工会議所・商工会・入院医療機関（新潟県病院協会加盟 132 病院）における主要申請書の設置の充実を図る。 ④「健康保険のしおり」を活用する。 ⑤日本年金機構各年金事務所及び新潟県社会保険協会と連携し、新規適用事業所向けの研修会を開催する。																																	

平成26年度 事業計画（新潟支部）

項 目	実 施 内 容 等				
2. 健康保険 給付等	番号	施策	実施項目	目標値・納期	
	(1)	お客様サービスの向上	・ サービススタンダード達成率 100%の維持継続 ・ 窓口担当職員のスキルアップ（研修の実施及びサテライト職員の支部窓口での OJT 研修の実施）	・ 26 年度通期 ・ 研修⇒年度内 4 回実施 ・ OJT 研修⇒各サテライト職員、年度内 2 回実施	
	(2)	各種申請書郵送化の促進	申請書郵送率の向上を図る	80%以上	
	(3)	被扶養者資格の再確認	リスト回収率	90%以上	
	(4)	健康保険給付の審査強化	柔整患者照会件数	100 件／月以上	
	(5)	債権発生の抑制・早期回収	被保険者証回収率の向上を図る	一般証、任継証とも 70%以上	
			法的手続きの実施	10 件以上	
			返納金債権に係る保険者間調整の実施	26 年度通期	
			債権回収率	前年度実績を上回る	
	(6)	適正な事務処理の推進	事務処理誤りゼロ	26 年度通期	
	(7)	レセプト点検の効果的推進	内容点検効果額	1 億円以上	
			被保険者 1 人当たり資格点検効果額	検証指標	
			被保険者 1 人当たり外傷点検効果額	検証指標	
	(1)お客様サービス向上のための取組み				
	①サービススタンダードの遵守 健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10 営業日以内）の達成率 100%を維持・継続する。				
②窓口担当職員研修（年度内 4 回実施）、サテライト職員の支部窓口での OJT 研修（各サテライト職員、年度内 2 回実施）により、窓口担当職員の現場で活かせるスキルアップを図る。					
③「お客様満足度調査」結果を分析し、グループミーティング、チームミーティングを通し、CS 向上の取り組みを図る。					
(2) 窓口サービスの展開等					
①各種申請書の郵送化の推進 目標：郵送率 80%					
②郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、効率的かつ効果的なサービスの提供を図る。					
(3)被扶養者資格の再確認					
①適正な給付と高齢者医療費に係る拠出金の適正化を図るため、事業主からの協力と年金機構との連携により的確に行う。（目標：リスト回収率 90%以上）					
(4)傷病手当金、出産手当金、柔道整復術療養費等健康保険給付の審査強化（適正な給付業務の推進）					
①現金給付適正化委員会による審査強化を図る。					
②現金給付適正化委員会での審査により必要と判断された場合の立入検査を実施する。（年金事務所との連携）					
③柔整療養費に係る患者照会の実施（目標：照会件数 1 ヶ月 100 件以上）及び厚生局との連携を密に図る。					
④必要に応じて患者面談調査、施術所実地調査等を実施する。（柔整、鍼、灸、あんまマッサージ）					
⑤療養費（柔整、鍼、灸、あんまマッサージ）の適正化に係る周知広報を強化する。					
(5)債権発生の抑制・早期回収					
①年金機構と連携を図り、年金機構が回収催告状を送付する際に、チラシ、協会宛返信用封筒を同封することで被保険者証回収の強化を図る。					
②被保険者証未返納者への電話催告の実施。					

平成26年度 事業計画（新潟支部）

項 目	実 施 内 容 等
	③未回収の多い事業所に対し、回収の徹底を促す。 ④資格喪失後の被保険者証の回収促進として、あらゆる広報媒体、社会保険協会主催事務講習会（年間約 50 回開催）、社会保険委員会研修会等において強く訴求する。併せて、インターフェイス被保険者証送付時に回収促進チラシを同封する。 ⑤被保険者証の回収率について、一般証、任意継続証とも 70%以上を目指す。 ⑥債権回収の取り組み ア. 債権管理委員会において取組の強化を図る。 イ. 債務者との早期接触に努める。 ウ. 初回催告状の発送を債権調定月の翌月末に実施。 エ. 2 回目の催告状発送（債権調定月の翌々月末）後、速やかに電話催告を実施する。 オ. 3 回目の催告を主として弁護士による催告状発送及び初期対応を実施する。 カ. 債権額が 10 万円以上の債務者に対する対応⇒新規調定から初回催告状送付前に訪問催告を実施する。 キ. 債権額が 5 万円以上 10 万円未満の債務者に対する対応⇒新規調定から初回催告状送付前に電話催告を実施する。 ク. 債権額、催告の経緯、返済能力、資産状況等を総合的に判断して、内容証明郵便の発送⇒法的手続きを実行する。（26 年度目標実施件数：10 件以上） ケ. 過年度催告については、25 年度調定分については年 3 回、24 年度以前調定分については年 2 回、文書催告を実施する。 コ. 医療機関に対するレセプトの請求替依頼の実施。 サ. 返納金債権に係る保険者間調整の実施。 シ. 回収率は、25 年度を上回る回収率を目標とする。 (6)適正な事務処理の推進 ・ 25 年度に実施した研修、提案事項の実施により事務処理誤りを発生させない。 ・ 四半期に 1 回、各チームから事務処理誤りゼロを含めた業務改善提案事項を提出させ、グループミーティングで確認のうえ実行する。 (7)レセプト点検の効果的推進 ①レセプト点検の効果的推進 ア. 行動計画に基づいた点検業務を実施する。 イ. 支払基金との打合せ内容や各種点検研修等の伝達研修を行い、共有化し、また、外部業者による点検研修を行い、点検員のスキルアップを図る。 ウ. 健康保険組合連合会や健康保険組合など他保険者との連携、情報交換を図り効果的な点検を実施する。 エ. 実績増の他支部を訪問し、点検体制や点検方法等の調査・検証を行い、自支部に取入れることにより、効率的な点検を実施する。 オ. 進捗管理を徹底し、円滑な外傷点検を実施する。 ②レセプト点検効果額目標 内容点検効果額・・・1 億円以上を目標とする。 ③検証指標 ア. 資格点検効果額 イ. 外傷点検効果額

平成26年度 事業計画（新潟支部）

項 目	実 施 内 容 等
3. 保健事業	(1) 健診 ① 被保険者（40歳以上対象者数 282,448人）実施率 66.9 %（実施数 189,000人） ア. 生活習慣病予防健診実施率 61.6%（実施数 174,000人） イ. 事業者健診データ 取得率 5.3%（取得数 15,000人） ② 被扶養者（受診対象者数 93,501人） ア. 特定健診 実施率 27.8%（実施数 26,000人） (2) 保健指導 ① 被保険者（対象者数 32,500人）該当率 17.2% 実施率 13.3 %（実施数 4,300人） ア. 協会保健師実施分 実施率 10.2%（実施数 3,300人） イ. 外部委託分 実施率 3.1%（実施数 1,000人） ② 被扶養者（対象者数 2,366人）該当率 9.1% 実施率 6.4%（実施数 150人） ア. 協会保健師実施分 実施率 1.3%（実施数 30人） イ. 外部委託分 実施率 5.1%（実施数 120人） (3) その他の保健事業 ① 事業所の喫煙対策支援事業 ② 健診結果データ等の分析 ③ 関係機関との協働事業 ④ 学校での健康づくり教育 ⑤ 事業主と協会けんぽ新潟支部、市との連携による加入者と事業所の健康度向上事業 (4) 受診勧奨対策 ① 健診受診勧奨 ア. 健診機関の集団健診実施（商工会等）時の受診勧奨 イ. 市町村の特定健診がん検診同時日程の案内 ウ. 今年度初めて特定健診対象となる40歳被扶養者へ特定健診案内等を含めて受診勧奨 エ. 事業所での健診にてパート等勤務の被扶養者の特定健診受診できる環境の整備 ② 事業者健診結果データの取得促進 ア. 健診実施機関から事業所への結果データの提供勧奨の促進 イ. 提供同意の依頼文を新潟県と労働局との3者間の連名 ウ. 企業団体との連携（商工会等）促進 ③ 保健指導受診勧奨 ア. 来所相談の定期開催（毎月1～2回） イ. 被扶養者への電話による特定保健指導利用再勧奨 ウ. 市町村での結果説明会等での被扶養者の初回面接の実施（1～2市町村） エ. 未治療者への受診勧奨

平成26年度 事業計画（新潟支部）

項目

4. 組織運営及び業務改革

実施内容等

番号	施策	実施項目	目標値・納期
(1)	人材育成の推進	毎朝の朝礼実施率	100%
		基本事項の遵守・定着	随時
(2)	経費節減等の推進	消耗品・事務用品費の対前年度比実績	▲5%以上
(3)	各種委員会の機能強化	各種委員会の開催	毎月
(4)	健康保険委員の拡充と連携	委嘱者数	2,000名以上
		研修会実施回数	2回以上

(1) 人材育成の推進

①朝礼を通じて、情報の共有化を図り組織の一体化を強化する。

②職場におけるコミュニケーションやチームワークづくりを強化するとともに、問題解決能力・意識改善の向上・連帯感を図る研修を計画的に実施し、主体的に考え行動する職員の育成と、厳しくても楽しく、働きがいを感じる職場づくりを推進する。

③挨拶・整理整頓（5S）・電話対応のレベルアップを行い、CS向上及び職員の意識向上と職場の活性化を図る。

④支部方針・コンプライアンス・個人情報保護の遵守及びリスク管理等について、研修等を通じ徹底し、職員の意識向上を図る。

(2) 経費節減等の推進

①予算の的確な執行と透明性を図るため、四半期毎に今後の支出見込を計上して明確な予算管理を行い、事業実施内容を把握、検証する。

②消耗品費、事務用品費、光熱費等の前年減を徹底し、職員のコスト意識向上を図る。

(3) 各種委員会の機能強化

①医療費適正化に向けた各種委員会の機能強化を図り、職員の保険者機能発揮に対する意識の向上を図る。

(4) 健康保険委員の拡充と連携

①健康保険委員の増員を図り、委員に対して効果的・効率的な研修会等を開催する。

②支部事業のモニターとして、支部事業の取組み、広報等について意見聴取し、支部事業運営に活用する。

(5) 支部方針・目標の共有化と可視化

①毎月の各グループの目標を支部内掲示することで共有化を図り、目標達成につなげる。

②支部の資料の共有化を図り、「いつでも」「どこでも」「だれもが」支部事業の取組みに活用できるようにする。

平成26年度 事業計画（富山支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・本部から提供される医療費情報及び加入者の健診データをもとに支部医療費等の状況を把握する。 ・富山県内における二次医療圏別・市町村別の分析を進め、県及び市町村関係機関へ積極的な発信を行うとともに連携した保健事業を推進する。 ・富山市と健診結果データ等の分析を共同して行い、地域課題を共有するとともに連携した保健事業を実施する。 ・レセプトデータ等を活用し、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成する。 ・富山県内の各種協議会（富山県保険者協議会、富山県健康づくり県民会議、富山県がん対策推進県民会議、二次医療圏別地域・職域連携会議、後期高齢広域連合運営懇話会、富山市及び高岡市の国民健康保険運営協議会等）において積極的に発信を行う。 ・加入者に対し、かかりつけ医や#8000の利用、お薬手帳の活用など、医療機関の適正な受診を啓発する。 ○医療費適正化総合的対策の推進 ・レセプト点検及び現金給付の審査強化など、医療費適正化対策をさらに推進する。 ・「データヘルス計画（仮称）」を作成し、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者等と連携しつつ、立案・実施する。 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）について、25年度を上回る使用割合を目標とする。 ・自己負担軽減額の通知を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報やリーフレット、ジェネリック医薬品希望カードやシールを配布することにより使用促進を図る。 ・9歳の被扶養者をもつ被保険者の自宅にリーフレット等を送付することにより、使用促進を図る。 ・富山県や富山県薬剤師会と連携するとともに、調剤薬局に対してリーフレットやポスター、シール等を配布し掲示いただくことにより使用促進を図る。 ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況を定期的に把握し、富山県等と連携して、適宜、関係方面へ発信する。 ・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組み等積極的な発信を行う。 ○調査研究の推進等 ・支部が保有する健診データや医療費データについて、県や市町村、富山大学と連携し、地域特性や保健指導の効果などの調査研究を行う。

	・調査結果については、適宜、公衆衛生学会や産業衛生学会等において発表を行う。 ○広報の推進 ・納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって魅力のあるホームページの作成に努める。 ・社会保険委員会やマスコミなどあらゆるチャネルを活用し、加入者及び事業主の視点に立った広報を実施する。 ・保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を実施する。 ○的確な財政運営 ・協会けんぽの財政状況や高齢者医療の負担の在り方等、財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者及び事業主の理解が得られるよう広報を行うとともに、関係機関への働きかけを行う。
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取組み ・サービススタンダードの100%達成、6営業日以内の支払いを維持する。 ・お客様満足度調査などにより加入者等の意見やニーズを適切に把握し、支部窓口のサービスの充実を図るとともに、お客様サービスの改善や向上に努める。 ○高額療養費制度の周知 ・平成26年度に所得区分の改正が見込まれ、事業主や加入者に対しその改正内容を周知し、円滑な施行に向けた準備を進める。 ・県内主要医療機関の協力を得て、限度額適用認定申請書を医療機関窓口を設置し、限度額認定証の利用促進を図る。 ・高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを推進する。 ○被扶養者資格の再確認 ・日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ実施する。 ○傷病手当金、出産手当金等に係る適正な給付業務の推進 ・富山支部保険給付適正化要領に基づく審査、医師照会、被保険者照会を実施する。 ・標準報酬が高額な加入者の初回請求に係る支給決裁について、支部長決裁を継続。（傷病手当金：標準報酬月額53万円以上、出産手当金：標準報酬月額36万円以上） ・被保険者資格等に疑義のある請求については、プロジェクトチーム会議を開催し、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求防止のための審査を強化する。 ○柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・柔整分析システムを活用した柔道整復師療養費の効果的な患者照会を実施する。(3 部位以上・10 日以上・12,000 円以上のいずれかに該当したものを調査対象)
 - ・受診者への照会時にリーフレットを活用し、適正な受診を啓発する。
- 海外療養費支給申請における重点審査
- ・海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。
- 効果的なレセプト点検の推進
- ・加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額（10 割）について、25 年度を上回る額を目標とする。
 - ・内容点検において、システムの有効活用（自動点検・汎用任意抽出）を中心に点検効果の向上を目指す。
 - ・26 年度診療報酬改定の研修等に参加し、改定による変更点を理解し、点検の質を向上させ、点検効果額を上げる。
 - ・富山県内健康保険組合とレセプト点検に関する打合せ会に参画し、査定情報の共有化を図る。
 - ・資格点検における効果的なレセプト返戻および返還事務を行う。
 - ・外傷性レセプト点検における効率的かつ的確な求償・返還事務を行う。
- 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化
- ・被保険者証未返納者に対して、文書による二次催告、電話・訪問を交えた三次催告を実施する。
 - ・遡及した資格喪失や被扶養者削除、任意継続の資格取消の際に、電話にて被保険者証返納及び返納金の説明をする。
 - ・無資格受診防止及び被保険者証回収について加入者への啓蒙を図るため、退職者の多い 3 月にマスメディアを利用した広報を実施する。
- 積極的な債権管理回収業務の推進
- ・26 年度末債権残高について、25 年度末債権残高を下回る額を目標とする。
 - ・債権発生から 6 箇月以内に回収するため、電話及び訪問による納付勧奨を集中的に行う。
 - ・納付約束期限前に履行の確認を実施する。また、約束不履行となった場合は、直ちに不履行となった原因を確認するとともに引き続き納付を続けるよう事後フォローする。
 - ・悪質と判断される債務者に対して、法的手続きによる回収を実施する。
 - ・給付金の支払後に年金との調整による返納金発生が予測される場合、事前案内を行い円滑な債権回収を図る。
 - ・富山県内の市町村国民健康保険と無資格診療にかかる医療給付費の清算を行うスキームを構築し、的確な債権回収を実施する。
- 健康保険委員の活動強化と委嘱者拡大
- ・年金事務所及び社会保険委員会と連携し、健康保険委員を対象とした研修を実施する。
 - ・健康保険委員に対して四半期ごとに情報提供を行い、活動の強化を図る。

	・健康保険委員に対するアンケート等を行い、加入者や事業主の意見を反映した事業を検討する。 ・健康保険委員表彰を実施するとともに、社会保険委員会及び年金機構と連携し委嘱者数の拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：142,900 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：60.0%（実施見込者数：85,800 人） ・事業者健診データ 取得率：8.4%（取得見込者数：12,000 人） ○被扶養者（受診対象者数：39,920 人） ・特定健康診査 実施率：25.1%（実施見込者数：10,000 人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：19,196 人） ・特定保健指導 実施率：23.2%（実施見込者数：4,450 人） （内訳） 協会保健師実施分 16.7%（実施見込者数：3,200 人） - アウトソーシング分 6.5%（実施見込者数：1,250 人） ○被扶養者（実施対象者数：940 人） ・特定保健指導 実施率：10.6%（実施見込者数：100 人） (3) その他の保健事業 ・健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」または「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、医療機関への受診勧奨を実施する。 ・事業所におけるメンタルヘルス対策を推進するため、富山県内4広域圏（富山、高岡、魚津、砺波）における社会保険委員会研修会に講師を派遣し講演を行う。 ・協会けんぽの加入者の健康増進及び栄養改善（減塩）に寄与するため、地元テレビ局の放送枠番組にてヘルシー料理を紹介する。また、放送により協会けんぽの知名度アップを図るとともに健診や保健指導についても広報する。 (4) 受診勧奨対策 ・被扶養者の特定健康診査受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。 ・被扶養者の特定健康診査受診率向上のため、富山県内4広域圏（富山、高岡、魚津、砺波）にて出張健診を実施する。 ・生活習慣病予防健診・特定健康診査に係る受診勧奨リーフレットを支部で独自作成し送付する。

	・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県と連携し、郵便及び訪問により勧奨を行う。 ・事業所における健診及び保健指導に関するガイドブックを作成し、事業所訪問時に活用するほか、社会保険労務士会に対して利用勧奨を行う。 ・生活習慣病予防健診未受診事業所に対して、健診受診の電話勧奨業務委託を行う。 ・健診未受診事業所（小規模事業所）の被保険者に対して、自宅にリーフレット等を送付することにより生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。 ・富山県保険者協議会において、医療機関窓口での受診勧奨のためのリーフレット作成配布等を提案するなど、関係機関と連携した取り組みを推進する。 (5) 特定保健指導の利用勧奨 ・対象者が1名の事業所及び保健指導受入拒否事業所（3年程度）あてに土曜健康相談の案内を送付し、特定保健指導を実施する。 ・富山県内の6市町村と特定保健指導業務委託契約を締結し、特定保健指導を実施する。 ・事業所に対して事業所健康度診断等を活用し、特定保健指導の利用勧奨を行う。
4. 組織運営及び業務改革	○業務・システムの刷新 ・平成27年1月の新システムのサービスインに向けて、本部・支部が一体となって、事務処理体制の整備や各種研修等を実施し、新しい業務・システムの早期定着を推進する。 ○組織や人事制度の適切な運営と改革 ・目標と進捗状況の見える化を徹底する。 ・協会のミッションや目標への取組を徹底する。 ・支部内の部門間連携を強化する。 ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用する。 ○人材育成の推進 ・階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。 ○業務改革の推進 ・広報委員会、業務改善委員会、CS向上委員会、経費削減委員会の活動を活性化し、各委員会において創意工夫した具体的な取組を検討し実施する。 ・ブロック単位で開催される業務改革会議において、具体的な取組を検討し実施する。 ○経費の削減等の推進

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・競争入札・見積合せ及び適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。・調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより透明性の確保に努める。 |
|--|--|

平成26年度 事業計画（石川支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、加入者の疾病予防・健康増進、医療費適正化対策、財政基盤強化に向けた取組を強力かつ総合的に推進する。 （1）財政基盤強化に向けた取組 協会けんぽの財政基盤強化に向け、国庫補助率の引き上げ及び公費負担の拡充を始めとする高齢者医療制度の抜本的な見直しについて、加入者・事業主、政府・メディア・関係団体に積極的に意見発信していく。 （2）自治体及び関係団体等との関係構築又は意見発信 ・ 県、市町との医療情報の分析における連携を強化する。 ・ 事業者健診データ取得のため、県、労働局との連携を強化する。 ・ 石川県及び各市町における各協議会や健康づくり事業に参画し、健康保険事業全般について取組み強化に向けた連携を強化する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金石川支部幹事会に参画する。 ・ 各経済団体に対し医療費適正化に向けての取組みに対する理解を求め、協力体制を構築する。 ※中小企業団体等と連携した「健康経営セミナー」の開催 ※加賀百万石ソーデーウォークの共催 ※他の保険者と共同による医療費適正化の広報を実施 （3）データヘルス計画の策定 ・ レセプトや健診データ等を活用して、石川支部の加入者の特性に応じた健康づくりや重症化予防、医療費適正化対策等、効果的・効率的に事業を展開するため、石川支部データヘルス計画（仮称）を作成する。 （4）医療に関する情報の収集・分析 ・ データヘルス計画分野以外でも、支部が蓄積する給付データ等、事業目的に応じた編集・分析を行う。

- ・編集・分析した情報は、事業推進、関係団体との共有化、意見発信等を通じて、有益に活用する。

(5) 加入者との距離を縮める取組

- ・加入者等アンケートで明らかになった協会けんぽ事業や提供するサービスの不知を解消するため、サービス向上に資する対策として、協会の事業や健康保険制度の周知に向けた活動を強化する。
- ・加入者と協会けんぽを繋ぐ媒体（電子、紙、事業所、医療機関、研修等）や加入者に直接接する方法など、情報受発信環境や特性を踏まえた広報を強化する。
- ・ホームページやメールマガジン等の電子媒体を促進するため、紙広報機会、研修機会を活用し登録をお願いする。

目標 メールマガジン登録者被保険者数割合で全国10位以内（100人増）

- ・事業所・各種団体・医療機関等の要望が高い情報を、支部独自の情報ツールを作成するなどし、情報発信に努め事業の推進を図る。
- ・健康保険委員研修会等の開催によって、事業への理解を深めていただくとともに、事業の推進等に協力をいただく健康保険委員の委嘱者数の拡大を図る。

目標 事業所委嘱者割合で全国10位以内（500人増）

(6) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ジェネリック医薬品の使用促進に向けた協力体制の構築。
- ・ジェネリック医薬品使用に向けた意識の啓発。
- ・関係団体と共同イベント等を通じた広報を実施する。
- ・ジェネリック医薬品の研修を健康保険委員対象に実施する

目標 数量ベース使用割合で全国平均を上回る。（31%見込み）

(7) 適切・適正な事業運営

① 評議会の運営

- ・支部の事業計画の進捗状況や課題に対して、より多くの率直なご意見をいただくような評議会運営を計画する。

《平成26年度評議会開催日程（予定）》 7月 10月 11月 1月 3月 の5回

	② 事業計画推進会議（仮称）の運営 ・ 従前から稼働しているグループ単位の会議体を維持しながら、支部全体で目標指標の達成状況、課題認識、検討を行う機会を新たに設置する。
2. 健康保険給付等	(1) 加入者サービス向上対策 ① サービス向上のための取組 ・ お客様の声、加入者アンケート結果を基に迅速に対応しサービスの改善に結び付ける。 ・ 研修等を通じ電話対応、接客マナーを習得しお客様満足度の改善を図る。 ・ サービススタンダードの100%達成 ・ 郵送申請書の不備を事前に防止するため、事業所との各種機会を利用し申請方法の説明をきめ細かに行う。 ② 高額療養費制度の周知 ・ 制度改正を踏まえ、加入者が円滑に申請を行えるよう、事業所や加入者に改正内容の周知等を行う。 ・ 限度額適用認定証の利用促進のため、限度額適用認定申請書の未設置医療機関へ訪問による協力要請を行い、設置医療機関の拡大を図る。 (2) 医療費適正化への取組強化 ① 療養費（柔道、あんま・はり灸・マッサージ、治療用装具、海外）の照会業務の強化 ・ 適正な審査を行う観点から患者・医師への照会業務を継続して実施していくとともに、療養費制度の正しい利用の仕方について周知徹底を図る。 ・ 柔道整復審査会において審査対象項目を設定し、重点的な審査を行う。 ② 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 ・ 資格取得届、月額変更届提出後、直ちに傷病手当金・出産手当金が申請されるケースや、標準報酬が著しく高額に改定された後の保険給付の請求に対しては審査を強化し、保険給付の適正化に努める。 ・ 不正請求の疑いがある申請があった場合、適正化プロジェクト会議を開催し、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。

	③ 資格喪失後受診等による債権発生防止のための被保険者証の回収強化 ・被保険者証の未回収者への文書催告による二次催告、電話による催告を取りまぜた三次催告を積極的に行い、催告スピードを早め被保険者証の回収を強化する。 ・被保険者証未回収率の高い事業所を中心に直接訪問し、被保険者証の確実な回収を依頼する。 ④ 積極的な債権回収業務の推進 ・返納金債権等は早期回収に努め、弁護士名による文書催告、保険者間精算を効果的に実施し債権回収の強化を図る。 ・債権回収会議を活発化し、裁判所への支払督促の申し立て等の法的措置、債務者との折衝機会を増やす等の検討を行う。 (3) 効果的なレセプト点検の推進 ・内容点検効果向上行動計画を策定し着実に実施する。 ・進捗会議の毎月開催により行動計画の進捗管理を行う。 ・打合せ会等による情報共有化や研修により点検員の点検技術向上を図る。 ・自動点検機能等の活用により効率的な点検を行い点検効果の向上を図る。 ・内容点検の一部を外部委託し、点検件数の拡大と点検業者のノウハウを取得し活用することにより、点検員の質向上と点検効果額の向上を図る。 ・資格点検・外傷点検を確実に実施し、点検効果額の向上を図る。 目標 被保険者一人当たりの点検効果額 <table border="0"> <tr> <td>加入者 1 人あたりの診療内容等査定効果額</td> <td>H25 年度実績以上</td> </tr> <tr> <td>被保険者 1 人あたりの内容点検効果額</td> <td>H25 年度実績以上</td> </tr> </table>	加入者 1 人あたりの診療内容等査定効果額	H25 年度実績以上	被保険者 1 人あたりの内容点検効果額	H25 年度実績以上
加入者 1 人あたりの診療内容等査定効果額	H25 年度実績以上				
被保険者 1 人あたりの内容点検効果額	H25 年度実績以上				
3. 保健事業	(1) 特定健診受診率の向上 ・新規適用事業所に対する健診受診勧奨を実施する。 ・県、労働局と連携した定期健康診断結果データの取得業務を推進する。 ・健診未実施事業所に対する受診勧奨及び定期健康診断結果データ提供依頼を文書及び電話等により実施する。 ・被扶養者を対象とした集団健診を実施する。 ・他の団体が主催する健康関連イベントでの集団健診実施を検討する。				

目標

特定健診合計目標

受診対象者数 187,569 人 実施見込数 111,319 人 59.3%

被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：144,851 人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：54.3%（実施見込者数：78,654 人）
- ・事業者健診データ 取得率：14.5%（取得見込者数：21,003 人）

被扶養者（40 歳以上）（受診対象者数：42,718 人）

- ・特定健康診査 実施率：27.3%（実施見込者数：11,662 人）

（２）保健指導実施率の向上

- ・特定保健指導委託機関を拡大する。
- ・特定保健指導受入拒否事業所に対し、事業所健康度診断票を活用した管理者及び支部保健師による訪問勧奨を実施する。
- ・中断率を引き下げるため支援プログラム、支援ツールを活用する。
- ・研修等による保健師等のスキルアップを図る。
- ・ＩＴを活用した特定保健指導を推進する。
- ・特定保健指導結果のレセプトデータと健診結果データを用いた評価分析及び活用を図る。

目標 被保険者（実施対象者数：19,433 人）

- ・特定保健指導 実施率：19.4%（実施見込者数：3,770 人）
- （内訳） 協会保健師実施分 12.1%（実施見込者数：2,351 人）
- アウトソーシング分 7.3%（実施見込者数：1,419 人）

被扶養者（実施対象者数：921 人）

- ・特定保健指導 実施率：2.5%（実施見込者数：23 人）

	(3) その他の保健事業 ① 保健指導の効果向上の取組み ・ 特定保健指導後の指導効果向上のためフォローアップ健診及びその効果分析を実施する。 ② 重症化予防に係る早期受診勧奨 ・ 重症化予防に係る本部実施の糖尿病、高血圧症未治療者への受診勧奨後のハイリスク者に対する二次勧奨を実施する。 ・ 世界禁煙デー・世界糖尿病デー事業へ積極的に参画する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システム刷新に向けた対応 ① 新システムのサービスインに向けた準備体制の構築 ・ 新システム導入の準備体制として、組織横断的なチームを設置する。 ・ 設置したチームを機能化し、準備事項を計画的に推進する。 ・ 新システムに対応した要員体制へ移行する手続きを確実に実行する。 ② 新しい業務・システムの早期定着の推進 ・ 新システムの習熟度合いを高めるため、本部との連携に加え、支部内の連携体制などの組織体制を整える。 (2) 組織統制の強化、組織運営の可視化 ① 組織統制の強化 ・ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・ リスク管理体制の整備と維持 ・ 適切な労務管理体制の維持 ② 組織運営の可視化 ・ 職場環境の整備、業務改善、加入者目線でのサービス向上を目的とした、意見交換会や協議体を強化し、コミュニケーションを活発化する。 (3) 人材育成の推進 ・ 加入者サービスに資する観点で、支部職員の教育学習機会を計画する。

	・ 自立した職員像を支援する観点で、支部職員の教育学習機会を計画する。 (4) 予算精度の向上 ① 予算の統制 ・ 医療費の適正化を目的とした事業の積極的推進に係る費用の、適切な執行を確認しつつ、経費全体水準は縮減する方向で統制する。 ② 経費の縮減 ・ 規定を厳守した契約や在庫管理の徹底に加え、経費細目ごとに目標を設定し、創意工夫した経費削減対策を講じる。
--	---

平成26年度 事業計画（福井支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・関係方面への積極的な発信及びメディアへの働きかけの強化 ・関係機関との連携強化、共同事業の実施 ・医療に関する情報の収集と分析、加入者・患者への提供 ・支部データヘルス計画の策定 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・レセプト点検の強化 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進 ・被扶養者資格の再確認 ・債権発生抑制及び早期回収 ・健診データ等の各事業所への提供 ・適正受診等の啓発・勧奨 ・県等関係方面への積極的な発信 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・広報チラシ等による情報提供 ・「ジェネリック医薬品希望シール」の配付 ・自己負担軽減額通知の実施 ・医療機関関係者への働きかけ ○広報の推進 ・定期的なお知らせの充実 ・自治体、医療機関等のチャネルを利用した広報の実施 ・健康づくりの啓発 ・加入者の声を反映させた効果的な広報手法の醸成 ・適正受診の啓発・勧奨 ・申請手続き方法の周知 ・学校教育現場での健康保険制度教育及び周知事業 ○的確な財政運営 ・財政基盤の強化、安定化に向けた積極的な意見発信 ・加入者に対する情報発信

2. 健康保険給付等

○サービス向上のための取組み

- ・お客様の声等を迅速かつ正確にフィードバックしたサービスの改善
- ・サービススタンダードの着実な実施
- ・接遇研修の実施
- ・申請手続きにおける利便性の維持及び向上
- ・業務システム刷新に伴う申請書様式の変更にかかる周知広報によるスムーズな切り替え

○高額療養費制度の周知

- ・限度額適用認定証の申請のさらなる周知
- ・高額療養費の未申請者に対するターンアラウンドの着実な実施
- ・所得区分の改正が見込まれる高額療養費制度の改正内容についての事業主及び加入者への周知

○窓口サービスの展開

- ・届書の郵送化の推進

○被扶養者資格の再確認

- ・被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止及び高齢者医療にかかる拠出金等の適正化のための的確な実施

○柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・加入者等及び施術者に対する文書照会等の実施
- ・正しい知識を普及させるための広報の実施

○傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

- ・保険給付適正化プロジェクトチームを中心とした審査強化による不正請求の防止
- ・本部から提供される支払済データの活用
- ・加入者及び事業主等に対し適正な申請の促進を図る周知

○海外療養費支給申請における重点審査

- ・不正請求を防止するため、申請書内容に疑義がある場合の本人照会を徹底する等の審査強化

○はりきゅう・あんま・マッサージ療養費の給付適正化

- ・申請書のパンチ委託を行いデータ化分析し、患者照会等を実施し更なる適正化を図る

○効果的なレセプト点検の推進

- ・平成 26 年度診療報酬改定に対応したレセプト内容点検体制の確立
- ・レセプト管理システムの抽出機能を活用した内容点検業務の充実強化
- ・レセプト査定事例の共有化及び集約、研修の充実
- ・診療報酬支払基金でのレセプト内容点検及び再審査状況についての連絡体制の充実及び協議の実施

	・外傷点検における効率的な照会及び求償相手先との効果的な折衝 ・限度額適用認定証にかかる資格点検の強化 ○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 ・二次催告、三次催告の徹底による、資格喪失者からの被保険者証回収の強化 ・事業主等への被保険者証回収徹底の指導 ○積極的な債権管理回収業務の推進 ・支部全体での債権進捗状況にかかる情報共有及び納付督促の強化 ・自治体と連携した債権回収の取組み ○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ・委嘱者数の拡大 ・制度周知・広報の実施
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：103,763人） ・生活習慣病予防健診 実施率：58.8%（実施見込者数：61,000人） ・事業者健診データ 取得率：13.5%（取得見込者数：14,000人） ○被扶養者（受診対象者数：28,786人） ・特定健康診査 実施率：24.3%（実施見込者数：7,000人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：14,625人） ・特定保健指導 実施率：20.2%（実施見込者数：2,950人） （内訳） 協会保健師実施分 17.8%（実施見込者数：2,600人） アウトソーシング分 2.4%（実施見込者数：350人） ○被扶養者（実施対象者数：609人） ・特定保健指導 実施率：8.2%（実施見込者数：50人） (3) その他の保健事業 ・健康づくりを促すイベントの開催と集団健診の同時実施 ・特定保健指導実施評価者への血液検査等の実施 ・加入者の健康に繋がる効果的な保健事業展開のための医療費分析の実施

(4) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ・生活習慣病の重症化予防に加え、医療費適正化及びＱＯＬの維持を図るための重症化予防事業の実施
- ・健診・保健指導の有効性、手続きの簡便性が事業主・加入者に響く広報の実施
- ・事業主・加入者との距離を縮めるとともに、健診・保健指導の有効性についての理解を深めるため、幹部職員による加入者５０名以上の事業所を中心とした訪問の実施

(5) 受診勧奨対策

○特定健康診査の推進

- ・健診実施機関との協力連携強化（生活習慣病予防健診）
- ・未受診事業所等に健診の重要性の認識を図るためのアウトソーシングによる事業所への生活習慣病予防健診勧奨実施
- ・新規適用事業所および任意継続新規加入者への健診案内の実施
- ・効果的な受診勧奨の実施
- ・健康づくりを促すイベント開催と集団健診の同時実施
- ・治療中の特定健診対象者にかかる特定健診の情報提供の促進
- ・三者連名による事業者健診データ取得勧奨文書の送付

○特定保健指導の推進

- ・加入者の健康づくりに繋げるための事業所のニーズに合わせた特定保健指導の実施
- ・加入者利益を実現するという認識を深め、モチベーション、スキルアップを図るための効果的な保健指導者支部内研修の実施
- ・委託機関と協会けんぽの協働による特定保健指導実施機関との協力連携の強化
- ・ＩＴ活用による特定保健指導の効率化による特定保健指導の実施体制の整備

○各種業務の展開

- ・事業所の健康づくりの支援による加入者の健康課題の改善
- ・効果が見込まれる事業を協働で取組むための行政機関との連携の強化
- ・加入者の健康という協会けんぽと共通の目的を持つ関係機関との連携強化ならびに効率的・効果的な事業の展開

4. 組織運営及び業務改革

○業務・システムの刷新

- ・全職員一丸となった新システム稼働に向けた検討・準備

○組織や人事制度の適切な運営と改革

- ・組織運営体制の強化
- ・協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着
- ・コンプライアンス、個人情報保護、リスク管理等の徹底

○人材育成の推進

- ・支部研修の効果的かつ適切な実施
- ・本部集合研修の効果的な活用
- ・自己啓発の推進

○業務改革の推進

- ・業務改革会議等による具体的な改善の実施
- ・効果、効率を意識した業務運営による戦略的業務への移行

○経費の節減等の推進

- ・適切な調達の実施
- ・コスト意識の徹底
- ・一般管理費の縮減

平成26年度 事業計画（山梨支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画（仮称）」を作成し、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化を図るため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。 ・ 医療に関する情報の収集と分析 ・ 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・ 県など関係方面への積極的な発信 ・ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ・ 保健事業の効果的な推進 ・ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 等 また、各種協議会に参加するなど、県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会が収集・分析したデータを活用し、意見を発信していくと共に、山梨県と協会けんぽとの間で締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書」に基づき、連携を図る。 ○協会けんぽが求める次期制度改正に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するとともに、国、関係機関への働きかけ等を進める。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 また、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画（仮称）」を作成し、医療費適正化のための総合的な対策を県・市町村や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。

	(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ○加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるように加入者にとってわかりやすい広報の推進を図る。 ○ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービスの実施による使用促進効果をさらに着実なものになるよう、加入者・事業主への広報、関係方面への情報提供等、きめ細やかな方策を進める。 ○保険者協議会を活用して他保険者との情報共有を行い、県全体のジェネリック医薬品の使用促進を図る。また、県や関係団体への継続的な情報提供と協力要請を行う。 ○健康保険委員等への研修会や健康づくり事業等を通じて、加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進に向けた啓発事業を行う。 (4) 加入者・事業主への広報の推進 ○的確な情報提供を実施するために、定期的に発行しているチラシ等やホームページ、メールマガジンを活用し、加入者の視点に立ったわかりやすい広報を行う。また、関係団体との連携による広報や、地元メディアによる情報発信を強化する。 ○健康保険委員を中心に対話集会など加入者から直接意見を聞く取組みを実施し、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。 ○協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、加入者・事業主を含め広く情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	(1) サービスの向上のための取組 ○加入者サービスの改善 ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、本部で実施するお客様満足度調査等の結果から、加入者等の意見やニーズを適切に把握したうえで創意工夫を活かしつつ、サービスの改善や向上に努める。 ・「CS向上検討委員会」を中心に、電話対応のスキルアップに向けた取組みを行う。 ○サービススタンダードの取組 ・傷病手当金等現金給付金の受付から振込までの期間を10営業日以内と定め、その状況を適切に管理し、正確・迅速・丁寧な事務処理を行い、着実な支給を行う。 ○お客様満足度向上への対応 ・被保険者証、限度額適用認定証等について資格情報等の取得から被保険者証等送付までの日数を2営業日以内と定め、迅速な交付を行う。

	・傷病手当金の申請書の審査時において、次回申請時に必要と思われる方に症状に応じた日常生活状況照会票を送付し、次回申請時に添付を依頼する。また、傷病手当金と障害年金の両方に該当すると推察できる者には、年金相談を促す文書を送付し、結果回答を依頼する。 ・法令、通知、通達等に基づく業務取扱の徹底やお客様に対する接遇の向上を図るためグループ内で教育研修を実施し、職員のスキルアップを図り、お客様の満足度を高める。 ・現金給付の申請書等のパンフレット等については、加入者等がよりわかりやすいものに改善する。また、基幹業務システムを駆使して、お客様のニーズにあった相談対応を充実させるとともに郵送による申請を進める。 ・任意継続被保険者保険料については、口座振替や前納の利用促進を図る。
	(2) 高額療養費制度の周知 ○高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを推進する。 ○平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれる高額療養費制度については、事業所や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。
	(3) 被扶養者資格の再確認 ○被扶養者資格の再確認については、被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止や加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、業務を行う。
	(4) 柔道整復施術療養費・はりきゅう療養費等の照会業務の強化 ○多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月に１５日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、患者調査を実施する。必要に応じて施術者に照会を実施し、厚生局等に情報提供を行う。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 ○はり・きゅう・マッサージの療養費の疑義案件については、同意医師への文書照会や患者調査を実施する。
	(5) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 ○不正請求の疑いのある申請等を確認した場合は、「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」を開催し、また、必要に応じて事業主への立ち入り検査を実施するなど不正請求防止のための審査を強化する。 ○本部より情報提供される傷病手当金、出産手当金で、資格取得日または月額変更日から近い請求にかかる支給済データの内容を精査し、事業主への立ち入り検査を実施する。

○事業主に対する立ち入り検査を行う権限を最大限に活用し、被保険者資格等に疑義ある請求については積極的に立ち入り検査等を実施し、保険給付の適正化を徹底する。また、立ち入り検査を実施する際は、日本年金機構と連携・協力をしながら合同で立ち入り検査を実施する。

(6) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

○資格を喪失した加入者の被保険者証回収について、日本年金機構が行う催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、文書による二次催告の他、電話（被保険者および事業所）催告や訪問を取り混ぜた催告を実施、文書による三次催告を行い、被保険者証の回収を強化する。また、事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて周知を行う。

(7) 積極的な債権管理回収業務の推進

○喪失後受診等により発生する返納金債権については、早期回収を目的に設置した債権担当チームにより着手し、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

○本部で開催する会議や研修会を通じ債権回収業務のノウハウを取得し、債権回収業務の効率化を図り、債務者の状況等に応じ、支払督促・訴訟等の法的手続きを実施し効果的な回収を行う。

○特殊な案件については、「債権プロジェクトチーム会議」を開催して対応方法を検討し、実践する。

(8) レセプト点検の効果的な推進

○被保険者1人当たり点検効果額目標

- ・資格点検 1, 430円 （25年度実績を上回る）
- ・外傷点検 370円 （25年度実績を上回る）
- ・内容点検 800円 （25年度実績を上回る）

○レセプト抽出機能を効果的に活用し、点検業務の充実を図る。

○点検情報（査定事例）の共有化や研修を実施し、点検技術の向上を図る。

○レセプト情報を活用し、多受診者に対する適正受診の啓発、指導を実施する。

	(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ○研修会等の開催により制度の周知や健康保険事業に対する理解を深めていただくとともに、事業主や加入者に対する広報、相談等の事業を推進していく。 また、健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数の更なる拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：81,633 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：68.0% (実施見込者数：55,511 人) ・事業者健診データ 取得率：3.1% (取得見込者数：2,531 人) ○被扶養者（受診対象者数：27,069 人） ・特定健康診査 実施率：31.0% (実施見込者数：8,392 人) (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：11,260 人） ・特定保健指導 実施率：19.6% (実施見込者数：2,202 人) (内訳) 協会保健師実施分 18.8% (実施見込者数：2,112 人) - アウトソーシング分 0.8% (実施見込者数：90 人) ○被扶養者（実施対象者数：655 人） ・特定保健指導 実施率：9.2% (実施見込者数：60 人)

(3) その他の保健事業

○保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ・健診データや医療データに関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握したうえで、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、効果的な保健事業を実施する。
- ・「健康づくり推進協議会」において専門的な観点から、山梨支部の状況を踏まえた保健事業についての検討を行い、より効果的な保健事業を推進していく。
- ・保険者協議会、地域・職域連携推進協議会の場や加入者の関係する団体等を通じて自治体や他の保険者、関係団体と連携を深め、共同して保健事業の推進ができるよう働きかける。
- ・健康保険委員等の協力を得て、健康づくり事業を実施する。
 - ①全県を対象とした軽スポーツ大会（ソフトバレーボール等）
 - ②地域ごとのウォーキング大会等
 - ③体力測定（軽スポーツ大会、ウォーキング大会の開催時に併せて実施）
 - ④健康相談等（市町村等で実施する健康祭りなどのイベント等へ積極的に参加し開催）
- ・保健指導訪問時及び健康保健委員を委嘱している事業所の分煙調査・分析を行う。

(4) 受診勧奨対策

○未受診者対策の強化

- ・生活習慣病予防健診実施委託機関による未受診事業所への受診勧奨を実施する。
- ・事業所健診結果データの提供の促進のための周知・勧奨を実施する。

○特定保健指導の実施率向上

- ・特定保健指導未実施事業所への勧奨活動の強化を図る（文書、架電、訪問）。
- ・被扶養者への特定保健指導実施機会の増設を図る（市町村健診結果説明会との同時実施、来所相談の設営等）。
- ・オプトアウトによる特定保健指導実施についての広報の強化を図る。
- ・支部独自の健診案内の作成を行うことで、被保険者、被扶養者への健診受診勧奨を強化する。

○保健指導の利用促進

- ・保健指導を活用し従業員の健康管理を効果的に実施していくという認識を深めてもらうために、健診データや医療費分析、保健指導の効果等の情報提供を行い、保健指導の利用促進を図る。

4. 組織運営及び業務改革	(1) 新システム への移行 ○業務マニュアル等を活用した研修を行い、新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。 ○「支部プロジェクトチーム」を設置し、業務の移行・新機器設置・申請書様式の変更等に伴う検討、準備を推進する。 (2) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ○組織運営体制の強化 ・内部統制（ガバナンス）、各グループ間の連携の強化を図る。 ・必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ・日本年金機構等との連携を図るための定期連絡会等を開催する。 ○コンプライアンス・個人情報保護の徹底 ・研修等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を徹底する。 ・各種規程の遵守やアクセス制限、パスワードの適切な管理等を徹底する。 ○リスク管理 ・適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練などリスク管理体制の整備を図る。 (3) 人材育成の推進 ○職員として各階層求められる能力や知識の習得並びに企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野についての研修に積極的に参加させ、人材育成を推進する。 ○外部講師による講演等を実施し、研修内容の充実を図る。 ○職員及び契約職員を対象とした項目別の研修を実施し、スキルアップを図る。 (4) 業務改革の推進 ○より良いサービスを目指し、職員のコア業務（医療費適正化のための総合的な対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）に重点を置き、業務の改善を図る。
---------------	---

	(5) 経費の節減等の推進 ○業務の実施方法の見直しを行うとともに、競争入札・見積競争の徹底を図り、消耗品のw e b発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努める。 ○システム刷新による業務プロセスの見直しにあたり、経費削減の観点からも検討を行う。 ○ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	---

平成26年度 事業計画（長野支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 医療費適正化の取組強化 ①ジェネリック医薬品の使用促進 ア. 削減効果通知サービスの継続実施 イ. 動画共有サービスによる発信 ウ. 「ジェネリック医薬品促進連絡会」をはじめとした県との連携 ②レセプト点検効果額の拡大 【目標】 資格点検効果額 平成25年度と同水準 外傷点検効果額 平成25年度比 +10% 内容点検効果額 平成25年度比 +3% 査定点検効果額 平成25年度比 +10% ア. 早期の返納金調定 イ. 保険会社との損害賠償金求償の定期的な交渉 ウ. 負傷原因照会回答の確実な追跡 エ. 自動点検などのシステムを活用した点検拡大 オ. 新たな事例の発見に注力 カ. 点検スキル向上にむけた効果的な研修 キ. 保険給付等補助員の点検拡充 ク. 再審査目標件数 5,500件/月 ③債権回収の強化 【目標】 前年度を上回る回収率 ア. 納付督促スケジュールの確実な実施 イ. 電話督促、訪問督促の体制強化 ウ. 住所不明者の住民票請求による追跡 エ. 法的対応の強化 ④システム刷新への取り組み 【目標】 新システムへのスムーズな移行 ⑤パイロット事業の計画運営 ⑥データヘルス計画の策定 (2) 解り易い広報の実践—効果的なメディアミックスの実施 ①公共媒体の活用 県、市町村広報誌並びに各種団体広報誌の活用

	②IT活用の強化 ア. ホームページ、メールマガジンの利用促進 イ. 動画共有サービスによる発信 ③ラジオ放送の継続実施 ④パブリシティの活用 地元メディアへの発信力強化 (3) 加入者ニーズの収集 「フェイス to フェイス」のコミュニケーション活動 ア. 事業所訪問による健康保険委員との意見交換の実施 イ. 健康づくり推進者育成にむけた健康保険委員研修会の実施 (4) 各種データ分析の実施 ①医療費分析の実施 ②健診結果データの分析 ③受療行動分析 (5) 情報発信の強化 ①地共体主催の協議会、検討会への参加と分析結果の発信 ②健康保険委員や加入事業所に対する分析結果の発信 ③分析結果を反映した保健事業の展開 ④関係団体、加入企業との健康増進啓蒙イベントや講演会の共催又は参加 ⑤地共体との健康づくりにむけた包括協定の締結
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ①お客様ニーズの把握 ア. 「お客様の声」の共有 イ. 窓口担当者の収集情報の活用 ②サービススタンダードの堅持 ア. 平成25年度長野支部水準を堅持 イ. 担当者間の業務フォロー体制の強化 ウ. 業務進捗状況の一元管理の実施 ③事務処理誤り防止の徹底 (2) 窓口機能の強化と効率化 ①年金事務所窓口機能の強化 ア. お客様向け情報発信機能の整備 イ. 支部とのお客様ニーズの共有促進 ウ. 窓口担当者の業務知識の向上 ②年金事務所窓口運営の効率化 ア. 窓口開閉日設定の検討 イ. 郵送化推進の広報展開と郵送化率の向上

	(3) 適正な給付業務の推進 不適切な申請案件への対応力の強化 ア. 不適切事例の共有と審査時のチェックポイントの共有 イ. 柔道整復施術療養費等への照会業務の強化及び適正受診の広報実施 ウ. 保険給付適正化プロジェクトチームによる検討会の開催 エ. 事業所調査が必要な案件では年金事務所と合同で調査を実施 (4) 制度の周知 ア. 新規適用事業所への周知 イ. 被保険証適正使用について各種説明会、広報媒体で周知 ウ. 高額療養費制度の周知（制度改正実施時に加入者、事業所等へ） (5) 被扶養者資格の再確認 (6) 被保険者証回収強化 (7) システム刷新への取組み 新システムへのスムーズな移行
3. 保健事業	(1) 健診 ①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：218,314人） 【目標】 生活習慣病予防健診 実施率：48.6%（実施見込者数：106,000人） 事業者健診データ 取得率：9.2%（取得見込者数：20,000人） ア. アップロードサービス活用の広報 イ. 生活習慣病予防健診機関において受診勧奨活動の随時依頼 ウ. 新規適用事業所への勧奨 40歳以上の対象者20人以上事業所への訪問勧奨 エ. 事業主に対する利用訪問勧奨 ②被扶養者（受診対象者数：66,046人） 【目標】 特定健康診査 実施率：23.5%（実施見込み者数：15,540人） ア. 受診中の方の検査データの取得（上田市・佐久市） イ. 健診実施機関一覧の発送・電話等の受診勧奨（上伊那地区モデル実施） ウ. 新規加入者への受診券随時発送 (2) 保健指導 ①被保険者の特定保健指導（実施対象見込者数：22,680人） 【目標】 特定保健指導 実施率：24.5%（実施者数：5,553人） （内訳）協会保健師実施分 20.3%（実施見込者数：4,600人） アウトソーシング分 4.2%（実施見込者数：953人） ア. アウトソーシング委託機関の開拓 イ. 保健指導修了者に対するヘルスアップ検査の提供

	ウ. 特定保健指導専用 IT ツールの活用 ②被扶養者の特定保健指導（実施対象見込者数：1,243 人） 【目標】 特定保健指導 実施率：12%（実施見込者数：150 人） ア. 医療機関に対する実施強化依頼 イ. 協会保健指導者による実施
	(3) その他の保健事業 健康づくり啓発セミナーの開催
	(4) 受診勧奨対策
	①健診・保健指導実施率向上のための広報活動
	②受診中の方の検査データの取得（上田市に加え佐久市）
	③協会個別契約における無料（自己負担なし）特定健診集団健診の実施
4. 組織運営及び業務改革	(1) 経費削減・業務効率化の推進 ①消耗品在庫管理の徹底 ②調達審査委員会の的確な運営と公表による透明性の確保 ③時間管理の徹底と生産性の向上 ④節電対策の取組強化 ⑤業務改善委員会の活性化と提案活動の展開 (2) 人材育成 ①業務遂行をとおした OJT の活用による人材育成の実施 ②本部集合研修への計画的派遣 ③評価者レベルの向上と人事評価ルール of 徹底 ④「一声プラス運動」の継続実施 ⑤定期的ジョブローテーションの実施 (3) コンプライアンスと個人情報保護の徹底 ①コンプライアンス委員会の適時開催 ②新任者に対するコンプライアンスプログラムの実施 ③自主点検の活用 ④案件や事例の職員への周知 (4) 顧客満足向上の推進 ①顧客満足度調査結果の分析 ②業務改善委員会による改善対応策の検討 (5) 業務・システム刷新にかかる諸準備の推進 ①本部・支部間の情報の伝達 ②支部内研修の企画と実施 ③支部の事務処理体制の整備 ④新しい業務・システムの早期定着の推進

平成26年度 事業計画（岐阜支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した以下の事項について更なる充実・強化を図る。 ○医療に関する情報の収集と分析 ・「データヘルス計画（仮称）」を作成し、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化対策を推進する。 ○医療に関する情報の加入者・事業主への提供 ・広報誌により、定期的な情報の提供を行う。 ・こども医療費が高水準である状況を鑑み、自治体と連携のうえ、小中学校等で「医療費啓発チラシ」を配布し、子育て層を中心にコスト意識を喚起する。 ・返納金発生の抑制に繋げるため、全事業所へ「被保険者証回収漏れ防止ポスター」を配布し、職場への掲示依頼を行う。また、被保険者証発行時に、注意喚起を記した「被保険者証ケース」の配布を行う。 ・メンタルヘルスセミナーの実施により、職場における健康管理意識の向上を図る。 ○都道府県など関係方面への積極的な発信 ・県や市町村の各種協議会等に参加し、協会が収集・分析したデータを踏まえて、意見の発信を行う。 ○他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保険者協議会へ医療費、健診データを提供し、県内の他保険者との情報共有を推進する。 ・小中学校等での「医療費啓発チラシ」の配布に際し、他の保険者にも参画の呼びかけを行う。 ○保健事業の効果的な推進 ・各種情報を活用し、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、より効果的な保健事業を推進する。 ・加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及び QOL の維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。 ○ジェネリック医薬品の使用促進 ・医師会、薬剤師会等の関係団体と情報・意見交換等により、使用促進と定着に向けた支援を要請する。 ・広報誌、ホームページ、メールマガジンや健康保険委員を通じて、繰り返し周知広報を行う。 ・被保険者証発行時、および高齢受給者証送付時にジェネリック希望シールを同封し、ジェネリック医薬品の浸透を図る。 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額通知により使用促進を図るとともに、通知目的について広報誌等において広く周知する。

	(2) 医療費適正化の総合的対策 ・医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査強化に努める。また、現金給付の審査について、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権の、慎重かつ適正な行使に努める。 (3) 調査研究の推進等 ・岐阜支部の医療費や健診結果等の分析を行い、特徴や課題をわかりやすくまとめ、分析結果の公表を行う。また、分析結果を保険者協議会等の機会を通じて、関係方面へも積極的に発信する。 (4) 広報の推進 ・広報誌、メールマガジンの発行等を通じて、定期的に情報を提供する。情報の提供にあたっては、加入者の視点に立って、わかりやすい表現の使用に努める。 ・関係団体との連携による広報や各種メディアを活用した広報を実施する。 ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。 (5) 的確な財政運営 ・協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担のあり方等について、広く国民の理解を得るための情報発信を行う。 ・財政基盤強化の必要性や協会要請事項について理解いただくための発信を中小企業団体等関係方面へ広く実施していく。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ・加入者等のご意見や苦情等をより多く吸い上げる工夫をすることにより、引き続き加入者等の意見やニーズを把握し創意工夫を活かしたサービスの向上を図る。 ・サービススタンダード（受付から振込までの期間）の管理体制を再検討し、着実に実施する。 ・申請書等の記載要領、パンフレット等、加入者等から見て分かりやすいものとなるように改良する。また、申請書類の配置拡大を図り、郵送による申請を促進する。 (2) 高額療養費制度の周知 ・高額療養費制度については平成26年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその制度内容の周知を行う。 ・高額療養費の未申請者に対する手続き勧奨サービスを継続実施する。 ・高額療養費の現物化及び手続きの簡素化のため、限度額適用認定証の広報を継続実施する。 ・限度額適用認定証の利用状況をもとに、県内医療機関に対して協力を引き続き要請する。 (3) 窓口サービスの展開 ・各種申請や相談の窓口サービスの状況を見ながら、年金事務所との連携のあり方や年金事務所窓口における効率化を検討する。 ・窓口契約職員への情報提供を充実させることにより、お客様へ正確で満足度の高いサービスを実現する。

(4) 被扶養者資格の再確認

- ・ 日本年金機構との連携を図り、事業主の協力のもと、的確に業務を遂行する。
- ・ 臨時職員を活用し、効率の良い業務遂行を図る。

(5) 療養費の給付適正化の推進及び柔道整復施術療養費における照会業務の強化

- ・ 療養費全般の審査強化体制を整備し、医療機関、申請者等への照会を効率的に行う。
- ・ 柔道整復施術療養費における多部位、頻回（3部位かつ月15日以上）の申請については加入者に文書照会を行い、その結果、請求内容に疑義がある申請に対しては、施術者照会を強化していく。
- ・ 厚生局との情報交換を密にすることにより、連携した審査を展開する。
- ・ 柔道整復施術療養費や、はり・きゅう、あんま・マッサージの保険給付について、正しい知識を普及させるための広報を実施し、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金等不正請求の防止

- ・ 不正請求疑いの事案が発生した場合、対応策の検討のために対策会議を随時開催する。
- ・ 事業所調査が必要な場合、慎重かつ適正に立入検査を実施するとともに、日本年金機構と連携し合同調査を積極的に進める。
- ・ 一方で加入者に対する適正な申請を促進するために広報を継続実施する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

- ・ システムを活用した点検を推進する。
- ・ 点検員のスキルアップを図るために、審査事例の集約・共有化、研修を実施する。
- ・ 点検効果向上に向け、行動計画を策定・実施し、進捗の管理及び課題の施策に努める。
- ・ 資格喪失後受診の防止や外傷時における届出について、積極的な広報を実施する。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化及び周知の推進

- ・ 協会けんぽが行なう一次、二次催告の前に、日本年金機構が行なう返納通知に協会けんぽの返納案内文書及び返信封筒の同封を継続実施する。
- ・ 事業主は被保険者証を回収および返納しなければならないことの周知を図る。

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ・ 発生した返納金債権等については早期回収に努めるべく、文書催告の他、電話や訪問による催告を行う。
- ・ 法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。
- ・ 債権回収対策会議にて現状の共有を図り、実施すべく効果的な回収方法等の対策検討を行う。

(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- ・ 研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。
- ・ アンケート等の実施により意見を聴く機会を設け、支部運営の参考とするとともに、結びつきを強固なものにする。
- ・ 広報誌等を通じて、委員制度の存在や活動内容を周知し、委嘱者数の拡大に努める。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

保険者機能強化アクションプラン（第2期）に基づきデータヘルス計画（仮称）を作成し、生活習慣病の重症化予防を図るとともに、より効果的な保健事業を推進する。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業主や加入者に健康の大切さを認識いただくことで、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。

特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村との連携強化を図るとともに、協会主催の集団健診を実施する。また、確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用などを進める。

また、保健指導利用者の拡大を図るために、保健指導利用者の健診データや医療費データ等の分析から保健指導の改善効果を示し、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、対象者に応じたより効果的な保健指導を実施する。

事業者健診データの取得については、事業主への勧奨効果が大きいと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）を最大限活用し、県および労働局と連携を図り、事業所に対する適切な広報や事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

○健診

- ・被保険者（40歳以上）（受診対象者数：233,411人）
 - 生活習慣病予防健診 実施率：52.0%（実施見込者数：121,373人）
 - 事業者健診データ 取得率：11.0%（取得見込者数：25,675人）
- ・被扶養者（受診対象者数：84,300人）
 - 特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：16,860人）

○保健指導

- ・被保険者（実施対象者数：26,344人）
 - 特定保健指導 実施率：17.5%（実施見込者数：4,609人）
 - （内訳） 協会保健師実施分 11.0%（実施見込者数：2,897人）
 - アウトソーシング分 6.5%（実施見込者数：1,712人）
- ・被扶養者（実施対象者数：1,319人）
 - 特定保健指導 実施率：6.0%（実施見込者数：79人）

(3) その他の保健事業

- ・こころの健康づくり対策として、職域メンタルヘルスセミナーを実施する。
- ・市や各関係機関と連携し、地域での健康づくり事業へ出展し、健康意識の向上を呼びかける。
- ・健康増進・意識向上を目的とした健康ウォーキング等を実施する。

(4) 受診勧奨対策

- ・事業所に対し、事業者健診のデータ提供依頼及び生活習慣病予防健診（特定健診）の受診勧奨を実施する。
- ・健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対し受診勧奨を行う。

	・他保険者と連携を図り、がん検診と特定健診双方の受診案内をすることにより受診の促進を図る。 ・特定保健指導の実施率の向上のため、事業所・被保険者・被扶養者に対し保健指導の周知を図る。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システムの刷新 ・本部との連携により、事務処理体制の整備や各種研修等を実施し、新しい業務・システムへの早期定着を図る。 (2) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ・組織運営体制の強化 - 本部との適切な支援・協力関係を維持し、内部統制（ガバナンス）を強化する。 - 支部内の部門間連携及び組織運営体制を強化する。 ・実績や能力本位の人事の推進 - 目標管理制度を活用し、実績や能力本位の人事を推進する。 ・協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着 - 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。また、環境整備委員会の開催により、ハード・ソフト両面の充実を図る。 ・コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 - 法令等規律の遵守（コンプライアンス）に関する内部及び外部からの通報制度を実施するとともに、研修等を通じてその遵守を徹底する。また個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限・パスワードの適切な管理を常時点検し徹底する。 ・リスク管理 - 適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催等、リスク管理体制を整備する。 (3) 人材育成の推進 ・各階層及び各種業務別に求められる能力や知識習得の為の研修を実施する。 ・加入者等に好感をもたれる人材の育成（窓口アンケートの参照）を図る。 (4) 業務改革の推進 ・ブロック単位の業務改革会議等を通して、業務改善や他支部との連携事業等を検討する。 ・各グループ間の連携の強化を図り、更なる効率的な業務体制を構築する。 (5) 経費の削減等の推進 ・引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法の見直しの検討を行う。 ・競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 ・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成26年度 事業計画（静岡支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	【保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進】 (1) 保険者としての情報発信 ○ 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、医療に関する情報の収集・分析を県と連携・協働して更に進めるとともに、県をはじめ関係方面（県内市町・他保険者等）に積極的に発信し、市町との連携に活用する。また、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、データヘルス計画を作成する。 (2) 広報の推進 ○ 加入者及び事業主に対し、当協会事業について広く周知するため、広報紙やホームページを活用するとともに県・市町・関係団体との連携による広報などメディアへの発信力を強化する。 ○ メールマガジン登録数の拡大を図り、事業主・加入者に対するタイムリーな広報を推進する。（25年度を上回る） (3) 健康保険委員の活動強化 ○ 健康保険委員については、事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただくため、委嘱者数を増やすとともに活動を強化し広報、相談、各種事業をさらに推進していく。 (4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ○ 国の施策を踏まえ、ジェネリック医薬品自己負担軽減額の通知サービス、ジェネリック医薬品希望シールの配布、ホームページ等により使用のメリットに関して周知し、使用の促進を図る。（平成25年度を上回る） ○ 引き続き、花粉症等アレルギー疾患の対象者にジェネリック医薬品使用促進チラシを送付するとともに、他の疾患についても拡大を図る。
2. 健康保険給付等	【サービス向上のための取組】 (1) 業務改善 ○ 加入者等の意見・要望等に迅速に対応しサービスの改善に結びつけるとともに、職員へのフィードバックを行い、創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組む。 (2) サービススタンダードの遵守 ○ 傷病手当金等の現金給付の支給申請については、返戻・照会分を除き、受付から支払（振込）までに要するサービススタンダード（10営業日以内）に則り、その支給状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 (3) お客様満足度向上のための取組 ○ 研修等を通じ接客マナーと知識の習得をすることで、お客様へのサービス向上を図る。 (4) わかりやすい申請書様式への変更の周知 ○ 現金給付の支給申請書について、加入者がわかりやすく記載しやすいものに変更されることから、新様式への切り替えを円滑に進める。 (5) 高額療養費制度の周知 ○ 27年1月より所得区分の改正が見込まれるため、改正内容を十分周知するとともに、限度額適用認定証の利用の促進を図る。また、高額療養費未申請者に対するターンアラウンド方式による申請勧奨を推進する。 (6) 窓口サービスの展開 ○ お客様へのサービス低下とならないよう、インターネットを活用した申請書の取得など、来所していただく必要のないサー

ビスを積極的に周知し郵送化を推進する。

【医療費適正化のさらなる推進】

(1) 被扶養者資格の再確認

- 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。

(2) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また、照会時にパンフレットを同封して柔道整復施術受診についての正しい知識の普及と適正受診の促進を図る。

(3) 医療費のお知らせの送付

- 定期的に医療費のお知らせを送付することで、医療費や健康に関心を持っていただき医療費の抑制を図る。

【現金給付の審査強化】

(1) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

- 不正請求の疑いのある申請等には、保険給付適正化プロジェクトチームで事案の検討を行い、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、日本年金機構等の関係機関とも連携し調査に取り組み、保険給付の適正化に努める。

(2) 療養費の適正化

- 海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査など支給申請の審査を強化する。
- はり、きゅう、あんまマッサージ施術にかかる療養費申請における頻回施術、往療料の算定及び医師による治療との併給等について、必要に応じて施術所、同意医師及び患者等への照会を行い適正化に努める。

【レセプト点検の強化】

(1) 内容点検効果額の向上

- 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、前年度を上回る効果額を目標とする。
- スキルアップ事業への積極的参加、他支部査定事例の分析・活用、研修の実施などスキル向上への取組みを強化し、点検技術の底上げと平準化を図る。
- 自動点検マスタ等システムを活用した効果的な点検を徹底する。
- 点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

(2) 外傷点検の的確な実施

- 労働災害該当の的確な把握と労働基準監督署への届出促進を図る。
- 第三者行為による傷病該当者に対する届出促進及び負傷原因届の回収率向上を図り、損害賠償請求を適切に実施する。

(3) 資格点検の的確な実施

- 無資格受診を早期に把握するため、計画的かつ的確な点検を実施する。

【債権の発生防止と債権回収業務の推進】

(1) 資格喪失後受診等による債権発生防止のための被保険者証回収の強化

- 資格喪失者における未回収被保険者証については、日本年金機構において当支部と連携した一次催告を実施するとともに、当支部では、文書による二次催告、電話や訪問を取り交ぜた三次催告を積極的に行い、被保険者証の回収を強化する。

	○ 喪失後受診による債権発生防止のため、被保険者証送付時に注意喚起のカードを同封するなど事業主や加入者に対し被保険者証回収の意識向上を図る。 (2) 積極的な債権管理回収業務の推進 ○ 債権の適切な管理を行い、文書催告の他、電話や訪問による催告を行い、債権の早期回収を図る。 ○ 約束不履行者や納付拒否者など納付意思がない者については、法的手続きによる回収を積極的に実施する。 ○ 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を行い、より確実な回収を実施する。 ○ 会議、研修等により、担当者の回収業務のノウハウの取得及び効果的な回収方法、体制の実施を図る。
3. 保健事業	(1) 健診 ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：334,412人） ・生活習慣病予防健診 実施率：56.8%（実施見込者数：189,946人） ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：16,721人） 生活習慣病予防健診の受診勧奨及び事業主健診結果データ取得に関して、労働局・生活習慣病委託健診機関と連携し、取り組みの強化を図る。 ○ 被扶養者（受診対象者数：100,863人） ・特定健康診査 実施率：18.6%（実施見込者数：18,761人） 市区町の実施するがん検診と同時実施の拡大に向け、静岡県及び保険者協議会等と連携を図り促進する。 (2) 保健指導 ○ 被保険者（実施対象者数：37,406人） ・特定保健指導 実施率：10.1%（実施見込者数：3,778人） （内訳） 協会保健師実施 7.5%（実施見込者数：2,805人） アウトソーシング分 2.6%（実施見込者数：973人） ○ 被扶養者（実施対象者数：1,332人） ・特定保健指導 実施率：10.1%（実施見込者数：135人） (3) その他の保健事業 ○ 付加価値を付けた特定集団健診を実施 ○ 高血糖者への受診勧奨 (4) 受診勧奨対策 ○ 扶養家族へ直接の特定健診受診勧奨案内（がん検診との同時受診用） ○ 生活習慣病予防健診受診者の問診票発送時に被扶養者特定健診の受診案内リーフレット同封 ○ オプトアウトの同意書を利用した保健指導利用案内 ○ 会場指定による特定保健指導
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システム刷新 ・27年1月の新システム稼働に向け、本部と一体になって事務処理体制の整備や各種研修を実施し、円滑な移行と早期定着を図る。 (2) 組織の適切な運営 ○ 運営体制の強化 ・組織体制の検証を随時実施し、必要に応じ見直しを行い運営体制の強化を図る。

- コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティ等の徹底
 - ・ 打合せ会、研修等を通じ遵守を徹底する。
 - 事務処理誤りの発生防止
 - ・ 事務処理誤り防止に向け、事務処理手順書を順守するとともに、効率的なチェック体制等の徹底により事務処理誤りの発生を防止する。
- (3) 組織環境
- 職場におけるコミュニケーションの強化
 - ・ 自由闊達な気風と創意工夫に富んだ風通しの良い組織風土づくりを目指す。
 - ・ 朝礼を活発化し、情報共有を密にする。
 - 人材育成の推進
 - ・ 中長期的視点から、リーダー、スタッフ各階層での研修の実施及びジョブローテーション「一人三役体制」の確立を図るとともに、e-ラーニングの実施や通信教育講座などへの参加を呼び掛ける。
 - 業務改革の推進
 - ・ 支部業務改革検討会を開催し、加入者の利便性及びサービスレベルアップへ向け現状業務の更なる効率化に努め改善を図る。また定型的な業務についてはアウトソーシングを推進する。
- (4) 経費節減
- 競争入札等の実施
 - ・ 予定価格５０万円を超える契約について一般競争入札を実施する。
 - 適切な在庫管理
 - ・ 物品（備品・消耗品）等の払出・在庫状況等を常に把握し適切な在庫管理を行う。
 - エネルギー消費の無駄などの削減
 - ・ 業務上支障のない消灯及び室温管理の徹底等、電力消費の軽減を実施する。

平成26年度 事業計画（愛知支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) ジェネリック医薬品の使用促進（目標値 25 年度実績を上回る） A. ジェネリック医薬品の使用促進。加入者、事業主向けの広報（ジェネリック通知発送時を中心に実施） B. ジェネリックお願いシールの使用促進（被保険者証新規発行時に同封、イベントやセミナーでの配布） C. 健保連等、他保険者との連携による周知活動や、健康保険委員向けの広報を強化する。 D. 新 愛知県等地方自治体と連携し、事業所担当者向けの研修会の開催を検討 E. 新 医療関係者、薬局関係者等医薬品従事者への働きかけを行い、セミナー等の開催を検討 (2) 他保険者を始めとする関係団体との連携 A. 三師会との協力関係を図るため、定期的に情報交換をおこなう。 B. 愛知県や健保連を始めとする自治体、他保険者との連携強化のため、事務打合せ会を実施する。 C. 地方自治体における会議等での発言力強化のため、支部取り組み事例を積極的に発信 (3) 加入者、事業主等に対する広報活動の推進 A. 広報にかかるモニター会議を活用し、より加入者、事業主目線の広報の展開 B. メルマガ会員の拡大 C. 関係団体（自治体、三師会、健保連等）との共催による広報活動の実施 D. 新聞・ラジオなど、地元マスメディアの活用 E. 申請書の書き方などについて、既製品、オリジナルを問わず、加入者のわかりやすい冊子の作成 F. 小ロットでも印刷可能な体制を支部内に整え、封筒余白を利用したオンタイムでの情報の提供 G. 医療費適正化にかかる啓蒙用ポスターを市内小学校から募集し、スーパーや駅などに掲出して、健診受診率の向上を図る。 H. 被保険者証携行、退職時等の返納に関する広報の強化 I. 新 高額療養費の制度改正を周知するとともに、医療機関と連携した限度額適用認定証の活用促進を図る。 J. 新 健康管理読本の作成 K. 新 社会保険労務士会と連携した広報の充実 L. 限度額適用認定申請書設置に係る医療機関等の案内（広報誌、メルマガ等）により、利便性の向上 (4) イベントの展開 A. 健診受診率向上のための中日健康フェアを始めとするイベントへの参加及び開催 B. ウォーキング大会の開催 C. 健康保険委員委嘱事業所を中心として、フットサル教室・大会の開催 D. 愛知県歯科医師会との共同による歯科セミナーの開催 E. 新 愛知県、名古屋市等自治体との禁煙セミナー等健康に関するセミナーの共催

	(5) 新 調査研究の充実及びデータヘルス計画の策定 A. 新 統計分析班を設置する。 B. 新 支部としての月報を発行する。 C. 新 自治体での協議会等において、地域の実状にあわせた統計資料を作成し、発信力を高める。 D. 新 健診結果データ、レセプトデータ等の情報の収集、分析を踏まえ、本部と協力し、データヘルス計画を策定する。 E. 新 事業所健康度診断（事業所カルテ）を活用するなど工夫し、積極的に保健指導等の勧奨を行う。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取り組み A. サービススタンダード 100%の遵守（書類不備による返戻及び担当医師への症状照会などを除く） B. スピード感のある対応と正確な審査により、顧客満足度を上げる。（事務処理誤り 0 件をめざす。） C. わかりやすい広報の実施 各種給付の制度案内を広報誌などに連載 D. 支部独自の案内リーフレットを作成し、退職者及び担当者向け説明会を開催することにより、退職時の被保険者証の返納及び切り替えをスムーズに実施できるよう案内を行う。 E. 外国語の各種申請書、記入方法リーフレット改訂 F. 被保険者証使用上の注意等を記載したカードを、被保険者証発行時に同封することにより、加入者等の利便性を確保する。 (2) 調査権を行使することによる保険給付の適正化、不正請求の防止 A. 資格取得または報酬変更直後の給付金申請に対する調査の 100%実施 B. 新 必要に応じて事業主への立入検査を実施し、不正請求防止のための審査を強化する。 C. 労災隠しの排除（負傷日時、場所を確認し、労災の疑いがないかを判断する。） D. 海外出産、海外療養費に対する審査を重点的に行うとともに、受診地域、受診者等の状況に係る統計分析を行い、情報発信を行う。 E. 療養費（柔道、あんま・はり灸・マッサージ、治療用装具）の照会業務（患者照会、医師（施術師）照会等）を徹底することにより、1 件あたりの支給金額を 25 年度以下とする。 F. 上記の照会時には、パンフレットを同封する等により、療養費についての正しい知識の周知徹底を図る。 G. 医師会や治療用装具協会など関係団体との連携を強化するとともに、適正化に資すると思われる情報提供関係を構築する。 H. 東海 4 支部業務グループ合同事務打合せ会の定期的な実施。東海 4 支部と連携を密にし、不正請求の事案や対処方法についてなど情報の共有化を図る。（年度に 1 回） (3) 情報の分析と発信 A. 給付適正化に伴い収集した情報（社会保険審査官等の審査結果等）について記録し分析を行う。 その結果を、評議会や健康保険委員に公表し、適正化対策をさらに推進する。 また、分析結果をもとに調査基準と審査マニュアル更新版を作成する。

B. 審査のレベルアップ

リーダー会議を通じて事案検討会を実施し、審査基準の共有化を図る。

また、審査医師による研修会を開催し、担当者の審査レベルを向上させる。

C. 健保連、国保等他保険者に情報提供するとともに、意識の共有化を目指した上で、審査基準の統一化を図る。

(4) 債権の発生抑制と早期回収

A. 被保険者証の回収強化により、回収率のアップを図る。(一般分は、全国平均以上、任継分は 25 年度を上回る。)

(a) 退職後の健康保険についてチラシ等作成し、愛知労働局の協力を得て、ハローワークにて開催される雇用保険説明会等を活用し、被保険者証の早期返却、退職後の健康保険を退職者に案内する。

(b) 被保険者証の返納催告(文書、電話)を計画的に実施する。任意継続被保険者の未返納者に対し訪問回収を実施する。

B. 納付期限内に納付が無かった債務者および納付約束にも拘わらず納付の無い債務者に対して更なる徴収の強化をはかる。文書催告および、電話催告を計画的に実施。なお、高額 of 債務者に対しては、訪問催告を計画的に実行する。

C. 返納金等の回収を強化し、返納金等の回収率については、平成 25 年度実績を上回る。

D. 顧問弁護士を積極的に活用し、高額・悪質な債務者に対し支払督促や、催告や訴訟など法的措置を講ずる。(年間 18 件以上)

E. 債権担当者会議のメンバーは、グループ代表者会議出席者とし、支部全体で債権の発生抑制、債権回収に取り組む。

D. **新**市町村と連携し、返納金に係る債権債務を保険者間で直接精算する仕組みを整える。

(5) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格再確認の実施。被扶養者に該当しなくなった者の無資格受診防止や、高齢者医療に係る拠出金適正化のため、年金事務所・愛知事務センターと連携し、事業主の協力を得て的確に実施する。

(6) レセプト点検

A. レセプト点検効果向上計画の実行及び進捗会議の開催(月 1 回)

自動点検マスタ・本部点検ツールの活用

レセプト点検員および内容点検職員のレベルアップ

本部・ブロック・支部主催会議への参加および確実な伝達

レセプト点検員との面談(年 3 回)

審査医師からの医学的な助言をもとに点検領域の拡大を図る。(内科月 2 回、整形月 1 回、歯科週 1 回)

他支部を交えた会議を開催し、情報の共有化と事務効率を図る(随時)

勉強会の開催及び情報の共有(医科・調剤月 1 回、歯科週 1 回)

査定効果額については平成 24 年度実績額を上回る額とする。

B. 支払基金との定例的な打合せによる情報の共有化を図る。(年 8 回)

C. 不適切な請求が継続する場合には、医療機関等に確認を行い、厚生局・支払基金等に情報提供を行う。

D. **新**多重受診者に対して、文書等により指導を実施(随時)

	E. 過失割合や損保会社との交渉テクニック等幅広い分野において顧問弁護士の活用を促進することにより、外傷点検でのレベルアップを図る。 F. 加入者一人あたりの点検効果額（年間目標） 内容点検については平成 24 年度実績を上回る額を目標とする。 資格点検については業務第 2 グループと連携し被保険者証回収の強化を図り適正な額とする。 (7) 限度額適用認定証制度の周知 A. 限度額適用認定証使用率の更なる向上を図るため、広報誌、健康保険委員向け研修等の機会を活用する。 B. 新 公共交通機関を活用した周知広報の実施（名古屋市と共催） (8) 健康保険委員委嘱数の拡大及び活動強化 A. 年金事務所や社会保険委員会と連携を強化するなどの方策から、健康保険委員委嘱数の拡大を図る。 B. 健康保険委員活動の強化のため、実務研修等を実施する。 C. 日本年金機構との共同による健康保険委員表彰等を実施する。（平成 26 年 11 月 11 日予定） D. 新 ホームページを活用した健康保険に関する知識の向上等
3. 保健事業	(1) 健診 A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：700,278人） ・生活習慣病予防健診 実施率：42.0%（実施見込者数：294,116人） ・事業者健診データ 取得率：8.0%（取得見込者数：56,022人） B. 被扶養者（受診対象者数：256,469人） ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：51,293人） (2) 保健指導 A. 被保険者（実施対象者数：75,280人） ・特定保健指導 実施率：13.3%（実施見込者数：10,000人） （内訳） 協会保健師実施分 6.65%（実施見込者数：5,000人） アウトソーシング分 6.65%（実施見込者数：5,000人） B. 被扶養者（実施対象者数：4,154人） ・特定保健指導 実施率：5.1%（実施見込者数：211人） (3) その他の保健事業 A. 「健康づくり推進協議会」の運営 B. 社会保険委員会等の関係機関と協力して中小企業向けのメンタルヘルスセミナー講習会の開催 C. 自治体及び他保険者との共催による受診勧奨 D. 健康促進イベントを活用した健診等受診促進

	E. 新 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費の適正化、ＱＯＬの維持を図る。 F. 新 関係機関と協力した禁煙対策 G. 新 健診受診率の高い事業所の表彰 (4) 受診勧奨対策 A. 健診委託機関による受診率向上及び事業者健診データの取得促進 B. 小規模事業所を対象にした検診車による集団健診のための、委託機関の拡大及び実施場所の充実 C. 市町村との連携により特定健康診査とがん検診同時受診の促進 D. 特定健康診査（被扶養者）を対象とした検診車による集団健診実施 E. 健診実施当日に、階層化し初回面談実施可能な特定保健指導業務委託機関の拡充 F. 自社の従業員に対する特定保健指導業務委託の推進 G. 事業所訪問に際し、効率的・効果的な訪問の実施 H. 大規模事業所や健康保険委員委嘱事業所への保健指導利用勧奨 I. 特定保健指導業務委託機関との連携強化 J. 支部の健康相談室等を活用した来所相談の実施 K. 新 ＩＴツールの活用による保健指導の実施
4. 組織運営及び業務改革	(1) 組織や人事制度の適切な運営 A. 週一回グループ代表者会議による支部方針・方策の確認 B. 部・グループを超えた応援体制の強化 C. 優秀な人材の確保（契約職員採用等）、大学訪問による新卒者への応募依頼 D. コンプライアンス、リスク管理の徹底 (a) 個人情報管理、セキュリティの徹底 (b) 自主点検の実施（半期に１回） (c) 各種委員会（衛生委員会・コンプライアンス委員会・個人情報管理委員会等）の定期的開催および決定事項の周知と遵守 (d) 職員のメンタルヘルスケアのため、支援体制の強化 (2) 人材育成の推進 A. 事務研修（レセプト研修）、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修及びコミュニケーション研修 B. 年金事務所職員を講師とした研修会の開催、及び年金事務所職員との意思の疎通を図る。 C. 職員に対して実務研修等を実施し、スキルアップを図るとともに、協会けんぽのミッションの一層の浸透を図る。 D. 新 ＣＳ研修の充実 (3) 業務改革の推進 A. 改善提案制度 (a) 毎週木曜日に実施しているサービス向上・改善委員会を活性化し、ＣＳの向上、業務の効率化を促進する。 (b) 改善提案に対する支部内表彰（年２回）を行い、改善提案制度を促進する。

(c) **新** 支部全体で業務改善を進めるという観点から、改善委員会に契約職員も加え、改善提案制度を強化する。

(d) **新** 改善提案強化月間（8月）を設置し、サービスの向上、職員の意識の向上を図る。

B. 講師派遣の運営

年金事務所における年金委員会総会および事務研究会、社会保険協会事務講習会等への健康保険手続きの説明実施
（保険証の常時携帯及び退職時等での返却、高額療養費制度（限度額適用認定証の使用促進を含む）、特定健診の広報等）

(4) 経費の削減

業務経費・一般経費の他支部比較と分析を基に経費の適切な管理を図る。

（外部倉庫の契約の見直し、コピー用紙の使用量の5%削減、外部委託の促進など）

(5) **新** 業務・システム刷新の円滑な移行

A. **新** プロジェクトチームを設置するとともに、支部職員の意識の向上を図る。

B. **新** ユニバーサルデザインを基調とした新様式の申請書について、事業主・加入者に周知を行い、円滑な導入を図る。

C. **新** 新システムに対する習熟度を上げる為、本部での研修に参加、伝達研修の実施、機械操作の研修を十分に行う。

平成26年度 事業計画（三重支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ①医療費や健診データを分析し、市町や保険者協議会へ情報を提供し、加入者の疾病予防、健康増進のための取組みを強化する。 ②県、市町、商工会議所等が発行する広報紙に保健事業、医療費適正化に関する記事を掲載し加入者、事業主へ積極的な情報発信を行う。 ③商工会議所主催のセミナーに参加し、医療費適正化、健康保険制度、健診制度について情報発信を行う。 ④市町と連携し、イベント等で健康を意識した生活習慣への改善を周知する。 (2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ①任意継続保険の被保険者証送付の際、希望シールとQ&Aを同封し使用を促進する。 ②限度額適用認定証申請セットに、希望シールとQ&Aを同封し使用を促進する。 ③健康保険委員を対象としたセミナーで、ジェネリック医薬品の普及促進を図る。 ④県薬剤師会に対し、協会が保有するジェネリック医薬品の市町別普及割合に関する資料を提供するとともに、薬剤師会主催の説明会で使用促進について意見発信する。 (3) 調査研究の推進 ①医療費、健診データの分析を実施し、県、市町、保険者協議会等へ情報提供する。 (4) 広報の推進 ①ホームページ、メールマガジンを通じ加入者・事業主に対する広報を実施する。 ②広報誌「けんぽだより」の発行、社会保険協会が発行する広報誌「社会保険みえ」に記事を掲載する。 ③加入者向けリーフレットを作成し、健康保険制度の広報を実施する。 ④FM 三重(ラジオ)を利用した広報を実施する。 ⑤フリーペーパーを利用した広報を実施する。 ⑥バス広告を利用した広報を実施する。 ⑦小児救急電話相談を啓発するカードを作成し広報を実施する。 ⑧被保険者証の適正使用を周知するカードを作成し、被保険者証送付の際同封する。 ⑨接骨院、整骨院の正しいかかり方を周知するチラシを作成し、広報を実施する。 ⑩任意継続保険の申請セットを作成し、制度の周知を広報する。 (5) 的確な財政運営 ①財政基盤の強化及び安定化の実現に向け、国庫補助率の見直しと高齢者医療制度への全面総報酬割導入を目指し国、関係機関への働きかけを進める。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

- ①お客様満足度調査の結果を検証し、窓口対応や電話対応のスキル向上を図り、サービスの改善に努める。
- ②健康保険現金給付については、申請書の受付から給付金の振込みまでの期間をサービススタンダードと定め、その状況を適切に管理するとともに、正確な事務処理を遂行する。
サービススタンダードの期間は、本部指標の10日間に対し、支部指標は傷病手当金・出産手当金を9日間、出産育児一時金・埋葬料を6日間とする。

(2) 高額療養費制度の周知

- ①医療機関の協力を得つつ、制度周知のポスターの掲示、限度額適用認定証申請セットの配布を行い周知を図る。
また、高額療養費未申請者に対する申請案内のサービスを推進する。

(3) 被扶養者資格の再確認

- ①無資格受診の防止及び高齢者医療費に係る拠出金の適正化を目的に、日本年金機構と連携し被扶養者資格の再確認業務を的確に実施する。回収率は、平成25年度回収率86%以上を目標とする。

(4) 柔道整復施術療養費の審査業務の強化

- ①現金給付の適正化対策要領に基づき適正な審査に努め、患者への照会及び訪問調査を積極的に実施する。
- ②接骨院、整骨院の正しいかかり方を周知するために、文書照会にチラシを同封する。
- ③柔整審査委員会において、「審査録」を活用した縦覧審査を実施し、施術者ごとの時系列的な施術内容の把握により、審査の厳格化を図る。

(5) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

- ①現金給付の適正化対策要領に基づき適正な審査を実施する。不正申請が疑われる事案に対しては、保険給付プロジェクトチームを活用し、専門調査員との連携を図り、実地調査等を行うことで健全な制度の運営に努める。
- ②適正な給付のため、傷病手当金の申請における慢性疾患を内部疾患・精神疾患・整形外科疾患に分類し、医学的知識の向上や事例研究等により一定の審査基準を策定し審査に活用する。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

① 共通事項

- ・効果的な点検を実施するため、小町システムを活用し、結果を踏まえて留意事項や補足事項を協議し、点検業務を充実強化する。
- ・行動計画により、職員、点検員全員が数値目標を共有し、スケジュール管理、進捗管理を行いながら、継続した点検を実施する。
- ・点検効果額の目標指標は、平成25年度実績を上回るものとする。

② 資格点検

- ・オンラインレセプトの請求前資格確認により、早期化及び効率化を図る。

	③外傷点検 ・定期的に外傷の傷病名を含むレセプトを抽出したうえで早期に負傷原因等の確認を実施する。実地調査等により点検業務の強化を行う。また、第三者行為による負傷等における届出の周知を図る。 ④内容点検 ・点検効果向上に向けた研修の実施、研修受講後の伝達により点検員のスキルアップを図る。 ・査定事例の共有化、査定事例の集約、自動点検機能の効率的活用、汎用任意抽出機能のテンプレート管理を行い、システムを活用した効率的な点検を徹底しながら点検効果額の向上を図る。 (7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 ①債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した者から被保険者証の回収について、医療機関でのポスター掲示、事業所訪問による周知、資格喪失者への催告状の送付等により早期回収に努める。 また、任意継続分については資格喪失者への催告状送付の後、電話による催告も並行して実施する。 (8) 積極的な債権回収業務の推進 ①発生した債権の効率的、効果的な回収を行うとともに、支払督促等の法的手続きを積極的に実施し、債権回収の強化を図る。現年度発生分債権の回収率 80% を目標とする。 (9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ①健康保険制度、健診制度についての理解を深められるようセミナーを開催する。 ②保健師が保健指導に訪問する際、健康保険委員の勧奨を実施し委嘱数拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ①健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画」を作成し、効果的な保健事業を実施する。 (2) 健診 ①被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：161,770 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：57.0%（実施見込者数：92,210 人） ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：8,100 人） ②被扶養者（受診対象者数：54,728 人） ・特定健康診査 実施率：16.4%（実施見込者数：9,000 人） (3) 保健指導 ①被保険者（実施対象者数：19,861 人） ・特定保健指導 実施率：15.7%（実施見込者数：3,111 人） （内訳） 協会保健師実施分 13.7%（実施見込者数：2,721 人） アウトソーシング分 2.0%（実施見込者数：390 人）

	②被扶養者（実施対象者数：780人） ・特定保健指導 実施率：2.6%（実施見込者数：20人） (4) その他の保健事業 ①東紀州健康づくり対策を継続して実施する。 ②AUDITを活用したブリーフインターベンションを実施する。 ③市町のイベントにブースを出展し、受診勧奨を実施する。 ④事業所の健康保険担当者等を対象に、健康セミナーを開催し保健事業についての理解を図る。 ⑤ウォーキング大会を開催し、受診勧奨を実施する。 (5) 受診勧奨対策 ①商工会、トラック協会等の各事業団体へ受診勧奨、健診結果データ提出の働きかけを実施する。また、事業所カルテの活用を推進する。 ②前年度未受診者に対し、受診料無料による集団特定健診を実施する。 ③医療機関がない地域へ健診車を配車し、健診機会の拡大を図る。 ④被保険者に対する特定保健指導の勧奨を実施する。 ⑤特定保健指導キャンセル事業所の被保険者に、休日保健指導を実施する。 ⑥新規適用事業所へ健診申込書、新規加入被扶養者へ受診券を送付し勧奨する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システムの刷新 ①平成27年1月の新システムのサービスインに向けて、支部プロモーターを中心として円滑な推進を図る。 ②本部と一体となり、事務処理体制の整備や各種研修等を実施し、新しい業務・システムの早期定着を推進する。 (2) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ①実績や能力本位の人事の推進 ・協会の基本使命や目標を踏まえ、個々の職員の役割や目標を明確化し、目標管理制度や人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。 ②コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・コンプライアンスについては、支部内研修等を通じて、その遵守を徹底しより高度な水準を目指す。 ③美化マナー推進部会の活動強化 ・コンプライアンス委員会の作業部会である「美化マナー推進部会」の活動として、個人情報保護管理のチェック、明るい笑顔での挨拶励行、電話対応の向上、清潔な身だしなみ等に取り組む。 ④リスク管理 ・リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やグループ長会議での検討協議など、リスク管理体制を整備する。 ・定期的に支部内で自主点検を実施し、リスク管理の徹底を図る。

	(3) 人材育成の推進 ①本部主催の研修のほか、労働局等の他機関との講師相互派遣による研修で職員の人材育成や業務知識の向上を図る。 ②支部内の人事ローテーションを定期的実施し、若年層の人材育成や各階層に求められる能力や知識の向上を図る。 (4) 業務改革の推進 ①業務改革委員会や作業部会により、現場の創意工夫や発想を活かした改善策を検討し、業務の効率化や標準化を本部へ提案していく。 ②業務システム刷新に向けて、新しいシステム稼働時に円滑に実施できるよう体制作りに取り組む。 (5) 経費の節減等の推進 ①光熱費、消耗品等の節減や超過勤務の縮減等の事務経費削減計画のもと、職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理を実現する。 ②調達や執行については、適切に管理し、調達結果はホームページで公表することにより、透明性の確保に努める。 ③光熱費の節減については、光熱費削減推進部会の活動により対前年月比 10%以上削減することを目指す。
--	--

平成26年度 事業計画（滋賀支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	（１）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○医療に関する情報の収集と分析および関係方面への発信 ・自治体（県・市町）との協力体制を構築するため、レセプトデータと健診データを分析した情報を提供するとともに、協定締結に向け協働事業を検討・推進する。 ・疾病状況・医療費状況の滋賀県の地域的な傾向を分析し、保険者協議会において情報発信することにより、全県的な協働事項を検討する。 ○協会けんぽの事業案内および認知度調査 ・中小事業所を中心に月50件以上を目標に訪問し、当協会の事業内容の案内と協会けんぽ自体の周知を行なうとともに、当協会自体の認知度を調査し今後の事業活動における参考とする。また、訪問の際には、健診の勧奨や健康保険委員の案内も同時に実施し拡大を図る。 （２）ジェネリック医薬品の使用促進 ○加入者個人に向けた広報 ・各種事業を通じて、ジェネリック医薬品の使用による医療費節約効果等をお知らせすることにより、ジェネリック医薬品の周知と使用促進を図る。 ○関係団体との連携による推進 ・滋賀県薬剤師会への情報提供と協力依頼により、ジェネリック医薬品の周知と使用促進を図る。 ・保険薬局へ訪問し薬局ごとのジェネリック医薬品使用状況を周知するとともに、各薬局での状況を聞き取り今後の使用促進対策の参考とする。また、ジェネリック医薬品希望シール等を配付し、薬局に設置することによりジェネリック医薬品の周知と使用促進を図る。（新規） （３）加入者・事業主に響く広報の推進 ○ホームページ・メールマガジンによる分かりやすい情報発信 ・ホームページに健康保険に関するマンガを引き続き掲載することにより、視覚的に「見やすい、分かりやすい」ホームページを作成する。 ・最新情報をタイムリーに提供するメルマガによる親しまれる広報を追求し、情報の周知と読者の拡大を図る。 ○関係団体や自治体との連携、地元メディアを通じた広報の推進 ・県内経済団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）、社労士会、三師会、保険者協議会及び自治体（県・市町）と連携し積極的に広報を行うことにより、加入者及び事業主に情報を発信する。 ・地元メディア（テレビ・新聞・ラジオ）や県内のＪＲの駅を活用して情報発信する。 ・地方自治体主催のイベントに参画することにより、自治体とのネットワークをより強固なものにするとともに、協会の事業内容を広く県民の方々に周知する。 ・滋賀県社会保険協会等の関係団体と健康ウォークや健康セミナーといった健康イベントを共催し、そのイベントを通じ協会の取り組みについて情報発信する。（新規） ○健康保険委員を活用した広報の推進 ・定期的な研修会や事業主を含めた講習会を通じて健康保険委員としての意識と知識の向上を図り、企業内での制度周知や

	相談対応、健康づくり等の取組みを推進する。さらに、研修会や講習会の機会を活用して意見収集を行い、支部運営に反映させる。<u>(強化)</u> (４) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○<u>滋賀支部の現状を踏まえた重点的取組みの推進</u> ・データヘルスに関することとして、県内の地域ごとに医療に関する情報を分析し、医療費適正化の具体的な対策を立て取り組む。 ・健康保険委員の活動環境を整えるため、健康保険委員だけでなく事業主も含めた講習会を開催する。<u>(新規)</u> ・滋賀産業保健推進事務所と連携し、精神系疾患調査研究事業報告書に基づき、事業所及び加入者に情報発信する。 ・インターネットを活用したメンタルヘルス対策の実施。<u>(新規)</u> ・柔道整復療養費及びはり灸療養費の不正受給防止に向けた審査強化。 ・付加的サービスの提供による被扶養者向け無料健診の実施。
2. 健康保険給付等	(１) サービス向上のための取組み ○<u>サービススタンダードの遵守</u> ・傷病手当金等の現金給付については、サービススタンダードに基づき10営業日以内の支給とし、不備返戻や照会案件については、加入者等に懇切丁寧な対応を心掛ける。 ・高額療養費においても、迅速な支払いを心掛ける。 ○<u>顧客満足度の向上推進</u> ・「お客様の声受付票」のご意見や苦情等を迅速にフィードバックするために「改善」状況を含めてスタッフ間で情報共有してサービスの改善に努める。 (２) 高額療養費制度の周知 ○<u>限度額適用認定証の利用を促進</u> ・医療機関に用紙の配付の協力をお願いすると共に、事業所への情報発信をする際に、限度額適用認定証の利用を促すなど、高額療養費制度の周知を図る。 (３) 窓口サービスの展開 ○<u>年金事務所窓口体制の見直しを検討する</u> ・年金事務所窓口廃止により利用者のサービス低下にならないよう郵送化を推進する。また、県内で唯一窓口開設の草津年金事務所においても利用状況や利便性を踏まえ、契約職員の配置と職員の巡回を組み合わせる等、年金事務所窓口体制の見直しを検討する。 (４) 被扶養者資格の再確認 ○<u>被扶養者再確認による適正な保険運営</u> ・認定被扶養者の適正化と高齢者医療にかかる拠出金の適正な執行を目的とし、事業主の協力を得て被扶養者資格の再確認を実施する。 (５) 適正な給付業務の推進 ○<u>保険給付適正化に向けた厳格な対応</u> ・傷病手当金、出産手当金、柔整療養費等にかかる不適正申請に対して、「保険給付適正化プロジェクトチーム」による検討と立入調査の実施を念頭に置いた厳格な対応を行う。 ・資格取得や高額報酬への変更直後の請求や長期療養に対し事業所調査を実施するとともに、職員の審査知識向上を図り、医師照会、生活状況調査の強化を図る。<u>(強化)</u>

○柔道整復療養費及び鍼灸療養費の不適正受給防止に向けた患者調査強化

- ・柔整療養費申請については、審査委員会結果のみならず「多部位」、「長期継続」、「頻回傾向」の申請書を再チェックし、特に、他府県施術者案件についての照会調査の強化を図り、不適正案件に対しては厳格な対応を行う。(強化)
- ・鍼灸療養費申請については、医科診療費との併用、柔整療養費との併用、特に往療の適否等に的を絞った患者実地調査を強化する。

○【精神系疾患調査研究事業の情報発信】

- ・24年度から継続実施している本事業にかかる最終報告書を滋賀医大教授監修の下に作成し、ホームページ掲載や事業所セミナーにおいて情報発信を行う。
- ・健康保険委員等加入事業所に対し、滋賀労働局・滋賀産業保健推進事務所・社会保険協会や委員会等の連携のセミナーを開催し、保険給付の適正化への啓発並びに加入事業所のメンタル対策への支援を図る。

(6) 債権の発生抑制と回収の強化○保険証回収の徹底

- ・一般加入者は喪失処理1ヵ月後に1回目、2ヵ月後に2回目の証回収催告通知を送付し、任継加入者は月1回の証回収催告通知を送付することにより証回収の徹底を図り、新規債権発生を抑制する。(強化)
- ・保険証未回収が多い事業所については、訪問勧奨を行い「健康保険のご案内」、「退職後の社会保険加入のご案内」を活用し回収に努める。また、任継加入者に対しては、電話催告による回収を徹底する。
- ・年金機構事務センターとの定期的会議を実施し、証回収等の情報を共有化し、課題について連携する。

○健康保険委員との連携強化

- ・資格喪失後の返納金が多数発生している健康保険委員事業所等に対し、「健康保険のご案内」チラシの配付により退職後の保険証返還を周知させ、資格喪失後受診を抑制する。

○高額債務者等に係る訪問、電話督促、法的措置の強化

- ・高額債務者一覧表(3万円以上)を定期的に作成し、優先的に訪問、電話督促を実施して進捗管理するとともに、悪質債務者については支払督促による法的措置を積極的に行い、これによる給与差押え等の強制執行も確実に実施する。(強化)
- ・上記以外の債務者に対しても適宜法的措置を行う旨の文書督促を励行するとともに、分割納付者に対する電話督促の徹底、遠隔地の債務者への督促強化等を実践する。

○債権関連業務の集約及び効率化

- ・システム刷新への対応も視野に、主な債権発生の要因である無資格受診にかかるレセプト関連業務、及び立替払い療養費の国保との保険者間調整業務(実施未定)、更に現行の債権回収業務の一層の専門性強化の為、債権チームの拡充による体制整備を実施する。(新規)

(7) レセプト点検の効果的な推進○内容点検の充実

- ・本部通知に基づく点検効果向上計画を策定・実施し、再審査請求件数の増加を図り、点検効果額の前年度比以上の向上を目指す。
- ・本部や他支部の査定事例情報を収集・精査し、システムによる自動点検機能の充実化を図る。
- ・自動点検マスタについて支払基金が査定する事例を精査し、新規分を中心にメンテナンスを実施する。

○レセプト点検員等のスキルアップ

- ・本部やブロック内研修の活用を図り、定期的(月2回)な支部内研修の開催等により、点検員相互の情報の共有化及び点検能力のスキルアップを図る。
- ・支払基金との定期的(毎月開催予定)な打合せにより、査定情報共有化の一層の充実強化を図る。

	・職員も点検員と一体となって、研修計画に基づいて、スキルアップを図る。 ○<u>レセプト点検効果額について（目標数値）</u> ・加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額（10 割） 25 年度実績を上回る額を目標とする。 ・検証指標として次の効果額を確認する。 ・被保険者 1 人当たり資格点検効果額 ・被保険者 1 人当たり外傷点検効果額 ・被保険者 1 人当たり内容点検効果額 ○<u>医療費通知の発送</u> ・加入者の健康意識・健康管理の一層の認識高揚。 ・医療機関、柔道整復師等の不正請求の防止。
3. 保健事業	（1）健診 ○<u>被保険者（40 歳以上）</u>（受診対象者数：108,221 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：58.5%（実施見込者数：63,289 人） ・事業者健診データ 取得率：6.6%（取得見込者数：7,168 人） ○<u>被扶養者（40 歳以上）</u>（受診対象者数：39,024 人） ・特定健康診査 実施率：25.9%（実施見込者数：10,110 人） （2）保健指導 ○<u>被保険者</u>（実施対象者数：12,893 人 うち 積極的支援 7,820 人、動機付け支援 5,073 人） ・特定保健指導 実施率：18.1%（実施見込者数：2,329 人 うち 積極的 1,121 人、動機付 1,208 人） （内訳） 協会保健師実施分 17.1% （実施見込者数：2,201 人 うち 積極的 1,043 人、動機付 1,158 人） アウトソーシング分 1.0% （実施見込者数：128 人うち 積極的 78 人、動機付 50 人） ○<u>被扶養者</u>（実施対象者数：931 人 うち 積極的支援 324 人、動機付け支援 607 人） ・特定保健指導 実施率：13.6%（実施見込者数：127 人 うち 積極的 42 人、動機付 85 人） （3）その他の保健事業 ○<u>健康づくり啓発</u> ・被扶養者（特定健診受診者）へ追加測定（血管年齢）し、自身の健康増進を意識することにより、家族への普及を図る。 ・滋賀県及び市町と連携し、健康づくりイベント等で健康づくり意識の推進を図る。 ○<u>メンタルヘルス対策強化</u> ・メンタルヘルス対策を希望する事業所を臨床心理士が訪問し、事業所の希望する内容の職場のメンタルヘルス対策講座を実施し、事業所のメンタルヘルス対策向上・メンタルヘルスに係る保健指導の充実を図る。（年間 25 回実施）（新規） ○<u>データを活用した啓発</u> ・健診データ、レセプトデータを活用し、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対し、確実に医療につなげる取組をすすめ、加入者の疾病予防や健康増進を図る。 （4）受診勧奨対策 ○<u>事業所への訪問勧奨</u>

	・新規適用事業所を含め、協会の健診を受診していない事業所や特定保健指導(被保険者)の該当者が所属する事業所へ訪問勧奨を実施し、事業所における健康づくり意識の啓発を図る。 ○<u>社会保険労務士との連携</u> ・滋賀社会保険労務士会と連携し、事業所と距離の近い社会保険労務士へ健診・保健指導の重要性を周知し、顧問事業所への展開を図る。 ○<u>被扶養者への健診勧奨</u> ・特定健診受診券送付時に、自己負担無料健診(付加測定有)案内を同封し、健診受診意識の向上を図る。 ・経年比較健診受診データを活用し、過去に健診を受診し、その後毎年受診していない者への受診勧奨を実施し、毎年健診受診することの意義周知を図る。 ・年度当初に特定健診受診券が発行されなかった者(新規扶養認定者)へ、特定健診受診券と受診案内を送付し、健診の周知及び受診促進を図る。<u>(新規)</u> ○<u>集団保健指導(被保険者)の実施</u> ・特定保健指導実施困難事業所等の特定保健指導対象者へ、公的施設での集団特定保健指導実施案内を行い、特定保健指導受診意欲の向上、特定保健指導の実施拡大を図る。<u>(新規)</u> ○<u>生活習慣病予防健診申込状況システムホスティング委託</u> ・被保険者の生活習慣病予防健診に対する情報提供サービスとして、滋賀支部ホームページ内に、健診機関ごとの月別・日別の予約状況を公開し、受診者の利便性の向上を図る。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システムの刷新 ○<u>新システム稼働に向けた準備・移行・テスト等の確実な実施</u> ・支部において、プロジェクトチームを設置する。<u>(新規)</u> ・新システムにおいて変更となる申請書等について、広報誌やホームページなどあらゆる媒体を活用して周知する。 ・システム刷新準備プロジェクトチームを中心に、部門間ネットワークを構築することにより、横断的な協力体制をもって、スムーズな移行実施を行い、早期定着を推進する。<u>(新規)</u> (2) 組織の適切な運営 ○<u>組織運営体制の強化</u> ・支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ・評議会、健康づくり推進協議会における事業主・加入者の意見を反映させるため、ホームページ等による事業公開を行うことにより支部運営の透明性を高める。 ○<u>コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底</u> ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。 ・個人情報保護、情報セキュリティについては、各種規程の遵守はもとよりアクセス権限、パスワードの適切な管理等ができているかどうかを朝礼や定例会議等で注意喚起する。 ・あらゆるリスクを軽減するために研修や支部内自主点検により、不正や事故等を未然に防ぎ、適正な事務処理を徹底する。 ○<u>お客様満足度向上への取り組み</u> ・加入者のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックし、さらにCS研修や接遇研修等を通じて窓口・電話対応における職員のレベル向上を図る。 (3) 人材育成の推進 ○<u>協調性・創造力のある職員の育成</u>

- ・ 社会保険委員事務講習会や各種説明会等のあらゆる機会を通じて講師を務める。また、支部内研修や勉強会を実施し、自らの考えを持ち、実行するために何が必要かを発信させる機会を設ける。
- ・ 計画性を持って実行する為に PDCA サイクルを実施する。

(4) 業務改革の推進

○業務改善の推進

- ・ サービス向上を目的に、スマートプロジェクト（支部独自の業務改善チーム）を通じて、常に改善意識を持ち続けることにより、お客様の視点に立った改善提案、検討を行い実施する。(強化)
- ・ よりよいサービスの標準化を目指し、ブロック業務改革会議等において、支部の創意工夫を提案し、また、各支部の提案された内容を検討し、より具体的な改善を実現していく。
- ・ 対前年より事務処理誤りを削減するため、事務処理誤りに至った経緯および原因を更に分析し、処理工程を再考する。意識付けについては、従来通りポスター等を掲示することを継続する。(強化)

○経費節減等の推進

- ・ 引続き、支部内での節電を実行し、平成 22 年度に対して、10%削減計画を継続する。
- ・ システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、経費削減の観点からもどのような方策が可能か検討する。
- ・ 調達や執行については、規程や調達委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成26年度 事業計画(京都支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」に基づき、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化対策の推進のため、以下の取り組みを進める。 ①医療に関する情報の収集と分析 ②医療に関する情報の加入者・患者への提供 ③京都府など関係方面への積極的な発信 ④他の保険者との連携や共同事業の実施 ⑤保健事業の効果的な推進 ⑥ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 等 (2)地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策の実施 ①政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画(仮称)」を立案 ②現金給付(傷病手当金、出産手当金、柔道整復師療養費等)の審査強化・調査の実施 ③無資格受診の事由による債権の発生抑制の推進 ④レセプトの点検・データの活用・推進 ⑤保健事業の効果的な推進 (3)ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ①ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年 2 回】 ・三師会、行政、各保険者等の関係機関へ、軽減額通知の検証結果を提供 ②加入者へ直接届く、被保険者証等発行時に、希望シール・小冊子を配布し、利用促進を図る【約 22 万人】 ③医師会・薬剤師会等と連携した普及促進事業の実施 (4)調査研究の推進等 ①保険者機能アクションプランに沿って、医療費・健診データの分析を実施・関係機関への展開【3 師会・各保険者・業種団体等】 (5)広報の推進 ①広報紙による情報発信 ②企業団体等との健康づくり協同推進に向け、「従業員の健康」等をテーマにした経営者向けセミナーを実施 ③申請書様式の変更に伴い、加入者・関係団体への周知を重点的に実施 ④資格喪失後受診防止に向け、労働局等との連携を強化 ⑤三師会、行政、関係団体の機関誌への記事掲載による効果的な広報の実施 ⑥メールマガジンの登録を拡大、タイムリーな情報発信【25 年度登録者 10%増】

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(6)健康保険委員の活動強化・委嘱拡大 ①広報紙の定期発行【年 4 回】、委員専用メールマガジン【毎月】、年金委員との合同研修会【年 2 回】 ②委員委嘱数を増やす【目標:1,600 人】 ③表彰の実施 【年 1 回】 ④モニター・意見募集の実施 【年1回】 (7)的確な財政運営 ①協会の財政基盤強化に向けた意見発信、国会議員要請の取り組みを強化し、関係団体・マスコミへ発信 ②他医療保険との負担面での格差をはじめとした医療保険制度の在り方等について、加入者へ情報を発信 (8)加入者サービスの取り組み ①乳幼児育児医療小冊子配布事業を継続し、5歳未満の医療費の適正化に努め、父母への医療知識向上の啓発を行う。 ②加入者に対し、健康維持・増進を目的とした施設等の活用を促し、スケールメリットを活かし安価での利用を実現。
2. 健康保険給付等	(1)サービス向上のための取組み ①さまざまな機会を通じて加入者等の意見・苦情等を迅速かつ正確に把握し、業務にフィードバックするとともに、お客様サービスの改善と接遇の向上を推進 ②「お客様意見箱」の継続設置やお客様満足度調査結果等を踏まえたサービス改善の実施 【満足度調査・・・25 年度実績を上回る】 ③健康保険給付のサービススタンダードの管理の徹底と、受付から 10 営業日以内着実な支払の実施 【達成率・100%】 ④申請手続きをわかりやすく解説したリーフレットや任意継続申請セット使用促進等による制度の普及促進 ⑤申請セット等を活用した各種申請手続きにかかる郵送化の促進 【郵送化率・・・80%】 ⑥任意継続被保険者保険料の口座振替や前納の利用を促進 【口座振替率、前納利用率・・・25 年度実績を上回る】 ⑦事務処理誤り未然防止対策の検討及び周知徹底 (2)高額療養費制度の周知 ①平成 26 年度に改正が見込まれる高額療養費制度について、改正内容を事業所及び加入者への周知の実施 ②高額療養費制度及び限度額適用認定証の周知徹底 ③保険医療機関等と連携し、申請セットを活用した限度額適用認定証の使用促進及び申請手続きの郵送化を促進 ④高額療養費の未申請者に対する申請手続き勧奨の継続的な実施 (3)窓口サービスの展開 ①社会保険労務士会委託等による日本年金機構内の協会窓口サービスの継続実施 ②申請手続きの郵送化進捗状況及び窓口利用状況を踏まえた日本年金機構内の協会窓口における職員配置等の見直し ③受付専用ボックスの設置等による待機時間の削減 (4)被扶養者資格の再確認 日本年金機構と連携し、事業主に対して被扶養者の二重加入防止を徹底 【被扶養者状況リスト提出率・・・前年度を上回る】

項 目	実 施 内 容 等
2. 健康保険給付等	(5)柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ①多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)受診の申請に対する加入者への文書照会の更なる強化及び施術者に対する文書照会の実施 ②柔道整復施術にかかる適正受診の啓発と審査体制の強化 ③支部間での情報共有化等の連携による不正受給防止の徹底 (6)傷病手当金、出産手当金の不正請求の防止 ①不正請求の疑いのある申請等に対して、保険給付プロジェクトチーム会議を開催し、必要に応じた立入検査の実施と不正請求防止のための審査強化 ②事業主・加入者に対する適正な申請の促進・周知 ③日本年金機構等との連携により傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な処理の実施 (7)海外療養費支給申請における重点審査 添付書類の精査や海外の医療機関等に対する文書照会等の実施による審査強化 (8)資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 ①資格喪失後の被保険者証未返納者に対して計画的な返納催告による積極的な回収の実施【証回収率・・・25年度実績を上回る】 ②被保険者証回収率の低い事業所に対する指導 (9)積極的な債権管理回収業務の推進 ①徴収チームによる効果的かつ効率的な返納金債権の早期回収の実施 ②不誠実な債務者を対象に訴訟等の法的手続きによる債権回収を積極的に実施 ③債権金額及び対応経過等に応じた文書、電話及び訪問等による催告を計画的に実施 ④債権回収強化月間(6月12月)による効果的かつ効率的な債権回収の実施 ⑤交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める 【債権回収率】25年度実績を上回る (10)効果的なレセプト点検の推進 ①レセプト点検効果向上行動計画に基づいた効果的な施策の実施(内容点検) ・レセプト自動点検・汎用任意抽出機能等のシステムを活用した効果的かつ効率的な点検業務の実施 ②点検員の点検技術の底上げを図り、点検効果額を更に引き上げ(内容点検) ・査定事例の共有化や研修の充実、勉強会等により点検員の点検技術向上を推進 ・点検員の個人別点検結果を月毎に周知し、モチベーションの向上を目指す。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う ・他保険者レセプト点検担当者と情報交換による点検技術向上【内容点検効果額、実質査定額】25年度実績を上回る ③資格誤りレセプトの迅速な医療機関照会等の実施により返納措置を実施(資格点検)【資格点検効果額】25年度実績を上回る

項 目	実 施 内 容 等
2. 健康保険給付等	④負傷原因照会の強化による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底や損保会社等への折衝を強化(外傷点検) 【外傷点検効果額】25 年度実績を上回る ⑤社会保険診療報酬支払基金と事務打合の定期的開催等の連携強化及び近畿厚生局へ不正疑義事例等の積極的な情報提供の実施
3. 保健事業	(1)健診・・・加入者計(受診対象者数:372,568 人、実施率:50.1%、実施見込者数:186,562 人) ①被保険者(40 歳以上)(受診対象者数:271,218 人、実施率 61.5%、実施見込者数:166,799 人) ・生活習慣病予防健診 (実施率:56.5%、実施見込者数:153,238 人) ・事業者健診データ (取得率:5.0%、取得見込者数:13,561 人) ア、事業所規模、受診状況等のデータに基づき、選定した事業所からの事業者健診データ提供勧奨を強化 イ、健診実施機関の拡大 ウ、健診実施機関による健診受診勧奨 ②被扶養者(受診対象者数:101,350 人) ・特定健康診査 (実施率:19.5%、実施見込者数:19,763 人) ア、無料健診・ミニドック健診の継続実施 イ、被保険者住所登録地への受診券発送 ウ、京都市とのがん検診同時受診の拡大に向けた取組み強化 エ、京都府保険者協議会等と連携した特定健診の啓発活動の強化 オ、健診実施機関の拡大 (2)保健指導・・・加入者計(実施対象者数:34,027 人、実施率 10.3%、3,511 人) ①被保険者(実施対象者数:32,525 人) ・特定保健指導 実施率:10.7%(実施見込者数:3,475 人) (内訳) 協会保健師実施分 7.7%(実施見込者数:2,498 人) アウトソーシング分 3.0%(実施見込者数:977 人) ②被扶養者(実施対象者数:1,502 人) ・特定保健指導 実施率:2.4%(実施見込者数:36 人) ア、外部委託機関の拡大 イ、既存外部委託機関に対する積極的推進への取組み強化 ウ、公的施設等での保健指導実施の推進 エ、新規事業所の獲得推進 オ、積極的支援の中断率の改善 (3)受診勧奨対策 ①特定健診未受診者への文書による受診勧奨 ②事業所への訪問、文書勧奨による健診・保健指導受診勧奨 ③紙媒体による事業者健診データ取得勧奨 ④京都市とのがん検診同時実施による特定健診受診勧奨 ⑤母の日等に家族から特定健診受診を呼びかける啓発

項 目	実 施 内 容 等
3. 保健事業	(4)その他の保健事業 ①職場における健康講座の開催による健康づくり啓発(70回) ②食生活教室による食を通じた生活習慣改善意識の啓発(2回) ③健康保険委員によるグループワーク(総括) ④健康力UPセミナーの開催(1回) ⑤未治療者への受診勧奨による重症化予防の啓発 ⑥地域と密着した健康づくりの普及、啓発
4. 組織運営及び業務改革	(1)業務・システムの刷新 支部プロジェクトチームを中心に、以下の事項を進める ①新システムへのスムーズな移行 ・移行までのレイアウト変更、機器設備の設置等の工程を確実に実施 ②新システムに対応した事務処理体制の確立 ・本部と連携し、新業務・システムを早期定着のための各種研修等を実施 (2)組織や人事制度の適切な運営と改革 ①組織運営体制の強化 ・成果、行動発表会等の実施により、支部内の部署間におけるコミュニケーション及び協力連携体制の強化 ②実績や能力本位の人事の推進 ・個人別・部署別の目標管理による能力向上及び適正な人事評価の実施 ③協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ・朝礼や社内報を活用した情報共有化により組織が一体となる職場環境体制づくりを推進 ④コンプライアンス、個人情報保護、リスク管理等の徹底 ・コンプライアンス、個人情報保護及びリスク管理について定期的な研修や自己点検による適正な管理を徹底 (3)人材育成の推進 ①職員の意識改革による創意工夫できる人材の育成 ②研修受講者からの伝達研修により受講者の指導・育成能力の向上とともに支部職員の資質向上を促進 ③お客様満足度向上、職員資質向上及び支部独自研修等の実施 (4)業務改革の推進 ①CS・ES向上委員会による部署間の連携強化、企画的業務の啓発及び加入者のニーズに即した業務改革の実施 ②業務改革会議を活用した効率的な業務改善の推進 (5)経費の節減等の推進 ①調達審査委員会による調達コスト削減等の適切な調達の実施と調達結果の公表による透明性の確保 ②引き続き消耗品の削減、節電に努める

平成26年度 事業計画（大阪支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、本部から提供される医療費情報及び加入者の健診データをもとに支部医療費の状況を把握するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて、加入者の疾病予防や健康増進、医療費適正化対策を推進するため、以下のような取組みについて更なる充実・強化を図る。 ・ 医療費等に関する分析を行い、得られた結果を加入者・事業主へ提供を行う。 ・ 健診データと医療費データの活用による、保健指導と医療費の相関関係、経年変化等に関する調査研究で得られた成果を大阪府保険者協議会等関係機関に情報発信を行う。 ・ 加入者・事業主に対し、医療機関を適切に利用するための情報提供や啓発に努める。 ・ 健康保険委員、メールマガジンを活用したアンケート調査などにより、加入者・事業主の意識、意見等の把握に努める。 ・ 医療費通知や高額査定通知のお知らせによる情報提供を行う。 ・ 大阪府の各種協議会（大阪府保険者協議会、大阪府医療費適正化計画推進審議会、大阪府地域職域連携推進協議会、健康おおさか21推進府民会議、大阪府高齢者医療懇談会）、及び大阪府下国民健康保険運営協議会など関係方面への積極的な意見発信を行う。 ・ 健診データにおけるリスクを市町村ごとに分析し、地域職域連携推進協議会等と連携した保健事業の推進を行う。 ・ 保健事業の効果的な推進を行う。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担の軽減効果額お知らせ通知による使用促進を図るとともに、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険証カードケース同封チラシ等による広報のほか、窓口来訪者に対しては、ポスター貼付、チラシ、ジェネリックカード・シールの配布を行うなど、目につく広報を実施する。また、関係機関等と連携した効果的な広報についても検討する。

	目標については、数量ベースにおいて全国中位（２３位）を上回るものとする（２５年９月現在 ３４位）。 (4) 広報の推進 協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、納入告知書同封チラシやメールマガジンにより定期的に実施するほか、総合パンフレットの積極的な活用や関係団体との連携による広報を実施する。 保健事業や医療費適正化などの保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等に積極的に情報発信を行う。 また、健康保険委員を通じた事業所内での広報についても積極的に情報提供を行う。支部ホームページについても加入者が利用しやすい環境整備に努める。 (5) 的確な財政運営 協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するとともに、関係機関への働きかけ等を進める。
２．健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 お客様の目線に立って、施設環境面の改善、対応スキルの向上等サービスの質を高める。また、分かりやすいパンフレットの作成や制度周知の広報など適正な届出に向けた取り組みを進める。 特に、申請書等の記載や添付書類の適正化を図るため、被保険者等への周知広報を行う。 また、傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間についてはサービススタンダード（１０営業日）を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。被保険者証の送付については、日本年金機構からの情報取得後２日以内の発送を堅持する。 (2) 高額療養費制度の周知 ・レセプト保存・管理システムにより抽出した限度額適用認定証の使用頻度の低い医療機関または調剤薬局に対し、医療機関窓口限度額適用認定証に関するリーフレットを配置するなど、申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について一層の周知を図る。 また、高額療養費の未申請者に対する注意を喚起するサービス（促進通知）を的確に実施する。 ・高額療養費制度について平成２６年度に制度改正が実施されることとなった場合には、制度改正の内容を十分に周知するなど円滑な施行に向けた準備を進める。 (3) 窓口サービスの展開 各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを効率的かつ効果的に行う。

また、届書の郵送化の進捗状況や各窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所窓口のあり方について検討する。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、平成24・25年度の実績効果を検証しつつ、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について、加入者に対する啓発事業を引き続き実施する。また、患者啓発を積極的に行うとともに不正・不適切が疑われるものは地方厚生局への情報提供を行う。照会時にはパンフレットを同封し、柔道整復施術療養費についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 鍼灸・あんま・マッサージ療養費の患者啓発

鍼灸・あんま・マッサージに係る療養費についても、適切な利用が図られるよう患者啓発に努める。

(7) 傷病手当金等の不正請求の防止

保険給付適正化のため、疑義案件については、事業主に対する立入検査等を日本年金機構と連携・協力しながら合同で実施し、併せて、療養状況等必要な確認を行う。また、一般的な事案についても同一及び関連病の適切な確認を行うなど保険給付の適正化に努める。

(8) 海外療養費支給申請書における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。

(9) レセプト点検の強化

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、財政効果額を向上させるため、以下の取り組みを重点課題として強力に推進していく。

- ・点検効果向上計画の策定・実施
 - ・点検員の点検技術と点検スキルの向上のための施策の実施
 - ・点検システムの精度を上げるための施策を進めるとともに点検システムを活用した点検を強力に推進
- 目標値については、1人あたり財政効果額を25年度かつ全国平均値を上回ることとする。

(10) 多重受診者対策の強化

医療費適正化のため、多重受診者の実態把握をするとともに行動を分析の上、受診者啓発を実施する。

(11) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

	資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証回収については、日本年金機構が行う一次催告の後、文書による二次及び三次催告を積極的に実施する。 チラシ、メールマガジン、新聞広告などの広報媒体を通じ、加入者には退職時に被保険者証を事業所に返却する必要があること、事業主等には被保険者証の回収と資格喪失届等の提出時に被保険者証の添付についての周知を図る。 (12) 債権管理回収業務の強化 発生した債権について、早期回収を進めるべく、以下の取り組みを重点課題として強力に推進していく。 ・ 文書催告の他、早期に電話や訪問による催告の強化 ・ 不正性、悪質性のある債務者に対する法的手続きによる回収の強化 ・ 効果的な債権回収を行うためのノウハウの蓄積 ・ 債権の発生に至った経緯を分析し制度上の問題点等について、国民健康保険、労働局等関係機関へ積極的な意見発信 (13) 健康保険委員の活動強化と委嘱数の拡大 日本年金機構と連携し、年金委員と健康保険委員が一体となった研修等を企画し、社会保険制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。 また、協会が勧奨する健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、年金委員のみの登録となっている事業所への勧奨を中心に、健康保険委員委嘱数のさらなる拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：939,749 人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率：44.3%（実施見込者数：416,309 人） 契約健診機関の増設及び職員の事業所訪問において、生活習慣病予防健診のメリットを十分周知することにより、受診者数の増加を図る。 ・ 事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：93,975 人） 職員・契約職員による事業所訪問を引き続き実施するとともに、大阪労働局や商工会議所等と連携を図り事業者健診結果データの取得を促進する。また、社会保険委員会の各種会合・算定基礎届事務説明会会場での周知に努める。 ○被扶養者（受診対象者数：382,855 人） ・ 特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数 76,571 人） 被扶養者の個人負担を無料とする集団健診を継続実施。対象者の 5%程度の上乗せを目指す。また、経年的な受診時状況を反映した受診勧奨を実施する。

(2) 保健指導

○被保険者（実施対象者数：111,753人）

・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：11,175人）

（内訳） 協会保健師実施分 4.0%（実施見込者数：4,470人）

アウトソーシング分 6.0%（実施見込者数：6,705人）

職員・契約職員・派遣職員による特定保健指導の利用勧奨のため、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を適宜活用し、事業所訪問を引き続き実施する。また、保健指導保健師・管理栄養士については特定保健指導の継続率が非常に高いことから、引き続きスキルアップを図り、高継続率の維持・向上を図る。

アウトソーシングの実施機関を増やすとともに、各機関に実施者数を増加させる施策について、健診機関会議等で検討する。

○被扶養者（実施対象者数：6,279人）

・特定保健指導 実施率：15.0%（実施見込者数：942人）

利用券発送時に支部独自の勧奨文書を同封することにより、啓発に努める。また、集団健診の利用者に対し、実施健診機関と協働し、グループ支援を企画する。

(3) その他の保健事業

未治療者に対する受診勧奨

(4) 受診勧奨対策

①職員・派遣職員での事業所訪問による事業者健診データ提供依頼並びに特定保健指導利用勧奨

②派遣職員での事業所訪問による特定保健指導利用勧奨

③受診啓発並びに生活習慣改善啓発のポスターを作成し、事業所単位での掲示を実施

④大阪市営地下鉄車内広告の実施

⑤労働局・商工会議所等との連携、社会保険委員会・算定基礎届事務説明会の活用を通じ、事業者健診データの獲得

⑥被扶養者における特定健康診査の集団実施の充実。また、各会場において、市町村や保健所と連携したがん検診の啓発並びに各種広報・セミナー等の企画

⑦任意継続被保険者並びに新規適用事業所に対する健診の案内

⑧健診実施機関のない地域における生活習慣病予防健診の集団実施

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

平成27年1月の新システムのサービスインに向けて、本部・支部が一体となって、研修等により、新しい業務・システムの早期定着を進める。

また、業務の移行、新しい機器の設置などに対応するとともに、申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員等にお知らせするため、「支部プロジェクトチーム」を設置し、検討・準備を推進する。

(2) 組織の適切な運営

内部統制（ガバナンス）、部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

また、職員間の一体感の醸成に努め加入者本位等、協会のミッションや目標の徹底を図ると共に、更なる事務室内とその他居室の分離によるセキュリティ強化を図る。

(3) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じて、その遵守を徹底する。

また、パスワードの適切な管理等について、適宜点検し、徹底する。

(4) 人材育成の推進

内部・外部講師による効果的な職員研修を行い、スキル向上と知識習得により人材育成を図る。加えて、研修後の検証を実施して、より効果的な研修に取り組むものとする。

本部研修参加者による伝達研修を行い、広く情報、知識の共有を図るとともにスキル向上を図る。

(5) 業務改革の推進

より良いサービスの標準化を目指し、創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務の重点化を進める。

(6) 年金機構との協力連携強化

エリア担当制を積極的に活用し、年金機構との日常的な連携体制を強化する。お互いの制度を学び業務に活かせるよう相互に業務研修を実施し、事業の円滑な推進を図る。

(7) 経費節減等の推進

職員のコスト意識を高め、競争入札、消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理及び節電対策等により、更なる経費削減に努める。

また、調達や執行については、調達審査会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成26年度 事業計画（兵庫支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能強化アクションプラン（第2期）の実行 ・レセプトや健診データ等を活用した「データヘルス計画」を策定し、医療費、健診データ分析を基にした保健事業を積極的に行う。 ・加入者、事業主との距離を縮め、職員の「営業力」を強化する取組みとして、職員による事業所カルテを活用した事業所訪問を行う。生活習慣病予防健診や事業者健診データ取得等の保健事業、健康保険委員拡充、その他協会の財政基盤強化の取組みや健康保険制度の周知等、総合的な兵庫支部の取組について理解を深めていただく活動を実施し、併せて職員の営業力強化を図る。 ・加入者、事業主との距離を縮め、協会への意見を吸い上げると共に、加入者、事業主にフィードバックするための取組として、実務者懇談会を行う。制度周知等の一方的な研修だけでなく、加入者同士が情報を交換でき、協会への意見要望を提案していただく場所の提供として実務者懇談会を行う。 ・財政基盤強化の取り組みや、制度改正の必要性等について広く意見を発信し、協会の存在感、協会の取組を示す。 ・医療費や健診データ等による分析結果を基に、国や各自治体、その他関係団体に対し各種政策提言や意見を発信する。 ・都道府県や市区町村等の各自治体と健康づくりに関する包括的な協定を結び、共同での医療費分析や重症化予防対策等の保健事業に尽力する。また、イベントやセミナーなどの事業に積極的に参加し、適宜連携する。 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・糖尿病やCKD、高血圧等の重症化予防対策、レセプト点検の強化、現金給付の審査強化、被保険者証の適正使用と早期回収、債権の積極的回収、ジェネリック医薬品の使用促進について重点的に取り組む。特にジェネリック医薬品の使用促進については、これまでの取組みであるジェネリック医薬品使用軽減額通知の発送、被保険者証へのジェネリック医薬品希望シール同封事業を継続し、保険薬局新規指定時集団指導に講師として参加する事でジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。 ○パイロット事業の取組 ・GISを活用したデータヘルス事業をパイロット事業として推進し、先進的な調査分析を行い保健事業に繋げる。 ○加入者・事業主のみならず、あらゆる関係者に対する広報の推進 ・日本年金機構からの納入告知書に同封する案内チラシの質を高め、より充実した広報を行う。 ・任意継続被保険者に対して、保険料納付書に案内チラシを同封する。 ・ホームページやメルマガ等のITツールを最大限活用し、様々な方向から情報を発信する。 ・新聞やラジオ、TV等のメディアを利用した広報を効果的に行い、保健事業の推進、その他協会の知名度アップに伴う発信力強化に繋げる。
2. 健康保険給付等	○レセプト点検の効果的な推進 ・レセプト点検効果向上に向けた行動計画書を策定し、本部と連携し実施する。 ・内容点検業務の一部外部委託を実施し、点検業者のノウハウを取得し活用することにより、支部のレベルアップを図る。 ・研修や勉強会を実施し、点検員のスキルアップを図る。 ・点検実施結果を点検員に周知し、目標達成に向けて業務推進を図る。 ・システムによる点検機能の効果的活用を図る。 ○積極的な債権管理回収業務の推進

- ・債権の回収については早期回収に努め、文書催告のほか、電話等による催告を行い、法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。
- ・弁護士による催告書の発送および問合せを委託し、より一層の債権回収を行う。
- ・資格喪失後受診を抑制するべく、資格喪失した加入者の被保険者証回収催告を積極的に行い回収を強化する。
- ・事業主や加入者に対しては、無資格の被保険者証を確実に返却していただくよう、広報媒体等により周知を行う。
- 柔道整復施術療養費、傷病手当金・出産手当金等に係る適正な給付業務を推進する
 - ・柔道整復施術療養費については、多部位（３部位以上）かつ頻回（１５日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じて施術者に照会をする。また、照会時にチラシを同封し受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
 - ・海外療養費については、不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細書の精査等を行い、申請書の審査を強化する。
 - ・不正請求の疑いのある申請等について、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、厳格に対処する。
 - ・調査が必要な申請について、事業主への立入検査を実施するなど審査を強化する。
- 高額療養費制度の周知
 - ・平成２６年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業所や加入者に対し改正内容の周知を図る。
 - ・医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物給付化されることなど周知を図る。
 - ・ターンアラウンド方式による未請求者への勧奨を行う。（診療月から１年以内に実施する。）
- サービス向上のための取組
 - ・「お客様の声」対応会議により、お客様のご意見や苦情等の中で支部での対応が可能なものについては、迅速に現場にフィードバックし、サービス改善に結びつける。また、支部での対応困難なものについても本部へ意見を上申し調整を図る。
 - ・傷病手当金等の現金給付の支払の迅速化を図る。（サービススタンダードを１０営業日と設定し、達成率１００％を年間通して継続する。）
 - ・申請書の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させ郵送による申請促進を行う。（郵送化率８５％を上回る。）
 - ・被保険者証を遅滞ないよう発行する。（情報取得から証交付までの日数を２営業日以内とする）
 - ・任意継続保険の保険料口座振替や前納の促進を図る。（口座振替率平成２６年度目標５０％）
- 窓口サービスの展開
 - ・サテライト窓口について、郵送受付率の向上等を踏まえて配置体制の見直しや開設日の縮小等により効率化を検討する。
 - ・お客様満足度調査において、２５年度順位を上回ることを達成する為、日頃から質の高い顧客対応ができるよう研修などにより契約職員のレベルアップを図る。
- 被扶養者資格の再確認
 - ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得て的確に行う。
- 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大
 - ・健康保険委員向けの研修会の実施や日本年金機構の実施する研修会への参加などにより、健康保険事業への理解をさらに深めていただき、事業の推進にご協力いただけるよう委員との結びつきの強化を図る。
 - ・健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施するとともに、健康保険委員の委嘱者数拡大に向けて、広報紙や研修会を通じて広く委嘱を呼び掛ける。また他支部の好事例を参考に新たな勧奨を強化する。（平成２６年度委嘱者数目標１，８００名）

3. 保健事業	○健診受診率の向上 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：451,471人） ・生活習慣病予防健診 実施率：49.8%（実施見込者数：225,000人） ・事業者健診データ 取得率：2.4%（取得見込者数：11,000人） 被扶養者（受診対象者数：171,069人） ・特定健康診査 実施率：17.5%（実施見込者数：30,000人） ○保健指導実施率の向上 被保険者（実施対象者数：48,616人） ・特定保健指導 実施率：11.0%（実施見込者数：5,350人） （内訳） 協会保健師実施分 10.2%（実施見込者数：4,950人） アウトソーシング分 0.8%（実施見込者数：400人） 被扶養者（実施対象者数：2,500人） ・特定保健指導 実施率：2.8%（実施見込者数：70人） ○その他の保健事業 ・健康づくりセミナー ・市町と連携した健康づくり事業 ・事業所における若年肥満者を中心とした健康サポート ○受診勧奨対策 ・生活習慣病予防健診及び特定健診、特定保健指導の広報 ・特定健診、特定保健指導実施機関リストの作成 ・生活習慣病予防健診申込方法チラシ等作成 ・特定保健指導終了率向上のための支援ツールの購入 ・特定保健指導に係る「不同意申出書」の作成 ・事業者健診データの取得勧奨業務の委託 ・新聞、ラジオ、TVCM等を活用した総合的かつ効果的な受診勧奨事業
4. 組織運営及び業務改革	○業務・システムの刷新 ・業務、システム刷新に伴う申請書様式の変更や業務の移行、新機器の設置などにおいて、プロジェクトチームを設置し、関係先への周知を図り、円滑にサービスインし業務が滞らないよう検討・準備を推進する。 ○組織運営体制の強化 ・部門間の連携を強化し、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。リーダーを中心とした組織横断のチームを作り、問題解決を図ると共に横の連携を深め、組織としての一体感を醸成する。 ○職場内コミュニケーションの強化 ・報（告）・連（絡）・相（談）を徹底する事で、職場内のコミュニケーションを強化すると共に、会議体の活性化や社内報で情報を共有し、働きがいを実感できる職場づくりを行う。 ○コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底 ・コンプライアンスや個人情報保護管理については、適宜研修等で意識の共有を図る。 ・リスク管理として内部監査や自主点検を的確に実施し、職員の健康管理やメンタルヘルスのケアための支援を強化する。 ○人材育成の推進 ・創造的であり、かつ専門性を兼ね備えた人材育成のため、適宜支部内の研修を行い、本部実施研修の適切な伝達を徹底する。 ・電話応対能力向上のため、マニュアルを活用した研修を実施すると共に、CS向上に向け職員の意識向上を図る。 ○業務改革の推進 ・更に業務の効率化や定型業務のアウトソーシングを推進し、定例的業務から創造的業務へのシフトを図る。 ○事務処理誤りの低減 ・事務処理誤りに対する要因分析と効果的な再発防止策を練り、研修等を行う事で意識の改善を図る。

	○経費削減の推進 ・経費削減チームを活用し、経費削減の職員への意識づけを図り、業務経費、一般事務経費の前年度比減を目標とする。
--	--

平成26年度 事業計画（奈良支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	（1）適切な運営の確保（加入者、事業主、評議会等の意見を事業運営に反映） ①保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データを分析し、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化対策の更なる充実・強化を図る。 - 県及び各市町村における各種協議会や健康づくり事業に参画し、健康保険事業全般について取組み強化に向けた意見発信効果を高める。 - 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、レセプトデータ、健診データ等の情報を活用し、加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防に繋げる「データヘルス計画（仮称）」を作成し、積極的に対応する。 ②財政基盤強化に対する取組み - 平成27年度通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者、事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を強力に発信していく。 ③評議会の円滑な運営 - 地域に密着した保険運営（加入者・事業主の声を聴き、奈良支部の実情を反映） - 安心と信頼を得る事業運営（医療費適正化対策の推進） - 評議会の定期開催（運営に関する協議及び事業実施状況の報告） ④健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 - 健康保険事業に関する広報、相談、各事業の推進、モニター等を通じた事業への参画・活動の推進 - 社会保険委員会連合会、社会保険委員会、年金事務所との連携・協力の推進や、健康保険委員表彰の実施により、健康保険委員の委嘱者数の拡大を図る。（社会保険委員会研修会、年金委員との合同研修会及び合同表彰式の開催） ⑤健康づくり推進協議会からの提言・助言等に基づく、地域の実情に応じた保健事業の積極的・効果的な推進 （2）ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進 ①関係団体・地方自治体と連携・協力したジェネリック医薬品の使用促進

	・ 奈良県、他保険者、医療機関関係者、薬局関係者へ、連携・協力による働きかけを積極的に実施し、より効果的・経済的な使用促進事業の展開に努める。（広報活動の共同実施や広報物の設置等） ②加入者に対するジェネリック医薬品に関する情報提供 ・ 「自己負担額の軽減効果を通知するサービス」等による使用促進効果を更に着実なものとするため、本部からの指示に基づき的確に準備を進める。 ・ 名称普及、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点での広報推進 ・ ジェネリック医薬品取扱い薬局のホームページ掲載 ③広報による周知活動（ホームページ・メールマガジン・各種お知らせ等を活用し広報を推進） ・ 患者の意思表示を容易にするための「希望シール」の配布、軽減額の通知 （３）加入者・事業主に響くサービスの提供と広報の推進（加入者に身近に感じられる存在） ①広報活動の充実 ・ 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者、事業主、関係機関等に広く理解していただくための情報発信を行う。 ・ 加入者・事業主に対する情報提供や広報については、ホームページ、メールマガジン、定期広報誌を有効活用し、タイムリーで、かつ、加入者・事業主の視点に立った、効果的・経済的な広報活動を展開 ・ 協会けんぽを加入者・事業主によく知っていただき、協会けんぽをきちんとご利用いただくため、各種給付やサービスを掲載した携帯用カードを今年度も配布し、効果的な広報を展開 ・ 地方自治体や関係団体等との健康セミナー等の共同開催や共同広報の実施により、効果的・経済的な広報機会を創出 ・ 加入者・事業主において、より地域に根ざした協会けんぽとして認知、理解されるための地元メディアとの連携を図った広報活動を推進（奈良新聞での月に一度の記事掲載） ・ これまでの取組みを精査するとともに、加入者・事業主の広報に関する声を聴き、加入者・事業主の声を反映した広報活動を検討・実施
2. 健康保険給付等	（１）サービス向上のための取組 ①お客様満足度の向上 お客様満足度調査の結果、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を凝らした更なるサービス改善と接遇向上を推進する。

②現金給付の迅速な支払い

サービススタンダードを遵守するため、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。

③加入者に対する各種お知らせの改善

加入者からのお問い合わせ内容や意見・要望を反映した申請手続き等、わかりやすいリーフレットの作成により、申請手続きの適正記入を推進する。

④申請書の郵送化促進

任意継続申請セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や各種広報媒体の活用等により郵送による申請を促進する。

⑤任意継続被保険者保険料の口座振替利用促進

加入時や納付変更時を活用した任意継続被保険者保険料の口座振替や前納の利用促進により事務効率化に向ける。

（２）高額療養費制度の周知

①高額療養費制度改正

高額療養費制度については平成２６年度に所得区分の改正が見込まれるため、制度改正の内容を十分に事業主や加入者に周知するなど円滑な施行に向けた準備を進める。

②高額療養費制度普及

保険医療機関等との連携した限度額適用認定証申請セットの使用促進や、高額療養費未申請者に対する手続き勧奨を推進する。

（３）窓口サービスの展開

①窓口サービスの展開と今後のあり方

社会保険労務士による年金事務所協会窓口サービスを提供しながら、郵送化の進捗状況や窓口利用状況を踏まえ、サービス低下とならないような窓口のあり方について慎重に検討する。

②年金事務所との連携強化

繁忙期対応など、年金事務所窓口における顧客サービス向上への協力体制の充実を図る。

（４）被扶養者資格の再確認

保険給付の適正化及び高齢者医療制度において保険者が負担する拠出金等の適正化を目的として、日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得て、就職による異動（削除）届の未提出者を中心に被扶養者資格の再確認を的確に実施する。

（５）柔道整復施術療養費の照会業務の強化

①負傷原因照会の実施

多部位・頻回（３部位かつ１５日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化し、適正化対策を継続して実施する。

②疑義申請への対応強化

- ・ 申請書の書面審査や傾向分析等において疑義が生じた場合は、実地調査、文書等の手段による加入者への受療内容等照会、審査医師への照会、施術同意医師への照会等を行い適正化を図る
- ・ 悪質な事案は、本部が策定した「現金給付適正化対策要領」により対応
- ・ 柔道整復施術療養費について、受領委任の取扱いに反する事案がある場合は、監督行政官庁（厚生労働省）へ情報を提供
- ・ 不正疑義事案を中心に他の保険者や市町村間での情報共有化する仕組みづくりや不正防止対策を強化し、更なる適正化を推進

③加入者への啓発

各種広報媒体や加入者に直接リーフレット等を送付することにより、柔道整復師及びはり師・きゅう師等への適正受療の周知を強化する。

（６）傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

①不正請求疑義申請に対する的確な措置

平成２５年度に事業主に対する立入検査等を行う権限が協会に付与されたことを受け、疑義のある保険給付の請求（例えば、標準報酬が著しく高額に改定がなされた後に、保険給付の請求がなされる等）に対しては徹底的に調査し、保険給付の適正化に努める。

②保険給付適正化プロジェクトチームの活性化

不正請求疑義申請に対しては、被保険者や事業主、担当医師への照会はもとより、審査医師の意見を踏まえ保険給付適正化プロジェクトチームでの協議や本部協議等を経て、立入調査権限の効果的な活用等必要な措置を講じ厳格に対処する。

③保険給付審査の強化

傷病手当金、出産手当金の資格直後請求や高額報酬改定後の請求、また長期請求や長期継続受給等に対する審査強化を図り、不正受給を防止する。

④日本年金機構との連携

日本年金機構との連携により、傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な審査を実施するとともに、立入検査等実施にあたっては合同調査を実施する。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

申請に対する診療明細の精査や文書照会等審査強化を図り、海外療養費の不正受給を防止する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

①レセプト点検強化による効果向上策

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づき、システムを十分に活かした点検業務の充実強化を図る。

また、査定事例の共有化、自動点検機能の効果的活用、診療報酬改定に伴う適正な審査等、研修の実施により点検技術の向上を図る。

②レセプト点検の外注化

オンラインレセプトの一部外注化を実施することで、点検業務の充実及び効率化を図り、質的向上と更なる点検効果額の引き上げを目指す。

(9) 返納金債権の収納強化及び被保険者証の回収強化

貴重な保険料財源を適正管理・適正執行する観点から、返納金等の債権について、的確かつ確実な回収を行うための体制を確立し、返納金収納強化に係る取組みを積極的に実施する。

①資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、被保険者証の確実な回収により、返納金の主たる発生原因である資格喪失後受診の削減に努める。

- ・ 日本年金機構の協力の下に、初回の催告状送付に併せて「被保険者証チラシ」、「返信用封筒」、「返却不能届」を送付することにより、速やかなアプローチ活動を展開
- ・ 文書及び架電による効果的な督促

	1) 一次催告：日本年金機構が催告状により実施 2) 二次催告：協会けんぽが文書、架電により実施 3) 三次催告：協会けんぽが文書、架電により実施 ・ 被保険者証回収について、事業所へのチラシ、ホームページ等による周知徹底 ②債権発生から早期に接触、納付勧奨・催告を行う。 ・ 債務者と早期接触・回収を図るため、納期前の架電を徹底 ・ 納付期限後も定期的に催告状を送付し、あわせて架電により積極的に催告を行う。 ③高額債務者（5万円以上）に対する債権回収策として、架電・文書による催告のほか、訪問催告及び法的手続きにより債権回収の強化を図る。 ・ 高額債務者（5万円以上）については訪問催告を実施 ・ 再三の催告後も納付なき債務者に対し、内容証明郵便による催告を実施後、法的手続きによる債権回収を図る。
3. 保健事業	（１） 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ①政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画（仮称）」を作成し、積極的に対応する。（再掲） ②健診結果とレセプト情報の突合データを利用し、医療機関への受診が必要であるが未受診となっている者に対して重症化予防のための受診勧奨を実施し、医療費適正化及びＱＯＬの維持を図る。 対象：肥満・脂質異常症・高血圧・糖尿病の全ての項目において未受診の下記の者 ・ II度高血圧者（収縮期血圧160mmHg以上、拡張期血圧100mmHg以上） ・ 高血糖者（空腹時血糖126mg/dl以上、HbA1c6.5%（NGSP値）以上） 方法：有所見に従い文書にて勧奨 ・ 40歳以上のII度高血圧者・高血糖者について、協会けんぽ本部より送付。 □③更に、保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化する。 ④医療費及び健診結果データ分析に基づき、健康管理セミナーの実施 対象：健康保険委員 （２） 特定健康診査及び特定保健指導の推進

①特定健康診査の推進

1)被保険者（40歳以上）（受診対象者数：93,456人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：41.0%
(実施見込者数：38,317人)
- ・事業者健診データ 取得率：11.0%
(取得見込者数：10,280人)

2)被扶養者（受診対象者数：40,656人）

- ・特定健康診査 実施率：27.0%
(実施見込者数：10,977人)

②特定保健指導の推進

1)被保険者（実施対象者数：10,366人）

- ・特定保健指導 実施率：18.0%
(実施見込者数：1,866人)
- (内訳) 協会保健師実施分 17.0% (実施見込者数：1,762人)
- アウトソーシング分 1.0% (実施見込者数：104人)

2)被扶養者（実施対象者数：1,024人）

- ・特定保健指導 実施率：20.0%
(実施見込者数：204人)

③事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう「事業所健康診断（事業所カルテ）」を活用し、保健指導等の利用勧奨を行う。

④生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、対象者に応じたより効果的な保健指導を実施する。

⑤被扶養者の特定健診について、未受診者を対象に年度後半に個別契約での集団健診を実施する。なお、自己負担額を無料で実施とするための実施機関との契約上、受診者が多く見込まれる市部に限って実施する。

(3) 各種業務の展開

①奈良県との「奈良県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携事業に関する覚書」に基づき、年2回の連携協力会議をは

	じめとした定期的な情報交換を行い、加入者、事業主の立場に立った保険者としての意見を発信する。 ②奈良県との覚書に基づき、11月から2月に実施される「慢性腎臓病（CKD）の講演会事業」等、県民の健康づくりの推進に向けた事業に連携するとともに、協会けんぽ加入者の利益となる事業を積極的に推進していく。 ③保険者協議会や地域職域連携協議会への出席を通じ、他の保険者、特に奈良県を通じた市町村との連携を強化し、受診者の利便性の向上を図るため、特定健診受診券配布時における市町村のがん検診の広報等協力した事業を実施する。
4. 組織運営及び業務改革	（１）業務・システムの刷新 ①平成27年1月の新システムのサービスインに向けて、本部・支部が一体となり事務処理体制の整備や研修等により、新しい業務・システムの早期定着を推進する。（※）「支部プロジェクトチーム」を設置し、検討、準備を推進する（「ならSK委員会」）。 （２）組織の適切な運営 ①協会の理念を具現化する職員の育成 ・ 人事制度の運用を通じた期待する職員づくりを推進する。 ②計画的なOJTを推進するとともに、支部内の職員・職種・部署間の連携を強化することにより、人材育成、組織運営体制の強化を図る。 ③職員、契約職員の迅速な情報共有の仕組み（朝礼の実施や情報共有化シートの活用等）を引き続き行い、一体化した事業体制の推進を図る。 ④毎週定期的な役職者会議の実施やグループ単位での定期的なミーティングを実施し、担当者間の協力と連携をとりながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の効果的な運営を推進する。 （３）業務改革の推進 ①「ならSK委員会」により部署間の連携を強化、サービスの向上や業務効率化に向け、刷新・削減・改善・広報等に積極的に取組み必要な措置を講じる。 ②ブロック業務改革会議を通じた新たな業務提案や業務改善を推進する。 ③事務処理誤りの発生を防止するため、責任体制の明確化や発生要因の排除に向けた業務改革と未然防止体制を確立する。 ④定型的な業務に対する契約職員への移管等を進め、職員のコア業務や創造的業務へのシフト展開を推進する。

（４）人材教育の推進

- ①民営化に求められる意識改革と次世代を担う人材の育成を図るため、支部独自研修を開催する。
- ②本部が開催する階層別研修等への職員の派遣と伝達研修を確実に実施し、職員のスキルアップを図る。
- ③マナー化排除、自己改革の機会創出と次世代の人材補充体制の整備を図るため、ジョブローテーションを適切に実施する。

（５）事務経費削減の推進

- ①職員のコスト意識を高めるとともに、競争入札や消耗品の Web 発注を活用した適切な在庫管理の徹底等により、事務経費削減に努める。（※）「ならＳＫ委員会」
- ②調達審査委員会における執行内容の精査や、調達結果等のホームページへの公表により、透明性の確保に努める。
- ③引き続き、節電に係る取組みを積極的に実施する。
空調、照明管理の徹底等による光熱費の削減。

（６）コンプライアンスの推進

- ①全職員に対してコンプライアンスの重要性や意義等を徹底するため、朝礼等において、コンプライアンスに関する確認を行う。
- ②コンプライアンス基本方針及び行動規範の周知徹底を図る。
- ③職員研修等を通じてコンプライアンスの理解を深める。
- ④自主点検の実施（年２回）

（７）個人情報管理の徹底推進（個人情報管理組織の確立と管理機能強化）

- ①個人情報保護管理委員会で、チェックシートによる月次単位の個人情報管理の推進と進捗管理を徹底する。
- ②職員研修等を通じて個人情報管理の重要性の周知と意識改革を徹底する。

平成26年度 事業計画（和歌山支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に記載した事項について、更なる充実・強化を図る。 また、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画」を作成し、当支部の実情に応じて積極的に対応する。 1) 包括的な事業所訪問の実施 DVDを活用した健康経営の普及・促進、事業所健康度診断を活用した保健指導勧奨、健康保険委員勧奨等支部の取組みを説明し、積極的に意見交換を図り、事業主・加入者との距離を縮める。また、いただいた意見・要望等については、今後の事業運営への反映を図る。 2) データヘルス計画の作成 当支部の健康課題に着目したデータヘルス計画を、本部通知等に基づき作成する。 3) 関係機関・団体等との連携、情報提供の強化 関係機関・団体等への情報提供を行い、健康づくりに関するセミナーの共同開催、行政との健康づくり包括協定締結へ向けた取り組みを検討する等、きめ細かな対策を提案し、事業連携の強化に努める。 ①行政機関等 I 県（健康推進課）、各市町村、保険者協議会等に情報提供を行うと共に、『和歌山県がん対策推進条例』をはじめとした県が推進する医療及び健康に関する事業への参画を図り、事業連携に努める。 II 県・保険者協議会と連携を行い、がん検診同日実施による特定健診の推進を図る。 III 当支部事業実施に協力的な市、特定健診データ提供覚書締結市との健康づくり包括協定締結に向けての意見交換の実施に努める。 IV 市町村の健康推進事業担当課との、当支部事業内容と各市町村事業内容及びデータ提供に関する意見交換の実施に努め、連携事業を検討する。 ②三師会、病院協会 I 医師会 当支部の事業実施内容及びデータ分析内容等の提供を行い、セミナーの共同開催等連携事業の実施に努める。

Ⅱ 病院協会

当支部の事業実施内容及びデータ分析内容等の提供を行い、セミナーの共同開催等連携事業の実施に努めるとともに限度額適用認定証の使用促進の協力依頼を行う。

Ⅲ 歯科医師会

歯周病と生活習慣病に着目し、歯の健康教育に関する事業実施に向けて連携の協議を行う。

Ⅳ 薬剤師会

ジェネリック医薬品推進の取組み強化を図るために、更なる連携強化を図る。

③ 労働局等

Ⅰ 傷病手当金において増加・長期化傾向にある精神疾患について、事業所への啓発のため「職場における心とからだの健康管理セミナー（仮称）」を和歌山県労働局、和歌山産業保健推進連絡事務所と共催で行う。

Ⅱ 和歌山県労働局との連名による事業者健診データ取得促進の通知文及びチラシを引き続き活用し、事業者健診データの取得を図る。

Ⅲ 労働安全衛生大会へ引き続き参加し、事業者健診データ取得促進、特定健康診査・特定保健指導促進の周知を図る。

④ 経済団体等

当支部の事業状況、データ分析等の情報を提供し、健康づくりに関するセミナーの共同開催や各種会議等での説明実施についての協力依頼を行う。

⑤ 年金事務所等

Ⅰ 年金事務所と随時、連絡調整・情報交換を行い、連携事業を円滑に実施する。

Ⅱ 算定基礎届説明会（6月実施予定）に出席し、加入者・事業主に対して情報発信を行う。

Ⅲ 社会保険労務士会と年に1回連絡調整会議を開催し、情報提供を行い、意見交換、事業連携について打合せを行うとともに、各種研修会での講演及び広報紙への記事提供等により事業推進の協力依頼を行う。

Ⅳ 社会保険協会の広報紙に記事提供するとともに、理事会に参加し情報提供を行い事業推進の協力依頼を行う。

○和歌山支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。現金給付の審査においては、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を活用し審査の強化を図る。

○ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品使用割合の分析を行い、三師会・医療関係者・加入者・事業主等に情報発信を行い、ジェネリック医薬品使用促進の目的・効果の周知を図る。また、それぞれに使用促進ポスターの掲示、リーフレットの配布依頼を行う。

1) 加入者・事業主へのきめ細かな広報の実施

①和歌山支部ホームページへの掲載

ジェネリック医薬品使用促進について繰り返し広報を行い、疑問点等の問い合わせがあれば、その都度ホームページに掲載・更新する等できるだけ理解を得られるよう周知を図る。

②健康保険委員研修会等会議においては、ジェネリック医薬品使用促進の目的・効果について、繰り返し説明を行い周知を図る。

③本部の計画に基づき、ジェネリック医薬品軽減額通知サービス（１０月、３月を予定）を実施する。

④「ジェネリック医薬品希望シール」を健康保険証発送時に同封し、使用促進を図る。

⑤保険者協議会において、和歌山県の医療保険者全てがジェネリック医薬品軽減額通知を実施するよう提案するとともに、保険者協議会名でのジェネリック医薬品使用促進ポスターの作成を検討する。

○調査研究の推進等

保険者機能強化アクションプラン（第２期）に沿って、医療に関する情報の収集・分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から提供される各種情報リストや医療費分析マニュアルにより、医療費等の分析に取り組む。また、先進的な取組み事例の情報収集を行い、支部の分析に活用する。

○広報の推進

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

1) ホームページの活用、充実

医療費分析、健診・保健指導、セミナー案内の情報等、内容を充実させるとともに、最新情報への随時更新、関係機関・団体とのリンク等、「見やすい、探しやすい」形での掲載に心がけ、ホームページ閲覧件数の増加を図る。

2) メールマガジンの活用

①あらゆる機会に広報し、登録数 1,000 件の達成を目指す。

Ⅰ 各種研修会やセミナーへの参加者にアンケート調査を行い、その回答結果に基づき、個別にメールマガジン会員の募集を行う。

Ⅱ 職員や保健師による事業所訪問及び加入者との面談において、メールマガジン案内チラシの配布を行い、積極的に登録へのアプローチを行う。

Ⅲ 健康保険委員委嘱事業所等、大規模事業所に対し、定期的にメールマガジン会員の募集及び勧奨を行う。

② メールマガジンによる広報

	医療費分析、健診・保健指導、セミナー案内や法改正等の情報等、内容を充実させ、引き続き毎月１日付で定例の記事配信を行う（速報は適宜行う）。 3) 関係機関等への情報発信 Ⅰ 関係機関等 ・ 社会保険協会、社会保険労務士会、商工会等関係団体が発行する広報紙への記事掲載依頼。 ・ 和歌山県広報誌『県民の友』の広告欄を活用して、健診・保健指導や法改正等の周知を図る。 Ⅱ マスコミ 医療費分析、健診・保健指導、セミナー案内や法改正、評議会等の情報を積極的にプレスリリースし、記事への掲載等を図る。 Ⅲ その他 卓上月表を作成し、協会の事業内容の周知及び加入者との距離を近づけるツールとする。 ○的確な財政運営 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、平成 27 年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するため、関係機関等への働きかけ等を積極的に進める。
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取組 1) 加入者の意見やニーズの把握に努め、サービスの改善に反映させる。 当支部の実情に応じた事業を計画する中で、様々な手段を用いて加入者・事業主の意見やニーズを把握し、事業に反映させる。また、健康保険業務に係る手続きの利便を図る。 ① 苦情、お客様の声等の分析の実施 さらなるサービスの改善に結びつけるため、苦情やお客様の声、申請書郵送時のアンケート等の分析結果をフィードバックし、適切な対応を行う。また年金事務所窓口には連絡表により周知を図る。 ② 郵送化の推進等 手続きの郵送化推進と、申請書類の配備場所等の維持管理・充実を図る。 Ⅰ ホームページからのアウトプット及び商工会議所、商工会の案内を行い、申請書類の入手方法の広報を行う。 Ⅱ 納入告知書同封チラシ、ホームページ及び年金事務所にて、郵送による申請の広報を行う。 2) 年金事務所が行う適用業務と適切な連携のもとに、速やかに被保険者証を作成し、迅速な発行に努める。

- ①任意継続被保険者においては、毎日、事業所の資格喪失確認を行い、資格取得入力処理が可能であれば原則当日に被保険者証を発行し当日に送付する。
- ②事業所の被保険者証について、原則発行された翌日に発送する。
- 3) 任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。目標については、前納者と合せて前年同月の割合以上とする。
 - ①窓口において必ず口座振替の説明を行い、希望者については、申込書を返信用封筒とともに手渡しする。
 - ②新規申込者に対して、被保険者証及び納付書を発送する際、口座振替の案内チラシと申込書を同封する。
 - ③納付書により毎月納付している者に対し、前納案内チラシを9月、3月に送付する。
- 4) 各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、効率的かつ効果的なサービスの提供に努める。また、窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの提供に配慮しつつ年金事務所窓口における職員配置の見直しを行う。
- 5) 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、不正が疑われ厳格な審査が必要な請求及び返戻・照会分を除き、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。

○高額療養費制度の周知

- 1) 高額療養費制度については平成26年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを引き続き行う。
 - ①限度額適用認定証の利用促進を図るため、多数該当者など今後も高額療養費の請求があると見込まれるお客様に対しチラシを配布し周知を行う。また、ホームページや納入告知書チラシなどを活用し広報を行う。
 - ②高額療養費の未申請者に係る勧奨業務については、原則前年同月分について勧奨を行う。
 - ③制度改正については、その内容を十分に加入者に周知するなど円滑な施行に向けた準備を進める。

○被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認事務について、本部の計画に基づき、年金事務所との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- 1) 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請等について加入者に対する文書照会を行うとともに、回答結果等に基づいて適正な給付に努める。照会時にはパンフレットを同封し柔道整復施術療養費についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。また、必要であれば事業所・施術所への照会、近畿厚生局への情報提供を行う等、療養費の審査強化に努める。
- 2) 柔道整復施術療養費について、年に10回以上の申請がされている加入者に対し、啓発文書とパンフレットを送付し、適正

受診の促進を図る。

- 3) 療養費（はり・灸、あんま・マッサージ）について医科の受診状況を確認し、必要であれば同意医師への照会を行う等、適正な給付に努める。
- 4) 海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化するため、申請内容を更に検証し、必要に応じて診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施する。
- 5) 共通事案に対し、和歌山県や他の保険者等と情報交換を行い、調査等協力を行う。

○傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

- 1) 資格取得日・月額変更日から近い請求または1回の支払いが高額となる請求については、特に審査を強化し適正な給付に努める。
- 2) 不正が疑われる申請については、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、必要に応じ年金事務所と連携して事業主に対する立入検査等により調査するなど、保険給付の適正化に努める。

○効果的なレセプト点検の推進

- 1) 資格点検については、審査支払機関から受領したレセプトについて、確認調査を強化し医療機関への返戻及び加入者への返還措置を実施する。

〔検証指標〕被保険者1人当たり資格点検効果額：前年度支部実績以上

- 2) 内容点検においては、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を行うとともに、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。また、点検員のスキルアップを図るために査定事例の共有化を図り、点検効果額の向上を目指す。

〔目標指標〕加入者1人当たり診療内容等査定効果額（10割）：前年度支部実績以上

〔検証指標〕被保険者1人当たり内容点検効果額：前年度支部実績以上、上位同等規模支部以上

・査定事例の共有化

点検結果により、随時見直しを行うとともに、毎月点検員から支部共有の汎用任意・自動点検マスター、本部ツールに登録する事項を提出してノウハウの共有を図る。また、他支部の査定事例を分析し、和歌山支部でも活用できる査定事例を取り込んで点検調査を実施する。

- 3) 外傷点検については業務上、通勤災害及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し、医療機関への返戻及び加入者への返還措置を実施する。

〔検証指標〕被保険者1人当たり外傷点検効果額：前年度支部実績以上

- 4) 加入者に対し年1回医療費通知の送付を行う。また、毎月、高額査定通知を実施する。

（実施方針）

① 医療費通知

本部の計画に基づき年 1 回事業所経由で加入者に送付する。

②高額査定の医療費通知

毎月レセプト審査の結果、医療費が減額され、加入者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、該当する加入者に送付する。

5) 重複受診者・重複投与者に対する通知

毎月重複受診者・重複投与者のレセプトを抽出、確認し、通知の対象となる加入者にお知らせ文書や、照会文書を送付する。

6) 職員及び点検員の資質向上を図る。

（実施方針）

①研修

職員及び点検員等の資質向上を図るため、指導医による研修（毎月）、外部講師による研修（随時）を実施する。

また、勉強会（討論会）を開催し、自動点検マスター等のメンテナンスについて意見の集約を行う。本部のスキルアップ事業の疑義照会については、回答登録を行う。

②点検員のスキルアップ

点検員ごとの目標効果額の設定や点検員のスキルに応じた教育などを通じて、各点検員のスキルアップを図る。

○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

1) 債権の発生防止のため、被保険者証の回収を強化する。

①事業所へ被保険者証を送付する際には被保険者証返却啓発チラシを同封する。

②一般被保険者にかかる被保険者証の回収については、年金事務所との連携の下、的確に行う。

③任意継続取消者や被保険者証の未回収者に対しては、文書による催告とともに電話による督促を行う。また、任意継続取消者など、債権発生見込みの高い者については、必要に応じて訪問督促を行う。

④和歌山支部で作成した被保険者証の正しい使い方に関するリーフレットを発送する全被保険者証に同封する。

○積極的な債権管理回収業務の推進

1) 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、納付なき時は納付催告を行う。

2) 現金給付に関する債権については、納付書を送付する前に電話等により内容の事前説明を行い、納付勧奨に努める。

3) 債権回収の強化として、電話による勧奨を継続するとともに、訪問勧奨の定期実施を行う。所在不明者は、年金事務所機構

	への照会、住民票取得による住所確認を行う。 また、法的手続きによる回収については積極的に実施する方向で取り組むとともに、実施効果を検証し、最適な実施方法の確立を図る。 4) 事業推進会議を毎月開催し、支部全体で回収状況を共有化するとともに、必要に応じて支部全体で回収に取り組む。 ○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 1) 活動の強化 ①年2回～3回の健康保険委員対象の研修（年金事務所と共同）において、特に課題となる項目について重点的に研修を行う。 ②各種研修会やセミナー参加者へのアンケート調査結果及び、包括的事業所訪問により得た事業主等の意見・要望等により広報紙・研修内容の検討を行う。 ③健康保険委員及び事業所との結び付きを強化するため、健康保険委員を活用した事業を検討する。 2) 委嘱者数の拡大等 ①協会からの情報提供をより多くの加入者に伝えるため、また、加入者の参画による健康保険事業の推進を図るため、情報開示により得た年金委員名簿より健康保険委員となっていない事業所に対して勧奨を行い、健康保険委員の委嘱者増を目指す。 ②職員による包括的な事業所訪問及び保健師による事業所訪問において、健康保険委員制度の案内チラシ等の配布を行い積極的に入会のアプローチを行う。 ③健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：95,185人） ・生活習慣病予防健診 実施率：50.7%（実施見込者数：48,300人） ・事業者健診データ 取得率：2.1%（取得見込者数：2,000人） ○被扶養者（受診対象者数：36,128人） ・特定健康診査 実施率：14.9%（実施見込者数：5,400人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：10,714人）

	・特定保健指導 実施率：18.7%（実施見込者数：2,000人） （内訳） 協会保健師実施分 18.0%（実施見込者数：1,924人） アウトソーシング分 0.7%（実施見込者数：76人） ○被扶養者（実施対象者数：491人） ・特定保健指導 実施率：2.5%（実施見込者数：12人） (3) その他の保健事業 ○保健事業の総合的かつ効果的な推進 1) 25年度に行った健診結果データの分析により、和歌山支部の健康課題となっている高血圧・中性脂肪の高い方が多いことに着目した保健事業を展開していく。 ①高血圧・中性脂肪について、保健師等支部内研修会や戦略会議等を行う。 ②データの分析結果や健康課題のチラシを、健診の案内や保健指導案内時に、封入し事業所に掲示してもらう。保健指導訪問時に、事業主や担当者に働きかける機会を持つ。 ③健診結果でリスクが全国平均より高いにもかかわらず、医療費は低いという状況から、未受診者が多いと判断されるため、訪問事業所（特定保健指導対象者のいる事業所）の保健指導対象者の抽出時に、高血圧・脂質異常にポイントをおいても選定し、保健指導を行う。 2) 保険者協議会での代表保険者としての役割を担う。 ①集合契約での事務調整等。 ②がん検診同日実施の特定健診の推進と付随業務。 (4) 受診勧奨対策 ○被保険者にかかる特定健診実施率の向上を図る。 ①加入事業所・任意継続加入者宛に、生活習慣病予防健診の案内時に、支部の健康課題と生活習慣改善の必要性の掲載された広報等で、利用促進を図る。 対象者5人以上49人以下の事業所には対象者個人宛広報物も同封する。 ・全事業所宛に3月末頃送付 ・任意継続加入者宛に5月頃及び加入時に送付 ・四半期に一度、新規適用事業所宛に送付 ②生活習慣病予防健診未受診事業所の中で、今年度40歳に該当する人を対象に、生活習慣病予防健診の個別案内を実施する。
--	---

③事業者健診データを取得する。

- ・ 労働局との連名で事業者健診データ提供依頼の文書と資料を送付する。
- ・ 健診実施機関を通じて、事業所にデータ提供の依頼を行う。
- ・ 健診データの整備及び授受が促進されるように、県医師会や市医師会と調整を図る。

④健診機関の少ない紀南地域の健診受診環境の整備を図る。

⑤適切に健診が実施されるよう、健診機関への周知を図りながら、課題のある契約機関については、指導を行い、改善を図る。

⑥健診請求関係・受付方法の変更等について、健診機関への説明を十分に行い、理解・協力を得られるようにしていく。

○被扶養者にかかる特定健診実施率の向上を図る。

①受診券が、被保険者の住所のある支部から発送となる。和歌山県下で特定健診を受診するための情報を案内し、受診促進を図る。

②市町村等との連携を図り、市町村が実施する集団がん検診と同日実施の特定健診の継続（４市１０町１村）。未実施の市町の担当者には、実施できるように働きかけていく。

- ・ 実施市町村の対象者への個別案内発送と申込受付。

③市町の集団がん検診と同日実施ができない地域で、協会けんぽ独自の集団特定健診（無料）を実施する。

④市町の集団がん検診と同日実施ができない地域の特定健診未受診者には、特定健診とがん検診が一緒に受けられる医療機関情報を送付する。

⑤市町村が実施する住民対象の人間ドックと提携し、特定健診の受診券が利用できるように推進する。（田辺市）

⑥次年度に向けて、特定健診の自己負担をできるだけ少なくできるように引き続き値下げ交渉を継続していく。

集団健診は、自己負担無料で契約できるようにする。

3) 被保険者にかかる特定保健指導率実施率の向上を図る。

①特定保健指導の対象者がいる事業所に、特定保健指導の案内及び対象者には個別案内を実施する。

②特定保健指導の好事例等を掲載した保健指導用のチラシを作成して、特定保健指導案内時同封する。

③県下の事業所に訪問できるように体制の強化を図る。

④保健指導の質の向上を図り、生活習慣の改善者を増やす。

⑤特定保健指導の評価分析を実施し、効果のある支援計画を検討していく。

⑥特定保健指導の訪問事業所で、特定保健指導対象外で受診勧奨の必要な方を選定し、保健指導を実施する。

⑦特定保健指導の受け入れのない事業所に、支部での来所相談を実施し、特定保健指導の実施機会の拡大を図る。

	⑧特定保健指導の受け入れのない事業所に対して、健康経営を取り入れたDVD及び事業所健康度診断を活用しながら事業所訪問を行い、保健指導受け入れ可能な事業所を増やす。 ⑨生活習慣病予防健診の実施機関の中で、健診当日に特定保健指導を実施できる機関を増やす。 ⑩保健指導用パソコンの変更にともない、速やかに、保健指導に有効かつ効率的に活用できるようにする。 4) 被扶養者にかかる特定保健指導実施率の向上を図る。 ①特定保健指導利用券を送付する際に、同封する案内チラシを見直し、利用者数の増加を図る。
4. 組織運営及び業務改革	○組織の適切な運営 1) 事業運営について、加入者・事業主の意見等に基づきPDCAサイクルを適切に機能させる。 ①事業推進会議を毎月実施し、各グループの事業進捗状況を把握する。また実施状況を適宜評価し、改善事項があれば、その都度必要に応じ事業見直しを行い、事業運営に反映させる。 ②評議会においては、開催直近での事業進捗状況を報告し、評議会での意見を参考に、その内容に基づき事業運営に反映させる。 2) コンプライアンス、個人情報等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）、個人情報の保護については、研修等を通じてその遵守を徹底する。 3) リスク管理体制 リスク管理能力向上のための研修や訓練を行う。 ○業務・システムの刷新 新業務・システムへの刷新のため、外部関係者への周知・調整、業務・データ・申請書の移行業務及び各種研修等を実施し、円滑な移行と早期定着を推進する。 ・「支部プロジェクトチーム」を設置し、本部と連携して検討・準備を推進する。 ・新業務・システムの研修を行う。 ・申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員等に周知する。 ・事務処理方法の変更に伴う関係機関への説明、調整を行う。 ・被保険者証等の発送方法の変更に伴い、同封していたチラシ等の取扱いを検討する。 ○人材育成の推進 1) 研修等の充実により職員の意識改革を図り、加入者本意の理念を徹底し、接遇等を向上させ、業務改革の推進を図る。 ①お客様の満足度向上のための対応マニュアルに基づきCS向上を図り、実施結果に基づいた研修を実施することにより更なる接遇の向上を図る。また、随時必要に応じてマニュアルの改訂を行う。

②伝達研修の実施

本部研修受講者は、受講報告を遅滞なく所属グループ等に行う。

また、受講内容については、伝達すべき対象者に書面または口頭などの方法で伝達研修を行うものとする。

支部研修終了後に、その内容について受講者からアンケートなどの方法で感想及び内容についての改善点等意見を得て、今後の研修計画に活かすこととする。

③幹部職員による研修の実施等

幹部職員による講話や意見交換をおこなうことにより、職員が具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるように身につけさせる。

その他、引き続き通信教育講座の幹旋をおこない研修機会の確保を図る。

④業務推進会議、評議会、業務改善等推進チームにリーダー・スタッフを配置し、発言力強化・支部内の部門間連携を強化し意識改革を図る。

⑤事業所訪問（ＤＶＤの活用による健康経営の普及・促進、事業所健康度診断を活用した保健指導勧奨、健康保険委員勧奨等）を通じて、職員の訴求力・発信力・営業力の強化に取り組む。

○業務改革の推進

- 1) よりよいサービスの標準化を目指し、業務改革会議等において、和歌山支部の意見を提案し、他支部の具体的な改善策を取り込む。

また、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織運営体制の強化を図る。

- ・業務の効率的・効果的な改善等の課題に対し、リーダー・スタッフを中心とした業務改善等推進チーム（Ａチーム）により課題ごとの検討チームを随時設置し、職員のアイデアや現場の発想を事業運営に積極的に活かしていくとともに、検討を通じて部門間連携の強化及び職員の意識改革を進める。

○経費節減等の推進

- 1) 業務に対するコストを常に意識し、業務のシステム化、合理化、効率化をすすめ、コストの削減に努める。また、調達や執行については、透明性の確保に努める。

①研修等により、全職員がコストを常に意識するよう意識改革を図る。

- ・支部長及びグループ長以上の発信：朝礼・週会議を活用。
- ・リーダー及びスタッフへの発信：掲示物・回覧物・メール・朝礼時の連絡訓示。
- ・必要に応じて関連図書・ＤＶＤの購入。他支部との交流による情報収集。必要な資料のデータ収集。グラフ化及び分析の実施。

- | | |
|--|--|
| | <p>②「和歌山支部経費節減マニュアル」の定着を図り、コスト節減意識を高める。また、随時各職員からの提案を求めるとともに検証も行い、必要なところは適時改訂をする。</p> <p>③消耗品の発注については、商品の種類・内容・発注量等検討しながら、必要に応じて本部で実施している消耗品発注システムの有効利用を行う。</p> <p>消耗品台帳から毎月の払い出し数を管理（在庫確認）し、適正な量の発注を行うものとする。</p> <p>1 回あたりの消耗品発注金額に注意し、送料等負担がないようにする。</p> <p>④事務室貸室料等の減額交渉を行う。</p> <p>経済情勢・周辺の状況等総合的に検討して次年度交渉を行う。</p> <p>⑤調達や執行については、100 万円を超える案件の際等必要に応じ調達委員会を開催し、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表することにより透明性の確保に努める。</p> |
|--|--|

平成26年度 事業計画（鳥取支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ① 協会が収集・分析したデータの活用に努め、鳥取県・市町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結するなど連携推進を図り、地域、職域の状況に応じた施策を企画・実施へと結びつける。 ② 「データヘルス計画」を作成・試験的運用を開始することで、行政機関等の関係団体との連携の幅を拡大・定着させ、27年度以降の事業に繋げる。 ※「データヘルス計画」の第1弾として、鳥取県健康政策課と連携した「健康経営支援事業（仮称）」を企画・実施する。 (2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ① 協会保有のデータなどをもとに、薬効別・年齢別の使用状況、薬局別の使用状況などを分析し、広報、研修会・セミナーでの発表を通じて使用促進を図る。また、その分析をもとに、薬剤師会（薬局）等との連携事業を企画・実施する。（平成25年9月現在 全国平均30.9% に対し 29.3% 全国平均と同じ動き） (3) 調査研究の推進等 ① 鳥取県・市町村等関係団体と連携を進め、健診データ・レセプトデータなどを共同で分析することで、地域、職域の課題を抽出し、政策提言、施策の企画・実施へと結びつける。 【作成予定資料】 ・ 基礎分析（医療費・健診結果動向 全国比較版） ・ 鳥取県内19市町村別分析 ・ 鳥取大学：尾崎教授とのがん対策に係る共同分析 ② また、平成25年度に発表した「健さんのがん闘病記」・「健康保険委員 康代さんの禁煙丸ごと大作戦」に次いで、「高血圧」・「メンタルヘルス」・「飲酒」などの事業主・加入者の関心の高いテーマで作成・発表する。 ③ 調査・研究の資料を、加入者・事業主、行政機関等の関係団体、国会議員・地方議員などに積極的に発信し、働きかけることで、健康づくりの意識の醸成と加入者の行動変容に結びつける。 (4) 広報の推進 ① 加入者視点で事業主・加入者に届く広報を積極的に展開し、健康づくりの意識の醸成と事業主・加入者の行動変容（鳥取県民の健康づくり）に繋げる。特に、鳥取において「新聞」は有効な情報発信ツールのため、世帯購買率70%以上の日本海新聞を活用するとともに、支部ホームページ、メールマガジンを柱としたさまざまな広報チャネルを展開する。 ② 鳥取県、市町村や経済3団体、医療関係団体（三師会等）、他保険者などが行う健康セミナー等について、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、主張、取組みを示す。

	(5) 的確な財政運営 ① 協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現、協会が求める次期制度改正など、協会の主張を強力に発信するとともに、関係機関への働きかけ等を進める。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ① 事務処理誤りの発生しない正確・迅速な事務処理ができる仕組み作りを構築・運用するとともに、受付から支払いまでの期間（サービススタンダード）を10営業日以内で行う。 ② 事業者・加入者のご意見やご要望に迅速に対応し、お客様視点で創意工夫を活かしたサービスに取り組む。 ③ 平成27年1月の、高額療養費の所得区分改正に併せ、事業主や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関に働き掛け、限度額適用認定証の利用を促進する。 (2) 窓口サービスの展開 ① サテライト窓口（米子・倉吉年金事務所内）を維持し、お客様の利便性の向上を図る。 (3) 被扶養者資格の再確認 ① 日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行う。 (4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ① 支部独自の審査基準（3部位又は15日以上 of 施術）を設定し、照会を徹底することで、審査の厳格化を図る。 (5) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止 ① 不正請求が疑われる事案については、速やかに、保険給付適正化プロジェクト会議を開催し、審査の厳格化を図るとともに、必要に応じて「事業主への立ち入り調査権限」を活用し、防止に努める。 (6) 効果的なレセプト点検の推進 ① システムを活用した効果的・効率的なレセプト点検を推進する。 ② レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づく進捗管理及び必要に応じた改善策の実行 (7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 ① 加入者及び事業主に対して、被保険者証に同封するカード及び送付書を活用して、資格喪失後の受診防止を周知する。 ② 資格喪失後受診が多い事業所に対し、被保険者証回収について文書等による周知を行う。 (8) 積極的な債権管理回収業務の推進 ① 返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、返納に応じない債務者に対する法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。

	(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ① 健康保険委員の委嘱を進める。 平成 26 年度の委嘱目標⇒1,700 事業所(平成 25 年 12 月末現在の委嘱数は 1492、事業所に対する委嘱割合は 17%) ② 事業者アンケートの実施、研修会・対話集会等の開催により、現場の生の意見を直接、聴く機会を増やし、事業へ反映させる。
3. 保健事業	(1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：69,581 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：51.0%（実施見込者数：35,486 人） ・事業者健診データ 取得率：12.0%（取得見込者数：8,349 人） ○被扶養者（受診対象者数：20,567 人） ・特定健康診査 実施率：17.0%（実施見込者数：3,496 人） ①鳥取県、鳥取労働局と 3 者連携による事業者健診データの取得を進める。 (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：6,921 人） ・特定保健指導 実施率：25%（実施見込者数：1,730 人） （内訳） 協会保健師実施分 23%（実施見込者数：1,591 人） アウトソーシング分 2%（実施見込者数：139 人） ○被扶養者（実施対象者数：321 人） ・特定保健指導 実施率：5%（実施見込者数：16 人） ①特定保健指導の内容の充実 お客様のニーズに合わせた特定保健指導の実施 支部内研修会等を通じた保健師・管理栄養士のスキルアップ (3) その他の保健事業 ①健診機関との連携を進め、健診受診者の受入増加、システム刷新のスムーズな移行を行う。 ②特定健診受診券送付にあわせた「奥様と家族」のための健康づくり啓発事業 ③生活習慣病予防健診を実施した事業所に対する普及ステッカー配布事業 ④鳥取県認定ウォーキング大会などのイベント会場での広報活動・健康相談を実施する。

	(4) 受診勧奨対策 ① 特定健診未受診者への受診勧奨 本部から提供される経年の受診状況の反映データを活用のうえ受診勧奨を行う。 ② 新規適用事業所及び任意継続新規加入者への受診勧奨 新規適用事業所には企画総務Gと連携のうえ、定期的に対象事業所を抽出のうえ受診勧奨を行う。 任意継続新規加入者については、毎月、対象者を抽出のうえ受診勧奨を行う。 ③ 健診総合パンフレットの作成 生活習慣病予防健診の案内にあわせた事業主・健診担当者へ向けた案内・啓発を行う。 ④ 重症化予防対策 より効果が出るように 25 年度の取組みを検証し、鳥取支部の実情に合わせた勧奨手法を検討・実施する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システムの刷新 ① 平成 27 年 1 月実施の、業務・システム刷新に向け、研修などによる情報共有を行い、スムーズな移行ができるよう環境を整える。併せて、職員の創造的な活動に対する意識改革を進める。 (2) 組織や人事制度の適切な運営と改革 ① 各種リスクに対する委員会や研修を開催し、法令順守の徹底、規定に基づく管理チェック体制の強化を行い、組織体制の整備を推進する。 (3) 人材育成の推進 ① 職員標語の運用による意識醸成 H24 人前で堂々と意見を言える自分づくり⇒内部事務の多い職員を営業力のある職員に育てる H25 打ち明けよう 相談しよう 心の中のつらい・こまった⇒メンタルヘルス職場環境に対する意識づくり ② 支部独自の情報共有・ジョブローテーション・研修を進め、風通しの良い職場環境、幅広い知識を持った職員育成を進める。 ・協会事業を幅広く理解するための業務研修 ・本部研修の全職員に対する伝達研修 ・専門的な知識習得のための研修 (4) 業務改革の推進 ① 「業務改革会議」を立ち上げ、横断的に支部の課題解決に取り組む。 (5) 経費の節減等の推進 ① 残業経費、光熱費、消耗品費を業務効率化の視点から削減を図る。

平成26年度 事業計画（島根支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	1. 保険運営の企画 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○ 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、島根支部の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策に係る取組みの更なる充実・強化を図る。 ○ 島根県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に参加するなど、島根県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。また、島根県内の市町村と島根支部との間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結するなど、島根県を含む行政機関との連携推進を図る。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ○ 医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 また、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。 ・ 事業所に対する総合的な啓発（事業名称「事業所まると対話で啓発」） ・ 医療費の領収証等を活用した意識啓発活動の推進 (3) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進 ○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進と使用定着のため、事業主等への働きかけや薬剤師会との連携のほか、25年度に実施した保険薬局へのアンケート結果の分析等を踏まえたきめ細かな方策を推進する。 ・ 「事業所まると対話で啓発」事業における使用促進 ・ 疾患別価格差リーフレットの配布 ・ 「ジェネリック医薬品希望シール」の配布 ・ 先発品から切り替えた場合の自己負担額削減効果等の通知 ・ 新規適用事業所に対する周知 ・ 健康保険委員を通じた周知 ・ 子育て世代向け情報誌を活用した周知 ・ その他各種広報及び説明会の機会を活用した周知

(4) 調査研究の推進等

- 保険者機能を強化するため、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査・研究を行う。本部から提供されたデータや情報を活用し、島根県等における特徴的な疾病構造等の調査研究を実施する。
 - ・「島根支部における医療費の状況と傾向」による研究

(5) 広報の推進

- 協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、加入者及び事業主の皆様に対する情報提供や広報については、ホームページのほか、以下の定期的なお知らせを実施するとともに、加入者の皆様の視点から積極的な情報提供を行う。また、県、市町村、関係団体との連携による広報、メディアへの発信力を強化する。
 - ・保険料納入告知書同封チラシの発行
 - ・メールマガジン「くにびき☆通信」の配信
 - ・健康保険委員用情報提供紙「だんだん健康」の発行
 - ・広報誌「社会保険しまね」への記事提供
 - ・新規適用事業所への情報提供
- 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した取組みについて、加入者等へ広く理解していただくための積極的な情報発信を行う。
 - ・健康保険委員（又は事業主）を対象とした独自セミナーの実施
- モニター制度やアンケート等の加入者の皆様から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を行い、迅速に加入者・事業主の皆様へ響く広報を実施する。
 - ・健康保険委員へのアンケートの実施
- 救急医療をはじめ地域医療資源の公共性と有限性について、医療の受け手であり支え手でもある加入者の皆様の意識が高まるよう、島根県等の関係団体との連携した取組みを推進する。

(6) 的確な財政運営に向けた意見発信

- 協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について、本部と連携して関係方面へ発信していく。
 - 協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現のため、協会の主張を強力に発信するため、引き続き、メディア・関係団体等へ積極的に意見発信していく。
 - 協会けんぽの財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、広く加入者の皆様の理解を得るための情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組み

- さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等の皆様のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。
さらに、加入者の皆様の意見やニーズを適切に把握したうえで創意工夫を活かしつつ、サービス改善や向上を図る。
・「島根支部業務改善検討チーム」による改善・向上に向けた検討
・お客様満足度調査の実施
- 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード(10営業日)を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。
- 年金事務所窓口の廃止等を踏まえ、現金給付の支給申請については、各種広報や健康保険委員による相談対応等を通じて、郵送による申請の促進を行う。
・事業所における加入者向けの研修の実施
- インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については、口座振替や前納の利用の促進を図る。

(2) 高額療養費制度の周知

- 高額療養費制度については、平成26年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業所や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、限度額適用認定証の利用を促進する。
- 高額療養費未申請者への支給申請手続きを勧奨するサービスについて、引き続き定期的に実施する。

(3) 窓口サービスの展開

- 効果的かつ効率的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等への窓口サービスについては、島根の実情を踏まえ、創意工夫を活かしたサービスを提供する。

(4) 被扶養者資格の再確認

- 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の皆様の協力を得つつ、的確に実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 柔道整復施術療養費の適正化のため、「保険給付適正化対策プロジェクトチーム」による効果的な審査及び調査手法の検討と並行して、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請を中心に、加入者の方に対する文書照会並びに実地調査を実施するとともに、必要に応じて施術者に照会をする等照会業務を強化する。

・支部独自審査ガイドラインに基づく柔道整復施術療養費の審査強化

- 不適切な申請の防止のため、照会時にパンフレットを同封するなど加入者及び事業主の皆様へ適正受診についての周知を推進する。

・「事業所まると対話で啓発」事業における適正な申請の啓発

(6) 傷病手当金、出産手当金の不正請求の防止

- 保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、保険給付適正化対策プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立ち入り検査を実施するなど、不正請求の防止のため、審査を強化する。

・支部独自審査ガイドラインに基づく傷病手当金の審査の更なる強化

- 不適切な申請の防止のため、加入者及び事業主の皆様への制度周知を推進する。

・「事業所まると対話で啓発」事業における適正な申請の啓発

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

- 海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

- 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証回収の強化を図る。また、各広報媒体や健康保険委員等研修会等を通じて、被保険者証の返却について更なる周知を行う。

・「事業所まると対話で啓発」事業における資格喪失後受診及び被保険者証返納の啓発

・資格喪失時に被保険者証返納催告文書と返信用封筒送付

・被保険者証送付書（事業所宛）を活用した資格喪失後受診削減に向けた啓発

・被保険者証の未返納者に対する文書、電話及び訪問催告（電話については、支部全体で実施）

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

- 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、債権の早期回収に努めるとともに、法的手続きによる回収を実施する等の債権回収の強化を図る。

・悪質な債務者等に対する法的手続きによる回収

・「債権管理チーム」による債権回収の強化

- 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期折衝を図り、より確実な回収に努める。

・医療機関への負傷原因報告書ハガキの設置

	(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ○ 健康保険委員（健康保険サポーター）については、事業主及び加入者の皆様との距離を縮める重要な橋渡役を担っていることから、研修等の開催によって健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、事業主、加入者からの相談や助言を行うとともに、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、その他島根支部が実施する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。 ・「事業所まるごと対話で啓発」事業における健康保険委員を通じた制度等の周知 ○ 健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主と加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数の更なる拡大を図る。 (11) 効果的なレセプト点検の推進 ○ 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。 特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。 ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検の徹底 ・点検技術の底上げのための点検員研修の実施 ・支払基金との効果的な打合せ会（定例会等）の実施 ・点検員会議（毎月）による査定事例の集約及び共有化 ・点検員のスキル向上のための勉強会（毎月）の実施
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ○ 各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて島根支部における加入者の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、島根支部の実情に応じた効果的な保健事業を推進する。 ○ 保健事業の効果的な推進を図るため「島根支部健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、島根の実情に応じた支部独自の取組みを強化する。 (2) 健診事業の推進 ○ 生活習慣病予防健診については、事業主への積極的な働きかけとともに、より多くの被保険者の方が受診できるよう、業務の実施方法を工夫する。 ・健診実施機関の拡充 ・「事業所まるごと対話で啓発」事業における受診勧奨 ○ 特定健康診査については、がん検診との同時受診の推進など市町村との連携を図るとともに、未受診者が多い地域等にお

いては、島根支部主催の集団健診を実施する。また、確実に情報が届くよう、引き続き、被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。併せて効果的な受診勧奨を実施する。

- ・未受診者に対する文書による受診勧奨
- ・市町村広報誌による受診勧奨
- ・市町村が行うがん検診と特定健診との連携促進
- ・受診券送付に合わせた懸垂幕、中吊り広告等による受診促進
- ・特定健診実施機関における受診勧奨

○ 事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知を最大限活用し、労働局との連携を図りながら、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、事業者健診データ取得率向上により特定健康診査実施目標の達成に努める。

- ・「事業所まると対話で啓発」事業における事業者健診結果データ提供の勧奨
- ・島根県及び労働局との三者連名による事業者健診データ提供の勧奨

◇ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：91,456人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：58.2%（実施見込者数：53,200人）
- ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：9,100人）

◇ 被扶養者（受診対象者数：27,602人）

- ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：5,500人）

（３）特定保健指導の推進

○ 事業所との距離をさらに縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者の皆様に健康の大切さを認識していただき、より多くの方が保健指導を受けることができるよう、外部委託、ＩＴの活用を進めるほか、他支部の好事例を検証することにより事業の実施方法を工夫するなど、支部独自の取組みを強化する。

- ・ＩＴツールの活用による中断率の削減
- ・「事業所まると対話で啓発」事業における利用促進
- ・創意工夫した支部独自の利用促進
- ・動機付け支援利用者に対する中断対策
- ・特定保健指導の評価済者に対する健康への意識付け

○ 医療費分析の結果を活用することにより、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進める。

【目標指標】

◇ 被保険者（実施対象者数：11,526人）

- ・特定保健指導 実施率：27.6%（実施見込者数：3,185人）
（内訳） 協会保健師実施分 25.9%（実施見込者数：2,980人）

	アウトソーシング分 1. 8%（実施見込者数：205人） ◇ 被扶養者（実施対象者数：456人） ・ 特定保健指導 実施率：20.0%（実施見込者数：91人） （４）各種事業の展開 ○ 特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、島根の実情に応じて加入者の疾病（歯の疾病を含む）の予防や健康増進を図るため、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて行政機関や他の保険者と連携強化を図る。 ・ 保健所等の関係団体と連携した精神疾患対策の実施 ・ 健康増進支援サイト「へるし～まね」の更なる利用促進 ・ 健康保険委員や関係団体と連携した「たばこ対策」の実施 ・ メンタルヘルス対策セミナーの実施 ・ 特定保健指導時における糖尿病予防対策 ・ 健康づくりへの意識付けを目的としたイベントブースの出展 ○ 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びＱＯＬの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない加入者の方に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。
4. 組織運営及び業務改革	（１）業務・システムの刷新 本部主導により進められる業務・システムの刷新については、本部と連携のうえ「支部プロジェクトチーム」を中心に、その対応の準備を進める。 （２）組織や人事制度の適切な運営と改革 ○ 組織運営の強化 本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ○ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 ○ コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）及び個人情報保護やセキュリティについては、各種委員会の定期的な開催、各種研修の適確な実施により、その規律・規程等の遵守を徹底する。 ○ リスク管理の徹底 リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平

時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(3) 人材育成の推進

- 職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、本部主催の研修及び支部の独自研修等を通じて人材育成を推進する。

(4) 業務改革の推進

- よりよいサービスの標準化を目指し島根の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議及び支部の「業務改善検討チーム」等により、創意工夫を提案・検討できる機会を作り、具体的な改善の実現を推進していく。
- 入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

(5) 経費節減等の推進

- 引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の見直しの検討を行うとともに、職員のコスト意識向上、適切な在庫管理等の実行により経費節減を推進する。
 - ・支部独自の経費削減対策の見直しと更なる強化
- 調達や執行については、支部調達審査委員会を適確に開催するとともに、ホームページにより調達結果を公表することにより、競争性と透明性の確保に努める。

【目標指標】

1. サービス関係

項目	内容	目標数値
(1) サービススタンダードの遵守	・健康保険給付の受付から振込までの日数の目標達成率	100%
	・健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内
(2) 保険証の交付	・資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2 営業日以内
(3) お客様満足度 《お客様満足度調査》	・窓口サービス全体としての満足度	25 年度の状況より改善
	・職員の応接態度に対する満足度	25 年度の状況より改善
	・訪問目的の達成度	25 年度の状況より改善
	・窓口での待ち時間の満足度	25 年度の状況より改善
	・施設の利用の満足度	25 年度の状況より改善
(4) お客様満足度 《架電調査》	・全体の満足度	25 年度の状況より改善
	・挨拶の満足度	25 年度の状況より改善
	・オペレーションスキルの満足度	25 年度の状況より改善
	・接客マナーの満足度	25 年度の状況より改善
	・説明能力の満足度	25 年度の状況より改善
(5) お客様の苦情	・苦情の受付件数（支部の責によるもの）	0 件

2. 医療費適正化関係

項目	内容	目標数値
(1) レセプト点検効果額	・加入者一人当たり診療報酬内容等査定効果額（10割）	25 年度を上回る
(2) 債権発生抑制	・資格喪失・扶養解除後の受診件数	25 年度より削減
	・被保険者証の返納催告対象件数	25 年度より削減
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	・ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	25 年度を 10% 以上上回る
(4) 加入者・事業主への広報	・メールマガジンの登録件数	25 年度を 10% 以上上回る
	・ホームページ(支部ページ) のアクセス件数	25 年度を 10% 以上上回る

3. 経費節減関係

		項目	内容	目標数値
		(1) 光熱費の使用削減	・ 電気の使用従量	25 年度より削減
		(2) 消耗品の使用削減	・ コピー用紙の使用箱数	25 年度より削減
			・ プリンタトナーの使用個数	25 年度より削減
		(3) 超過勤務の削減	・ 超過勤務時間数 (1 人当たり)	25 年度より削減

平成26年度 事業計画（岡山支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○ 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・ 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費や健診データ等を分析し、事業主及び加入者の健康保持増進のためのデータヘルス計画を策定するとともに県及び他保険者との連携や関係方面へ情報発信する ・ 地域の実情を踏まえ、加入者の疾病予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化を総合的に推進する ・ 協会の財政基盤の強化、制度改正の必要性について情報発信する ・ 新たに県保健医療計画策定協議会への参画を目指す ○ 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・ レセプト点検の強化による医療給付の適正化 ・ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 適正な現金給付の推進 ・ 的確な被扶養者資格の再確認 ・ 債権発生抑制と早期債権回収の強化 ・ 適正受診の周知促進 ・ 県、市町村と連携した医療費適正化や健康づくりの推進 ○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額通知の実施 ・ 希望カード及び希望シールの配布と活用促進 ・ 自己負担額軽減効果等についての効果的な広報 ・ 情報提供等による関係団体との連携強化 ○ 地域に密着した広報・意見発信の推進 ・ 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主に広く理解・協力していただくため、ホームページやメールマガジン、定期広報、さらに地元メディアへの発信力を強化し、積極的な情報発信を実施 ・ 協会の財政基盤の強化、負担の軽減・公平化については、加入者・事業主はもとより、関係機関及び広く県民に意見を発信 ・ 他保険者、関係団体との連携を図り、県民に広く理解していただくための広報を共同事業として提案し実施 ・ アンケート等により把握した意識、意見等を事業へ反映するとともに、加入者・事業主のニーズにこたえた広報を実施 ・ 県、市町村、及び関係団体との連携や共同事業による情報発信の推進 ・ 健康保険委員への効果的な広報による活動強化を実施する。また、さらなる委嘱数の拡大を図る
2. 健康保険給付等	○ サービス向上のための取組み ・ お客様の声を反映したサービスの改善及び満足度の向上 ・ 健康保険給付に係るサービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間）の適正な管理及び着実な実施 ・ 加入者・事業主、健康保険委員への制度等情報提供の推進 ・ 各種申請書類の郵送化の推進 ・ 任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進

	○ 高額療養費制度の周知（現物給付化の周知） ・ 限度額適用認定証の利用率向上 ・ 未申請者への確実な申請勧奨 ○ 窓口サービスの展開 ・ 窓口サービスの充実及び年金事務所等における効率的かつ効果的な窓口サービスの提供 ○ 被扶養者資格の再確認 ・ 医療費適正化及び高齢者医療制度に係る拠出金等の適正化を目的とした被扶養者資格再確認業務の事業主及び日本年金機構との協力、連携による的確な実施 ○ 柔道整復施術療養費の審査業務の強化 ・ 加入者等への照会強化及び適正受診の促進を図る ・ 不正請求等の地方厚生局等への情報提供 ○ 傷病手当金、出産手当金の不正請求の防止 ・ 疑義が生じた案件への保険給付適正化プロジェクトチームによる対応 ・ 事業所立入検査の実施等不正請求の防止強化 ○ レセプト点検の効果的な推進 ・ 内容点検 情報の共有化及び研修の充実、システムの有効活用による効果的な点検の推進 ・ 資格点検 加入者資格を確実に確認することによる効果的な点検の推進 ・ 外傷点検 負傷原因調査の未回答者への督促強化による効果的な点検の推進 ○ 積極的な債権管理回収業務の推進 ・ 発生した債権の早期回収（文書・電話・訪問・弁護士名催告の強化） ・ 法的手続きによる債権回収の強化 ○ 無資格受診等による債権発生防止のための被保険者証回収強化 ・ 日本年金機構との連携による資格喪失後の被保険者証回収の推進 ・ 資格喪失時の被保険者証返納等についての効果的な広報の実施 ・ 証返納不芳事業所への訪問等による証回収促進 ・ 喪失後受診等に伴う債権の保険者間調整検討
3. 保健事業	(1) 健診 ○ 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：229,528 人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：114,764 人） ・ 事業者健診データ 取得率：15.0%（取得見込者数：34,429 人） ○ 被扶養者（受診対象者数：74,146 人） ・ 特定健康診査 実施率：20.5%（実施見込者数：15,200 人） (2) 保健指導 ○ 被保険者（実施対象者数：30,435 人） ・ 特定保健指導 実施率：28.5%（実施見込者数：8,672 人） （内訳） 協会保健師実施分 16.6%（実施見込者数：5,050 人） アウトソーシング分 11.9%（実施見込者数：3,622 人） ○ 被扶養者（実施対象者数：1,459 人） ・ 特定保健指導 実施率：10.1%（実施見込者数：147 人）

	(3) その他の保健事業 ・ 「健康づくり事業推進協議会」を活用した保健事業の推進 ・ 「けんぽ体操（スマトレ）」を活用した健康づくり事業 ・ 「リズム歩行」を活用した健康づくり事業 ・ 「手ばかり」を活用した健康づくり事業 ・ 特定健診フォローアップ保健事業 (4) 受診勧奨対策 ・ 事業者健診結果データの受入促進事業 ・ 特定健診の受診促進事業 ・ 大規模事業所を中心とした特定健診及び特定保健指導の実施促進事業
4. 組織運営及び業務改革	○ 業務・システムの刷新 (1) 業務の効率化 ・ 業務・システムの刷新にマンパワーを集中させるため、また、コスト削減を推進するため、倉庫移転、郵便受付発送業務、被保険者証の発行・発送等について定型業務のアウトソーシングを推進する (2) 新システムへのスムーズな移行 ・ システム導入、定着のための支部プロジェクトチームを設置する ・ 刷新の理解の促進および意識の向上をさらに図り、平成 26 年度は支部内研修により、平成 27 年 1 月のサービスインに向けた新しい業務・システムへの習熟を図る ・ これらの取組みにより、新システムへのスムーズな移行を図る ○ 組織風土・文化の定着及び適切な運営 ・ 定例ミーティング等による協会のミッションや目標の徹底及び部門間連携の強化 ・ 職場におけるコミュニケーションの強化による働きがいを実感できる職場づくりの推進 ・ 職員の更なる意識改革による主体性と実効性を重視した自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土、文化の定着 ・ 支部管理委員会を活用したリスク管理体制の強化 ○ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・ 研修等を活用した、法令等規律の遵守の徹底 ・ 個人情報保護法及び各種規程による情報セキュリティにかかる個人情報の適切な取扱いの徹底 ○ 業務改革の推進 ・ 業務の効率化、平準化及び業務品質向上の推進 ・ 定型業務におけるアウトソーシングの推進 ○ 経費節減等の推進 ・ これまでの事務経費削減計画実施において培ったノウハウを活かした経費削減の更なる推進 ・ 倉庫移転、郵便受付発送業務、被保険者証の発行・発送等について定型業務のアウトソーシングを推進し、効率化による経費削減を実施 ・ 調達審査委員会及び支部独自委員会の契約審査会による適正な調達及び予算執行 ・ 調達結果のホームページ公表による透明性の確保

平成26年度 事業計画（広島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○評議会運営 ・支部の円滑な業務運営や財政基盤強化等の協会全体の取り組み等に資する運営を意識し、計画的に開催する。（年6～8回程度開催） ・評議員からの多様な意見・提案による活発な意見交換の場とし、速やかに業務運営・情報発信に活かすため、適切な情報を提供するとともに、時期を得た事例等を提起する。 ○財政基盤強化の活動 ・評議会における意見・提案をもとに事業主及び加入者への働き掛けを強化する。 ・危機的な状況となりかねない平成27年度以降の保険料率引き上げ抑制に必要な協会の要請事項の実現に向け、県選出の国會議員への要請活動や商工会議所等の経済3団体と常に連携を取り、広島支部が取り組んできた事業内容を継続して周知するとともに、医療費適正化のために不断の活動を実施する。 ・平成26年度パイロット事業として加入事業所の厳しい財務状況を訴えかけていくための事業所向けアンケートを実施する。 ・地元メディアへの情報提供や働き掛けにより地域への周知をこれまで以上に積極的に行い、地域の理解を深める。 ○地域（県、市町）、他保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、支払機関、日本年金機構との協力連携の推進 ・平成25年10月に締結した包括協定に基づき、県・医師会・各市町等と協力・連携し、レセプトデータ、健診データ等の分析に基づく地域実態を踏まえた効率的、効果的な健康づくり事業に取り組む。また、当該包括協定を足がかりとして、個別事業についても推進し、支部事業の推進や効率化を図れるよう検討し実施していく。 ・参画している県医療審議会などの各委員会を通じ、保険者として、事業主・加入者の立場に立った意見発信や政策提言を積極的に行う。 ・県、市町、他保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会と健康セミナー等を共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。 ・日本年金機構と協力連携することにより円滑な事業実施に努める。 ○医療費情報等の収集、分析の推進 ・レセプトデータや健診データを活用した支部事業への関心度の醸成。 ・健康、医療に関する情報収集を積極的に実施し、それらの分析による支部業務の改善・構築を図る。 ・地域（県、市町）、他保険者、大学等の関係団体と連携した分析事業を推進する。 ・分析結果を積極的に発信し、事業主・加入者の健康及び適切な医療、医療費に関する理解を深める。 ○支部医療費適正化総合対策の推進 ・「医療機関におけるオンライン資格確認事業」の全国展開に向けて、支部における実施規模を150医療機関拡大するため、医師会、支払基金等の関係団体と連携を密に取り組む。また、先行実施支部として本部あて意見・提言を行っていく。 ・頻回受診、重複受診の改善指導を実施する。 ・医療費の適正化に資する診療明細書の取得、医療費のお知らせとの突き合わせ事業を促進する施策を立案し段階的に実施していく。 ・給付の適正化、債権管理と回収、レセプト点検等の各施策については、毎月1回会議を開催し、進捗状況の確認、課題と対

	策の検討を行う。 ○ジェネリック医薬品の使用促進 ・数量シェア目標は年度末までに全国平均（平成２７年３月末において３３．４％程度）とする。 ・本部と協力し、軽減額通知（年２回）を継続実施する。 ・通知による切り替え状況や調剤薬局リスト等により、事業所別、地域別に使用状況を把握し、効率的に広報活動を行い啓発する。 ・県、薬剤師会、他保険者等と協力し、セミナーを開催し地域で一層の理解を得ることに努め、使用促進の気運を醸成する。 ○事業主、加入者及び地域に対する広報の推進 ・メルマガ配信数、ホームページ閲覧数は平成２５年度の１０．０％増を目標とする。 （メルマガ配信目標数２，９００件、ホームページアクセス総件数目標３７万件） ・県、市町、保険者協議会、関係団体と連携し、地元メディア等も利用した効率的な広報に努める。 ・メルマガ、ホームページ、健康保険委員研修会等においてアンケートを実施し、事業主・加入者のニーズに応える広報を実施する。 ・事業所の健康増進の取り組みなどを紹介し、より身近に感じていただける広報を実施する。
２．健康保険給付等	（１）サービス向上のための取り組み ○サービススタンダードの完全実施 ・目標：給付関係９日、被保険者証の交付２日 ○迅速・正確な事務処理を実施 ・目標：限度額適用認定証の交付誤り０件、交付日数３日以内 高額療養費決議後１０日以内支給決定（送金完了） ・実例や法令を用いた研修により審査能力を向上させる。 ・入力誤りによる振込不能の撲滅、チェックの徹底により事務処理誤りを削減する。 ○お客様の声の反映 ・お客様の声により、分かり易い記入要領や資料を作成する。 ・お客様の声や健康保険委員研修会等のアンケートを参考に、迅速に業務改善・改革に取り組む。 （２）適正な給付業務の推進 ○傷病手当金・出産手当金 ・審査過程において資格疑義や疾病疑義を検出し、事業所への立入検査及び申請者本人への実地調査を実施し、不正請求を抑制する。 ○柔道整復療養費 ・多部位施術、施術日数などにより疑義を検出し、受診者への照会を積極的に実施する。 ・適正受診の広報や他保険者等と審査方法・疑義照会などに関する情報共有を実施する。 ○鍼灸・マッサージ・あんま療養費 ・長期間の施術の場合の同意書取得状況、医療機関との混合受診防止のためのレセプトとの突合などによる不正検出を行う。

	・申請書のデータ化により診療傾向を分析し、施術者及び受診者への照会を実施していく。 ○関係機関や他保険者等との連携 ・厚生局等の関係機関への情報提供や他保険者と連携を密にすることで、審査に関する情報共有を図る。 （３）窓口サービスの展開 ○窓口業務の効率化 ・年金事務所の協会窓口は、郵送受付率の状況やコストを意識しながら、既設の通信機器等を有効活用し、一層の効率化を実行する。 ・郵送受付率は９０．０％を目標とする。 ○窓口職員のスキルアップ ・お客様満足度調査は平成２５年度を上回ることを目標とする。 （４）効果的なレセプト点検 ○目標 ・点検効果額は、平成２５年度を上回る。 ・減額査定レセプト（自己負担１万円以上）通知サービスは１００．０％実施する。 ○効果的な点検 【内容点検】 ・支払基金の点検領域拡大等の環境変化に対応する方策を講じながら、アクションプランに基づいて効果額を引き上げる。また、点検員の情報共有など連携を密にし、組織として効率的な点検を行う。 ・審査医師による指導や研修を活用した点検員のスキルアップ。 ・支払基金との協議により点検情報を収集し、点検に活用する。さらに、疑義レセプト、疑義項目について協議及び折衝を行う。また査定事例の支部間格差を是正する。 ・本部提供データやシステムの有効的な活用を図る。 【外傷点検】 ・求償案件の進捗管理の徹底により、より迅速に求償を行う。 ・第三者行為届の提出率を上昇させるため、より効果的な督促方法を検証すると同時に、届書様式を改善する。 【資格点検】 ・資格喪失後受診に係る返納金調定を迅速・正確に実施する。 ・資格喪失後受診対策を検討して実施し、事故件数の減少を図る。 ・「医療機関におけるオンライン資格確認事業」において、医療機関へのシステム使用促進を行い、調定件数を減少させる。 （５）効果的な債権管理と回収 ○債権の発生抑制 ・受診時の都度被保険者証提示を事業所（健保委員）、医療機関と連携し周知・広報する。 ・「医療機関におけるオンライン資格確認事業」による債権発生抑制を推進する。
--	---

	・債権発生抑制のため、証未回収者への回収督促を早期に実施するとともに、音声自動案内を活用し、証回収の一層の強化を図る。 ○債権の早期回収 ・通常の催告（催告状送付、電話・訪問催告）で反応のない債務者には、弁護士名による催告状、法的対応を実施し、早期に回収する。 ・債権残額の減少（平成26年3月末対比）を目標とする。 ・保険者間調整を推進し、債権残額の減少に努める。 （6）任意継続被保険者適用業務の効率化 ○任意継続被保険者の利便性を高める口座振替の促進 ・口座振替率40.0%を目標とする。 （7）健康保険委員の委嘱拡大と活動活性化 ○累計委嘱数の目標 年度末までに3,600名とする。 ○委嘱拡大策 ・ホームページや広報誌、新適説明会を通じ、広く委嘱を呼び掛けることに加え、他支部の好事例を参考にし、事業所へのアプローチを強化する。 ・支部の各職員に目標を設定し、架電等による委嘱勧奨を実施する。 ○活動の活性化 ・年2回の研修のみならず、メルマガ等を通じて情報提供を行い、制度の周知、保健事業の推進等の委員の役割を周知する。 ・健康保険委員の在籍事業所に対し事業所表彰制度（支部長表彰）を創設し、健康保険委員と併せて、事業所のモチベーション向上を図る。
3. 保健事業	（1）健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：338,159人） ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：169,080人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：33,816人） ○被扶養者（受診対象者数：112,737人） ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：22,547人） （2）保健指導 ○被保険者（実施対象者数：43,216人）→平成24年度特定保健指導該当率21.3% ・特定保健指導 実施率：23.1%（実施見込者数：10,000人） （内訳） 協会保健師実施分 20.8%（実施見込者数：9,000人） アウトソーシング分 2.3%（実施見込者数：1,000人）

- 被扶養者（実施対象者数：2,052人）→平成24年度特定保健指導該当率9.1％）
- ・特定保健指導 実施率： 5.0％（実施見込者数： 103人）
- (3)その他の保健事業
- 自治体、各保険者と協力し、共同での事業の実施や意見の発信等を行い、連携の強化を図る。
- ・「愛のメッセージカード」運動は、私立中高校に加え、公立高校にも拡大して実施する。
 - ・県の策定する「健康ひろしま21」「第二期医療費適正化計画」の成人部分については、協会加入者が多く該当するため、事業主、加入者に対して積極的に周知し、県と連携した取り組みを実施する。
- 平成26年度パイロット事業として、「データヘルス計画」を策定・実行し、レセプトデータ・健診データより業種・事業所規模別等の医療費分析を進め、加入事業所のリスク特性に応じた保健事業を推進する。
- ・糖尿病重症化予防は、同意率向上のため、個人宛通知・架電に加え、医師との連携の強化を図るとともに、事業所を経由した参加勧奨を実施する（同意率目標15％）。また、コスト低減のため抽出の効率化、指導のIT化等を推進する。加えて事業の認知度向上を目指して、関係団体と共同してセミナーを開催する。
 - ・新規に、心筋梗塞・脳梗塞再発予防を目的とした保健指導を開始する。
 - ・歯科医師会と協力・連携し、生活習慣病に影響を与える歯周病のスクリーニング検査を事業所にて実施する。
 - ・COPDの正しい知識を紹介し、肺年齢を測定することにより、禁煙への動機づけを促進する。
 - ・肝炎検査陽性者への県や医療機関と連携した通知事業の実施。
 - ・メンタル不調者へのセルフケアの実施から、行政による復職プログラムの作成までをサポートする。
 - ・「こだわりのヘルシーグルメDietレストラン in 呉&in 広島」への参加店の募集と減塩が必要な加入者への周知事業の実施。
- (4)受診勧奨対策
- 健診および保健指導
- 【被保険者】
- ・被保険者数が200人以上である245事業所に対して、生活習慣病予防健診の受診、事業者健診データの提供、保健指導受入の勧奨を実施する。
 - ・本部と協力し、健診異常値放置者への受診勧奨通知を実施する。
- 健診
- 【被保険者】
- ・医療機関等に向けて、生活習慣病予防健診の実施数拡大に向けた勧奨を図る。
- 【被扶養者】
- ・受診券直接送付時に分かり易いパンフレットを送付するなど広報を強化する。（治療中の方の情報提供も同様）
 - ・常時無料健診実施箇所を拡大する。
 - ・巡回による無料健診の地域拡大とがん検診との同時実施ができる体制構築を強化する（対象地区：県内全域）。
 - ・治療中の方の情報提供について、受診券配布時、ダイレクトメール発送時等を活用し周知を図る。

	○保健指導 【被保険者】 ・事業所健診ツールを活用し、事業主が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを推進する。 ・支部内拡充、ＩＴ（はらすま、健康サポートシステム）を活用し、面談数を増やす。 はらすまの面談数の目標：積極的支援（アウトソーシングを除く）の約３０％、２，０００件 ・特定保健指導の面談時間の確保が困難な事業所に向けて、遠隔面談を推進する。 【被扶養者】 ・巡回による無料健診会場で保健指導の同時実施や健診実施機関との連携を強化し、健診機関における保健指導実施件数の増加を図る。
４．組織運営体制の強化及び業務改革の推進	○業務システム刷新 ・加入者及び事業主の利益を実現し、職員が働きがいを感じる職場づくりを行うために徹底的に事務処理を効率化し、創造的な活動を拡大するための業務・刷新改革を円滑に実施する。具体的には、刷新の目的を実現するための施策、刷新後の業務形態等に関する定期的な研修会を開催し、支部すべての職員が理解を深め、一体的に取り組む。また、変更点について事業主・加入者に十分な周知を図る。 ・移行時の不測の事態に備えて、リスク管理体制を構築するとともに、混乱を回避するため、支部内における情報の共有および進捗管理を確実に実施し、移行前の未処理が最小限となるよう事務処理を進める。 ・中四国ブロックの中心となり、移行時に出された課題や問題点を速やかに対処する。 ・システム刷新に伴う業務の刷新を意識し、「情報収集」「情報分析」「情報発信」を念頭に置いたＯＪＴを常実施することにより、業務遂行を通じて個々のスキルを上昇させ、より強力な保険者機能を発揮できる体制を整える。 ○支部内の階層間、部門間の連携強化と各階層のスキル向上 ・定例的なグループ長会議の開催によりガバナンスを強化し、支部組織の適切な運営を図る。 ・リーダー会議により、課題発見と解決・提案を行い、業務の改善のみならず、リーダーのスキルアップを図る。 ・WGを活用したボトムアップの提案。またWGを自主的に運営することによる担当者の意識レベルの向上を図る。 ○協会の理念を実現できる組織風土、文化の定着 ・理念、基本方針等の具現化を意識した目標設定や施策を立案し、実行する。 ・顧客目線を意識し、業務の評価、構築を行う。 ○リスク管理 ・自己点検により業務上のリスクを顕在化し、迅速に対処する。（主要個所は毎月実施。業務全般は３か月毎に実施） ・情報担当者会議による情報管理点検を実施し、顕在化した情報管理リスクに迅速に対処する。 ・年２回のコンプライアンス強化月間を通じ、ハラスメント、事故、事務処理誤り等の撲滅を図る。 ・（支部外で勤務する職員を含め）報告・連絡・相談を徹底し、さらに意識調査により潜在的リスクを含めリスク管理を徹底する。 ・緊急時の連絡網整理等、危機管理体制の構築を図る。 ○人材育成の推進 ・支部内異動を通じ、広範な業務知識を早期に修得する。

- ・研修・セミナーへの参加を通じ、情報収集、分析、発信を具現化できるコアメンバーを育成する。
- ・年金機構との研修や支部独自研修を通じ、担当業務以外の個々のスキル向上を図る。
- ・各グループが中心となり、業務スキルの向上研修を開催し、業務知識の底上げを図る。
- コンプライアンス・個人情報保護の推進
 - ・コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会、個人情報保護担当者会議の継続実施。
 - ・研修の定期的な開催。（採用者は採用時に実施。）
 - ・意識調査によるレベルチェックとリスクの把握を行う。
 - ・日常の朝会等を活用したコンプライアンスや個人情報保護意識の維持・向上に加え、年２回のコンプライアンス強化月間を設定し、活動を推進する。
- 労務管理
 - ・時間外労働の縮減と有給休暇の計画的取得を促進する。
 - ・労働契約法の改正に適切に対応する。
- 業務改革の推進
 - ・お客様の声やお客様目線により業務を迅速に見直し、変革を継続する。
 - ・改善のための情報収集を常に行い、業務改善のため仮説設定、実施策検討と結果予測、具体的提案を行う。
 - ・アウトソーシングによる経費削減と業務精度の向上を検討する。
- 経費削減の推進
 - ・支部における固定費は前年実績を下回ることを目標とする。
 - ・支部全体で経費削減に努めるための啓発活動を実施する。（固定費の「見える化」を推進する。）

平成26年度 事業計画（山口支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・県など関係方面への積極的な発信 ・他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・レセプト点検の強化 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・調査権を積極的に活用した現金給付の審査強化 ・県との「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」に基づく連携・協力事業の推進 ・糖尿病の重症化予防のための歯科健診の実施 ・メンタルヘルス対策の実施 ・データヘルス計画の作成 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・使用促進のための周知セット（リーフレット、シール、カード等）の積極的な配布 ・山口県後発医薬品使用促進連絡会議への情報発信 ・自己負担軽減額通知の実施 ・各市町国民健康保険運営協議会の場を活用した協会事業の発信及び他の医療保険者への積極的な情報提供 ・使用促進セミナーの実施（県との共同開催）

	○調査研究の推進等 ・レセプトデータを活用した医療費分析の推進 ・山口支部の医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析 ・健診及び保健指導の推進に係る分析 ○広報の推進 ・事業主や加入者に向けた定期的な情報発信 ・メールマガジンを活用したタイムリーな情報発信 ・県や関係団体が主催するイベントやセミナー等への積極的な参加による広報 ・健康保険委員を活用した情報発信 ○的確な財政運営 ・被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。 ・協会けんぽに対する国庫補助率の見直し、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入等、協会けんぽの主張を強力に発信するため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 ・協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について加入者の理解を得るための情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取り組み ・サービススタンダードの100%達成に向けた進捗管理の徹底 ・高額療養費制度の周知（貸付対象者、市町福祉担当窓口への積極的な周知） ・窓口サービスの展開 ・お客様の声等を活用したサービスの改善 ・健康保険委員の委嘱拡大及び情報提供やセミナーの実施 ・事務処理誤りの防止策の徹底 ○被扶養者資格の再確認

- ・被扶養者資格再確認業務における提出率の向上
- ・削除届出漏れ及び不該当者についての定期的な資格確認の実施

- 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
 - ・加入者等への定期的な文書照会の実施

- 傷病手当金、出産手当金等に係る適正な給付業務の推進
 - ・傷病手当金、出産手当金の不正受給の防止
 - ・支部保険給付適正化プロジェクトチームによる不正受給防止
 - ・事業主に対し立入検査の実施
 - ・はり・きゅう及びあんま・マッサージの適正化の推進
 - ・厚生局及び日本年金機構への積極的な情報提供の実施と連携の強化

- 効果的なレセプト点検の推進
 - ・支部間差異の解消
 - ・各種情報の共有化
 - ・専門知識、技術向上のための勉強会、研修の実施
 - ・審査医師の積極的な活用
 - ・喪失後受診者等の適正な把握
 - ・外傷レセプトの点検強化

- 無資格受診等に伴う債権の発生抑制のための被保険者証の回収強化
 - ・日本年金機構との連携による確実な証回収の推進
 - ・喪失後受診発生率の高い事業所への指導

- 積極的な債権管理回収業務の推進
 - ・債権管理回収体制の強化
 - ・文書勧奨・電話督促・訪問勧奨の確実な実施

	・ 法的手続の的確な実施
3. 保健事業	○保健事業の総合的かつ効果的な推進 ・ 健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集・分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、データヘルス計画を作成する。 ・ 健康づくり推進協議会での検討を踏まえて保健事業の効果的な推進を行う。 ○特定健康診査及び特定保健指導の推進 ・ 生活習慣病予防健診未受診事業所への訪問勧奨 ・ 生活習慣病予防健診実施機関の拡大 ・ 生活習慣病予防健診枠不足地域での会場健診の実施 ・ 生活習慣病予防健診実施機関の健診受診勧奨業務委託の拡大 ・ 新規適用事業所に対する健診受診案内の実施 ・ 事業者健診データ取得の推進 ・ 個別契約による自己負担無料の特定健康診査実施機関の拡大 ・ 特定健康診査の会場実施の拡大 ・ 市町のがん検診と特定健康診査の同時実施の推進 ・ 特定保健指導体制の強化 ・ 特定保健指導（被保険者）の外部委託機関の拡大 ・ 事業者健診データを取得した事業所への特定保健指導の推進 ・ 多様な支援形態による特定保健指導の推進 ◇ ITを活用した保健指導の推進（目標：500件） ◇ 2年目以降プログラムの導入 ・ 健診結果データ等に基づく「事業所健康度診断カルテ」を活用した特定保健指導の推進 ・ 休日実施や公民館等の利用による特定保健指導実施機会の拡大 ・ 特定保健指導（被扶養者）の会場実施の拡大 ・ 県及び市町との連携強化 ・ 労働局及び地域産業保健センターとの連携強化

	・商工会議所等の経済団体の研修会への積極的な参加による保健事業の推進 (1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：149,806 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：74,903 人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：14,981 人） ○被扶養者（受診対象者数：48,793 人） ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：9,759 人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：18,156 人） ・特定保健指導 実施率：20.9%（実施見込者数：3,795 人） （内訳） 協会保健師実施分 17.9%（実施見込者数：3,250 人） - アウトソーシング分 3.0%（実施見込者数：545 人） ○被扶養者（実施対象者数：976 人） ・特定保健指導 実施率：8.0%（実施見込者数：78 人） (3) その他の保健事業 ○糖尿病の重症化予防のための歯科健診の実施 ○メンタルヘルスセミナーの開催 ○特定健診の集団実施における付加的検査の実施 (4) 受診勧奨対策 ○任意継続加入者への受診勧奨 ○事業所に対する事業者健診データ提供についての文書勧奨 ○健診パンフレット等の送付時に同封する送付書及び記入例等の作成 ○経年的な特定健診受診状況を反映させた勧奨データを活用した受診勧奨 ○特定保健指導の案内に係る個人情報利用にあたっての周知チラシ作成 ○特定保健指導についての事業所勧奨チラシ作成 ○特定保健指導初回面接用チラシの作成
--	---

4. 組織運営及び業務改革

○業務・システムの刷新

- ・新システム稼働に向けた移行・テスト等の確実な実施
- ・新しい業務・システムの早期定着の推進
- ・支部プロジェクトチームの役割の確実な実施

○組織や人事制度の適切な運営と改革

- ・組織運営体制の強化
- ・実績や能力本位の人事の推進
- ・協会理念を実現できる組織風土、文化の更なる定着
- ・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底
- ・リスク管理体制の整備
- ・ハラスメント対策の強化

○人材育成の推進

- ・支部研修の実施
- ・OJTの実践による育成

○業務改革の推進

- ・業務運営推進会議及びスタッフ会議の定期開催
- ・支部業務改革サービス改善検討委員会の定期開催

○経費の節減等の推進

- ・競争入札の実施及び適正な在庫管理
- ・調達審査委員会による適正な調達の実施
- ・年間を通じた節電

平成26年度 事業計画（徳島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ◆「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に記載した以下の項目に基づき、徳島の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、徳島の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進のため、さらなる取組みの強化を行う。 ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・徳島県など関係方面への積極的な発信 ・他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 ◆徳島県との「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」（以下、「県との健康づくり協定」という。）に基づき、定期的な連絡会議を実施しながら連携を深め、協会けんぽが実施する事業について、徳島県の協力を得ながら効果的な事業の推進に取り組むとともに、徳島県が実施する健康づくり事業へ積極的に協力していく。 ○地域の実情に応じた医療費適正化対策の実施 ◆レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化、債権発生の抑制・早期回収等、徳島県の実情を踏まえた取組みを推進する。特に、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、適正な給付に努める。 ◆本部から示される方針をもとに、徳島の実情に応じた「データヘルス計画（仮称）」を作成し、平成27年度の実施に向けて積極的に対応する。 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ◆ジェネリック医薬品の使用促進に取組み、使用割合を全国平均に近づけるよう努める。 ・ジェネリック医薬品への未切替え者に対し、ジェネリック医薬品へ切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを、平成25年度に引き続き、年2回実施する。 ・被保険者証の発行の際に「ジェネリック医薬品希望シール」を併せて配付し、ジェネリック医薬品使用のきっかけづくりを行う。 ・徳島県後発医薬品適正使用協議会（年2回開催）等において、関係方面に使用促進のための広報やデータ提供を行い、環境整備を働きかけていく。 ・徳島県薬剤師会との連携により、ジェネリック医薬品の使用促進のため薬剤師向けセミナーを開催する。 ・医療機関、薬局へのジェネリック医薬品使用についてのアンケートを実施し、実態や傾向を把握するとともに、使用促進のための方策を検討する。

	○調査研究の推進等 ◆「保険者機能強化アクションプラン（第２期）」に基づき徳島の医療費について二次医療圏や市町村別の分析を進めていくとともに、年齢階級や疾病別、その他多角的な分析について検討する。 また、徳島県との連携により、データ活用について検討を進め、加入者並びに県民への情報提供を充実させる。 ○広報の推進 ◆加入者及び事業主に対する情報提供や広報について、創意工夫を活かし、わかりやすく、タイムリーに実施する。また、保険者機能の発揮にかかる取り組みについて積極的に発信していく。 ・支部のホームページやメールマガジンにより定期的に情報を発信していくとともに、日本年金機構が発送する納入告知書ヘチラシを同封し、広く情報提供を行うよう努め、制度の周知のみならず、健康や医療費等に関する情報を提供することにより、限りある医療費を加入者皆で適切に使用しようとしていく環境の醸成を図る。 ・県や各市町村、関係団体等との連携により、広報誌や会報等を活用し、費用対効果を考慮した広報を行う。 ・新聞社への情報提供や、テレビスポットCMにより協会けんぽから積極的に情報を発信し、テレビや新聞、雑誌などのメディアを通じて発信力を強化する。 ○的確な財政運営 ◆協会けんぽの厳しい財政状況を広く伝えるため、地元選出の国会議員や関係団体に対して、引き続き要請や意見発信を行う。 また、平成 27 年度に協会けんぽの国庫補助率の見直しや後期高齢者支援金の全面総報酬割導入等が検討されることから、協会けんぽの主張を強力に発信し、さらなる働きかけを行う。
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取り組み ◆加入者のご意見やニーズ等を適切に把握し、創意工夫を活かし、サービスの改善や向上に努める。 ・申請書等の様式や記載要領、パンフレット等の改善や手続きの簡素化を推進する。 ・申請書の取得にあたっては協会ホームページからの取得を呼び掛け、郵送による申請促進を行う。 （平成 25 年 11 月郵送化率 62.3%、全国平均 77.0%） ・その他、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者には、口座振替や前納制度の利用促進を図る。 ◆サービススタンダード達成に向けた進捗管理を行う。 ・給付金等の支払いについて、不正が疑われ、厳格な審査が必要な請求等の返戻・照会分を除き、原則 10 営業日以内を着実に実施する。（平成 25 年 9 月支払分平均処理日数 6.08 日） ○高額療養費制度の周知を図る ◆高額療養費制度については、平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対し、その改正内容を周知する。 ◆病床数の多い医療機関のみならず事業所訪問時には、限度額適用認定申請書に返信用封筒等をセットにして配布するなど、医療機関の協力も得つつ、限度額適用認定証の利用についての周知や未申請者に対する申請の促進を図る。 ○窓口サービスの向上 ◆各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについて、加入者の立場に立った適切なサービス提供体制の充実を図る。

○被扶養者資格の再確認

- ◆保険給付の適正化及び高齢者医療制度に係る拠出金の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得て、的確に実施する。（5月から実施予定）

○傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進（審査強化）

- ◆傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例に対し、支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」において、適正に対処する。
また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のための審査を強化する。
- ◆年金事務所と連携した実地調査や被保険者面談（傷病手当金申請者）などを通じて、適正な資格の届出を事業所等に対し、啓発していく。
- ◆傷病手当金で通院分にかかる申請の内、過去からの療養内容に変化がないような請求については、医師照会や本人への実地調査を実施する。
- ◆柔道整復施術療養費の多部位・頻回（3部位・15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術療養費について正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ◆鍼灸療養費については、申請全件の診療報酬明細書と突合させて併用による施術を調査する。また、往療料についても、診療報酬明細書の有無を確認し、医療機関を受診している場合などは患者調査を実施する。
- ◆適正な申請がなされるよう加入者及び事業主へあらゆる広報媒体を活用して、加入者に対し適正な給付申請について啓発を行う。

○債権発生抑制及び早期回収の実施

- ◆資格喪失後受診の撲滅を図るため、被保険者証の回収業務を強化する。特に退職が多い3月末に備え、2月～3月に回収率が低迷している事業所を訪問し、回収業務の協力を促す。
- ◆被保険者証の回収催告状はできるだけ早期に送付する。また、未回収確認の上、再催告は電話での督促の他、初回催告状の送付から1か月、再々催告を2か月後に行う。
- ◆債権回収については、納付期限までに納付確認できない場合、債権回収専門員を中心に電話での督促・訪問勧奨を実施するなど直接面談を行い、回収を強化する。
（平成25年度予測 電話勧奨958件/年・訪問勧奨169件/年） 平成26年度目標 電話勧奨985件/年・訪問勧奨190件/年
- ◆不正に使用された医療費等を早期に回収するため、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施する。
- ◆債権回収率（返納金）については前年度実績を上回る目標とする。（平成25年度実績回収率は平成26年6月に発表）
平成26年度 過年度目標40%、現年度80%（特別更生除く）

○健康保険委員の活動強化と委嘱者数の拡大

- ◆厚生労働省情報公開制度を利用して年金委員委嘱情報を取得し、健康保険委員委嘱状況と突合し委嘱ができていない事業所へ支部横断タスクチームより再々勧奨をする。（平成26年9月予定）
- ◆被保険者数（5人以上）の事業所で健康保険委員が委嘱できていない事業所に対し支部横断タスクチームより勧奨を行う。
また日本年金機構と連携し、新規適用事業所事務説明会においても委嘱勧奨を行う。（平成26年7月予定）
- ◆健康保険委員研修会等の開催により、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、健康保険事業の運営

	やサービスへのご意見を頂戴し、ご協力もいただきながら、より一層結びつきを強めていく。 ＜健康保険委員委嘱者数＞ 850 名 * 25 年 12 月末現在 760 名 ○レセプト点検の効果的な推進 ◆加入者資格の有無の点検、診療内容の点検、受診の起因が交通事故等か否かの点検の実施により、保険診療の適正化に努める。 ◆特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。 具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化を行う。また、四国ブロック各支部との連携を図り研修実施、情報共有化を行う。 ＜被保険者 1 人当たりの効果額＞ <table border="0"> <tr> <td>資格点検</td><td>1,700 円以上</td></tr> <tr> <td>内容点検</td><td>1,400 円以上（診療内容等 270 円以上）</td></tr> <tr> <td>外傷点検</td><td>470 円以上</td></tr> </table>	資格点検	1,700 円以上	内容点検	1,400 円以上（診療内容等 270 円以上）	外傷点検	470 円以上
資格点検	1,700 円以上						
内容点検	1,400 円以上（診療内容等 270 円以上）						
外傷点検	470 円以上						
3. 保健事業	特定健診及び特定保健指導の実施率が低い現状にあることから、特定健診及び特定保健指導を最大限に推進することを目標にして事業運営に取り組む。 (1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：88,862 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：45.0%（実施見込者数：39,987 人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：8,886 人） ○被扶養者（受診対象者数：29,511 人） ・特定健康診査 実施率：23.0%（実施見込者数：6,787 人） ◆年度当初の健診案内時に、徳島労働局及び徳島県との 3 者連名での受診勧奨文書を全事業所に送付する。 ◆生活習慣病予防健診及び特定保健指導の推進のため、事業所健康度診断ツール等を活用し積極的に事業主へ働きかけを行う。 ◆事業者健診データの取得件数を伸ばすことにより、健診受診率の向上を図る。 ・健診案内時、生活習慣病予防健診を受診しない事業所に対しチラシを作成・配付し、データ提供依頼を行う。 ・健診申込率の低い事業所に対し、労働局からのデータ提供に関する行政通知を最大限に活用し、電話及び訪問により提供依頼を行う。 ・事業者健診データを取得する上では、健診機関から直接データを取得できるようにすることが重要であることから、徳島県労働基準協会連合会同様、各健診機関にも積極的に協力依頼を行う。 ◆被扶養者の特定健診・特定保健指導の受診率向上を図る。 ・確実に情報が届くよう、受診券を自宅（被保険者自宅）へ直接送付する。 ・市町村が行うがん検診と特定健診が同時受診できる健診日程についての情報提供を行う。 ・未受診者に対し、年度後半に集団健診を実施する。また、あわせて特定保健指導も実施する。						

	(2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：10,067 人） ・ 特定保健指導 実施率：26.3%（実施見込者数：2,648 人） （内訳） 協会保健師実施分 23.3%（実施見込者数：2,346 人） アウトソーシング分 3.0%（実施見込者数：300 人） ○被扶養者（実施対象者数：752 人） ・ 特定保健指導 実施率：5.0%（実施見込者数：37 人） (3) その他の保健事業 ◆健康増進事業 ・ 県との健康づくり協定を活かし、県が実施する事業に積極的に参画していく。 ・ 健康ウォーク（社会保険協会主催）を共催する。 ・ 職場の健康づくりのための支援を実施する（A：レッツエンジョイエクササイズ B：健康教育支援 C：食生活改善指導 D：職場の禁煙支援 E：メンタルヘルス対策） ・ 健診啓発ポスターコンクールを行い（中学生対象）、子供を通じて親（家族）の健診受診につなげる。 （平成 25 年度 11 校から 45 点の応募） ・ 徳島県教育委員会の協力を得て、中学校で「健康教室」を開催し、幼少期からの健康意識の醸成を図る。 ◆重症化予防対策 ・ 健診結果データやレセプトデータ、受診状況等を活用し、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、重症化予防のため医療機関への受診勧奨を行う。 ◆データヘルス計画の策定 ・ 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画」を作成し、徳島県からの助言もいただきながら支部の実情に応じた保健事業を進める。
4. 組織運営及び業務改革	○組織や人事制度の適切な運営 ◆組織運営体制の強化 ・ 組織運営については、各グループ間の連携を適宜行いながら、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ◆実績や能力本位の人事の推進 ・ 目標管理制度を活用した人事制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事評価を行い、それに応じた人事を本部へ上申する。 ◆協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ・ 支部内における加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 ◆コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・ 法令遵守（コンプライアンス）については、年 2 回のコンプライアンス委員会や研修等を通じて、職員に対し徹底する。 ・ 個人情報保護やセキュリティについては、各種規定の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 ◆リスク管理 ・ 適切な運営を脅かすリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修を実施するなど、全職員がリスクに対する

意識の高揚に努める。

○人材育成の推進

- ◆本部開催の研修参加者による支部内伝達研修の実施や、各グループ内での勉強会などを通じて支部職員の知識の習得や能力の向上を図る。また、特に重要な事項については、各グループリーダー等による研修会を行い、人材育成に努める。

○業務改革の推進

◆業務・システムの刷新（平成 27 年 1 月サービスイン）

- ・新システム稼働に向け、支部にプロジェクトチームを設置し、職員研修、実地訓練等を実施し、新システムへの円滑な移行を行う。
- ・申請書様式等の変更点について加入者、事業主及び健康保険委員等に対し、周知を行い、円滑な切り替えに努める。

◆創意工夫をしながら効率的な業務処理に努める。

- ・保険給付の審査事務等のコア業務や企画業務（医療費適正化のための総合的対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）へ職員をシフトし、充実を図る。
- ・四国ブロック業務部長連絡会議およびグループ長会議において、業務部門で発生する諸問題の情報交換を行い、その対策についても協議し業務改革改善、効率化に取り組む。
- ・中四国ブロックで設置されている、「業務改革会議」に積極的に意見を発信し、業務の効率化に向け取組んでいく。

○経費の節減等の推進

- ◆本部事務経費削減計画を踏まえ、職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- ・夏季及び冬季における節電対策の徹底を図る。

平成２６年度 事業計画（香川支部）

項 目	実 施 内 容 等
【保険運営の企画】	I. 保険者機能の更なる強化 1. 保険者機能強化アクションプラン（第２期）の具体化及び「データヘルス計画」の策定 ○医療に関する情報の収集と分析及び関係方面等への積極的な発信 ・高松市等における医療費の分析・評価を継続、拡大実施するとともに、その結果について加入者、事業主及び自治体などへ積極的に情報発信する。 ・レセプト等のデータの分析を活用し、加入者の健康維持増進のための香川の実情にあった「データヘルス計画」を策定する。 ○他の保険者、自治体・事業主等との連携及び加入者の視点に立った積極的な広報の推進 ・保険者協議会、自治体等に対して、協会の取組んでいる事業の情報を発信し連携を図る。 ・事業所訪問等を通じて、事業所及び健康保険委員と連携強化を図る。 ・周知のための広報に加え、加入者のニーズに合わせた情報を効果的に提供する。 ○ジェネリック医薬品の使用促進 平成２１年度から実施している、軽減額通知サービスの効果額などについて、香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会など様々な機会をとらえて積極的に情報発信するとともに三師会など関係団体に協力を依頼する。

【健康保険給付等】

2. 適正かつ迅速な給付業務の推進及びレセプト点検の推進

○適正かつ迅速な給付業務の推進

- ・健康保険給付の適正化対策を検討・実施するとともに、不正請求事案については、事業主に対する立ち入り検査等を行う権限を活用するとともに、関係機関と連携を取り厳正に対応する。
- ・健康保険給付については、正確な審査に努め、事務処理誤りを防止する。

○債権の発生抑制及び早期回収

関係機関と連携を取り資格喪失後の健康保険被保険者証の回収を確実に行うとともに、適切な債権管理のもと債権の早期回収を図りながら、法的措置を含めた対応を行う。

○サービス向上の取組み

加入者などから寄せられた意見や苦情、要望などについては適宜・適切に対応し関係者と情報連携するとともに、節度あるサービスの改善・向上を図る。

○被扶養者資格の再確認業務の的確な実施

保険給付の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を図るため、関係機関と連携をとり迅速かつ的確に被扶養者資格の再確認業務を実施する。

○効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト保存管理システム等を活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な医療費通知等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

数値目標（被保険者1人当たりレセプト点検効果額）と実施内容

	数値目標	実施内容
資 格 点 検	—	全枚数点検を目標とする
内 容 点 検	前年度を上回る金額	行動計画書による
外 傷 点 検	—	3,000点以上（特記事項分は全点数の点検を目標とする）

- ・レセプト点検効果向上に向けた行動計画を的確に実施する。

【保健事業】

3. 保健事業の効果的な推進

○特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導について、加入者への適切な周知を図り、受診率の向上に努める。
- ・ 35歳から39歳の被保険者をターゲットとした保健指導を強化し、若い世代の健康意識を高め、生活習慣病を予防する。

(1) 健診の数値目標

＜被保険者＞（40歳以上）（受診対象者数：125,410人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：62,705人）
- ・ 事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：12,541人）

＜被扶養者＞（受診対象者数：40,711人）

- ・ 特定健康診査 実施率：23.3%（実施見込者数：9,500人）

(2) 保健指導の数値目標

＜被保険者＞（実施対象者数：15,802人）

- ・ 特定保健指導 実施率：26.7%（実施見込者数：4,212人）

（内訳） 協会保健師実施分 21.6%（実施見込者数：3,412人）

アウトソーシング分 5.1%（実施見込者数：800人）

- ・ その他の保健指導（主に35～39歳の受診者数：約10,000人）

協会保健師実施見込者数：3,006人

* 目的：1～5年後に、特定保健指導対象者になる者を減らす

＜被扶養者＞（実施対象者数：950人）

- ・ 特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数95人）

○その他の保健事業の推進

自治体及び香川県社会保険協会等と連携した健康づくり事業を実施する。

○地域との連携

香川県各保健福祉事務所が所管する「健康づくり連絡協議会」及び高松市保健所が所管する「健やか高松21」に委員として参加し、健診・保健指導のさらなる推進やその他の保健事業による健康増進につながる事業の連携を図る。

【組織運営及び業務改革】

Ⅱ. 財政基盤強化の推進

○加入者、事業主への積極的な情報提供

平成 27 年通常国会に協会けんぽの国庫補助率見直し等の法案提出を目指すとされていることから、協会けんぽの脆弱な財政基盤の現状について、加入者、事業主などに積極的に情報提供することにより、現在の協会けんぽ財政の問題点及び強化の必要性を訴える。

○更なる効率化の推進

コスト意識の徹底及び消耗品の適切な調達・在庫管理を行うとともに、労働時間を総合的に削減するために、業務内容を見直し効率化を図る。

Ⅲ. 組織力の更なる向上

○評議会の効果的な運営

財政見通しや保険料率など協会全般に関わるものや、香川支部独自の事業について、幅広く意見・助言を仰ぎ事業運営に反映させる。

○人材の育成

- ・ PDCA サイクルを活用して、毎月開催されるリーダー会議において、各リーダーが所管するチームの業務の進捗状況、課題、改善策など報告し、業務の改善に繋げると共に、自ら考え課題解決が出来る人材を育成する。
- ・ グループ長会議、リーダー会議等において、必要な情報の共有化を図るとともに、「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。

○業務改革の推進

- ・ 創意工夫した提案案件を幅広く検討するために、意識改革・業務改善推進会議を開催し、改善提案意識を醸成するとともに改善策を具体化する。

○人事制度の適切な運用

課題解決型の人材を積極的に育成するために、人事面談を通じた目標管理の徹底や個々人の能力・適正を踏まえた適正配置を行う。

○リスク管理の徹底

リスク管理委員会を適宜開催し、適切な運営を脅かすリスクの点検や分析を行う。

○健康で安全な職場づくり

産業医や衛生委員会などを通じて、職員に対する健康情報や安全情報をタイムリーに提供する

○大規模災害に備えた対策

支部防災マニュアルに基づいて、防災訓練を定期的実施することにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る。

IV. 業務・システム刷新の推進

○業務・システム刷新の適正な運用

新システム稼働に向けて、「業務・システム刷新導入・定着プロジェクト」を設置する等により組織的・計画的に推進すると共に、新システムに係る部門横断的な業務については、効率的に推進するために、組織の枠を超えた業務推進体制を確立する。

○新しい業務、システムの習熟

新業務・システムの機能を正しく理解することを目的に各種研修等を実施し、早期に習熟する取り組みを推進する。

○新しい業務、システムの周知・連携

新業務・システムへの移行を円滑に実施するため、事業所・加入者・健診機関等に周知等を行う。

平成26年度 事業計画（愛媛支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 数値目標 26 年度使用割合(数量ベース)35.0%〔愛媛県平成 24 年度使用割合(数量ベース)28.0%〕 ※旧指標による割合。 (1) ジェネリック医薬品使用促進に向けた効果的な広報展開 薬剤師会、調剤薬局へ積極的な働きかけをおこなう。 (2) 都道府県担当部署との連携に向けた取組み ジェネリック医薬品の使用促進に向け、都道府県担当部署（愛媛県保健福祉部薬務衛生課）との連携を図る。 (3) 自己負担軽減通知事業の実施 本部実施連絡に基づき、企画総務 G・レセプト G が連携のうえ適切に実施する。 ○加入者・事業主に響く広報の推進 項の内容は平成 26 年度において愛媛支部に交付される広報経費の範囲内で実施検討する。 (1) 広報チャネルの拡充・情報発信力の強化について ① 定期的な情報発信については以下の媒体を使い情報提供を行う。 ・愛媛支部ホームページ ・メールマガジン Salud!えひめ ・電子メールによる DM（ダイレクトメール） ・納入告知書封入チラシ（事業所、任意継続被保険者） ・社会保険時報への記事掲載 ・愛媛新聞 online 等、アクセス数の多い HP へのオンラインバナー出稿 なお、ホームページについては、情報検索がより快適におこなえるようにユーザビリティの向上を常に検討する。 ② スポットの情報発信が必要となった場合は、事業内容に応じ、情報伝達に最適な媒体の利用を都度検討する 例)・愛媛新聞等への広告出稿 ・日経新聞へのチラシ折り込み ・ラジオ、TV への CM 出稿、番組出演 ・社会保険労務士会、医師会等の会報への記事出稿 ・リビング松山、ウィークリーえひめリック等地域紙への記事出稿 ③メディア系媒体を利用した広報 愛媛支部テレビ番組制作事業 その他、所有する頒布媒体につきより効果的な方法を検討する。 例)・総合案内リーフレット、健康保険案内カード ・ジェネリック医薬品希望シール、チラシ、ポスター ・点字シール (2) 加入者から直接意見を吸い上げる仕組みの拡充について 健康保険委員の委嘱勧奨及びメールアドレスの登録勧奨を実施し、登録いただいたメールアドレスをもとに、

	事業所とのネットワークを強化する。 (3) 各広報チャンネルへ掲載するコンテンツの充実について ① 伝達すべき実施事業や法改正等の情報を、適切なタイミングで過不足なくわかりやすく提供する。 ② 「識者の声」の掲載 関係方面でご活躍中の方へ所属団体・専門的見地に立った提言・寄稿をご依頼し、HP・メールマガジンを通じ広範な情報発信を行う。 ○調査研究 (1) 歯周病と生活習慣病のデータ分析事業 (2) データヘルス計画の策定 ○国・県等関係方面への積極的な発信 (1) 直近および年間を通じた医療費・健診結果分析の内容の調査研究とその公表をおこない、今後の事業展開の基礎とする。 (2) 関係団体等と連携イベント等を実施する。 ① 口腔清掃推進イベント ② メタボ解消健康川柳事業
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取組 1. 加入者のご意見や苦情を現場にフィードバックしてサービスの改善や向上を図る。 2. 健康保険給付については、申請の受付から給付金の振り込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、その状況について進捗管理を徹底し、8営業日以内での支払いを着実に実施する。 3. 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底と職員のスキルアップを図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなどお客様の満足度を高める。 ○高額療養費制度の周知 1. 限度額適用認定申請書等の配置に協力いただいている51医療機関及び3法人薬局を中心に、引き続き限度額適用認定証の周知を図る。 2. 高額療養費未申請者に対し、ターンアラウンド方式による支給申請手続きを勧奨するサービスを実施する。 3. 平成27年1月改正の高額療養費制度の内容について、加入者や医療機関等に十分周知し、円滑に実施できるようにする。 ○窓口サービスの展開 1. 各種申請書の受付や相談等の窓口として、支部窓口及び年金事務所窓口へ常駐の契約職員を配置することによりサービスを提供する。 2. 各種申請書郵送化の進捗状況や各窓口の利用状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、日本年金機構との協議をふまえ支部窓口の充実並びに年金事務所窓口体制の見直しを行う。 ○被保険者証の交付と被扶養者資格の再確認 1. 被保険者証の交付について、日本年金機構から情報取得して2日以内に送付を実施する。 2. 被扶養者資格の再確認について、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。 ○傷病手当金・出産手当金・海外療養費の不正請求の防止

	1. 不正請求の疑いのある申請等に対処するため、適正化要領上の注意を要する内容で給付について疑義が生じた場合は、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用して効果的な審査・調査を実施する。 2. 資格取得日や標準報酬月額に疑義がある申請に関しては、日本年金機構との連携により調査の実施を徹底する。 ○医療費適正化の総合的対策 1. 現金給付の審査強化 統一した基準による医師照会・被保険者照会を行うとともに、審査医師の活用により適正な給付を行う。 保険給付審査時に生じた不正疑義案件や外部からの情報提供等により不正の疑いがあるとされる案件については、事業主に対して立入検査を実施し、徹底的に調査したうえで支給の可否を決定する。 2. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 3部位以上または15日以上の受診者が多い施術者の申請書を中心に加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、施術者に対し照会または返戻を実施する。 また、加入者に照会する際は適正受診のパンフレットを同封し、柔道整復師のかかり方について正しく理解してもらい、適正受診の促進につなげる。 ★数値目標・・・加入者への照会件数 100件/月 3. 債権発生防止のための被保険者証の回収強化 資格喪失時・扶養解除時等における被保険者証回収について、文書催告、電話催告等により回収強化を図るとともに、事業主や加入者並びに医療機関等に対する周知広報を織り交ぜて、債権発生を抑制を図る。 ★数値目標・・・強制被保険者（被扶養者含む）分の被保険者証回収率 75%（※） 任継被保険者（被扶養者含む）分の被保険者証回収率 75%（※） <u>（※）協会督促分に対する回収目標</u> 4. 債権回収業務の推進 債権の円滑な回収を進めるため、債権部門における催告に、支部内関係部門（現金給付部門・レセプトグループ）における連携を加え効果的に進める。 発生した債権については、早期回収に努め、文書催告、電話や訪問による催告を行うとともに、悪質な債務者等に対しては法的手続きを実施し債権回収に努める。 ★数値目標・・・現年度回収率（26年度返納金債権：金額ベース） 80%以上 ○レセプト関連 ○効果的なレセプト内容点検の推進事業 被保険者一人当たりの目標査定効果額 393円以上（加入者一人当たりの目標査定効果額 217円以上） ○外傷関係届書の提出勧奨等による確実な求償事務の実施及び健康保険適正使用による医療費抑制 被保険者一人当たりの効果額目標 628円 ○健康保険適正使用の推進及び資格点検事業 ○医療費通知事業
3. 保健事業	(1) 健診

	○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：1 6 7, 7 0 5 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：57.0%（実施見込者数：9 5, 5 9 2 人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：1 6, 7 7 1 人） ○被扶養者（受診対象者数：5 9, 6 5 4 人） ・特定健康診査 実施率：25.0%（実施見込者数：1 4, 9 1 4 人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：2 4, 7 2 0 人） ・特定保健指導 実施率：23.0%（実施見込者数：5, 6 8 6 人） （内訳） 協会保健師実施分 18.0%（実施見込者数：4, 4 5 0 人） - アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：1, 2 3 6 人） ○被扶養者（実施対象者数：1, 7 1 5 人） ・特定保健指導 実施率：25.0%（実施見込者数：4 2 9 人） (3) その他の保健事業 ・事業所に対する「姿勢と健康」推進事業 (4) 受診勧奨対策 ○受診率の向上（生活習慣病予防健診受診率 57.0%、被扶養者の特定健診受診率 25.0%） ・生活習慣病予防健診及び特定健診の制度周知 ・任意継続加入者に対する健診受診勧奨 ・新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診及び特定健診の制度周知 ・特定健診の受診率向上 ○取得率の向上（事業者健診結果データの取得率 10.0%） ・事業者健診結果データの取得促進 ○保健指導実施率の向上（保健指導実施率 23.0%・中断率 25.0%未満） ・保健指導普及事業 ・保健指導推進事業 1 ・保健指導推進事業 2 ・IT ツール推進事業
4. 組織運営及び業務改革	○業務・システムの刷新 平成 27 年 1 月のサービスインに向け、本部と連携し、支部プロジェクトチームを中心に以下の事項を進める。 ① 新しい業務・システムに対応した事務処理体制への円滑な移行 事務処理体制の整理や各種研修等を実施し、新しい業務・システムの早期定着を推進。 ② 新システムインフラへの着実な移行 新機器設置・交換等の工程を本部と連携しながら確実に実施。 ○社会保険委員会、愛媛社会保険協会実施事業への参画 ① 社会保険委員会の事業に対する、要請に応じた職員の協力支援の実施。 ② 社会保険委員会、愛媛社会保険協会が開催する講習会等への講師の派遣。 ○人材育成の推進 ① 本部通知に基づく多様な研修機会の提供、受講の斡旋。

- ② 本部主催研修への積極的な職員派遣と伝達研修の実施。
- ③ 費用対効果を踏まえた支部内独自研修の企画と実施。
- ④ 各グループ内における契約職員を対象とした研修の企画と実施。

○業務改革の推進

平成 27 年 1 月の新システムサービスインを踏まえ、その準備の中で効率的な業務手順・体制およびサービス品質維持向上の検討を行う。

○適切な労務管理の実施

- ① 時間外勤務の管理の徹底及び計画的な休暇取得の促進。
- ② 愛媛支部衛生委員会が提言した職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に係る意見に対する方策を講じる。

○経費の節減等の推進

- ① 定常経費節減への努力（例：各種物品の一括調達・取引業者の積極的拡大・東日本大震災に起因する全国的な電力不足に対応した節電対策等）
- ② 予算執行状況の把握を通じた事業実施内容の検証

平成26年度 事業計画 (高知支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」に沿って、医療に関する情報の収集や分析を行い、加入者・事業主への提供及び都道府県など関係方面へ積極的な発信を行う。 ・他の保険者との連携を深めるとともに、共同事業を実施する。 ・「データヘルス計画」を作成し、支部の実情に応じた加入者の疾病予防や健康増進のために、保健事業の効果的な推進を図る。 (2) 関係方面への積極的な発信 ・協会が求める次期制度改正に向けて、協会の主張を強力に発信するために、国会議員、関係機関及びマスコミ等への働きかけを行う。 ・医療費や健診データの分析結果を活かし、県・市町村、保険者協議会、後期高齢者医療懇話会等において、保険者としての意見を積極的に発信する。 (3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ・レセプト点検の効果的な推進を図る。 ・ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ・事業主に対する調査権や実態調査を活用して、現金給付の審査強化を図る。 ・保険者協議会や県等と連携しつつ医療費適正化を図る。 (4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果額等を通知するサービスの実施等により、さらに使用促進を推進する。 ・高知県後発医薬品安心使用促進協議会に参画し、的確な情報発信を行う。 ・高知県医事薬務課と連携して、使用促進のための活動を行う。 ・加入者及び関係機関・団体への適切な周知・広報の実施を図る。 (6) 調査研究の推進等 ・保険者機能強化アクションプラン(第2期)に沿って、医療費及び健診データの調査・分析を行うとともに、支部のデータヘルス計画を作成する。 (7) 広報の推進 ・年金事務所発行の納入告知書に「協会けんぽからのお知らせ」を毎月同封して効果的な広報を行う。 ・ホームページ及びメールマガジンの内容の充実を図る。 ・県、市町村、関係団体と連携を図り、関係機関等の広報誌を活用するとともに、費用対効果を勘案しながらポスターやチラシ等を作成して積極的な広報を展開する。 ・新規適用事業所講習会等、各種説明会を通じて制度の周知、啓蒙を図る。 ・行政相談や関係機関が行うセミナー・イベント等を通じた広報や、メディアへの発信力を強化する事によって、加入者に対して協会の取組みを広く理解していただく広報を実施する。 (8) 健康保険委員の委嘱者数拡大と活動強化 ・研修等の開催により制度周知等を推進する。

	・健康保険委員表彰を実施するとともに健康保険委員の委嘱者数の拡大を図る。 (9) 船員保険事業の円滑な実施 ・支部業務である書類の受付及び相談について、漁協等の関係機関とも連携して円滑に実施する。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ・加入者等の意見収集に努め、ご意見や苦情等を迅速かつ正確にフィードバックしサービスの改善を図る。 ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 ・申請書等の記載要領の改善や手続き簡素化の推進を図る。 (2) 高額療養費制度の周知 ・制度内容改正等の周知及び高額療養費の限度額適用認定証（入院及び外来）の利用促進を図る。 ・高額療養費の未申請者に対し情報提供を行う。 (3) 窓口サービスの展開 ・遠隔地に所在する事業所及び加入者等の利便性を図るため、県内の商工会議所・漁協・農協等 23 機関に各種申請書及び分かりやすい記載要領を配備し郵送による申請の促進を図る。 ・窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所の窓口のあり方を検討する。 (4) 被扶養者資格の再確認 ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て、的確に行っていく。 (5) 柔道整復施術療養費の照会及び審査業務の強化 ・柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者及び施術者に対して柔道整復施術受診の正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 ・柔道整復施術療養費に係る審査強化を図る。 (6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止 ・保険給付の適正化のため、傷病手当金及び出産手当金等に係る審査強化を図る。 ・不適切な申請事案には、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用して厳格に対処する。また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。 (7) 海外療養費支給申請における重点審査 ・海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細書の精査等、支給申請の審査を強化する。 (8) レセプト点検の効果的な推進 ・査定事例を集約して、「自動点検・任意抽出・本部ツール」を活用した点検の実施を徹底する。 ・研修会の充実及び四国ブロック交流会により、知識及び情報の共有を図り点検員のスキルアップに努める。 ・他支部事例検索機能を活用し、他支部及び外部委託業者のノウハウを取得し、点検員のスキルアップに努める。 ・負傷原因報告書の回収に努め適切な外傷点検を実施する。

	・被保険者一人あたりの点検効果額目標 内容点検……昨年度実績もしくは、昨年度全国平均の高い方を上回る。 外傷点検……昨年度実績もしくは、昨年度全国平均の高い方を上回る。 (具体的数字については25年度点検効果額確定時期に決定する。) (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 ・資格喪失後受診等による債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証回収(一般被保険者分)については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、協会は文書による二次催告、電話や訪問等による三次催告を行い、被保険者証の回収を強化する。 ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後(または被扶養者削除後)は被保険者証を確実に返却していただくよう、保険証適正使用カード及びチラシ等の広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。 (10) 積極的な債権管理回収業務の推進 ・不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を実施するなど債権回収の強化を図る。 ・交通事故等が原因による損害賠償債権については損害保険会社等に対し早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 健診結果やレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握し、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、高知支部のデータヘルス計画を作成し効果的な保健事業を進める。 また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療につなげる取り組みを進める。 さらに、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、高知県の実情に応じた取り組みを推進する。 (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進 ○特定健康診査については、事業主・健康保険委員等への積極的な働きかけとともに、市町村との連携を密にして、特定健康診査の広報を行い、がん検診との同時実施を進めていく(特定健康診査・がん検診同時実施日程の広報、高知市と共同での健診実施)。 ○特定保健指導については、未実施事業所に対し事業所訪問を積極的に行い、事業主・健康保険委員等の理解を得て、保健指導実施につなげていく。また、保健指導委託機関とも協力して実施数を拡大していく。 ○事業者健診結果データ提供については、データ提供依頼文書を送付し理解を求めるとともに、健診機関や県健康づくり推進協議会等、関係機関の協力を得てデータ取得数を増やしていく。 ①健診 ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 89,039) ・生活習慣病予防健診 実施率: 59.5% (実施見込者数: 53,000人)

- ・事業者健診データ 取得率： 5.6%（取得見込者数： 5,000 人）
- 被扶養者（受診対象者数：26,146 人）
 - ・特定健康診査（がん検診との同時実施含む） 実施率：22.9%（実施見込者数：6,000 人）
- ②保健指導
 - 被保険者（実施対象者数：12,006 人）
 - ・特定保健指導 実施率：18.3%（実施見込者数：2,195 人）
 - （内訳） 協会保健師実施分 15.8%（実施見込者数：1,895 人）
 - アウトソーシング分 2.5%（実施見込者数： 300 人）
 - 被扶養者（実施対象者数：642 人）
 - ・特定保健指導 実施率：15.6%（実施見込者数：100 人）
- （３）特定保健指導実施事業所での「その他の保健指導」の実施
 - 35 歳の生活習慣病予防健診受診者の保健指導を実施し、生活習慣病予防の意識づけを行う。
35 歳の保健指導（実施見込者数：400 人）
 - 要治療者の保健指導（面接）を実施し、医療機関受診につなげる。
健診結果で「要治療」判定のある者の保健指導（実施見込者数：511 人）
- （４）重症化予防事業
 - ①生活習慣病予防健診を受診した 40 歳以上の者のうち、血圧・血糖のどちらかひとつでも治療域に該当する者に対して本部より一次勧奨を実施するが、そのうち、より重症域の者に対して文書または電話による受診勧奨を実施する。
 - ②健診機会を利用した高血圧ハイリスク者に対する家庭血圧測定指導を協力健診機関で、NPO 法人サクセスフルエイジング研究会に委託して行うことを検討する。
- （５）各種保健事業の展開
 - ・Let' s start! オフィス de エクササイズ!（職場でできる運動指導）を 40 事業所を目標に実施する。
 - ・高知県の高血圧対策事業と連携して、事業所での血圧測定と歩数を 6 週間記録する「今すぐ実践! 高血圧対策!!」を 25 事業所を目標に実施する。
 - ・高知県のたばこ対策事業と連携して、健康保険委員研修会等で禁煙に関する研修を実施する。

4. 組織運営及び業務改革

- (1) 業務・システムの刷新
 - ・支部プロジェクトチームを中心として、新システムへのスムーズな移行及び定着を実施するとともに、申請書様式の変更等についても、加入者・事業主・健康保険委員等への周知を行う。
 - ・研修及び新たな業務マニュアルにより、職員の習熟度を高めていくとともに、刷新後の業務内容に関する改革及び保険者機能強化に向けた職員の意識改革を行う。
- (2) 支部内のグループ間連携の強化と組織運営体制の強化
 - ・事業主・加入者の意見に基づく適切な運営を行う。
 - ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施する。
 - ・支部グループの垣根を越えた柔軟な対応など、主体性と実行性を重視した組織風土の醸成と創意工夫に富んだ文化の更なる定着化を図る。
 - ・グループ制組織の活用を図り、リーダーが組織の中心的役割やリーダーシップが発揮できる組織とする。
 - ・リーダー等による高知支部の活動に関する委員会を定期的に開催し、各グループが連携・協力して広報や保険者機能の発揮等についての検討を行う。
 - ・コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理を常時点検し、定期的に支部委員会を開催し各種規程等の徹底を図る。
- (3) 人材育成の推進
 - ・支部内研修の充実を図る。
 - ・専門研修に積極的に参加するとともに伝達研修を徹底する。
- (3) 業務改革の推進
 - ・日頃から効率化を念頭に置いた業務を行うとともに、各種研修等を通じて得た効率的手法を積極的に取り入れ業務効率化を推進する。
 - ・業務改革会議等により創意工夫を提案・検討し、具体的な改善を実現していく。
- (4) 経費の節減等の推進
 - ・事務経費削減計画を踏まえ、職員のコスト意識を高め、競争入札、消耗品などの在庫管理、電力消費節減などにより経費節減に努める。
 - ・業務の効率化と協力体制の整備により、支部全体の時間外勤務を減らす。
- (5) 職員の健康管理
 - ・衛生委員会を毎月開催するとともに、健康相談や健康教室の実施を通じて、職員の健康管理に努める。
- (6) 働きがいのある職場づくり
 - ・職員がより一層やりがいをもって働けるように、ソフト・ハード両面から職場環境の見直し・改善を行う。

平成26年度 事業計画（福岡支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 ○自治体及び関係団体等との連携の推進 ・県をはじめとする自治体との幅広い部門での連携・協働を進め、将来的に保健事業の共同実施や市町村国保とのレセプト共同分析などに関する基本協定の締結を目指す。 ・他保険者とも積極的に意見交換を行い、レセプト情報の分析等の調査研究や保健事業、医療費適正化に向けた取組について連携を図る。 ○加入者・事業主との距離を縮める取組み ・事業所を支部全職員で訪問し、加入者・事業主を肌で感じ、直接加入者・事業主の意見・意識を把握するとともに、支部で取組んでいる事業について積極的に情報発信を行うことにより、加入者・事業主との距離を近づけ一体感の醸成を図る。 ○関係方面への積極的な発信 ・福岡県保険者協議会、県、市町村国保運営協議会、地域職域推進協議会等の場において、協会としての意見を発信していく。また、支部での医療費等の分析結果を基に、積極的な政策提言を行う。 ○支部データヘルス計画の策定 ・平成27年度での対応に向けて、レセプトや特定健診結果など支部の保有する各種データを活用し、支部の実情に応じた加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防、医療費適正化の取組みにつなげる「データヘルス計画」を策定する。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○レセプト点検・現金給付の審査強化等の医療費適正化対策の推進 ・レセプト点検、現金給付の審査強化等の医療費適正化を更に推進する。特に現金給付の審査強化については、事業主に對する調査権が付与されたことから、調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 ○県・他保険者との連携による推進の検討 ・医療費適正化のための総合的な対策を県や他保険者と連携して実施できるよう関係構築を図る。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ○ジェネリック医薬品使用促進のための啓蒙啓発の取組み ・自己負担軽減額通知サービス事業の実施に向け、加入者に対し支部ホームページ、支部広報誌等により効果的な広報を実施する。 ・支部広報誌や支部メールマガジンにより加入者に対し広報を実施し、ジェネリック医薬品の周知及び使用促進を図る。 ○県及び関係機関との連携による取組みの推進 ・福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において積極的に意見発信するとともに、県及び福岡県薬剤師会との連携を図りジェネリック使用促進の取組みを共同して実施するなどの取組みを進める。

	(4) 調査研究の推進等 ○医療に関する情報の収集と分析 ・レセプト情報や健診データ等に加え、国や地方自治体等が提供する情報等を通じ、地域の健康特性や疾病動向・受療動向、医療費や医療提供体制の現状の把握に努める。 ○医療に関する情報の加入者・事業主への提供 ・上記で得られる情報を加入者や事業主に対し、支部ホームページ、支部メールマガジン、支部広報誌等を通じてわかりやすく提供する。 ○データを活用した外部機関との提携による調査研究の推進 ・保健事業の効率的かつ効果的な推進及び医療費適正化につながる分析を行うため、調査研究に実績のある九州大学との提携による調査研究を推進し、福岡支部が保有する保健事業に関するデータの関連性についての分析・評価を行う。 (5) 広報の推進 ○加入者・事業主の視点に立った積極的な情報提供 ・支部ホームページによる地域に密着した情報の提供（健康づくりイベント開催案内等）を行う。 ・支部メールマガジンにより、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。 ・健康づくりイベント参加者に対して支部案内パンフレットを配布し、加入者に対する協会けんぽ福岡支部の認知度の向上及び事業内容の周知を図る。 ・制度紹介、申請手続きの案内冊子「協会けんぽのしおり」を新規適用事業所や健康保険委員を対象に配布し、健康保険制度、事業内容及び申請手続き等の周知を図る。 ○支部事業運営にかかる広報の強化 ・保健事業や医療費適正化などの保険者機能を発揮した協会けんぽ福岡支部の取組みについて、支部広報媒体や直接事業所を訪問するなどして、加入者・事業主に対し情報発信を行う。 (6) 的確な財政運営 ○財政基盤の強化、安定化に向けた取組み ・財政特例措置の最終年度であり、また、平成 27 年度通常国会での法案提出を目指し協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等の医療保険制度改革に関する議論がなされることを踏まえ、議論の動向を見ながら本部・支部一体となった国、関係機関等への働きかけ等を進める。 ・協会の財政状況の厳しさや制度改革の必要性等について加入者・事業主の理解を得るため、支部広報誌をはじめとする支部広報媒体により積極的に情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組み ○サービススタンダードの遵守 ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、処理状況を適切に管理し着実に支給を行う。 ○サービスの質の向上のための取組み ・事務処理誤り防止の取組みを実施し、職員ひとりひとりが事務処理等における手順などの確認・見直しを徹底することにより、サービスの質の向上につなげる。

- (2) 高額療養費制度の周知
 ○制度改正の円滑な施行に向けた取組み
 ・平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれる高額療養費制度については、事業主や加入者に対しその改正内容を十分に周知する。
- (3) 窓口サービスの展開
 ○窓口サービスの質の向上
 ・年金事務所内協会けんぽ窓口を定期的に巡回し、窓口担当職員への指導・管理・フォローを行うことで、窓口サービスの質の向上を図る。
 ○窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえた窓口体制の検討
 ・窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、開設時間や窓口担当職員の配置数の見直しを検討し、効率的かつ効果的な窓口体制を構築する。
- (4) 被扶養者資格の再確認
 ○日本年金機構との連携による的確な実施
 ・被扶養者資格の再確認業務について、日本年金機構及び本部との連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に実施する。
- (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
 ○適正受診の促進
 ・支部広報媒体等により、正しい柔道整復のかかり方を周知する。
 ・加入者への照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術療養費についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
 ○加入者・施術者への照会業務の強化
 ・多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月に 15 日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。
- (6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求防止
 ○疑義のある請求に対する厳格な調査の実施
 ・事業主に対する立入検査等を行う権限が付与されたことにより、疑義のある保険給付の請求に対しては、日本年金機構と連携を図りながら厳格に調査し、保険給付の適正化に努める。
 ○保険給付適正化プロジェクトチームの活用
 ・悪質性の高い保険給付の請求に対しては、保険給付適正化プロジェクトチームで対応等を協議し支部全体で対処する。
- (7) 海外療養費支給申請における審査強化
 ○医療機関等に対する文書照会等の実施
 ・申請書に添付された診療明細の審査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

○資格点検の的確な実施

- ・無資格診療等の資格関連について、計画的及び的確な点検を実施する。

○外傷点検の的確な実施

- ・業務上及び第三者行為に該当するレセプトについて、システムを活用した対象者の把握を計画的に実施し、保険給付費の適正化に努める。

○内容点検効果額目標達成に向けた取組み

- ・点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。
- ・個別事案に対する査定事例の集約・共有化を推進し、点検員全体のスキルの底上げと平準化を図る。
- ・点検業務のスキルをあげるため、自動点検マスタ等システムを活用したより効果的な抽出方法を点検員に習得させるため各種研修を実施し、研修で得た知識や情報の共有化を図る。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収

○文書等による催告の実施

- ・日本年金機構の催告状による一次勧奨後、文書や電話による二次、三次の勧奨を実施する。

○事業主・加入者に対する啓発活動

- ・被保険者証を確実に返却させるため、チラシ及び支部ホームページ等を活用しての広報を実施する。
- ・被保険者証回収率の低い事業所へ被保険者証回収の協力依頼を実施する。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

○文書、電話及び訪問による催告の実施

- ・納付書による催告・電話勧奨を実施し、早期に債務者と接触を図る。特に高額債務者へは早期対応を実施する。
- ・約束不履行者への早期の催告連絡を実施する。また、電話不通者へは訪問勧奨による接触を図る。
- ・日中に連絡が取れない者については、夜間連絡を月に1回実施し接触を図る。
- ・協会けんぽからの反対債権（保険料還付金または高額療養費給付金など）がある者については相殺を積極的に進め、債権の回収を図る。

○法的手続きによる債権回収の強化

- ・度重なる約束不履行者や長期未納者、納付意思がない者及び納付する財力が見込める者（給与所得）等については、顧問弁護士を活用した内容証明による催告文書を送付し、法的手続きによる回収を積極的に行う。

○債権管理進捗管理会議による進捗管理と対策の検討

- ・毎月、債権管理進捗会議を開催し、効果的な債権回収を展開する。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

○健康保険委員事業の推進

- ・実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を実施する。
- ・広報誌「KENPO'S通信」を定期的に発行する。

	○委嘱者数拡大を図る取組み ・平成 25 年度に策定した「健康保険委員事業中期計画」に基づき、各種事業の積極的な展開を行う中で委嘱者数の拡大を図る。 ○健康保険委員表彰の実施 ・健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象にした健康保険委員表彰を実施し、健康保険事業の円滑な推進と健康保険委員活動の活性化、委嘱者数の拡大を図る。
3. 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ○関係機関との連携強化 ・福岡県保険者協議会や地域職域連携会議、福岡県生活習慣病予防対策検討委員会などに積極的に参加し、自治体や他の保険者との連携を深め、事業が円滑に進むよう協力を得る。 ○糖尿病未治療者に対する早期受診勧奨の実施 ・健診の結果、糖尿病未治療者であって、治療を受けずに放置している被保険者に対し受診勧奨を実施し、糖尿病性腎症などの合併症を予防し将来的な医療費の抑制を図る。 ○「健康づくり推進協議会」設置に向けた検討 ・保健事業の実施内容の確認や検証を行いながら地域の実情に応じた支部独自の取り組みを強化し、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とした「健康づくり推進協議会」について、平成 27 年度の設置に向けて検討を行う。 (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進 ①健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：561,537 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：54.7%（実施見込者数：307,000 人） ・事業者健診データ 実施率：4.4%（実施見込者数：25,000 人） ○被扶養者（受診対象者数：207,379 人） ・特定健康診査 実施率：15.0%（実施見込者数：31,110 人） ②保健指導 ○被保険者（受診対象者数：73,700 人） ・特定保健指導 実施率：12.0%（実施見込者数：8,850 人） （内訳） 協会保健師実施分 実施率：10.0%（実施見込者数：7,350 人） - アウトソーシング分 実施率：2.0%（実施見込者数：1,500 人） ○被扶養者（受診対象者数：3,234 人） ・特定保健指導 実施率：6.2%（実施見込者数：200 人）

	(3) その他保健事業 ○事業主、加入者に広くアプローチするための冊子の作成・配布 ・福岡支部が保有する保健事業に関するデータの分析結果をもとに、学識経験者の監修を受けて事業主、加入者に対し情報発信を積極的に行うための冊子を作成し、事業所訪問時や健康保険委員研修時に配布・説明する等して活用する。 ○市町村との連携強化に向けた健診受付業務の外部委託 ・市町村との連携によるがん検診と特定健診の同時実施において、予約受付・日程管理を外部委託し、増加する新規市町村からのニーズにも応じられるよう連携強化を推進するとともに、被扶養者の利便性を向上させる。 ○健康づくりイベント支援の実施 ・福岡県内で実施されるウォーキングイベント等の健康づくりイベントへのブース出展により、来場者への健康づくりのアドバイス、健診受診勧奨等を実施し、健康づくりの意識を高め、協会けんぽの認知度を向上させる。 (4) 受診勧奨対策 ○事業者健診データ取得の促進 ・県・労働局との連名通知により事業者健診データ取得の促進を図る。 ○生活習慣病予防健診インターネットサービスの利用促進 ・健診担当者がインターネットを通じて効率的に健診申込ができることについて広報し、申込事業所の拡大を図る。 ○自宅への直接送付による特定健診受診勧奨（自治体のがん検診との連携）の実施 ・市町村主催のがん検診と特定健康診査（被扶養者）との同時受診について、対象者の自宅へダイレクトメールにより案内を送付することで受診率の向上を図る。 ○被扶養者特定健診実施委託機関に掲示する特定健診受診勧奨ポスターの作成 ・特定健診受診勧奨ポスターを作成し、被扶養者特定健診実施委託機関に掲示してもらうことで、特定健診受診者数の増加を図る。 ○事業所への特定保健指導対象者名簿送付による勧奨の実施 ・オプトアウト方式により対象者の把握を行い、事業所へ対象者名簿を送付し勧奨を実施する。 ○ＩＴを用いた特定保健指導の実施 ・パソコンや携帯電話を活用した特定保健指導の実施により支援開始者の増加を図る。 ○派遣職員による特定保健指導勧奨のための事業所訪問事業 ・派遣職員の事業所訪問により、特定保健指導の内容の周知及び「事業所カルテ」を活用した利用勧奨を行う。 ○被扶養者の集団特定健診後の特定保健指導の実施 ・市町村との連携などで特定健診を受診した被扶養者に対して、後日同じ会場で特定保健指導を実施する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システムの刷新 ○新しい業務・システムへの円滑な移行 ・平成 27 年 1 月に新しい業務・システムがサービスインされることから、支部内に「プロジェクトチーム」を設置し、研修等を通じた新しい業務・システムの習熟度の向上や新しい機器の設置などの対応及び加入者・事業主・健康保険委員等への申請書様式の変更等についての広報等の検討・準備を支部職員全員で推進していくとともに、「プロジェクト推進委員会」において的確に進捗管理を行い円滑な移行を図る。

(2) 組織運営体制の強化

○コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス及び個人情報保護等の各種規程の遵守を徹底する。
- ・職員採用時の研修を通じて、コンプライアンス及び個人情報保護等の各種規程の遵守を徹底する。
- ・事務処理誤りが発生した際、「事務処理誤り検討委員会」において早急に原因の究明と再発防止策を検討する。

○支部内の部門間連携の強化

- ・毎月、事業進捗状況報告会議において支部事業の進捗管理を行うとともに、支部全体での共有化を図る。
- ・支部事業実施状況について全職員を対象とした報告会を年2回開催し、支部における課題等を共有するとともに部門間のコミュニケーションの向上を図る。

(3) 人材育成の推進

○研修等を通じた人材育成の推進

- ・新規採用職員を対象としたOJT研修をはじめとする階層別研修や重点的な分野を対象に支部独自の研修及び本部での研修後の伝達研修を実施する。

(4) 業務改革の推進

○業務改善及び業務提案の積極的な実施

- ・平成27年1月の新システムのサービスインを踏まえ、効率的な業務方法や業務改善及び業務提案の検討を行い推進する。

(5) 経費の節減等の推進

○適切な在庫管理等の徹底

- ・競争入札や在庫管理等を適切に行い、経費の削減に努める。
- ・100万円を超える調達については、原則として競争入札とし、随意契約がやむを得ないものは調達審査委員会で厳格に審査する。

○調達・執行の透明性の確保

- ・調達や執行については、これらを適切に管理するとともにホームページにより調達結果等を公表する。

○節電対策の実施

- ・平成22年度の最大使用電力の20%抑制した値を上限と定め、節電対策を実施する。

平成26年度 事業計画（佐賀支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ○「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画」を作成し、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した以下の事項について更なる充実・強化を図る。 ・佐賀県との包括協定に基づく事業の推進。 ・医療に関する情報の更なる収集と分析。 ・医療に関する情報の加入者・事業主への提供。 ・関係方面への積極的な発信。 ・他の保険者との連携や共同事業の実施。 ・保健事業の効果的な推進。 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進等。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○医療費適正化対策をさらに推進するため、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画」を作成し、佐賀支部の実情に応じた総合的対策を積極的に立案していく。 ○前項を踏まえ、佐賀支部の医療費や健診データの分析結果を活用し、加入者、事業主の立場から保険者としての意見を積極的に発信し、医療費適正化の総合的対策を重点的に実施するとともに他の保険者との連携を図る。 ○各保険者間の事務レベル協議会（意見交換会）に参画する。 ○各保険者間の垣根を超えた特定健診受診勧奨広報の実施、国保との協働による特定健診の実施などを目指し、県保険者協議会へ具体的な企画を付議する。 ○現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、日本年金機構と連携を取りながら審査の強化を図る。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、加入者が安心して切換えができるための環境整備を図り、自己負担額の軽減や健康保険財政の改善を目指す。 ・更なる使用促進のための環境整備や関係方面への働きかけを行う。 ・佐賀県へ積極的な情報発信を行い、県との連携強化を進め、地域の実情にも配慮しつつ、医療機関関係者や薬局関係者への働きかけ等きめ細かな対策を進める。 ・ジェネリック割合が低い地区の薬局や医師会・薬剤師等への訪問を実施し、使用促進を図る。 ・医療費通知を活用した広報を行うとともに、加入者の視点からの各種お知らせや安全性確保の取組みを実施する。 ・意思表示をさらに容易にする「希望シール」等の配布や啓発用ポスターの活用を図る。

	・ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の軽減額通知サービス（年度内２回目通知）を充実し、かつ継続して行う。 ・新聞メディア等を効果的に利用し、加入者への広報を積極的に展開する。 （４）調査研究の推進 ○保険者機能を強化するため、医療費適正化や医療の質の確保の観点から、医療費分析マニュアルを活用した分析を行い、その受診状況や疾病動向等の医療に関する情報を分かりやすく加入者や関係団体へ提供できるよう取り組みを強化する。 ・佐賀支部の加入者の傷病の特性や受診傾向、医療環境、健診データ等を活用した多角的な分析を行う。 ・佐賀県・市町・佐賀大学（医学部）等と情報交換を行いながら分析を行う。 （５）広報の推進 ○協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者・事業主に理解を深めていただくため、その属性に応じた多様な広報チャンネルを活用し、より効率的な広報の推進を図る。 ・広報委員会を設置し、加入者・事業主の視点に立った「きめ細かく」「分かりやすい」情報提供を行う。 ・納入告知書へのチラシ、社会保険さが、支部ＨＰ、メルマガ等、加入者の視点での情報提供を行う。 ・加入者・事業主のサービス向上のため、業務内容や手続き方法などを分かりやすく解説した冊子の作成・配布を行う。 ・都道府県単位保険料率や健診関係さらには被扶養者の資格再確認等、様々な広報契機を捉え、各種情報の提供を行う。 ・医療費適正化および加入者の健康増進と健診受診率の向上を目的とした、ユーザーＩＤ・パスワードの取得方法を分かりやすく説明したチラシ等の作成・配布を行う。 ○佐賀県、市町、関係団体と連携し、地元メディアにおける情報の発信力を強化する。 ・状況に応じた各種情報の掲載依頼を行う。 ・健康保険委員を活用した情報の提供を行う。（研修会の開催等、専用の冊子を作成し配布。） ・がん検診との同時実施について、佐賀県、市町と連携し情報の発信を行う。 ○佐賀県や中小企業団体及び医療関係団体等が県内各地で開く健康イベント等に参加し、ＣＩ活動を図ることで、広く協会の存在感、協会の取組みを示す。 ・各種会合やイベント会場において支部保健師・管理栄養士による健康相談等を行う。 （６）協会の財政基盤強化に向けた関係方面への積極的な発信 ○直面している厳しい財政状況を広く伝え、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現のため、行政・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 ○協会の財政状況の厳しさや協会が求める次期制度改正の必要性等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。 ○県市町の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。
２．健康保険給付等	（１）更なるサービス向上のための取組 ○サービスの向上のため、以下の取組みを行う。 ・お客様満足度調査等の結果からお客様の意見やニーズを適切に把握し、サービス改善に努める。 ・保険給付適正化対策である審査強化とバランスを取りながら、サービススタンダードを適切に管理し、着実な支給を継続する。

(2) 高額療養費制度の周知

○平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者及び関係者等に対しその制度改正の周知を適切、丁寧に行う。また、限度額適用認定証の利用拡大及び未申請者に対する申請促進を継続する。

(3) 窓口サービスの展開

○地域の実情を踏まえた、効率的・効果的な窓口サービスの提供を行う。

○届書の郵送化を促進し、窓口の利用状況を踏まえ、支部および年金事務所窓口における職員配置の見直しを実行する。

(4) 被扶養者資格の再確認

○高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および無資格受診の防止を目的として被扶養者資格の再確認を行う。

・日本年金機構との連携を強化する。

・効果的な広報を展開し、事業主の協力を得ながら的確に実施する。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

○柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位・頻回等の申請について、加入者に対する文書照会を適切に実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じての施術者照会を継続する。

○照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

○保険給付適正化のため、保険給付適正化プロジェクトチームを活用するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。

○傷病手当金・出産手当金については、審査医師の積極的な活用や加入者及び医師等への文書による照会を継続し更なる保険給付適正化に努める。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

○保険給付適正化のため、申請書に添付された診療明細の精査し、審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

○診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検において以下の取組みを行う。

・点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

・外部委託による点検業者のノウハウを取得・活用し内容点検業務の更なる向上を図る。

・レセプト点検員の専門的知識の修得や点検技術の向上を図る。

・医療機関及び患者照会の強化を図り、さらなる資格・外傷の点検効果額の向上を目指す。

	(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 ○資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、以下の取組みを行う。 ・被保険者証回収について、催告状の送付等により更なる回収強化を図る。 ・事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ、周知を行う。 (10) 積極的な債権管理回収業務の推進 ○不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、以下の取組みを行う。 ・発生した債権については早期回収に努め、催告状の送付や電話等による督促を行うとともに訴訟等法的手続きを実施するなど、債権回収の強化を図る。 ・訴訟等法的措置を含めた債権回収の情報収集を図る。（研修・セミナー等への参加） ・債権対策会議等を実施し、これまでの対策結果を踏まえ、より効果的な対策を検討・実施する。 (11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ○健康保険委員は、事業主と加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、以下の取組みを行う。 ・健康保険委員研修会等を開催することにより制度の周知・広報、相談及び協会の各種事業をさらに推進するためにより結びつきを強めていく。 ・協会の各種事業にご協力いただいた活動や功績に対して、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。
3. 保健事業	○加入者の疾病の予防や健康増進を目指し持続可能な医療保険制度を維持するために、効果的な保健事業の推進の以下の取組みを行う。 (1) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：96,369人）平成26年度見込 ・生活習慣病予防健診 実施率：53.1%（実施見込者数：51,172人） ・事業者健診データ 取得率：7.0%（取得見込者数：6,746人） ○被扶養者（受診対象者数：32,898人）平成26年度見込 ・特定健康診査 実施率：19.2%（実施見込者数：6,316人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：10,599人）平成26年度見込 ・特定保健指導 実施率：28.8%（実施見込者数：3,053人） (内訳) 協会保健師実施分 22.7%（実施見込者数：2,406人） アウトソーシング分 6.1%（実施見込者数：647人）

	○被扶養者（実施対象者数：606人）平成26年度見込 ・特定保健指導 実施率：2.7%（実施見込者数：16人） （3）その他の保健事業 ○生活習慣病の重症化予防対策 ・県、労働局と連携し、事業主への働きかけを強化。 ・未治療者への受診勧奨事業の対象者全員への二次勧奨の実施。 ・生活習慣病が疑われる者への保健指導の実施。 ○佐賀大学（医学部）との医療費分析に関する共同研究 ・支部医療費分析のため、基礎データ収集・分析手法の共同研究を実施し、効果的な保健事業の実施に向けた「データヘルス計画」を作成する。 ○県、市町や関係団体との連携強化 ・健康イベント等への参加及び特定健診同時実施の拡大。 ・他の保険者との情報交換を密に行い、共同での事業展開を図る。 （4）受診勧奨対策 ○被扶養者に対する受診勧奨の強化 ・支部独自の集団健診の実施。 ・市町と連携し、がん検診との同時実施の拡大。 ○新規適用事業所や任意継続加入者への受診勧奨の実施 ○事業主への勧奨強化 ・事業所を訪問し、事業主に対する勧奨の実施（生活習慣病予防健診受診勧奨・特定保健指導受入れ 事業者健診データ提供）。 ○保健指導委託先の指導・育成と拡充 ・支部保健師との合同研修や意見交換会の開催。 ・健診時の初回面談促進。
4. 組織運営及び業務改革	（1）業務・システム刷新及びシステムの早期定着の推進 ○事務集約化及び事務処理の向上を図るため、業務・システム刷新に係る体制整備を行い、支部内に「システム刷新プロジェクトチーム」を設置する。また、現場レベルでのシステムインに向けた準備及び早期の定着を推進する。 （2）組織や人事制度の適切な運営 ○リスク管理体制の整備。 ・リスク管理委員会の結果について、全職員に対しリスク回避等の徹底を行う。 ○コンプライアンスの徹底を図る。

・コンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス通信の周知、行動規範の読み合わせ等により、職員全員に法令順守の徹底を行う。

○定期的なセルフチェックの実施による個人情報保護に対する職員への啓発を図る。

○目標管理制度を活用した人事評価を適切に運用するとともに、実績や能力本位の人事を推進する。

○内部統制（ガバナンス）機能を発揮し、支部内部部門間の連携を一層深め、組織運営体制の強化を図る。

（３）人材育成の推進

○業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。

・契約職員等に対する研修体制の整備。

・支部全ての職員が、健康保険制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。

・本部研修受講者による伝達研修により人材育成の強化を図る。

・支部または各グループで重点的な分野について研修計画を策定し、個々の能力向上のための支部独自の研修会等を行う。

・全職員を対象としたハラスメント研修等を実施する。

（４）業務改革の推進

・業務改善委員会等により日々業務に携わる職員からの創意工夫を提案、検討等を行い、サービスの向上や業務改革を推進する。

・定型業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進することで、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

（５）経費節減等の推進

○事務経費削減の観点から、予算の執行に当たっては、業務の再点検により低コストの実現、コスト効率の向上の徹底を図るとともに、適切な在庫管理等により経費の節減に努める。

○調達コストの削減と透明性の確保

・各グループの調達計画を踏まえ年間調達計画書を作成し、効率的効果的な物品等の調達を行う。また職員のコスト意識の向上を図る。

・調達における競争性、透明性の確保を図るため、100万円未満の調達案件についてもできる限り競争入札を行い、調達コストの削減に努める。

平成26年度 事業計画（長崎支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ①地域における健康づくりや医療提供体制に関わる各種協議会に参画し、それぞれの協議会での支部の方向性を共有したうえで、医療・介護政策立案の場で意見・主張を積極的に発信する。 ②長崎県保険者協議会等の場を活用して、互いの医療費及び健診結果等のデータを持寄り、共同分析及び団結した事業の展開を図る。 ③長崎支部独自の「データヘルス計画（仮称）」を策定する。 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ①「慢性腎臓病（CKD）」の予防啓発事業を長崎市と連携して行う。 ②適切な薬の服用と重複投与防止を目的に「おくすり手帳」の適正使用を加入者へ働きかける。 ③長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」を積極的に推進し、加入者に向けて広報等を行い「あじさいネット」の利用を促す。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ①ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等を活用して、加入者にわかりやすい広報を行い使用促進を図る。 ②「ジェネリック医薬品希望シール」を被保険者証送付時に同封して、使用促進を図る。 ③長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会へ参画し、保険者の立場から積極的に情報提供と意見発信を行う。 ④ジェネリック医薬品の使用促進については、他保険者等においても共通の課題であることから、共同で行える施策や軽減額通知結果等について、積極的に情報交換を行い、連携を図る ⑤県医師会及び県薬剤師会の協力のもと、医療機関・薬局等へ「ジェネリック医薬品使用促進ポスター」を配布して掲示を依頼し、使用促進を図る。 (4) 広報の推進 保険者機能を発揮した協会の取組や業務・システム刷新について理解を深めていただくために、支部の広報媒体のほか地元メディア等を活用して積極的な情報提供を行い、発信力を強化する。 ①健診実施機関や市町のがん検診実施情報についての広報を充実させ、特定健診受診率向上を図る。 ②関係団体（商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会等）とロータリークラブ等と連携して、広報及び事業主を対象とした研修会等の共同開催を行い、以下の情報等を直接事業主へ届ける機会を設ける。 - イ 「健康経営」の啓蒙と事業所健康度診断の活用による現状把握 - ロ 健診・特定保健指導の重要性と利用促進 - ハ 協会けんぽの財政状況と医療保険制度の現状及び高齢者医療制度改革の必要性 ③幹部職員が事業所を訪問し、以下の情報等を直接事業主へ届ける機会を設ける（目標：年間400先）。また、訪問後も経年的な傾向を示した事業所健康度診断を提供していく。 - イ 「健康経営」の啓蒙と事業所健康度診断の活用による現状把握

	□ 健診・特定保健指導の重要性と利用促進 - ハ 協会けんぽの財政状況と医療保険制度の現状及び高齢者医療制度改革の必要性 ④加入者に直接届く広報として、メールマガジンが有効であることから、更なる登録勧奨を行う。 - イ 各種説明会・研修会等の機会を活用。 □ 幹部職員と保健師・管理栄養士の事業所訪問の機会を活用。 - ハ 新規適用事業所に「健康保険事務手続き」を送付する際に、勧奨文書を同封する。 ⑤長崎支部の医療費・健診結果データの分析や統計情報を利用し、地域性を強化した広報を行う。 (5) 健康保険委員の活動の充実 ①協会けんぽ独自の健康保険委員研修会を長崎市・佐世保市・大村市の3会場にて開催し、健康保険の知識の習得と事業所の健康づくりの推進を図り、委員活動の具現化に向けての意見聴取等を行う。 ②更なる健康保険委員委嘱者数の拡大を図る。 - イ 支部の広報媒体の活用。 □ 各種研修会及び説明会の機会を活用。 - ハ 事業所への訪問機会を活用。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 お客様の声やお客様満足度調査等の結果を踏まえ、加入者の意見やニーズを適切に把握し、支部の創意工夫を活かして、サービスの改善や向上に努める。 ①サービススタンダードの着実な実施 傷病手当金等の現金給付の支給申請受付から給付金振込までの期間のサービススタンダードを定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 ②お客様満足度の向上 - イ 支部内研修を通じて業務知識の向上を図るとともに、お客様第一主義の意識の徹底を図り、お客さま満足度を高める。 □ 加入者目線でのパンフレット・チラシ等を活用し、お客様にわかりやすい案内を進める。 (2) 高額療養費制度の周知 ①平成26年度に所得区分の改正が見込まれる高額療養費制度について、事業主・加入者に対して、各種広報及び各種説明会により改正内容の周知を図る。 ②医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。 ③高額療養費未請求者に対し、支給申請手続きを勧奨する。 (3) 窓口サービスの展開 ①協会窓口に郵送化の周知用リーフレットを配置し、相談者へ周知を図る。 ②電話での相談者に対して、郵送化の周知を図る。また、申請書送付依頼者に対しては、封筒貼付用紙（支部住所記載）を同封し、郵送化の推進を図る。 ③各窓口における各種申請等の受付や相談等の利用状況、郵送化の進捗状況を踏まえサービスの低下とならないよう配慮しつつ、窓口の職員配置等の見直しを行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

- ①被扶養者資格の再確認については、被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を目的として、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得て的確に行う。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化及び適正な給付業務の推進

- ①保険請求履歴等を分析し、多部位、頻回及び長期施術に係る申請について、加入者に対し文書照会を強化する。疑義が生じた案件については、施術者に照会等を行い、適正化を図る。
- ②加入者に対し文書照会時にチラシ等を同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行う。また、各種説明会や広報媒体を活用し、適正受診の促進を図る。
- ③九州厚生局長崎事務所・長崎県との連携により、施術者に対し、柔道整復施術療養費請求の適正化を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

- ①支部現金給付適正化対策要領に基づき、保険給付プロジェクトチームの重点審査会において、重点審査項目に該当する申請書（特に、資格取得から2か月以内の申請書・標準報酬が高額な被保険者の申請書・海外での療養の申請書等）の審査強化を図る。
- ②不正請求の疑いのある申請等には、保険給付プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主の立入検査を実施するなど、不正請求の防止のための審査を強化する。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

- ①海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査や被保険者照会を実施するなど、審査の強化を行う。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

資格・外傷・内容点検を効果的に実施し、医療費適正化を推進する。

- ①内容点検においては、レセプト点検効果向上計画を引き続き実施し点検効果額の向上を目指す。
 - イ 自動点検マスタの更新、汎用任意抽出・本部配布ツール検証を行い、システムを活用した効率的な点検を推進する。
 - ロ 点検業務の一部外部委託により、レセプト点検の質の向上に努める。
- ②レセプト点検員のスキルアップを図る。
 - イ 本部主催及び外部業者の研修による知識の習得、各支部査定事例等の検討による情報の共有化に努める。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

- ①被保険者証回収については、資格喪失してから早期に文書による催告を行った後、電話や訪問による催告を行い、回収強化を図る。
- ②医療機関受診時における被保険者証の確認等を、医療機関等への協力要請等により、無資格受診等の事由による債権の発生を抑制する。また、事業所や加入者に対して、資格喪失後は被保険者証を確実に返却するよう、チラシ等の広報媒体や各種説明会を通じ周知徹底する。

	(10) 積極的な債権管理回収業務の強化 ①資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施する。 ②交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
3. 保健事業	(1) 事業計画に係る施策について、実施時期を早期に決定し、PDCAによる目標管理を徹底する。 (2) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 効果的な保健事業を推進するために、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報収集・分析等の結果を活用し、支部の実情に応じた保健事業を進める。 ①健診結果により、長崎支部は高血圧リスク保有者が全国平均よりも高いことから、事業所への訪問や研修会、料理教室等を活用し、高血圧の実態と減塩に着目した健康教育を行う。 ②糖尿病及び高血圧の要治療域と判定されながら未受診である者に加えて、腎機能の悪化が疑われる者に対しても、支部独自の基準を設定して医療機関への受診勧奨を行う。 (3) 健診 ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：154,082人） ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：77,000人） ・事業者健診データ 取得率：6.5%（取得見込者数：10,000人） ○被扶養者（受診対象者数：52,679人） ・特定健康診査 実施率：17.1%（実施見込者数：9,000人） (4) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：17,487人） ・特定保健指導 実施率：24.6%（実施見込者数：4,300人） （内訳）協会保健師実施分 20.0%（実施見込者数：3,500人） - アウトソーシング分 4.6%（実施見込者数：800人） ○被扶養者（実施対象者数：828人） ・特定保健指導 実施率：3.6%（実施見込者数：30人） (5) 健診（事業者健診結果データ取得含む）及び特定保健指導の受診勧奨対策 100日計画（10営業日を1ターンとし、10ターンで計画）を設定して幹部職員が事業所を訪問し、生活習慣病予防健診の利用、事業者健診結果データの提供、特定保健指導受入れ等を直接事業主に要請する。その他の対策は以下の通り。 ①健診受診勧奨対策 - イ 事業所健診実施機関と連携して、生活習慣病予防健診受診勧奨パンフレットを作成し、健診機関より事業所健診を実施した事業所へ配付する広報体制を構築し、生活習慣病予防健診の実施数増加を図る。 - ロ 事業所へ特定健康診査の受診勧奨を行い、健康意識を啓蒙し、特定健康診査の実施数増加を図る。

	②事業者健診結果データ取得対策 データ提供について同意をいただいた事業所の健診結果データについて、健診機関への電子データでの作成依頼を強化し、事業者健診データの取得数増加を図る。 ③保健指導対策 生活習慣病予防健診対象者アップロードサービスを利用している事業所に対する保健指導の勧奨を強化し、特定保健指導実施数増加を図る。 (6) データヘルス計画 ①糖尿病及び高血圧の要治療域と判定されながら未受診である者に加えて、腎機能の悪化が疑われる者に対しても、医療機関への受診勧奨を行う。 ②特定健診のデータにより、高血圧に該当している対象者を抽出し、その者の健康状態・食習慣を把握し、減塩に特化した保健指導を行う。 ③保健師・管理栄養士が事業所を訪問する際、特定健診のデータを分析し県平均と該当事業所平均を対比した事業所健康度診断を活用し、「健康経営」について啓蒙を図る。 (7) その他の保健事業 ①健康保険委員や保健指導対象者とその家族に対して、高血圧や糖尿病予防に関するヘルシー料理教室の実施し、食事が与える健康への影響を講じ、高血圧や糖尿病予防についての理想的な食事のレシピと調理方法を示すことで、健康への意識付けを行う。
4. 組織運営及び業務改革	(1) コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理の徹底 ①法令等規律の遵守については、研修等を通じて徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守や、アクセス権限・パスワードの適切な管理等を定期的に点検し徹底する。 ②コンプライアンス委員会を年2回（5月・11月の自主点検後）開催する。また、案件が発生した場合は適宜開催する。 ③職場内に「報告・連絡・相談」と、それに対する「指示・命令・回答」を確実にを行う風土を定着させる。 (2) 組織運営体制の強化 ①幹部職員の役割と責任の再認識を行い、部下の指導及びフォローの徹底を図る。 ②職員の役割と責任を明確にし、職員が自ら考え実践できる「自律した組織」を構築する。 ③支部内会議の定期開催等により情報の共有化を図るなどして支部内連携を強化し、「協働する組織」を構築する。 (3) 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ①加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 (4) 業務・システム刷新 ①プロジェクトチームが中心となり、全職員に対して、業務刷新に係る最新情報を迅速に発信する。また、研修会等を実施し、新業務・システムの習熟度を段階的に高めて早期定着を図る。 ②業務・システム刷新に伴う変更について、積極的に関係各方面に広報を行い、早期移行・定着を促す。

	(5) 人材育成の推進 ①本部主催の階層別研修、業務別研修受講後、伝達研修を実施し、職員の能力向上へと繋げる。 ②支部の各専門分野での研修（窓口研修、レセプト点検員研修、保健師研修、契約職員研修等）を実施し、専門知識の習得を図る。 (6) 経費の節減等の推進 ①引き続き、事務用消耗品や水道光熱費等の執行状況を分析し、職員のコスト意識を一層高め、徹底して「無駄」を省き、さらなる経費の節減に努める。 ②消耗品管理簿による在庫確認を徹底し、使用者へ用途を確認し、適正な管理・払出し・要求を行う。 ③調達や執行について、必要に応じて調達審査委員会を開催して適切に管理する。また、支部ビルへの掲示、積極的なホームページ公告を行うことにより、幅広く公平性を確保する。 (7) 職場環境、職員の健康管理 ①毎月、産業医による健康相談を実施し、職員等の健康増進を図る。 ②時間外勤務の状況等を日毎に確認し、繁忙期及び業務・システム刷新等に伴う業務量の増加により、特定の職員に負荷が集中することがないように管理を行う。
--	---

平成26年度 事業計画（熊本支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 1. 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、医療費、健診データ、加入者からの考えを収集・分析するとともに「データヘルス計画（仮称）」を作成し、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について具体化し更なる充実強化を図る。 ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・都道府県など関係方面への積極的な発信 ・他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品の使用促進 等 上記の実施に当たっては、特に、①県の政策部局をはじめ、市町村に対して収集・分析したデータを活用しながら協会の意見を発信していくとともに、医療政策・介護政策の立案に積極的に参加すること、②県及び他保険者との間で医療情報の分析や保健事業等における連携推進を図ること、③事業主に対して経営の視点から健康管理を考えていただけるような取組に重点を置き実施する。 2. <u>協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向けた制度の見直しを現場目線で検討し、本部に発信する。</u> ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 1. システムや医療情報の分析結果の活用により以下の事項について強化を図る。 （1）レセプト点検の強化 （2）現金給付の審査強化 2. 「データヘルス計画（仮称）」を作成し、県や他保険者との連携による医療費適正化対策を積極的に立案し実施する。 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 1. 自己負担額軽減効果通知の充実による促進を図る。 2. 希望シールの積極的な配付により促進を図る。 3. レセプトデータの分析結果を活用し、関係機関との連携による啓発活動を推進する。 ○調査研究の推進等 1. 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」の具体化に要するデータ分析のための調査研究を実施する。 2. <u>効果的な運用ができる制度の見直しに向けた調査研究を実施する。</u> 3. <u>新たな広報媒体の開発に向けた調査研究を実施する。</u> ○広報の推進 1. 協会の財政状況や取組、医療保険制度などについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解を深めて

	いただくために以下のような取組を行う。 (1) 既存の広報媒体について更に創意工夫を重ね、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。 (2) 加入者に直接届く広報を実施する。 (3) 医療情報の分析結果等を活用し、関係団体と連携した説得力のある広報を推進する。 (4) 医療情報の分析結果等を活用し、新聞、雑誌などメディアへの積極的かつ説得力のある発信を行う。 2. モニター制度やアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組を進め、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。 ○的確な財政運営 1. 協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するとともに、本部と連携し国、関係機関への働きかけ等を進める。
2. 健康保険給付等	○サービス向上のための取組 1. お客様満足度調査等を実施し、加入者等のご意見や苦情等からサービス改善に取組む。 2. 傷病手当金等の現金給付は、受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内と定めるサービススタンダード100%を継続実施する。 3. 現金給付の支給申請書は、加入者がわかりやすく記載しやすいものに改善し周知を図る。 4. 医療費通知及びインターネットを活用した医療費の情報提供サービスの周知を図る。 5. 任意継続被保険者の保険料について口座振替や前納の利用促進を図る。 ○高額療養費制度の周知 1. 高額療養費制度の改正内容など制度の周知を図る。 2. 高額療養費の未申請者に対する申請促進（ターンアラウンド）を実施する。 3. 限度額適用認定証の利用促進のため、利用が見込める医療機関を対象に申請書の設置を拡大する。 ○窓口サービスの展開 1. 窓口職員の業務遂行能力の向上を図り、効率的・効果的なサービスを提供する。 2. 郵送化の状況や窓口利用状況を踏まえ、支部及び年金事務所の窓口体制のあり方を検討する。 ○被扶養者資格の再確認 1. 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および無資格受診防止を目的とした被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。 ○柔道整復施術療養費の照会業務の強化 1. 柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者に対し施術内容の文書照会を継続実施する。また、パンフレットを同封し受診についての正しい知識を普及させるための広報を実施する。 ○傷病手当金・出産手当金不正請求の防止 1. 不正請求の疑いのある申請書等は、保険給付適正化プロジェクトチームを活用し強化する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。

	○海外療養費支給申請における重点審査 1. 海外療養費支給申請については、海外渡航などの事実関係を適正に審査し強化を図る。 ○効果的なレセプト点検の推進 1. 資格点検は、計画的な医療機関照会等を実施し、的確な返納処理を行う。 2. 外傷点検は、システムから効率的な抽出を行い、業務上及び第三者行為に該当するレセプトの点検を強化し、保険給付費の返還の向上を図る。 3. 内容点検は、システムを活用した自動点検等により効率的かつ効果的なレセプト点検の強化を図る。また、点検員のスキル向上のための効果的な勉強会等を実施する。 ○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 1. 債権発生防止を目的に対象者に対して催告状の送付等を行い、回収を強化する。 2. 一般事業所分は、今後の保険証の確実な添付についての協力を得られるよう文書・電話等により適正化を図る。 ○積極的な債権管理回収業務の推進 1. 文書・電話・訪問勧奨を実施し、効果的・効率的な債権回収を実施する。 2. 資格喪失後受診による返納金は、必要に応じ保険者間調整を活用し債権回収を図る。 3. 交通事故等が原因による損害賠償金債権は、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、確実な回収を行う。 4. 悪質返納拒否者に対し、訴訟等法的手続きも視野に入れた債権回収を実施する。 ○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 1. 健康保険委員との意見交換会を実施し活動の強化を図る。 2. 健康保険委員研修会を開催（年金事務所と連携）し、委員の知識の向上及び情報提供を行う。 3. 委嘱者数拡大に向け一定規模以上事業所に対し年間を通じ計画的に勧奨する。 4. 健康保険委員の表彰の実施
3. 保健事業	○保健事業の総合的かつ効果的な推進 1. 各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、効果的な保健事業を進める。 2. 健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療につなげる取組を進める。特に糖尿病の関係機関と連携を図り、重症化予防や医療連携に関する対策を推進する。 3. 「健康づくり推進協議会」などの意見を踏まえて中長期計画を策定し、支部の実情に応じた取組を強化するとともに、他支部の好事例を積極的に取り入れ、効果的な保健事業を進める。 4. 「元気な職場づくり支援事業」を通じ、事業主に従業員の健康の重要性についての理解を深めるとともに「家庭の健康づくりサポーター事業」を通じ、加入者の健康づくりに対する意識の高揚を図る。 ○特定健康診査及び特定保健指導の推進 1. 事業所健康度診断（事業所カルテ）を活用し、事業所訪問等により事業主に積極的な働きかけを行う。

	2. 特定健診については、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域については、協会主催の集団健診を実施する。また、熊本市においては、健康づくり包括協定に基づき連携して推進する。 3. 社会保険労務士と連携し、事業主に積極的な働きかけを行う。 4. 事業者健診データの取得については、行政通知を活用するほか、労働局等との連携を図り、実施目標の達成に努める。 5. 特定保健指導については、アウトソーシングを拡大し、また、IT の活用を更に推進する。 (1) 健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：196, 682 人） ・生活習慣病予防健診 実施率：56.0%（実施見込者数：110, 142 人） ・事業者健診データ 取得率：6.0%（取得見込者数：11, 801 人） ○被扶養者（受診対象者数：61, 758 人） ・特定健康診査 実施率：21.0%（実施見込者数：12, 970 人） (2) 保健指導 ○被保険者（実施対象者数：27, 072 人） ・特定保健指導 実施率：26.0%（実施見込者数：7, 040 人） （内訳） 協会保健師実施分 18.7%（実施見込者数：5, 063 人） アウトソーシング分 7.3%（実施見込者数：1, 977 人） ○被扶養者（実施対象者数：1, 323 人） ・特定保健指導 実施率：12.0%（実施見込者数：159 人） (3) その他の保健事業 ①自治体や他保険者との連携により健康教育、健康相談、保健事業の普及啓発等を推進する。 ②行政と連携したポピュレーションアプローチを実施する。 ③熊本市との健康づくり包括協定に基づく医療費分析結果に基づき、地域の特性に沿った保健事業を検討し実施する。 ④行政や関係機関と連携した健康啓発イベントの開催や積極的な参加を行う。 ⑤事業所におけるセミナーや関係機関と連携した各種セミナーを検討し実施する。 (4) 受診勧奨対策 ①生活習慣病予防健診未利用事業所への訪問及び健診実施機関への委託による勧奨を実施する。 ②生活習慣病予防健診未利用事業所の被保険者への直接勧奨等を積極的に実施する。 ③任継被保険者への健診案内を実施する。 ○各種事業の展開 「元気な職場づくり支援事業」を展開し、事業主に対して経営の視点から健康管理を考えていただけるような取組を推進する。
4. 組織運営及び業務改革	○業務・システムの刷新 1. 平成 27 年 1 月の運用開始に向け、本部から示されたスケジュールに基づき着実に準備を進め、早期に定着を図る。 2. サービスイン以降に開発される内容について積極的に本部へ意見発信を行う。 ○組織や人事制度の適切な運営と改革 1. 組織運営体制の強化 (1) 活性化プロジェクト等により職員の意見を反映し、実態に沿った組織づくりを推進することにより、組織運営体制の

強化を図る。

（２）支部間交流研修の充実化を図り、部門間連携を強化する。

２．協会の理念を实践できる風土・文化の更なる定着

支部長による職員面談、目標達成シートの作成時及び中間ヒアリングの実施により、協会の使命や目標の徹底を図る。

３．コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

研修や自己チェック等を通じその遵守を徹底するとともに、定期的にコンプライアンス委員会を開催し状況等の確認を行う。

４．リスク管理

四半期に１回自主点検を実施する。

○人材育成の推進

１．研修の開催

支部研修計画に基づき研修を行い、業務に必要な知識の習得を図る。

２．研修会への参加

業務に必要な知識の習得のため本部主催研修会及び関係団体等の主催する研修会等へ積極的に参加する。

３．自己研鑽の推進

「ミニマムスタンダード100」や必要な資料の整備により、自己研鑽意欲の高揚を図る。

本部の斡旋する通信教育講座等を斡旋するとともに受講状況を確認し推進を図る。

○業務改革の推進

１．創意・工夫の提案・検討

本部への業務改善提案、支部活性化プロジェクトの活用により実施する。

２．事務処理誤りの防止等

業務改善提案、支部活性化プロジェクトの活用により防止策を検討する。

○経費の節減等の推進

１．在庫管理

毎月在庫管理を行うことにより経費の節減に努める。

２．経費削減

超過勤務削減の取組み等により経費削減に努める。

平成 26 年度 事業計画（大分支部）

項 目	実施内容（26 年度）
事業運営の基本方針	(1) 大分支部中期計画の推進 ○ 大分支部中期計画・アクションプラン（第Ⅱ期）・本部基本方針と連動して総合的に推進するとともに次の中期計画の策定を行う。
1. 保険運営の企画	(1) 国、都道府県等関係方面への積極的な発言 ○ 医療費や健診データの分析結果を活かし、大分県医療計画策定協議会、大分県医療費適正化推進協議会、生涯健康県おおいた 21 推進協議会、大分県後発医薬品安心使用促進協議会、大分県がん対策推進協議会等を通じて加入者・事業主の立場に立って保険者としての意見を積極的に発信する。 (2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 A. 「大分支部中期計画」に基づき重点戦略を実施する。 ① 対話型コミュニケーションを強化し、対象者別アプローチの企画・運営を行う。 ・対話集会の実施や Web を活用することで加入者・事業主の意見を聴くとともに、加入者同士・事業主同士の意見交換を行うことで、協会けんぽ加入者としての一体感を生み出し、協会支部への支持共感を促す。 ・健診の結果等において個別化された情報提供を行うことで、加入者の行動変容を図る。 ② ホルトホール大分の機能を活用し、健康増進拠点施設・地域連携融合拠点を構築する。 ・ホルトホール運営のホルトホール大分みらい共同事業体と連携し、運動施設・キッチン施設を活用し、加入者の行動変容を促す。 ・支部の窓口機能と保健機能を融合し、来所型の保健指導など利用機会の拡大を図る。 ③ 事業主への健康投資アピールで企業価値の向上を目指す。 ・一社一健康宣言事業所に対し事業所健康診断シートを提供することで、自社の加入者の健康度を理解してもらうとともに、社員の健康と事業所利益が一致することを事業主に理解を促す。 ・社会保険協会、社会保険委員会連合会と連携し一社一健康宣言を通じた職場における健康づくりを推進し、健康づくりに積極的に取組む事業所をホームページ等を通じて公表することで地域における事業所の存在感をアピールする。 ・経営者セミナーなどの一社一健康宣言事業でのイベントを開催し、事業主に従業員への健康投資を啓発する。 ④ これまでの取組みを検証し、第 2 次中期計画を策定する。 B. 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、支部の「データヘルス計画」を作成する。また、パイロット事業を活用し、データヘルス計画を推進する。 C. 「大分支部の医療費適正化の総合的対策」を実施する。 ① 生活習慣病予防の取組 ② レセプト点検の強化

- ③ 現金給付の審査強化
- ④ 債権発生抑制と早期回収
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用促進
 - ・薬剤師会等と連携し、薬局の実情の把握とお薬手帳を活用したジェネリック促進事業を実施する。
- ⑥ 適正受診の啓発の強化の取組
 - ・市町村や薬剤師会等と連携し、重複受診・頻回受診・重複投与防止を啓蒙するセミナーを実施する。
- ⑦ 協会と加入者が一体となった取組
 - ・一社一健康宣言を通じた健康づくり事業への協力を進めていき、協会との結びつきを強化する。
 - ・健康保険委員のメリットを強調し、拡大を図るとともに、財政問題に関する国への提言を行う。
- ⑧ 保健師等による事業所訪問時における総合的啓発活動
 - ・保健師による訪問その他職員による事業所訪問時において協会の様々な取組みを説明し、事業への協力をお願いし、理解を深めてもらう。
- ⑨ 関係機関と連携強化による医療費の適正化対策
 - ・県・市町村と連携し、地域における健康事業の様々な取組みへの協力支援を行う。
 - ・県・市町村と連携した分析、健康増進対策を行う。
 - ・保険者協議会の中での存在感を発揮し、予防から重症化対策にいたるまでの保健連携・被保険者証の医療機関の窓口提示などの適正医療事業など連携事業を進める。
 - ・社会保険協会や産業保健センター等と連携し疾病別の健康セミナーを開催する。
 - ・医療関係機関や教育機関と連携した健康啓発活動を進める。
- (3) 調査研究の推進等
 - 医療の質の向上、効率化を踏まえて 25 年度の医療費分析を行い、大分支部の医療費適正化総合的対策につながる調査研究を推進するとともに、加入者・事業主等へ適時情報提供可能とできるデータベースを構築し、事業所健康診断等により各事業へ活用するとともにステークホルダーに周知を行う。
 - 地域の医療費の動向を地図情報に落とし込み、各地域の医療費の見える化を図り、県市町村へ発信する。
- (4) 的確な財政運営
 - 地域の医療費の適正化のため行う支部の取組みが適切に働くような財政運営を行う。
 - 支部単位保険料率について事業主・加入者に対して、十分な説明・広報を実施する。
 - 被用者保険のセーフティネットとして協会の財政状況や他の被用者保険との保険料格差、高齢者医療制度の公平かつ適正な負担の在り方等について、協会の考えを説明し理解と協力を求めていく。
- (5) 双方向的な広報活動の推進

「大分支部の中期計画」に基づき、紙・IT・対話等を連動した広報全体計画を立てるとともに、各媒体に則した広報を実施することで、各ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを推進していく。

	○ 業務・システム刷新に伴う広報の実施 ○ 定期的な広報活動の充実（納入告知書に広報チラシを同封することによる事業所への周知等） ・ ホームページへの誘導や対話集会への導線としてなど双方向性を強化する ○ 支部ホームページ等を活用して加入者及び事業主と双方向コミュニケーションの推進 ・ Web を活用して加入者が参加できるイベント・コミュニティを設けるなどの工夫を行う。 ○ メールマガジンによる迅速でわかりやすい広報の実施（月１回配信） ・ ユニーク数などで加入者のニーズを汲取り、それに対応したものを発信していく。 ○ 任意継続加入者に対する広報の実施（新規、定時納付書を活用した広報） ○ 健康保険委員に対する広報 ・ 健康保険委員のコミュニティを活用し、健康保険委員とのコミュニケーション及び委員同士の交流を実施 ・ 「健保委員だより」の発行や健康保険委員への研修や勉強会、対話集会の実施 ・ 一社一健康宣言にエントリーしてもらい、宣言事業所をホームページ等で公表する。 ○ 日本年金機構、社会保険協会等の関係団体との連携やメディアを活用した広報の実施 ・ 社会保険協会が発行する「社会保険おおいだ」を活用し、健康保険委員を中心に内容の深い広報を行う ○ 各種事務説明会等を活用した広報（新規適用事業所説明会、事務担当者説明会等） ・ これまでのアンケート結果をフィードバックするなど一方的な説明にならないよう工夫する。 ・ アクションプランの取組み状況をわかりやすいパンフレット等で周知する。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 ○ さらなるサービスの改善に結びつけるため、支部の創意工夫を生かして、事業主及び加入者の意見やニーズを常時反映しながら、サービスの改善や向上を図る。 ① 健康保険給付等において、不正が疑われ、とくに厳格な審査が必要な請求等を除き、サービススタンダードを維持する。 ② 加入者本位の目線で接客及び電話対応を行うことにより、お客様満足度の向上を図る。 ③ 研修等の活用により、接客スキルの向上を図る。 ④ 郵送による申請促進のための環境整備や周知を図る。 ⑤ 様式変更に伴う周知広報を図る。 (2) 高額療養費制度の周知 ○ 制度改正が予定されていることから各種広報を行い制度周知を図る。 ○ 医療機関の協力のもと、限度額適用認定申請書の利用促進を図る。（制度説明チラシ、申請書、郵送用封筒をセットにした配布物を作成） ○ 未申請者へターンアラウンド方式の申請書送付によるサービスを実施する。 (3) 窓口サービスの展開

- お客様の満足度の向上を図る。
- 支部窓口・年金事務所出張窓口でのお客様ニーズにあったサービスの提供を行う。
- 年金事務所出張窓口のあり方を郵送状況や来客状況を分析し検討する。
- (4) 被扶養者資格の再確認
 - 日本年金機構との連携のもと、各事業主の協力を得て的確に実施する。
 - 事務説明会等の開催により、加入者・事業主へ事業の周知及び事業協力を得る。
- (5) 傷病手当金、出産手当金の適正化の取組
 - 不適正な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。
 - 不正等の疑義が生じた案件については支部の給付適正化プロジェクトチームで検討を行い、的確に事業所・加入者への立入調査を実施する。
 - 医師照会や審査医師を活用し厳正な審査を行い、給付の適正化に努める。
 - 傷病手当金、出産手当金については、引き続き役員報酬調査を実施する。
- (6) 療養費適正化の取組
 - 柔道整復施術療養費については、加入者に対して文書照会等を行い、給付の適正化を図る。
 - 海外療養費については本人照会等により給付の適正化を図る。
 - 療養費の適正化を図るため、制度の周知、適正受診の啓発を行う。
 - 柔道整復施術療養費においては、多部位・頻回（3部位かつ15日以上）申請のあった加入者等に対し、文書照会等を実施するとともに制度周知のパンフレットを送付する等適正受診の促進を図る。
 - 柔道整復施術療養費の患者照会業務の外注化について、検討を行う。
 - はり・きゅう、あんま・マッサージにかかる療養費について、同意医師、及び患者照会を実施し、適正化を図る。
 - 現金給付の適正化対策において、自治体、各保険者及び関係機関と連携を図り、総合的な給付の適正化に取組むとともに、九州厚生局、大分労働局との情報交換をさらに強化し、事業を推進する。
- (7) 資格喪失後受診等による債権発生防止のための取組
 - 無効被保険者証の回収について、催告状の送付、電話督促を行う等回収強化を図る。
 - 事務説明会等において、適正受診及び被保険者証回収について事業主・加入者へ周知し協力を得る。
 - 日本年金機構との連携のもと、制度の周知、適正受診の啓発を行う。
- (8) 積極的な債権管理回収業務の推進（[目標]前年度を上回る債権回収率の実現）
 - 発生債権の督促事跡や収納記録等を正確に管理するとともに毎月の債権進捗会議において情報の周知を行う。
 - 時効起算日や時効期間を適切に管理し、債務承認等を行うことで、債権時効消滅の防止を図る。
 - 債権管理規程及び債権回収の手引を遵守して、文書、電話、訪問による催告を実施するとともに、より効果的な催告業務の手法検討を実施する。
 - 納付勧奨業務にあわせて、業務グループと連携して証回収催告を行うことで、後発債権の抑制を図る。

- 納付拒否者や長期未納者等の自主納付が見込めない者に対し、早期回収を目的として弁護士名を活用した通知の送付を実施する。
 - 法的措置による債権回収を積極的に実施する。
 - 損害賠償金についても返納金債権と同様に適切な回収業務を実施する。
 - 担当者会議や研修会等の機会を通じて、債権回収業務のノウハウ習得を図る。
 - 平成 26 年度の業務・システム刷新にあたり、円滑な事務移行ができるよう取り組む。
- (9) 中期計画に基づく、関係機関との連携強化
- 療養費の適正化等の事業について、各市町村との連携を強化する。
 - 協会けんぽの給付等のデータを関係機関に提供する。
 - 医師会や柔道整復師会と連携し、現金給付の医師等の意見の記載について説明会を開催するなど給付の適正化の啓発を行う。
- (10) 効果的なレセプトの点検の推進
- ＜共通事項＞
- 協会システムによるレセプト抽出機能を活用し、効率的・効果的な点検を充実させ現物給付の適正な保険請求を図る。また、三師会・支払基金及び個別医療機関への周知、厚生局への情報提供、事業主・加入者等への適正受診等の啓発に取り組み医療給付の適正化を図る。
- ＜内容点検＞ [目標] 加入者一人当たりの査定効果額 102 円以上
- 点検効果向上化計画を引き続き策定・実施し、本部スキルアップ事業を積極的に活用しながら、点検効果 額の更なる引き上げを図る。また職員のマネジメントにより、点検技術の向上やモチベーションアップを目指す。
 - ① 医科・調剤については、自動点検等のシステムを効果的に活用し、メンテナンスの強化により精度を高め、医科の入院レセを重点的に点検実施する。
 - ② リーダーシップのとれる点検員を養成し、新人を育成できる体制を構築する。
 - ③ 毎日の勉強会において査定事例の集約及び共有化を徹底しスキルアップを図る。
 - ④ 毎月の月次報告書に個別の目標再審査請求件数を申告することで目標意識を高め、PDCAを行うことにより反省・改善・実践を繰り返しながら進捗管理を徹底する。(1人当たり再審査件数提出目標毎月 350 件以上)
また、日報で業務シェアを管理しながらきめ細かな業務支援、フォロー等を行うことにより、より効果的な点検体制を構築する。
 - ⑤ 従前の定量評価を重視しながら、定性的な評価も取り入れ、毎月ヒアリングを実施し点検員のモチベーションの向上を図る。
 - ⑥ 外部専門業者による研修会を開催し専門的な知識を習得、スキルアップを図り効果額向上へ繋げていく。
 - ⑦ 他保険者（広域連合等）との意見交換会を実施し、連携を密にしながら情報共有とスキルアップを図る。
 - ⑧ 例月の支払基金との協議の場において、他支部事例を積極的に活用するなど、査定基準の確認や支部間差異解消に

	重点を置いた協議を行う。また、「審査に関する苦情等相談窓口」の活用を図る。 ⑨ 一部外部委託されるレセプト点検において、点検外部委託業者のノウハウを取得し点検業務へフィードバックさせることで点検のクオリティを向上させる。外部委託業者との競争意識の喚起により効果額向上を図る。 ⑩ 歯科については、縦覧点検を基本とした点検の実施。 ＜資格点検＞ [目標] 被保険者一人当たりの効果額 2,750 円 ○ 資格喪失後受診等の疑いのあるレセプトについて、医療機関照会を的確に実施し、レセプトの医療機関への返戻及び加入者本人への返還措置を実施する ＜外傷点検＞ [目標] 被保険者一人当たり 450 円 ① 診療報酬 2,000 点以上の外傷レセプトについて、協会システム等により抽出し、負傷原因照会を実施する。 また、支部内担当グループ間で連携し的確に対象者を把握する。 ② 業務上・通勤災害のレセプトについて、レセプトの医療機関への返戻、加入者への返還措置を実施する。 ③ 第三者行為のレセプトについて、第三者に対し求償を実施する。 (11) 他グループとの積極的な連携のもと、レセプトデータの有効活用や分析を通して医療費適正化の推進に中心的役割を担う。 ○ 大分支部中期計画の重点戦略に基づき、支部統合のメリットを活かし、個人情報に留意しながら各グループへの事業へコミットする。26 年度はレセプトデータを情報資源として、医療費適正化対策等に貢献するための有効的かつ積極的な支援を行う。 ① 加入者への健康意識高揚のため、レセプト情報からの医療費分析を企画グループと共同し研究する。 ② 企画グループ、保健グループ及び業務グループと、レセプトデータをもとにした医療動向の問題、対策等を相互に連携し取組む。(26 年度は臼杵市連携業務) ③ 加入者の医療データを最大限に活用し、確実に PDCA サイクルを実行できるよう、レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進に積極的関与にできる体制を構築する。 (12) 医療費情報等の活用による給付適正化・サービスの実施 ① 加入者の健康意識の喚起や健康保険への理解を深めるために年 1 回「医療費のお知らせ」を前年同様に送付する。支部として効果・検証を行い、効果的な代替事業がないか検討を行う。 ② インターネットでの医療費情報提供を推進する。 ③ 業務グループと連携して被保険者証の適正使用についての啓発に取り組む。 ④ レセプト情報の開示請求等、情報提供サービスについて、サービスの改善や向上を図る。
3. 保健事業	政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、作成された「データヘルス計画」について、支部内での連携強化を行い、データヘルス計画及びパイロット事業等が円滑に推進できるよう取組を行う。

	(1) 健診 ○ 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：139,101 人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率：58.0%（実施見込者数：80,679 人） ・ 事業者健診データ 取得率：7.0%（取得見込者数：9,737 人） ○ 被扶養者（受診対象者数：48,600 人） ・ 特定健康診査 実施率：30.9%（実施見込者数：15,000 人） ① 関係機関（健診機関・労働局など）との連携強化による生活習慣病予防健診・事業者健診取得の推進 ② 医師会との連携強化によるかかりつけ医での特定健診実施 ③ 市町村との連携による特定健診とがん検診との同時実施の推進 ④ 効果的な広報手段等の検討・情報発信 ⑤ 受診券の自宅への直接送付を活用した受診促進の実施 (2) 保健指導 ○ 被保険者（実施対象者数：18,654 人） ・ 特定保健指導 実施率：30.0%（実施見込者数：5,596 人） （内訳）協会保健師実施分 22.0%（実施見込者数：4,104 人） - アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：1,492 人） ○ 被扶養者（実施対象者数：1,430 人） ・ 特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：143 人） ① 被保険者オプトアウト方式の徹底 ② IT を活用した保健指導の推進 ③ 中断防止策（ちゅうだん NOーとなど）の徹底 ④ 来所相談の促進 ⑤ アウトソーシングの推進 ⑥ アウトソーシング機関との連携強化 ⑦ 事業所健康診断シートの活用 (3) その他の保健事業 ○（継続）一社一健康宣言事業の展開 - 事業主に健康推進企業宣言をしてもらい、健診やその後の健康行動に対する職域の協力を図る。 ○（継続）加入者の健診・保健指導・生活習慣改善の促進（ホルトホールの活用） ① 加入者にホルトホールのイベントに合わせ健診や特定保健指導を実施する際、オプションで測定等を実施し楽しく健診・がん検診同時実施・特定保健指導などが行えるよう促進を行う。 ② 健康増進事業（食事・運動プログラムの体験教室に参加）に取り組んでもらい、協会のモニターとしてニーズ調査
--	--

や意見発信等も行う。

- ③ 市町村と連携し市町村会場での特定保健指導を促進し、町村に健康づくり拠点を増やす。

(4) 地方自治体や関係団体との連携強化

○（継続）健康づくりのための地域・職域推進事業

- ① 市町村等と連携し、加入者への健診・生活習慣病予防・重症化予防の重要性等の啓発を行う。
- ② 県・市町村の健診や健康イベントの情報提供を行い、加入者への啓発や参加促進を行う。
- ③ 県や市町村と健康増進事業で連携しセミナー・イベント等を開催する。
- ④ 県・大分市の健康ポイント付与事業（H26年度計画）に共催し一社一健康宣言等の事業の促進を図る。

○（新規）データヘルスに基づいた階層化支援サービス（パイロット事業）

- ① レセプトデータと健診データを組み合わせて分析を行い、40歳以上の被保険者の健康管理状況を8つのグループに分ける。（臼杵市及び一社一健康宣言事業所）
- ② 階層化した対象ごとに、健康状況に応じた行動変容支援サービスを実施する。
- ③ 各リスク層の構成比や行動変容率などを検証し、データヘルス計画策定につなげる。

○（新規）自覚的・自発的・自律的な健康づくり～インセンティブ付与健康増進活動事業（パイロット事業）

- ① Webによるポイントプログラムを導入し、健診結果や保健事業への参加状況に応じたポイントを付与する仕組みを構築する。
- ② 行政機関と連携し、被扶養者に対するポイント付与を促進する
- ③ ポイントに応じたインセンティブを付与することで、健康行動の変容率を検証する。

(5) 未治療者への受診勧奨

- 本部からの一次勧奨の後、二次勧奨該当者に対し、電話による受診勧奨を行う。

(6) 受診勧奨対策

○（継続）生活習慣病予防健診未受診事業所への勧奨

（事業者健診データ取得）

労働局との連携を強化し、効果的な取得推進を行う

生活習慣病予防健診を受診していない加入者30人未満で勧奨対象者が5名以上おり、受診率50%未満の事業所（約2000事業所）に対し受診とデータ提供の勧奨をする。平成25年度勧奨のアンケート結果を踏まえ、電話により生活習慣病か事業者健診データ提出のどちらかを実施していただくよう要請する。この電話部分を委託とする。

○（継続）被扶養者の特定健診と特定保健指導のDM勧奨

- ① 各市町村の集団健診（特定健診とがん検診同時実施）

	② かかりつけ医での受診 ③ ホルトホールでの協会けんぽの特定健診実施 ④ 特定保健指導対象者で未実施者に対しダイレクトメールを利用した来所相談の案内実施 ○（継続）生活習慣病予防健診申込書及び特定健診受診券の送付事業
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務刷新の実施 ○ 平成 27 年 1 月に予定される業務システムの刷新に備え、支部プロジェクトチームを活用し、体制の見直し、新システムの研修等を実施し、円滑な新システムへの移行を図る。 (2) 支部事務所の特性を生かした組織運営 ○ ワンフロア化された執務室と事務所立地の施設を生かした組織運営を行う。 (3) 組織運営の強化及び実績や能力本位の人事の推進 ○ 本部と支部の適切な支援・協力関係のもと、組織運営体制の強化を図る。 ① 評議会等での意見に基づき、PDCA サイクルの機能を充実させる。 ② 目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。 ③ 各部門間の仕切りをなくし、リアルタイムに各種情報の共有化を図り、業務を円滑に推進する。 ・全職員による全体終礼を定期的に実施する。 ・職員の健康活動の組織的な取組みを図る。 ④ 法令等の遵守（コンプライアンス）について、支部コンプライアンス委員会を中心に職員全員に徹底を図る。 ⑤ 支部個人情報保護管理委員会を中心に個人情報保護の徹底を図る。 ⑥ リスク管理体制を整備する。 ⑦ 事務処理の誤りの発生抑止に向けた取組みの強化を図る。 (4) 人材育成の推進 ○ 職員として、各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図るとともに、引き続き、企画、サービス向上、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。 ○ 支部独自の研修、及び本部での研修後の伝達研修の実施。 ○ グループ間の情報を共有しグループ横断的な企画ができる人材の育成 (5) 業務改革の推進 ○ 現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上を推進する。 ○ 各グループより毎月業務の効率化につながる提案を出してもらい、支部全体で共有していく体制をつくる。 ○ 業務改革会議を積極的に活用する。 ○ 企画担当者会議を通じて、他支部の好事例を活用する。

【大分】

	(6) 経費の削減の推進 ○ 事業実施に伴う成果物等について、担当グループと事前打合せを行い、経費面並びに職員の労務面からみて効率的な調達になるよう努める。 ○ 消耗品の Web 発注等を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 ○ 100 万円以上の調達や執行については、支部の調達審査委員会のもとに適切に管理する。 ○ 随意契約についても HP 等で公告するなど、多数の業者による競争を実施することで経費節減に努める。
--	--

平成２６年度 事業計画（宮崎支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・「保険者機能強化アクションプラン（第２期）」に基づき、地域の医療費、健診データ等を分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、分析に基づく加入者の健康保持増進のための「データヘルス計画（仮称）」を作成し、地域の実情に応じて、保険者機能強化アクションプラン（第２期）に記載した以下の事項について更なる充実・強化を図る。 - 医療に関する情報の収集と分析 - 医療に関する情報の加入者・事業主への提供 - 都道府県など関係方面への積極的な発信 - 他の保険者との連携や共同事業の実施 - 保健事業の効果的な推進 - ジェネリック医薬品の使用促進 ・「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」において、平成２７年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者、事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を強力に発信する。 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付の審査強化については、事業主に対する立入調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・軽減額通知サービスを行い、その効果を分析・発信する。 ・ホームページ、メールマガジン、広報誌（以下「広報媒体」）、メディアを活用し加入者への周知を図る。 ・封筒裏面を利用した広報の継続に加え、名刺裏面での広報を行う。 ・新規加入者をメインに「お願いシール」を配布する。 ・県安心使用促進協議会へ参加し、意見発信・情報提供を行うとともに、県・他の保険者との共同で使用促進策を検討・実施する。 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を継続していく。 ○調査研究の推進等 ・保険者機能強化アクションプラン（第２期）に沿って、本部から提供される情報の分析・レーダーチャート等の作成を行い、広報媒体による加入者への情報提供や県など関係機関への情報提供を行う。 ・健診システムやレセプトシステムから抽出・分析したデータを、保健指導や受診勧奨に活用する。 ・調査分析担当者のスキルアップと他支部との情報交換のため、九州ブロック会議の開催や先進支部視察を提案・計画する。 ○広報の推進 ・事業所のニーズにあわせた、健康保険制度や健康づくり等の出前出張講座を実施する。 ・前年度のアンケート調査結果を踏まえ広報計画を策定し、広報媒体により加入者等へ情報の提供を行うとともに、様々な機会を通してアンケート調査を実施し、創意工夫を活かしわかりやすい広報に努める。

	・支部独自の広報誌「協会けんぽみやざき」を引き続き発行する。 ・社会保険協会発行の広報誌や地方新聞誌の定例コーナーに原稿を提供する。 ・救急医療機関の適切な利用や小児救急医療電話相談事業の周知のため広報媒体で広く啓発する。また、小児救急医療電話相談事業については、県・県医師会作成のチラシ等も利用して啓発する。 ・新規適用事業所や健康保険委員に対し、健康保険制度や保健事業を掲載した冊子を作成し配布する。 ・定期的にプレスリリースを行い、メディアを通じた情報発信に努める。 ・日本年金機構主催の算定基礎届説明会、社会保険委員大会（研修会）や社会保険協会主催の講習会において、制度内容や健康づくりに関する情報を提供する。 ○的確な財政運営 ・「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」において、平成２７年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者、事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を強力に発信する。 ・保険者協議会、地域職域連携推進協議会（部会）、医療費適正化計画策定検討委員会等各種協議会に参加し、保険者としての意見を積極的に発信する。 ・広報媒体により情報を発信する。 ・日本年金機構との連絡調整会議を開催し、情報交換により連携強化を図る。
２．健康保険給付等	○サービス向上のための取組 ・お客様のご意見や苦情等を適切に把握し、現場にフィードバックすることによりサービスの改善や向上を図る。 ・健康保険給付について、申請書の受付から振込日までの期間をサービススタンダードとして定め、進捗管理を徹底し９営業日以内での支払いを着実に実施する。 ・教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底と職員のスキルアップを図るとともに、お客様に対する接遇及びマナーの向上を図るなどお客様の満足度を高める。 ・健康保険制度及び各種手続きに関する広報について、お客様から見てわかりやすいものを作成し周知する。 ○高額療養費制度の周知 ・制度改正が実施された場合は、本部通知に基づき制度改正の内容を十分に周知広報するとともに円滑な実施を行う。 ・高額療養費未申請者に対し、ターンアラウンド方式による申請手続きを勧奨するサービスを実施する。 ・限度額適用認定申請書等の配置に協力いただいている９４医療機関に引き続き協力いただくとともに、限度額適用認定証の周知を図っていく。 ○窓口サービスの展開 ・各種申請書の受付や相談等の窓口として、支部窓口及び年金事務所窓口へ常駐の契約職員を配置することによりサービスを提供する。 ・各種申請書郵送化の進捗状況や各窓口の利用状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、日本年金機構との協議をふまえ支部窓口の充実並びに年金事務所窓口体制の見直しを行う。 ○被扶養者資格の再確認 ・無資格受診の防止並びに高齢者医療に係る拠出金等を適正なものとするため、本部通知に基づき日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に実施する。 ○柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・施術内容について、他部位・頻回受診者にかかわらず柔整審査会で疑義の多い施術所での受診者等も含め患者照会を実施し、回答の結果で請求内容が疑わしいものについては、施術者に対し照会または申請書の返戻を実施する。

- ・適正な申請の促進を図るため、患者照会の際はチラシを同封し、柔道整復施術療養費について正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
 - ・不正受給等が疑われる施術所の情報については、積極的に厚生支局に情報提供を実施する。
 - 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止
 - ・申請者及び医師等への文書照会や審査医師の積極的な活用により適正な給付に努める。
 - ・不正請求の疑いがある申請書を対処するため、疑義が生じた保険給付の請求に対しては、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し効果的な審査・調査を実施する。
 - ・資格取得や標準報酬に疑義がある申請に関しては、日本年金機構との連携により事業所調査を実施し保険給付の適正化に努める。
 - 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化
 - ・被保険者証を送付する際に、退職時の被保険者証返納や適正受診に関する内容を記載したカードを同封する。
 - ・広報媒体や社会保険協会主催の講習会での周知や、健康保険委員研修会（社会保険委員大会）や新規適用事業所へのチラシの配布による周知、及び保険医療機関窓口への周知用チラシの設置などにより、事業主や加入者に対し資格喪失時の被保険者証の早期返納や受診防止について注意を図り債権発生の抑制に努める。
 - ・資格喪失時や扶養解除時等における被保険者証回収について、日本年金機構との連携を図りつつ、文書催告、電話催告等により回収強化を図る。
 - 積極的な債権管理回収業務の推進
 - ・債権回収業務を適正に進めるため、支部長を含めた債権管理対策会議を毎月開催し業務の推進を図る。
 - ・発生した債権については、早期回収に努め、文書催告、電話催告や訪問による催告を実施する。
 - ・強化月間を設け、全職員で債権回収に努める。
 - ・悪質な債務者等については、計画的に訴訟等の法的手続きを実施し債権回収に努める。
 - 効果的なレセプト点検の推進
 - ・資格・外傷・内容点検の実施。
 - ・協会システムを活用した効果的なレセプト点検を徹底する。
 - ・査定事例の共有化、研修等を実施し、点検スキルの向上を図る。
- 【目標】被保険者1人あたりの点検効果額
- | | | |
|------------|------|-----------|
| 内 容 点 検 | (年間) | 1,048 円以上 |
| 診療内容等査定効果額 | (年間) | 272 円以上 |
- ・定期的に支払基金と協議を実施する。
 - 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大
 - ・健康保険委員に対し、メールマガジン（健康保険委員用）及びチラシ（同）により定期的に情報提供を行う。
 - ・健康保険委員の声を聞く取組みとして、メールマガジンを利用したアンケート調査を実施する。
 - ・健康保険制度の周知や健康づくり事業に対する理解を深めていただくことを目的に、各地区社会保険委員会、日本年金機構と連携し研修会等を開催する。
 - ・健康保険委員表彰を実施し、研修会において伝達するとともに、インタビュー記事をホームページ等で紹介する。
 - ・各地区社会保険委員会、日本年金機構との連携により、健康保険委員の委嘱拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 健診

- 被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：129,124 人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率：57.7%（実施見込者数：74,505 人）
 - ・事業者健診データ 取得率：4.6%（取得見込者数：6,000 人）
- 被扶養者（受診対象者数：40,152 人）
 - ・特定健康診査 実施率：18.6%（実施見込者数：7,468 人）

(2) 保健指導

- 被保険者（実施対象者数：17,630 人）
 - ・特定保健指導 実施率：33.9%（実施見込者数：5,969 人）
 - （内訳） 協会保健師実施分 29.6%（実施見込者数：5,219 人）
 - アウトソーシング分 4.3%（実施見込者数：750 人）
- 被扶養者（実施対象者数：694 人）
 - ・特定保健指導 実施率：5.8%（実施見込者数：40 人）

(3) その他の保健事業

- 保健事業のテーマを「運動」とし、企画総務・保健グループ合同プロジェクト「広がれいい運D○けんぼの輪」において、宮崎県の1130県民運動を活用し、「事業所まるごとお任せ隊」も含めた健康づくり事業を企画・実施していく。
- 職場での運動の実践の勧奨と実施事業所へのステッカー配布
- 加入者向けの健康イベントを開催し、健康づくりの啓発を行う。
- 事業所の人事・総務担当者や管理者向けのメンタルヘルス研修について、関係団体との共同開催等を目指す。
- 県薬剤師会主催の「薬と健康フォーラム」に参加し、健康保険制度や健康についての相談ブースを設置し、健康づくり等の啓発を図る。
- 「ピンクリボン活動みやざき」に賛同し、協賛企業団体として乳がん検診の普及に努めるとともに、各種イベントに参加し活動を支援する。

(4) 受診勧奨対策

- 被扶養者の特定健診の受診環境の改善
 - ＜市町村がん検診との同時実施（国保特定健診との同時実施）協会単独集団健診の計画実施・協会単独集団健診と市町村のがん検診の同時実施等＞
- 各種イベントに協同参加し、受診勧奨
- 新規適用事業所への受診勧奨・職場の健康管理促進パンフ作成
- 特定保健指導につなげるために、事業所、健診機関からの事業者健診データ授受を推進する。
- 特定保健指導を支部直営、外部委託のバランスを考慮し、実施率の維持を目指す。
- PDCAを回す支部直営保健指導で、実施率の維持、受診者の満足度の上昇、保健指導の質の向上を目指す。
- 健診受診率、保健指導実施率向上のための健診案内、保健指導案内パンフレットを作成する。
- 事業所健康診断（事業所カルテ）を活用し、健診及び保健指導について事業主に積極的に働きかける。
- 平成26～27年度については、保険者協議会における代表保険者として、集合契約の締結や保険者間の調整等を行い、健診事業等の円滑な実施を図る。
- 電話の保留音（メロディ）を健診受診勧奨用のメッセージに変え、健診の受診勧奨を行う。

4. 組織運営及び業務改革

○業務・システム刷新

- ・平成27年1月のサービスインに向けて、支部に設置したプロジェクトチームにより刷新に関連する作業を円滑に進め、スムーズな移行と早期定着を図る。

○組織の適正な運営

- ・評議会を基軸として、加入者・事業主の意見を反映した事業運営を行う。
- ・事業計画進捗管理シートを基に支部会議において進捗状況を確認し、効率的・効果的な事業運営を行う。
- ・マネージャー会議、リーダー会議、グループ会議を通じて内部統制、情報の共有化、グループ間の連携強化を図る。
- ・研修やコンプライアンス委員会の開催により、コンプライアンスの遵守を徹底するとともに、セルフチェックシートを活用し職員への意識付けを図る。
- ・研修を通じて個人情報保護や情報セキュリティ対策の重要性を周知し、個人情報保管状況チェック表により常時点検する。
- ・発生したリスクの分析・対応や発生防止などリスク管理の体制整備を図る。

○人材育成の推進

- ・本部研修への職員派遣、及び研修後の伝達研修を実施する。
- ・通信教育講座の斡旋を行う。

○業務改革の推進

- ・業務改革会議に参加し、支部としての業務改革・改善提案を行うとともに、参考となる事項は積極的に取り入れる。
- ・発送業務等について、アウトソーシングを一層推進する。

○経費の節減等の推進

- ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。
- ・消耗品の在庫管理を行い、web 発注による経費節減を図る。
- ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料の削減等に努める。
- ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。

平成26年度 事業計画（鹿児島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進【支部重点項目】 ・地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析し支部の実情に応じた「鹿児島支部データヘルス計画」を作成し、保険者機能のさらなる充実強化を図る。 ○事業所訪問の積極的な推進による、事業主、加入者の意識や意見などの把握および直接的な情報提供 ○医療に関する情報の収集と分析 ○医療に関する情報の加入者・患者への提供 ○県など関係方面への積極的な発信 ○他の保険者との連携や共同事業の実施 ○保健事業の効果的な推進 ○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策【支部重点項目】 ・鹿児島市と連携し、「CKD予防ネットワーク」の推進を図る。 ・県と連携し「脳卒中対策プロジェクト」や「CKD対策協議会」に参画、重症化予防対策に取組み、県や他の保険者との連携推進を図る。 ・中長期的な観点から保健事業の総合的かつ効果的な実施のため「健康づくり推進協議会」の充実を図る。 ・被保険者証の適正使用の周知等の医療費適正化のための総合的対策を強力に実施する。 ・医療費分析で得られた結果を関係団体と積極的に共有することで、地域における医療費適正化の取組みの方向性を明確にし、一体感を醸成していく。 (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・県後発医薬品安心使用協議会へ参画し、関係機関と連携、情報共有を図るとともに使用促進の意見発信をしていく。 ・ジェネリック医薬品の使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者、医療機関、薬局への適切な広報等を実施。 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスの年度内2回目通知を継続実施。 ・支部のジェネリック医薬品使用割合が現在比較的高いことの要因を分析し、より一層の促進に役立てる。 (4) 調査研究の推進 ・協会保有のレセプトデータ、加入者の健診データを基に、これまで明らかにされてきた鹿児島支部の医療費の特徴から一歩踏み込んでその要因を明らかにし、具体的に医療費の適正化ができる戦略的施策の実行に役立つ分析を行う。 ・県、二次医療圏単位での疾病動向、医療費、医療提供体制、健診結果等の関係について、分析ツールを活用し、加入者や患者が効果的で効率的な受診ができるための要因分析を行う。 (5) 広報の推進 ・分析の結果得られた情報を事業主・加入者へわかりやすく提供し、地域の医療費の動向やこれに関連する要因について理解を深め、意識が高まるよう広報に努める。 ・ホームページ上での医療費等の分析データの公表等を行いさらなる充実を図る。 ・鹿児島支部の医療費等のデータを利用した意見交換会の実施。 ・メールマガジンを活用した、加入者の視点からの積極的な情報提供。

	・ 県、市町村、関係団体及び健康保険委員との協力連携による広報の推進。 ・ マスメディアを活用した広報の実施。
2. 健康保険給付等	(1) 加入者サービスのさらなる推進【支部重点項目】 ・ 加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 ・ サービススタンダード達成 100%の維持、かつ、着実な支給を行なう。 ・ お客様に対する接遇の向上。 窓口満足度、全国 1 位を目標とする。 (参考：24 年度結果、窓口満足度 95.8 ポイント 26 位 架電満足度 64.5 ポイント) ・ 任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進を図る。 ・ 届書の更なる郵送化を図る。 (2) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・ 多部位・頻回の申請について加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。 (3) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止【支部重点項目】 ・ 保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、支部全体で対応するとともに、不正受給防止の観点から事業主への立入検査の実施、加入者、医師、電話・文書照会等を進め、審査を強化する。 ・ 審査医師の有効活用により適切・適正な審査の実施。 ・ 事前・事後調査等により適切な処理の実施。 (4) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 ・ 加入資格を喪失した後の被保険者証の回収などを強化する。 ・ 文書による督促回数の 3 回を継続し、電話による督促を実施する。 (5) 積極的な債権回収業務の推進【支部重点項目】 ・ 返納金等の各種債権について、新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。 ・ 喪失後受診者に対する早期の勧奨を進める。 ・ 文書催告、電話や戸別訪問による催告を行なうとともに、法的手続きによる回収を更に進める。 ・ 回収率については、平成 25 年度支部結果以上を目標とする。 (参考：24 年度回収率 鹿児島 64.47%、全国 58.36%) (6) 高額療養費制度の周知 ・ 限度額適用認定証についての周知を図る。 ・ 高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを更に推進する。 (7) 被扶養者資格の再確認（被保険者証の検認） ・ 医療費の適正化（被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止）及び加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療制度への支援金等を適正なものとするため、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構（年金事務所）との連携の下、事業主の協力を得て、的確に行っていく。 (8) 効果的なレセプト点検の推進 【資格点検】 ・ 喪失後受診に対する取り組みを強化する。（事業主に対する遡及喪失による医療費返還発生の認識の徹底および該当者への

周知の協力、早期回収の広報および指導、被保険者証の適正利用の啓発)

- ・返納金債権発生抑制のため業務グループとの連携を強化する。

【外傷点検】

- ・負傷原因届の提出勧奨強化を行い、回答の回収率を 80%以上にする。
- ・第三者行為届未提出者へ文書・電話等による届出提出の二次、三次催告を実施する。
- ・支払遅延の損保会社および加害者へ早期回収のため文書・電話等による二次、三次催告を実施する。

【内容点検】

点検効果向上計画に基づいて

- ・自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検業務を徹底し点検効果額を向上させる。
- ・点検員のスキルアップ事業の充実を図り点検技術を向上させる。
- ・支払基金一次審査拡大に対する新たな点検方法や対策を確立させる。
- ・支払基金との医療費適正化に対する連携を強化する。

※効果額の目標値

【資格点検】被保険者一人当たり点検効果額が 25 年度支部実績を上回ること。(26 年度目標値 1,720 円)

【外傷点検】被保険者一人当たり点検効果額が 25 年度支部実績を上回ること。(26 年度目標値 490 円)

【内容点検】被保険者一人当たり点検効果額が 25 年度支部実績を上回ること。(26 年度目標値 1,200 円)

加入者一人当たり診療内容等査定効果額(10割)が 25 年度支部実績を上回ること。

(26 年度目標値 168 円)

(9)健康保険委員の委嘱の促進及び研修会等を実施し、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進する。

- ・委員委嘱数 1,000 名を必達とする。
- ・研修会等の実施により意見・要望等を事業に反映する。

3. 保健事業

(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進【支部重点事項】

①加入者の疾病予防や健康増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組みを進める。

②他支部事例で高実績が出ている事例について検証を行うとともに、自支部での実情に即した展開の実施を進める。

(2)特定健康診査の推進

○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:198,262人)

- ・生活習慣病予防健診実施率:48.2%(実施見込者数:95,562人)
- ・事業者健診データ取得率:14.1%(取得見込者数:27,955人)

○被扶養者(受診対象者数:63,973人)

- ・特定健康診査実施率:21.8%(実施見込者数:13,964人)

①生活習慣病予防健診の実施率の向上

- ・他支部の成功事例を参考にして、巡回車を活用した健診体制の拡充を図る。
- ・健診実施機関の少ない日置市、志布志市における契約機関数の増大を図る。

②事業者健診データの取得促進

- ・医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）を最大限活用し、労働局等との連携を図り、また、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図ることで、特定健康診査実施目標の達成に努めていく。

③特定健康診査の実施率の向上

- ・対象者個人に確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付することにより、健診実施率の向上を図る。
- ・適切な広報を行うとともに、引き続き、市町村が行うがん検診との連携を強化する。
- ・前年度に引き続き医療機関（公募による）との協力連携の独自健診の継続実施と、更なる効果的な手法の共同展開。

(3) 特定保健指導の推進

○被保険者（実施対象者数：22,082人）

- ・特定保健指導実施率：25.1%（実施見込者数：5,550人）
（内訳） 協会保健師等実施分 18.8%（実施見込者数：4,150人）
アウトソーシング分 6.3%（実施見込者数：1,400人）

○被扶養者（実施対象者数：1,395人）

- ・特定保健指導実施率：2.7%（実施見込者数：38人）

①特定保健指導のアウトソーシングの推進

- ・健診当日に保健指導の階層化が実施可能な契約医療機関、及び保健指導者が在籍する事業所と業務委託契約を結ぶことにより、保健指導の実施率の向上を図る。
- ・契約医療機関数の増大を図る。

②医療費適正化に向けた保健指導の重要性の認識率を高める活動の推進

- ・企画グループとの連携による「事業所健康度診断」を作成、事業所訪問により保健指導の重要性に対する認識度を高

	めてもらい、特定保健指導の勧奨を行うことで、二次予防につなげる。 ・企業団体等、企業活動に影響を与える団体、企業等への直接訪問による保健指導の受入促進を図る。 (4) その他の保健事業【支部重点事項】 ①鹿児島県が実施する「脳卒中対策プロジェクト推進検討会」「ＣＫＤ対策協議会」への参画と協力連携の推進。 ②鹿児島市が本年度より開始する「ＣＫＤ予防ネットワークプロジェクト」と連携して、鹿児島市在住の協会けんぽ加入者に対する疾患予防の周知やイベント等の共同開催を実施する。 ③保険者協議会と連携協力しての健診結果分析や、生活習慣情報の分析の推進を図る。 ④「健康づくり推進協議会」の充実を図り、総合的かつ効果的に支部保健事業を実施する。 ⑤平成27年度から予定される「データヘルス計画」実施に向けた計画を策定する。
4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システムの刷新【支部重点事項】 ・現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、平成 27 年 1 月のサービスインに向け、統合データベース構築、事務処理のペーパーレス化・自動化やデータ入力・印刷発送業務の集約化等に対応するため、本部と連携して、業務・システムの刷新を実施していく。また、円滑な業務の移行のため「プロジェクトチーム」を設置し、検討・準備を推進する。 (2) 職員の意識改革推進 ・事業計画および目標の達成に対する意識の徹底。 (3) 組織の適切な運営 ・支部内での情報共有、コンプライアンスや個人情報保護等各種規程の遵守及びリスクの点検や分析等リスク管理体制の整備を図る。 (4) 人材育成の推進 ・ＣＳ向上、コンプライアンス等、職員の能力開発向上を図る支部内研修を実施するとともに、本部研修受講者による伝達研修により人材育成の強化を図る。 (5) 業務改革の推進 ・定型業務のアウトソーシングを一層推進し、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。 (6) 経費の節減等の推進 ・職員のコスト意識を高め、書類の整理や収納スペースの有効活用、適切な在庫管理等での経費削減を推進する。 ・調達審査委員会意見に基づき調達や執行を適切に管理し、ＨＰへの公表により透明性の確保に努める。 ・業務プロセスの見直し等により超過勤務時間の削減を図る。

平成２６年度 事業計画（沖縄支部）

項 目	実 施 内 容 等
１．保険運営の企画	(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第２期）」に基づき、地域の医療費や健診データを活用した医療費分析により地域の実情を把握し関係方面への積極的な情報発信を行うとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、地域の実情に応じた医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプラン（第２期）に沿った以下の事項について更なる充実・強化を図る。 ○医療費分析結果の情報発信 ○高血圧と糖尿病予防の重症化対策 ○「おきなわ津梁ネットワーク」の普及促進及び効果的活用 ○妊産婦及び乳児の医療費削減に向けた取り組み ○ジェネリック医薬品の使用促進 ○福寿うちな～運動の効果的推進
	(2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック使用割合（数量ベース）４７％を目標とし、各種広報誌掲載による普及啓発、医療機関等へのジェネリック使用促進ポスター配布や、加入者へのジェネリック希望シールの配布等を行うとともに、関係機関への意見発信を推進することにより使用促進強化を図る。
	(3) 広報の推進 ①疾病の予防や健康増進の重要性、保険料率設定、資格喪失後受診、任意継続、給付の仕組み等を加入者へ分かりやすく広報するため、定期的なプレスリリースの実施、市町村・関係団体が発行する定期的広報誌・チラシへの掲載など情報発信を強化する。 ②ホームページを活用した情報発信の強化に加え、加入者に直接届くメールマガジンの登録者数の目標を９５０名に拡大する。 ③新規適用事業所に対する支部事業案内リーフレットの配布、新規加入者に対して被保険者証送付時に「加入者のしおり」を配布するなど、きめ細かな事業説明を行い協会けんぽが行う事業の周知を図る。

	(4) 関係方面への積極的な発信及び連携 ①保険者間の連携の下、医療費及び健診データの分析に基づき保険者として行政機関及び医療関係者に積極的に意見・情報を発信する。 ②県内の日本年金機構年金事務所及び沖縄事務センターと「社会保険事業連絡調整会議」を開催し、適正かつ円滑な事業運営を図る。 ③県や市町村、医師会等との間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結した上で、「おきなわ津梁ネットワーク」を推進し、地域医療連携体制を構築する。 ④持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(案)において、平成 27 年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現等について、県選出国会議員・マスコミ・関係団体へ積極的に発信・提言していく。
2. 健康保険給付等	(1) サービス向上のための取組 加入者等のご意見や苦情等を迅速・正確に理解しサービスの改善に結びつける。また、お客様アンケートや満足度調査の結果を踏まえ、電話対応の一層の向上を図る。 健康保険給付については、申請の受付から給付金振込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実に実施する。 また、健康保険給付の申請の周知については各種広報を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。 さらに、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料について口座振替や前納の利用促進を図る。 (2) 高額療養費制度の周知 高額療養費制度については平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。また、高額療養費未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを更に推進する。 (3) 窓口サービスの展開 届書の郵送化推進（目標 80%）を図りつつ、その進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、効率的かつ効果的な窓口サービスを展開する。

	(4) 被扶養者資格の再確認 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。
	(5) 療養費の照会業務の強化 特に頻回受診や3部位以上の受診が多く見受けられる柔道整復施術療養費及び長期受診が見受けられるはり灸、あんま、マッサージに係る療養費について、給付の適正化の観点から、請求が疑わしい事案については必要に応じ施術者や受診者への照会を行い、九州厚生局等と連携し適正化を図る。 また照会時にパンフレットを同封し、受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
	(6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 資格取得又は月額変更直後の傷病手当金・出産手当金請求などの申請等には、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し厳格に審査・調査を行うとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。
	(7) 海外療養費支給申請における重点審査 海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。
	(8) 効果的なレセプト点検の推進 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、以下の取り組みを実施することにより、査定効果額を一層向上させ、平成25年度の実績を上回る事を目標とする。 ① システム点検によるレセプト抽出の精度を上げ、点検業務の効率化を図る。 ② 査定事例の共有化やスキルアップ研修を充実させ、質の向上を図ると共に点検員の勤務成績に応じた評価を行う。 ③ 支払基金との連携を強化し、効果的な点検業務に取り組む。
	(9) 無資格受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 日本年金機構における一次催告において回収ができなかった被保険者証については、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を

	防止するため、文書による二次催告及び電話等による三次催告を積極的に行い、被保険者証の回収を強化する。 また、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
	(10) 積極的な債権管理回収業務の推進 債権回収率の目標を前年度の全国平均値を超えることとし、その達成に向け新規発生債権の早期回収に努め、催告状の他、電話や訪問による催告を実施するとともに、状況を勘案し法的手続きによる債権回収を実施する。
	(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 健康保険委員は、事業主と加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修等の開催によって健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただく。 また、活動や功績が顕著な委員に対する表彰を実施するとともに、委嘱者数の目標を 1,500 名として更なる拡大を図る。
3. 保健事業	○保健事業の総合的かつ効果的な推進 各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて効果的な保健事業を進める。 特定健康診査及び特定保健指導を目標到達に向けて最大限推進するとともに、健診の結果要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及び QOL の維持を図るための取り組みを進める。 また、「福寿うちな～（健康づくり）推進協議会」において策定した保健事業のグランドデザインに基づき、県における横断的な事業展開を推進する。
	(1) 特定健康診査 事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。 事業者健診については、データ提供の徹底を図るための行政通知を踏まえ、県や労働局等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の到達に努めていく。

被扶養者の特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、ショッピングセンター等における協会けんぽ主催の「まちかど健診」を実施し受診機会の拡大を図る。

また、確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。

広報については、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会を通じて、自治体や他保険者と連携し、協同で実施する。

①被保険者（４０歳以上）（受診対象者数：１３９，９５６人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：６１．０％（実施見込者数：８５，３７３人）
- ・事業者健診データ 取得率：２．３％（取得見込者数：３，２１８人）

②被扶養者（４０歳以上）（受診対象者数：５３，１０１人）

- ・特定健康診査 実施率：２５．０％（実施見込者数：１３，２７５人）

(2) 保健指導

保健指導については、健診データや医療費データ等の分析結果を活用して保健指導の利用拡大に繋げ、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取り組みを進める。

また、離島や協会けんぽ保健指導担当者不在地域については、アウトソーシングを積極的に活用していくため健診実施医療機関等との調整を進めるとともに、市町村保健師とも連携した保健指導を展開する。

①被保険者（実施対象者数：２１，７０５人）

- ・特定保健指導実施率：２６．６％（実施見込者数：５，７７４人）
- （内訳）協会保健師実施分 １４．０％（実施見込者数：３，０３９人）
- アウトソーシング分 １２．６％（実施見込者数：２，７３５人）

②被扶養者（実施対象者数：１，８４５人）

- ・特定保健指導実施率：３．８％（実施見込者数：７０人）

【合計】＊特定保健指導 実施対象者数 ２３，５５０人

実施率 ２４．８％（実施見込者数 ５，８４４人）

(3) その他の保健事業

①妊産婦及び乳児の医療費削減に向けた取り組み

那覇市・浦添市と連携し、平成 25 年度に収集した妊婦を対象とした食事に関する質問調査及びアンケートデータにより、妊婦の栄養摂取状況と出生した子の体重等を追跡調査することで、東京大学と共同で低体重出生児の原因分析を行い、広く啓発を行う。

②福寿うちな～運動の効果的推進

事業所の健康保険委員等を健康サポーターとして活用し、事業所単位の平均歩数のフィードバックやニュース送付により、継続した健康づくりの実践につなげることで、参加者の健康管理意識、特定健診受診率の向上及び、特定保健指導の強化を図る。

また、健康寿命日本一を目標に、事業主・市町村及び企業等を推進母体として当該運動を全県的に普及させるための活動を推進する。

③保険者協議会との連携による詳細検査の実施

保険者協議会において、協会けんぽ管掌の生活習慣病予防健診で医療受診勧奨値を示しているにも関わらず医療未受診者である方々を対象に、詳細な検査（頸動脈エコー及び遊離脂肪酸）を実施し、動脈硬化及び臓器障害の状態を明らかにし、重症化予防のための質の高い保健指導の実践と医療分析を実施する。

(4) 受診勧奨対策

○高血圧と糖尿病の重症化予防

毎月、健診データより重症域レベルにある対象者（Ⅱ～Ⅲ度高血圧・空腹時血糖 126mg /dl 以上・eGFR 値 30 未満・中性脂肪 400mg/dl 以上）を抽出し、レセプトにて生活習慣病の受診歴のない者へ文書にて受診を勧奨する。

複数回対象となっている対象者へは、個々の健診結果に合わせた受診勧奨文を作成する。

さらに、重症域レベルの高い対象者については文書による勧奨に加え、保健師が電話による受診勧奨を行い、より確実に受診に繋げる取り組みを進める。

また、特定保健指導の為の事業所訪問の機会を活用して早期介入による面談を実施する。

これらの取り組みに加え、県医師会が構築する「おきなわ津梁ネットワーク」に参画し、重症域レベルの高い者について医療機関受診の有無を確認する取り組みを開始し、迅速かつ効率的な受診勧奨を行うとともに、県全体で実施する地域医療連携体制の構築に向けて積極的に協力する。

4. 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システムの刷新 新しい業務・システムの早期定着を図るため、支部内研修を行い、新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。 また、業務の移行、新しい機器の設置などに対応するとともに、申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員・関係機関等にお知らせするため、「沖縄支部プロジェクトチーム」を設置し、本部と連携を図りつつ、検討・準備を進める。
	(2) 事業主及び加入者の皆様の意見を反映した事業運営 沖縄支部の組織運営については、「評議会」を基軸として、事業主及び加入者の皆様のご意見を反映した事業運営に努める。
	(3) 組織運営の強化 支部の各種委員会制度を活用し横断的な組織運営を行い、参加意識の高揚による組織の活性化を図り、前向きで積極的に、目標にチャレンジする「明るく元気な職場」作りの推進を図る。
	(4) 業務改革の推進 入力等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進することにより、職員のコア業務や企画的な業務への重点化を推進する。また、支部独自の業務改善運動を活発に行い、職員のアイディアや現場の発想を事業運営に活かしていく。
	(5) 人材育成の推進 支部独自の職場内研修を企画し、主体性と実行力のある人材の育成を図るとともに、本部等が実施する企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の研修に職員を積極的に派遣し人材育成を行う。また、e-ラーニング、通信教育講座の斡旋など研修機会の確保を行う。
	(6) 実績や能力本位の人事制度の定着 協会のミッション(使命)や目標を踏まえ、目標管理制度や人事評価制度を適切に実施する。
	(7) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、行動規範の読み上げ及び各種会議等を通じて、その遵守を徹底する。 個人情報保護やセキュリティについては、支部内に設置する個人情報管理委員会の開催、研修の実施、各種規程の遵守及びア

	クセス権限やパスワードの適切な管理等を徹底し、点検実施する。
	(8) 経費の節減等の推進 経費に対する職員のコスト意識を高め、一般競争入札を原則とし、調達を随意契約とする場合であっても、見積もり合わせ等により競争性を確保するとともに、１００万円超の随意契約にあつては調達審査委員会で厳格に審査を行う。 また、消耗品の web 発注や印刷物等の適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。